

模倣対策マニュアル

ブラジル 編

2011年3月



はじめに

我が国と諸外国との経済的相互依存関係が深まる中で、今後とも我が国企業の海外進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれます。今後、我が国企業が諸外国で事業を展開していく前提として、国内のみならず進出先においても商標・意匠・特許等の知的財産権が適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されています。しかし、未だに不備な部分を残しており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、進出先で知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成9年度より特許庁委託事業として、海外における我が国企業の知的財産権保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル ブラジル編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です(http://www.jetro.go.jp/theme/ip/data/manual.html)。本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2011年3月

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

<u>目次</u>

| <u>用語</u> | .XI |
|-----------------------------------|-----|
| 全体要旨 | 1 |
| 1. ブラジルの法制度 | 1 |
| 2. 知的財産権に関するブラジルの司法制度 | 2 |
| 3. ブラジルにおける知的財産権の取得及び保護 | 3 |
| 3.1. INPI の役割 | 4 |
| 3.2. 知的財産権の保護に関する措置 | 5 |
| 第1章 ブラジルにおける産業財産権の取得 | 7 |
| 第1節 特許 | 7 |
| 1.1. 特許法の歴史的背景 | 7 |
| 1.2. ブラジル産業財産庁(INPI) | 7 |
| 1.3. 統計データ | 9 |
| 1.4. 政策(Policy)及び国際特許規制制度への適応 | 9 |
| 1.4.1. 工業所有権の保護に関するパリ条約 | 9 |
| 1.4.2. 世界知的所有権機関(WIPO) | .10 |
| 1.4.3. 特許協力条約 (PCT) | .11 |
| 1.4.4. 世界貿易機関 (WTO) | .11 |
| 1.4.5. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS) | .11 |
| 1.5. ブラジルの特許制度の概要 | .11 |
| 1.5.1. 領域内における保護 | 12 |
| 1.5.2. 保護期間 | 12 |
| 1.5.3. 保護の種類 | 12 |
| 1.6. 出願人適格 | 12 |
| 1.7. 従業者又は事業契約者により開発された発明及び実用新案 | .13 |
| 1.8. 特許性-要件 | 13 |
| 1.8.1. 特許を受けることができる発明及び実用新案 | .13 |
| 1.8.2. 発明及び追加特許証 | 14 |
| 1.8.3. 実用新案特許 | 14 |
| a) 新規性 | .14 |
| b) 進歩性 | 17 |
| c) 産業上の利用可能性 | 17 |

| 1.8.4. 特許を受けることができない発明及び実用新案 | 17 |
|------------------------------|----|
| 1.8.5. 優先権 | 17 |
| a) 優先権の譲渡 | 18 |
| 1.9. コンピュータソフトウェア | 19 |
| 1.9.1 ソフトウェア登録出願を法律により認められる者 | 20 |
| 1.9.2 決定の公開 | 20 |
| 1.9.3 法的側面 | 20 |
| a) 法的性質 | 20 |
| b) 有効性 | 21 |
| c) 所有権及び著作者 | 21 |
| d) 権利 | 21 |
| e) 秘密保持 | 21 |
| f) 登録出願手続の諸段階 | 22 |
| 1.10. ビジネスモデル | 23 |
| 1.11. 動植物 | 24 |
| 1.11.1. 植物 | 24 |
| 1.11.2. 動物 | 24 |
| 1.12. 特許出願の提出 | 25 |
| 1.12.1 出願の提出 | 25 |
| 1.12.2. 出願の要件 | 26 |
| 1.12.3. 出願の技術審査手続 | 28 |
| 1.12.4. 登録の許可 | 28 |
| 1.12.5. 特許の効力 | 29 |
| 1.13. 特許協力条約(PCT)—外国人出願人 | 29 |
| 1.13.1. 国内手続 | 29 |
| 1.14. 出願の要件 | 29 |
| a) 委任状 | 30 |
| b) 出願に必要な書類 | 30 |
| c) 優先権を証明する書類 | 30 |
| d) その他の書類 | 30 |
| 1.15. 審查請求 | 31 |
| 1.16. 特許出願料 | 31 |
| 117 出願の公開 | 31 |

| 1.18. 異議申立て | 31 |
|-----------------------|----|
| 1.18.1. 行政手続 | 31 |
| 1.18.2. 無効訴訟 | 32 |
| 1.19. 特許に関連する権利 | 32 |
| 1.19.1. 存続期間 | 32 |
| 1.19.2. 特許権の制限 | 32 |
| 1.20. 公開 | 33 |
| 1.20.1. 産業財産権公報 (RPI) | 33 |
| 1.20.2. 特許データベースの検索 | 33 |
| 1.20.3. 自から行う端末による検索 | 34 |
| 1.21. 譲渡及びライセンス | 34 |
| 1.21.1. 譲渡 | 34 |
| 1.21.2. 任意ライセンス | 34 |
| 1.21.3. 強制ライセンス | 34 |
| 1.22. 特許データベースの調査 | 36 |
| 1.23. 審判機関 | 37 |
| 1.24. 行政上の特許無効請求 | 37 |
| 1.25. 年次手数料 | 38 |
| 第2節 意匠特許 | 40 |
| 2.1. 意匠特許制度の概要及び定義 | 40 |
| 2.2. 登録可能性と要件 | 40 |
| 2.2.1. 独創性 | 40 |
| 2.2.2. 新規性及び技術水準 | 41 |
| 2.2.3. 優先権の主張 | 42 |
| 2.3. 意匠登録の出願及び方式要件 | 43 |
| 2.3.1. 出願人適格 | 43 |
| 2.3.2. 創作者の名称の非開示 | 44 |
| 2.3.3. 書類 | 44 |
| 2.3.4. 方式審査 | 45 |
| 2.3.5. 単一の物品 | 45 |
| 2.3.6. 委任状 | 45 |
| 2.3.7. 出願の法的効果 | 46 |
| 2.4. 特許出願の処理及び審査 | 46 |

| 2.4.1. | 予備審査の省略 | .46 |
|---------|---|-----|
| 2.4.2. | 特許出願の公告及び登録の付与 | .47 |
| 2.4.3. | 特許出願に係る措置 | .47 |
| 2.4.4. | 公式要求 | .47 |
| 2.4.5. | 拒絶査定 | .47 |
| 2.5. | 登録手続に要する期間 | .48 |
| 2.6. | 手数料 | .48 |
| 2.7. | 登録の付与及び存続期間 | .48 |
| 2.7.1. | 登録により与えられる保護 | .48 |
| 2.7.2. | 領域内における保護 - 属地主義 | .48 |
| 2.7.3. | 意匠の所有者が有する権利 | .49 |
| 2.7.4. | 譲渡 | .49 |
| 2.7.5. | 権利に対する制限 | .49 |
| 2.7.6. | 存続期間及びその延長 | .50 |
| 2.7.7. | 従業者又は役務提供者による創作 | .50 |
| a) 1 | 吏用者の独占的権利 | .50 |
| | 送業者の独占的権利 **** | |
| | 共有 意匠を考案する目的で雇用された従業者への報酬 | |
| 2.7.8. | 登録の消滅 | |
| 2.8. | ー・ 登録の無効 | |
| 2.8.1. | | |
| a) I | NPI による行政審査の請求 | |
| 2.8.2. | 行政上の無効手続 | .51 |
| 2.8.3. | 無効請求 | .52 |
| | 審判請求 | |
| | 5年間の保護手数料 | |
| | INPI の産業財産権公報(RPI)における公告及び INPI のウェブサイト | |
| での開 | 示 | .53 |
| 2.11.1. | . 産業財産権公報(RPI) | .53 |
| | . 意匠特許データベースの閲覧 | |
| 2.11.3 | . 自ら行う端末による検索 | .54 |
| 第3節 | i 商標 | .55 |

| 3.1. 歴史的背景 | 55 |
|-----------------------------|----|
| 3.2. 国際条約 | 55 |
| 3.2.1. マドリッド協定議定書 | 55 |
| 3.2.2. 商品及びサービスの国際分類(ニース分類) | 56 |
| 3.2.3. ウィーン分類・図形 | 56 |
| 3.3. INPI | 57 |
| 3.4. 統計データ | 57 |
| 3.5. 定義 | 57 |
| 3.6. 商標の性質 | 58 |
| 3.6.1. 商品商標/サービスマーク | 58 |
| 3.6.2. 証明商標 | 58 |
| 3.6.3. 団体商標 | 59 |
| 3.7. 表示方法 | 59 |
| 3.8. 出願人適格 | 59 |
| 3.9. 商標登録の要件 | 59 |
| 3.9.1. 業務との関連性及び適法な事業 | 61 |
| 3.9.2. 不登録事由がないこと | 61 |
| 3.9.3. 登録可能性のあること | 61 |
| 3.10. 先願主義 | 61 |
| 3.11. 登録手続 | 62 |
| 3.11.1. 出願 | 62 |
| 3.11.2. 手数料 | 63 |
| 3.11.3. 審査 | 63 |
| 3.11.4. 異議申立 | 63 |
| 3.11.5. 登録証の発行 | 64 |
| 3.12. 無効 | 64 |
| 3.12.1. 行政上の無効手続 | 64 |
| 3.12.2. 無効請求 (訴訟) | 64 |
| 3.13. 商標に関する権利 | 65 |
| 3.13.1. 商標権の存続期間 | 65 |
| 3.13.2. 譲渡 | 65 |
| 3.13.3. 使用許諾 | 65 |
| 3.13.4. 商標権に対する制限 | 66 |

| 3.13.5. 商標権の消滅 | 66 |
|----------------------------------|----|
| 3.14. 類似性 | 66 |
| 3.15. 著名商標 | 67 |
| 3.16. 周知商標 | 68 |
| 3.17. 外国で登録された商標の保護 | 68 |
| 第4節 原産地の地理的表示 | 70 |
| 第 5 節 著作権 | 71 |
| 5.1. はじめに | 71 |
| 5.2. 定義 | 71 |
| 5.3. 著作者人格権、著作財産権及び著作隣接権 | 72 |
| 5.3.1. 著作者人格権 | 72 |
| a) 出所の表示 | 73 |
| 5.3.2. 著作財産権(patrimonial rights) | 74 |
| 5.3.3. 著作隣接権 | 74 |
| 5.3.4. 著作権の譲渡 | 75 |
| 5.4. 法令 | 75 |
| 5.4.1. 国際制度 | 75 |
| 5.4.2. 国内制度 | 76 |
| 5.5. 著作権登録局 | 76 |
| 5.5.1. ECAD | 77 |
| 5.5.2. 国立図書館 | 78 |
| 5.6. 著作権及びインターネット | 78 |
| 第6節 その他の権利 | 80 |
| 6.1. 商号 | 80 |
| 6.1.1. 準拠法 | 80 |
| 6.1.2. 定義及び内容 | 80 |
| 6.1.3. 登録 | 80 |
| 6.1.4. 申請できる者 | 81 |
| 6.2. ドメインネーム | 81 |
| 6.2.1. 準拠法 | 81 |
| 6.2.2. 定義 | 81 |
| 6.2.3. 申請できる者 | 81 |
| 6.2.4. 登録 | 82 |

| 6.2.5. 外国企業の登録手続 | 83 |
|-----------------------|----|
| 6.2.6. ドメイン登録の期間及び手数料 | 83 |
| 6.3. 集積回路の回路配置 | 83 |
| 6.3.1. 準拠法 | 83 |
| 6.3.2. 定義及び内容 | 83 |
| 6.3.3. 登録の申請 | 84 |
| 6.3.4. 権利の存続期間及び実施 | 84 |
| 6.3.5. 登録適格者 | 85 |
| 6.4. 植物品種に関する権利 | 86 |
| 6.4.1. 準拠法 | 86 |
| 6.4.2. 定義及び内容 | 86 |
| 6.4.3. 保護のための出願 | 87 |
| 6.4.4. 保護期間 | 88 |
| 6.4.5. 優先権 | 88 |
| 6.4.6. 強制ライセンス | 88 |
| 6.4.7. 限定的な公共利用 | 88 |
| 6.4.8. 保護を受けるための請求適格 | 89 |
| 第7節 無方式の権利 | 90 |
| 不正競争 | 90 |
| 7.1. 準拠法 | 90 |
| 7.2. 定義及び内容 | 90 |
| 7.3. 不正競争 | 90 |
| 7.4. パッシング・オフ | 90 |
| 7.5. 刑事罰 | 91 |
| 7.6. 民事上の罰則 | 91 |
| 7.7. 経済秩序に対する侵害 | 92 |
| 7.7.1. CADE | 92 |
| 7.7.2. 経済秩序に対する侵害の形態 | 92 |
| 7.8. 行政上の罰則 | 92 |
| 7.9. 刑事上の罰則 | 93 |
| 7.10. 民事上の罰則 | 94 |
| 7.11. 企業秘密 | 95 |
| 7.11.1 | 95 |

| 7.11.2. 内容 | 95 |
|-------------------------------------|-----|
| 第8節 技術移転 | 97 |
| 8.1. 準拠法 | 97 |
| 8.2. 政府の政策 | 97 |
| 8.3. 登録 | 97 |
| 8.4. 請求手続 | 98 |
| 8.5. 申請できる者 | 99 |
| 8.6. 他の関連事項 | 99 |
| 8.6.1. 商標の使用(使用許諾) | 99 |
| 8.6.2. 特許実施権許諾 | 99 |
| 8.6.3. 意匠の実施権許諾 | 100 |
| 8.7. フランチャイズ | 100 |
| 8.8. 租税公課 | 100 |
| 第2章 知的財産権の保護 | 102 |
| 第1節 知的財産権侵害の概要 | 102 |
| 1.1. ブラジルにおける違法製品の通関 | 104 |
| 第2節 通告 | 112 |
| a) 司法外通告 | 112 |
| b) 司法通告 | 112 |
| 第3節 知的財産権侵害に対する民事訴訟手続 | 114 |
| 3.1. 無効手続 | 115 |
| 3.2. 登録の審査請求 | 116 |
| 3.2.1. 商標 | 116 |
| 3.2.2. 特許 | 116 |
| 3.2.3. 意匠 | 116 |
| 3.3. 登録拒絶 | 116 |
| 3.4. 差し止めによる救済 | 117 |
| 3.4.1. 捜索及び差押え | 118 |
| 3.5. その他の措置 | 119 |
| 3.6. 通常の一般手続(民事訴訟法第 282 条及び第 457 条) | 120 |
| 3.6.1. 手続 | 120 |
| 3.7. 仮差止め | 121 |
| 3.8. 著作権法 | 121 |
| | |

| 3.9 . ブラジル司法の有効性 | 122 |
|---|-----|
| 3.10. 民事分野における事例 | 123 |
| 第4節 知的財産権の侵害に対する行政上の措置 | 127 |
| 4.1. 行政上の特許の無効手続 | 127 |
| 4.2. 意匠の登録 | 127 |
| 4.2.1. 実体審査の請求 | 127 |
| 4.2.2. 行政上の意匠の登録の無効手続 | 127 |
| 4.3. 商標 | 128 |
| 4.3.1. 異議申立 | 128 |
| 4.3.2. 行政上の商標の無効手続 | 128 |
| 4.4. 経済秩序への違反の場合 | 128 |
| 4.4.1. 行政上の罰則 | 128 |
| 第5節 国境管理及び税関 | 130 |
| 5.1. 概要 | 130 |
| 5.2. 連邦機関 | 130 |
| 5.2.1. ブラジル連邦収税局(以下、「連邦収税局」) | 130 |
| 5.2.2. 連邦警察(以下、「連邦警察」)(<u>http://www.dpf.gov.br/</u>) | 130 |
| 5.3. 並行輸入 | 132 |
| 5.4. ブラジルの輸入検査制度概要 | 133 |
| 5.5. 製品の差押手続き | 137 |
| 5.6. 貿易統合システム (Siscomex) への登録 | 138 |
| 第6節 刑事領域における措置 | 140 |
| 6.1. 準拠法 | 140 |
| 6.2. 手続 | 143 |
| 6.2.1. 警察捜査 | 143 |
| 6.2.2. 無体財産(権) | 144 |
| 6.2.3. 通常手続 | 145 |
| 第7節 仲裁 | 147 |
| 7.1. 趣旨 | |
| 7.2. 仲裁契約 | |
| 7.3. 仲裁人 | |
| 7.4. 仲裁手続 | |
| 7.5 外国でなされた仲裁判断の認証及び履行 | 148 |

| 第8節 詐称证 | 通用及び不正競争防止 | 150 |
|-----------|-------------------------------|-----|
| 8.1. 不正競争 | F | 150 |
| 8.2. 詐称通用 | I | 150 |
| 8.3. トレード | ・ドレス | 150 |
| 巻末 | | |
| 付属資料 1 | 主要な外国・地域からの特許出願状況 | 151 |
| 付属資料 2 | 特許等の登録・出願についての変更通知フォーム | 152 |
| 付属資料3 | 特許出願および追加特許証出願フォーム | 154 |
| 付属資料 4 | PCT 出願国内段階移行手続きフォーム | 157 |
| 付属資料 5 | 特許出願の優先権主張用フォーム | 159 |
| 付属資料 6 | 特許出願手数料表 | 160 |
| 付属資料7 | 特許の譲渡等の申請フォーム | 164 |
| 付属資料 8 | 工業意匠登録出願フォーム | 166 |
| 付属資料 9 | 登録意匠の譲渡等の申請フォーム | 168 |
| 付属資料 10 | 国·地域別商標登録出願状況 | 170 |
| 付属資料 11 | 登録商標検索申請フォーム | 171 |
| 付属資料 12 | 商標登録出願フォーム | 173 |
| 付属資料 13 | 商標出願手数料 | 175 |
| 付属資料 14 | 商標関連申請書フォーム | 183 |
| 付属資料 15 | 2010年の模倣品等の押収状況推移(月別) | 185 |
| 付属資料 16 | 民事訴訟のフローチャート | 186 |
| 付属資料 17 | 連邦裁判費用 | 187 |
| 付属資料 18 | 判決・決定の要旨 3 件 (商標に係る並行輸入 2 件他) | 188 |
| 付属資料 19 | 著名商標 | 191 |

用語

AN = 規範決定 例えば AN161 は法律の条文に関して内容を明確化するために INPI 長官が発する規則(いわゆる実施細則)である。

CC = ブラジル民法 (2002年1月10日付法律第10406号)

CP = ブラジル刑法(1940年12月7日付大統領令第2848号)

CPC = 民事訴訟法 (1973 年 1 月 11 日付法律第 5869 号)

CPP = 刑事訴訟法 (1941 年 10 月 3 日付大統領令第 3689 号)

CUP = パリ条約

IPR = 知的財産権

ECAD = 中央徴収・分配局

GATT = 関税及び貿易に関する一般協定

INPI = ブラジル産業財産庁

LA = 仲裁法 (1996 年 9 月 23 日付法律第 9307/96 号)

LC = 独占禁止法(1994年6月11日付法律第8884/94号)

LCI = 集積回路法 (2007年5月31日付法律第11484号)

LDA = 著作権法 (1998年2月19日付法律第9610号)

LP = 植物品種法(1997年4月25日付法律第9456号)

IPC = 産業財産法 (1996年5月14日付法律第9279号)

WTO = 世界貿易機関

IP = 知的財産

PCT = 特許協力条約

RPI = 産業財産権公報

TRIPS = 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定

WIPO = 世界知的所有権機関

全体要旨

この「ブラジルにおける知的財産の取得及び保護」に関するマニュアル(以下、「マニュアル」)は、ブラジルにおいて事業に従事している、あるいは事業をすることを望む日本企業内の専門家が、ブラジルにおける知的財産(以下、「知的財産」)並びに知的財産権に関する問題に実用的な知識をもって対処できるよう、知的財産権(以下、「知的財産権」)の取得及びその保護に係るブラジルの法制度に関する情報を提供することをその目的としている。

知的財産には、無形の客体(intangible objects)に表される、創造的活動、アイデア、人知から得られる成果が含まれる。無形の客体の性質から、知的財産の保護は主に2つに分類されるということができる。すなわち、(i)商標、意匠特許、発明及び実用新案を含む、産業財産、並びに(ii)学術著作物、文芸の著作物、美術の著作物及びコンピュータプログラムを含む、著作権である。

本マニュアルは、(i) 知的財産権を出願するためのブラジルの法制度に関する章、及び、(ii) 知的財産権を保護するための法的手段に関する章、の 2 つの章から構成される。

この 2 つの章を理解し、解釈しやすくするため、以下のページの通り、次の事項に関し、ここで簡潔に説明することとする。 (i) ブラジルの法制度、 (ii) 知的財産権に関するブラジルの司法制度、並びに、 (iii) ブラジルにおける知的財産権の取得及び保護。

1. ブラジルの法制度

ブラジルは、連邦、州、市町村、及び連邦区により構成される連邦共和国という政治構造をとっている。

判例に法律と同様の効力を認める国(例えば、米国)とは異なり、ブラジルは、成 文法の法制度を採用し、連邦共和国憲法に規定されている立法権の範囲内で、連邦、 州及び市町村に法律を定める権限を与えている。

ブラジルの司法において、裁判官の主な役割は、審理を求めて司法に提起された事 案に関して、その時点で最新の成文法を適切に適用することである。もっとも、裁定 を求めて提起された事案につき適用する特定の法律がない場合、裁判官は、類推、慣 行、慣習並びに、法の一般原則に基づいて判決を下すこともできる。

ブラジルにおいて、判例は、成文法と同一の効力を生じないとはいえ、裁判官の判決に重大な影響を及ぼす。実際、控訴裁判所への控訴において、控訴された判決とは相反する判決を下した同一の控訴裁判所又はその他の裁判所の判例は、下級裁判所の判決の適否を裏付けるための一般的な根拠として援用されている。また、異なる州の

控訴裁判所の間での判例の対立は、連邦高等裁判所(STJ)への特別上訴(RESP)への十分な根拠となりうる。

知的財産権に関する法規において、最も重要な法律は、商標、発明特許、実用新案 特許、意匠特許、並びに出所及び原産地の地理的表示の保護を定める、産業財産法 (1996 年 5 月 14 日付法律第 9279 号) (以下、「産業財産法」)、及び著作権法 (1998 年 2 月 19 日付法律第 9610 号) (以下、「著作権法」)である。

これらの法律は、知的財産権の侵害について定めるとともに、かかる侵害に対しとりうる行政手続き及び訴訟手続を定めている。

産業財産法は、世界貿易機関(以下、「WTO」)の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下、「TRIPS」)に定める規定に合致する法律である。

WTO への加盟、従って TRIPS 協定の締結に加えて、ブラジルは、世界知的所有権機関、すなわち WIPO の設立を定めた 1967 年のストックホルム条約の加盟国であり、(工業所有権の保護に関する) パリ条約 (CUP) 並びに (文学的及び美術的著作物の保護に関する) ベルヌ条約にも署名している。

産業財産法及びその他の知的財産権関係の法律並びに知的財産に関する国際条約へのブラジルの加盟を取り込んだブラジルの知的財産に関する法制度は、市場のグローバル化により必要となる知的財産権に関する制度の国際的調和を図ったものである。

2. 知的財産権に関するブラジルの司法制度

知的財産に関する問題を含む事案は、行政と司法双方の性質を帯びていることがある。

ブラジルにおいて、産業財産権の登録及び保護に関し責任を有する機関は、開発商工省傘下の連邦機関であるところのブラジル産業財産庁(以下、「INPI」)である。

ブラジル法において、発明及び実用新案に対する知的財産権は、特許の付与により取得されるものである。商標、意匠、原産地の地理的表示に対する知的財産権は、登録により取得される。特許の付与及び知的財産権の登録はいずれも INPI により行われる。

以下に詳細を記すことにしている商標及び意匠の登録出願並びに特許付与の手続においては、行政措置による介入が行われることがあるが、かかる措置を行うか否かの決定は INPI が下すこととなる。

もっとも、連邦共和国憲法が権利の侵害に関し、司法による決定を排除することを認めていないことから、INPIによる知的財産権に関する行政決定は、利害関係者の請求に基づきいつでも見直しを受けるものとされる。

また、司法は、産業財産の保護の問題に関わる私人間の訴訟を審理し解決に導く権限も有する。

知的財産権に関する問題に対し判決を下す権限を有する司法機関には、以下のものがある。

- 「非常上訴」に対する判決を通して、連邦共和国憲法の遵守を確保すること (protect) をその主な役割とする連邦最高裁判所(STF、以下、「連邦最高裁判 所」)
- 「特別上訴」に対する判決を通して、連邦法の遵守を確保することをその主な役割 とする連邦高等裁判所(STJ、以下、「連邦高等裁判所」)

- (下級裁判所レベルの)連邦判事及び(控訴裁判所レベルの)連邦控訴裁判所 (SRF、以下、「連邦控訴裁判所」)で構成される連邦裁判所
- (下級裁判所レベルの) 州判事及び(控訴裁判所レベルの) 州控訴裁判所(TJ、以下、「州控訴裁判所」) で構成される州裁判所

連邦裁判所(連邦判事及び連邦控訴裁判所)は、連邦政府、連邦機関、連邦公営企業がその当事者であり、原告、被告、補佐人、異議申立人として関わる事案に対し判断を下す。

政府機関である INPI が、原告、被告、補佐人又は異議申立人として関わる訴訟に 関して判断を下す管轄裁判所は、連邦裁判所である(例えば、INPI の参加が不可欠な、 特許の無効、商標の無効並びに意匠特許の無効に関する請求など)。

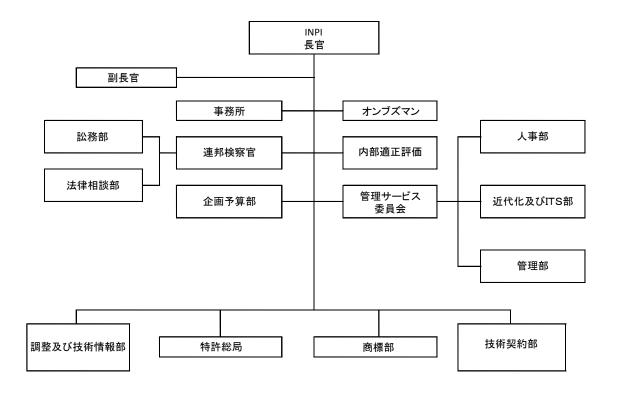
州裁判所は、知的財産権の侵害に関わる私人間の訴訟に対して判決を下す管轄裁判 所である。

3. ブラジルにおける知的財産権の取得及び保護

第1章以下においては、ブラジルにおいて知的財産権を取得するための手続並びに、 かかる権利の保護に必要な法的手段に関する詳細を記す。

当該章を理解しやすくするために、知的財産権の取得及び保護に関するブラジルの 制度の概要を記載する。

知的財産権の登録を担う機関は、開発商工省の連邦政府機関である INPI であり、 以下のような構成となっている。



http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/instituto/enderecos-e-

<u>telefones/INPI%20no%20Brasil</u>にあるように、INPI の本庁はリオデジャネイロに所在し、ブラジルの全州の州都にその支部を構えている。

3.1. INPI の役割

商標及び意匠特許の所有権、並びにその使用に関する排他的権利は、INPI への当該登録により取得されるものである。

同様に、発明及び実用新案に関する所有権、並びにその使用に関する排他的権利は、INPIに対する特許付与の請求を通して、取得される。

• 発明特許

パリ条約や PCT に加盟しており、ブラジル以外の第1国出願を基礎とする優先権主張は可能であり、出願公開、審査など特許出願にかかる制度で特異な点はない。審査請求は出願日から36ヶ月以内とされ、特許要件の一つである新規性は絶対基準で世界公知公用である。特許権の付与の他、改良発明に与えられる追加特許証の制度がある。権利の存続期間は、出願日から起算して20年である。

職務発明に関して、法律上の要件を満たす従業者の発明は、特許を付与されると当該特許権は使用者に属することとなる。

コンピュータ・プログラムはそれ自体としては保護対象とされていないが、プログラム/コンピュータの組合せによる装置一式は方法又はシステムとして特許の付与を受けることのできる発明と考えることができる。また、コンピュータ・プログラムについてビジネスモデルも著作権法で保護されるとした判例がある。

• 実用新案特許

実用新案は、保護対象は実用物品あるいはその一部であって、新規の形態あるは構造を有するものとされる。特許するに際しては、発明と同様に実用新案も実体審査がなされる。進歩性の基準は発明特許ほどの高度性は要求されず、当該実用新案が技術水準から容易に若しくは一般的に得られる成果でないとされる場合には、進歩性があるとされる。存続期間は、出願日から起算して15年である。

・意匠特許

意匠登録の対象は単一の物品に係るものでなければならず、一定の要件のもと意匠は 20 の変形までが認められる。意匠登録は方式審査のみで実体審査はなされず付与される。したがって、同一の意匠について複数の者に権利が設定されることがありうるが、その場合は権利者の一人が自らの登録意匠について INPI に対して実体審査請求をすることにより、自らの権利が無効となるか他者のものが無効となるか定められることとなる。

意匠登録の存続期間は出願日から起算して 10 年とし、その後 5 年を単位として連続する 3 回の期間延長が可能である。

商標登録

登録を対象となるのは、商品商標、役務商標、団体商標および証明商標である。商品・役務の分類に関してニース協定に加盟していいないが、ニース分類は適用してい

る。商標の国際出願に関して、マドリッドプロトコールには法制度変更の必要などの 理由から加盟していない。

商標は視覚により識別できるもののみが対象となり、音や匂いは登録できない。商標登録については先願主義を採用し、商標出願は公開され、権利付与前異議申立制度として、出願公開後 60 日以内の異議申立が可能とされる。また、事業分野に関係なく第三者の登録・使用を抑制する著名商標制度が設けられている。

商標登録の存続期間は登録付与の日から 10 年間であり、その後連続する 10 年間ごとに延長することができる。

3.2. 知的財産権の保護に関する措置

ブラジルにおける知的財産権の保護においては、とりわけ、次に掲げる措置をとる ことができる。

・行政措置(異議申立、不使用及び無効請求の取消)

これらの手続は、出願並びに第三者への知的財産権の付与に対し異議を申し立てることを目的としており、INPIがその審査をなし裁定を行う。

• 法廷外通告

この手段は、紛争が司法的紛争に発展する前に、当該紛争の示談による解決を図ることを目的に、知的財産権の権利者から侵害者に対し行う法廷外での通告により行われるものである。

• 司法通告

この手段は、司法裁判所を通して示されるものであって、知的財産権の権利者から 侵害者に対して警告状により行われ、侵害者に違法行為を停止するよう求めるもので あり、(相手方の)責任(発生)を防止し、当該権利者の権利を保護するために適切 な手段である。

・捜索・差押え訴訟

この訴訟において、知的財産権の権利者は、裁判所に、商標権、特許権、又は意匠 特許権を侵害する製品の捜索及び差押えを、侵害者に対して行うよう請求する。この 手段は、知的財産権の権利者が、本案訴訟の判決前にその権利が著しく損なわれるか 又は回復不能なほど害されるおそれがあるとする正当な懸念を有する場合には、かか る本案訴訟の前若しくはその過程において、とるべき手段である。

民事訴訟

この訴訟において、知的財産権の権利者は、次に掲げる事項を定める裁判所命令を求めることができる。例えば、(i)侵害者による模倣品の使用の停止、(ii)侵害行為の停止命令の不遵守の場合は、罰金の適用、及び、(iii)その他の罰金のうち、模倣により生じた損失及び損害の賠償、などである。

・刑事訴訟

ブラジル刑法は、知的財産権を侵害する一定の行為を犯罪として明確に定めている。 特定の法律もまた、知的財産関連の犯罪を規律している。刑事訴訟は通常、私人がイニシティブをとるもので、被害者が公式に告訴を申立てることにより開始する。

第1章

ブラジルにおける産業財産権の取得

「ブラジル法は当初、特許及び商標を別々に規律していた。1882 年に新たな特許法が公布され、1887 年及び 1904 年には商標法が公布された。両分野を取り扱う中心的な行政機関として、産業財産総合委員会(Diretoria Geral da Propriedade Industrial)が設立された 1923 年になってようやく、産業財産の問題を別々に取り扱う基準は廃止された。その時点から、ブラジルの産業財産法は、特許及び商標を、単一の法規のもと、規律するようになった。しかし、パリ条約において採用された産業財産に関する広い概念は、その後行われた法の見直し作業(1945 年、1967 年、1969 年及び1971 年)においても完全に組み込まれることはなかった。例えば、現在の産業財産法(法律第 9279/96 号により制定)は、発明(PI)、意匠特許(MI)、商標、地理的表示、並びに不正競争に適用されるが、商号は取り上げていない。商号は会社設立法(法律第 8.934/94 号)により規律されている。」(COELHO, Fabio Ulhoa, in Curso de Direito Comercial, vol. 1, São Paulo, publisher: Saraiva, 2002, page136)

第1節 特許

1.1 特許法の歴史的背景

1809 年 4 月 28 日、官命(official order)により工場が使用していた原料に対する 関税が免除され、自らの発明であることを証明することのできた、製造者及びブラジ ルの造船会社、並びに発明者に対しその他の利益が供与され、ブラジル商務省(Royal Board of Commerce)は 14 年間の排他的特許権を付与した。

その後、1882 年に、特許若しくは工業上の発見の発明者への特許付与を定め、所有権並びに排他的実施権を保証する、法律第3129号が制定された。

この法に続いて、法律第 28/1830 号、16254/1923 号、24607/1934 号、7903/1945 号、1005/1969 号、並びに法律第 5648/1970 号が制定され、特許付与に関し現在においても継続して責任を有する政府機関である、ブラジル産業財産庁(INPI)が設立された。

1988 年に制定された連邦共和憲法は、国民の基本的権利として、知的創造物の保護に関する権利(第5条 XXVII 及び XXIX)を定め、最終的には、1996年に、現在の産業財産法(法律第9279/96号)が公布され、1997年5月15日に発効した後、INPIの命令、規制法及び決議に加え、法律第10196/2001号により部分的に改正された。国際条約に関しては、ブラジルはパリ条約、TRIPS、PCTの加盟国であると同時に、WIPOの規定を遵守している。

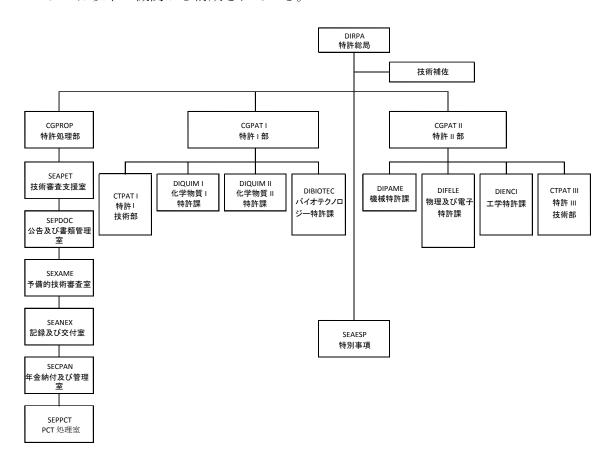
1.2. ブラジル産業財産庁(INPI)

ブラジルにおいて、商標、特許、技術移転契約の記録、特権、コンピュータプログラム、意匠特許(DI)並びに原産地の地理的表示の登録付与に関し責任を有する機関は、開発・商工省に従属する連邦機関である、ブラジル産業財産庁(INPI)である。

INPI は、ブラジルの競争力を高め、経済及び技術的発展を促進する目的で、近年、 とりわけ、2004 年にその再編成が行われた。かかる目的のために、いくつかの措置の 中でも、知的財産権の思想を広めるために、内部監査人(Internal Auditor)及び調整・技術情報委員会(Board of Articulation and Technological Information)が設置された。

この整備手続を補完するために、電子的形態を使用するインターネット上で商標の出願手続きを行い、登録手続の期間を短縮する e-MARCAS サービスが実施された。特許に関しては、INPI の特許総局(DIRPA)が特許権の審査、判断及びその付与に関し責任を有し、かつ、(i)特許に関する計画、条約及び協定の実施を調整、監督、支援並びに促進し、(ii)現行の規定に基づき、特許の審査、判断及び付与を行い、(iii)知的財産権の保護の機構へのブラジル国民の参加を高める目的での、INPI と他の組織、会社及び事業体との間で調整された活動に参加し、(iv)特許に関し提案された計画、条約及び協定の手続上の支援を行い、特許実務の向上を提案すると共に、特許の審査及び付与のための運用基準を策定する(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/instituto)。

INPI のウェブサイトによれば、特許総局(DIRPA)の組織図は以下の通りであり、DIRPA は以下の機関から構成されている。



(出典: INPI)

1.3. 統計データ

以下に、INPIに提出された特許出願に関する統計データを提示する。

本マニュアルが作成された時点では、INPI から提供されたデータは 2007 年までの ものであったことに留意のこと。

2007年までに(居住者及び非居住者により)行われた出願件数

産業財産庁INPI 企画予算調整部CGPO

| | | | | 寺許出頭件数 | | | | | | | |
|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 特許の種類及び出願者の出身 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007* |
| 合計 | 19.443 | 18.919 | 20.883 | 20.605 | 20.679 | 19.541 | 21.278 | 22.860 | 24.043 | 24.160 | 9.172 |
| 居住者 非居住者 | 5.878 13.565 | 5.292 13.627 | 6.106 14.777 | 6.222 14.383 | 6.705 13.974 | 6.832 12.709 | 7.195 14.083 | 7.484 15.376 | 7.107 16.936 | 6.919 17.241 | 6.731 2.441 |
| 発明特権 | 7.582 | 6.061 | 6.582 | 6.677 | 6.575 | 5.802 | 5.811 | 6.282 | 6.324 | 6.047 | 6.048 |
| 居住者 | 2.741 | 2.455 | 2.791 | 3.061 | 3.308 | 3.345 | 3.643 | 3.922 | 3.900 | 3.815 | 3.867 |
| 非居住者 | 4.841 | 3.606 | 3.791 | 3.616 | 3.267 | 2.457 | 2.168 | 2.360 | 2.424 | 2.232 | 2.181 |
| 実用新案 | 3.173 | 2.815 | 3.302 | 3.153 | 3.389 | 3.416 | 3.462 | 3.470 | 3.121 | 3.033 | 2.792 |
| 居住者 | 3.092 | 2.739 | 3.228 | 3.073 | 3.304 | 3.369 | 3.415 | 3.423 | 3.071 | 2.981 | 2.758 |
| 非居住者 | 81 | 76 | 74 | 80 | 85 | 47 | 47 | 47 | 50 | 52 | 34 |
| 追加証明 | 35 | 67 | 72 | 76 | 86 | 103 | 119 | 117 | 118 | 110 | 118 |
| 居住者 | 30 | 62 | 62 | 69 | 78 | 98 | 112 | 110 | 112 | 103 | 106 |
| 非居住者 | 5 | 5 | 10 | 7 | 8 | 5 | 7 | 7 | 6 | 7 | 12 |
| PCT** | 8.653 | 9.976 | 10.927 | 10.699 | 10.629 | 10.220 | 11.886 | 12.991 | 14.480 | 14.970 | 214*** |
| 居住者 | 15 | 36 | 25 | 19 | 15 | 20 | 25 | 29 | 24 | 20 | - |
| 非居住者 | 8.638 | 9.940 | 10.902 | 10.680 | 10.614 | 10.200 | 11.861 | 12.962 | 14.456 | 14.950 | 214 |
| 出典・INPI データベース | | | | | | | | | | | |

^{*}収集整理されたデータはない。

最終更新日 2008年8月

(出典: INPI)

2007年までに非居住者により行われた(主要な国・地域ごとの)出願件数

これについては、巻末の付属資料1を参照のこと。

(出典: https://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/instituto/estatisticas-new-version/)

1.4. 政策 (Policy) 及び国際特許規制制度への適応

ブラジルは、以下に述べられているように、複数の産業財産及び知的財産に関する 国際条約の加盟国であり、(多国間における取引の)交渉及び外国との貿易取引にお いてより大きな確実性を与えることができように、ブラジルの国内法を国際社会のル ール及び基準に合致させるべく努力している。

1.4.1. 工業所有権の保護に関するパリ条約

1883年のパリ条約は、国際的な産業財産権制度の原点となる条約であり、ブラジルは当該条約に調印した最初の14カ国のうちの一つである。パリ条約は定期的に改正されており、最終的な改正はストックホルムにおいて行われた(1967年)。

パリ条約は、一定の基本原則が遵守されることを条件に、国内法にかなりの柔軟性 を認めるよう制定されており、ブラジル法はかかる条約に完全に合致している。

1. **内国民待遇**:パリ条約第 2 条に定められているこの原則は、各同盟国の国民は、 工業所有権の保護に関し、(保護を請求する国に)住所及び営業所を有することなど の条件を課されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が

^{**}PCT="特許協力条約"(によるPCT国際出願)

^{*** (}収集整理されていない)国内出願の年で表示されたCT出願を通して国内手続へと移行した出願

内国民に対し与えているものと同一の保護、利益および権利を享受すると定めている。 したがって、当該条約のいずれかの同盟国の領域内に住所又は工場若しくは施設を有 するものは、当該発明若しくは意匠特許が出願された国の国民とみなされる(第 3 条)。

2. 優先権:パリ条約第 4 条に定められているこの原則は、いずれかの同盟国における、最初の発明特許もしくは実用新案特許の出願は、同一の出願人又はその承継人による同一の発明の対象に関する後の出願の基礎となり、優先権を構成すると定めた。かかる権利は、発明特許及び実用新案特許に関しては 12 ヶ月以内、意匠特許に関しては 6 ヶ月以内に、行使されるものとする。

条約に定められた**優先権**は、同盟国が遵守すべき要件を定め、特に以下のものがあ げられている。

- 優先権の主張に係る発明の構成部分が、優先権を生じさせた最初の出願と後の出願において同一である必要性はない。ただし、同一である当該発明の構成部分が、最初の出願において全て明らかにされている場合に限る(第4条H)。
- 優先権は、異なる性質を有する特許出願に基づいて主張することができ、よって、 発明特許に基づく優先権を主張して実用新案特許の出願をすることができるものとし、 またその逆の場合も認められる(第4条 E)。
- 複数の異なる国において行われたかにかかわらず、それまでになされた複数の出願 (複数の優先権)に基づいて、単一の後の出願をすることが認められる(第 4 条 F)。
- 後の出願において主張された優先権は、優先権を生じさせた先の出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として、否認することはできない。この場合、優先権は先の出願に含まれる事項のみを含み、後の出願はそこに示された新たな構成部分に関し優先権を生じさせる(第4条F)。
- 最初の出願と同一の対象について同一の同盟国においてされた後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に付されないで、かつ、いかなる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けたこと、及びその先の出願がまだ優先権の主張の基礎とされていないことを条件として、最初の出願とみなされ、その出願の日は、優先期間の初日とされる(第4条C)。
- **3. 特許の独立性**:パリ条約第 4 条の 2 に定められているこの原則は、属地主義に合致するもので、同盟国の国民が各同盟国において取得した特許(若しくは出願した特許)は、他の国において同一の発明について取得した特許(出願した特許)から独立したものとする。かかる独立性は、絶対的であり、無効又は消滅の理由についても、また、通常の存続期間についてもその意味で適用されるものとする。
- **4. 属地主義**:パリ条約に定められているこの原則は、特許もしくは意匠の登録を通して、ある国から与えられた保護は、かかる保護を与えた国の領域内においてのみ有効であるとしている。

1.4.2. 世界知的所有権機関(WIPO)

国際連合に 16 ある特別機関のうちの一つである、1967 年に設立された世界知的所有権機関(WIPO)は、政府間機関であり、スイスのジュネーブにその本部を置いている。

また、WIPO は新たな国際条約の交渉並びに国内法の改訂を促進する役割も果たしている。この点に関し、WIPO が展開している根本的な業務は、世界的なレベルでの、知的成果物の保護に関する国際基準の継続的な改訂及びその提案であるといえる。かかる取り組みの中で最も目覚しい例は、特許協力条約(PCT)、植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV)への支援、集積回路についての知的所有権に関する条約、並びに商標及び特許規定の調和(ハーモ)のための交渉である。

1.4.3. 特許協力条約 (PCT)

PCT、すなわち特許協力条約は、1970 年 6 月 19 日にワシントンにおいて制定され、特許並びに技術移転制度の策定をその目的とし、ブラジルにおいては、1978 年に施行された。

PCT は複数の国における特許出願手続を簡素化し、特許出願の利用者及び特許出願を取扱う政府機関に対し、より効率的かつ費用効率も高い手続を提供することを目的としている。

1.4.4. 世界貿易機関 (WTO)

WTO、すなわち世界貿易機関は、関税及び貿易に関する一般協定(GATT)から元来生じし、その主要な交渉の場はウルグアイラウンドにあった。

GATT は、国際的な貿易障壁の排除を主な目的としていたが、知的財産権の侵害が不正競争の特徴を有していたことから、知的財産権の保護の範囲を広げる必要性が生じ、かかる権利の保護もその目的に含められることとなった。

GATT の交渉はラウンドと称されている。これまでに実施された合計 8 回のラウンドのうち、ウルグアイラウンドは、世界貿易機関(WTO)が設立されたことと併せて、製品及びサービスの広範な自由化に関して最終的な合意に達したこともあり、最も有名なラウンドである。この(WTO)協定の附属書の一つが、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(ADPIC-TRIPS)である。

1.4.5. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)

この協定は、世界的なレベルで、無体財産権を規律し保護することを試みるものである。当該協定は、その規定に限らず、そのテーマが市場及び貿易的側面に拘束されるという点からも、複雑なものとなっている。この協定は、知的財産の概念を変え、これまでとは異なる観点による解釈を行っている。

TRIPS 協定は、知的財産権の侵害を防止するための 2 つの基本的な機構を採用している。すなわち、全ての加盟国における保護水準の引き上げ、並びに、知的財産権の行使の保証である。

TRIPS 協定は、加盟国の発展段階に基づき異なる移行期間を定めている。それ故、ブラジルは TRIPS 協定の規定に関し、1999 年 12 月に全面的に遵守する義務を負うこととなった。

1.5. ブラジルの特許制度の概要

ブラジルにおける特許出願は、法律第 9279/96 号(産業財産法)の定める要件を満たし、規則 (AN) 第 127/97 号の方式に従わなければならない。付与された特許はブラジル国内においてのみ有効であり、その存続期間は 20 年間である。これはすなわち、特許権者の権利は、ブラジル領域内において生じた事態に対してのみ行使できるということである。

新規性及び創造的活動を含み、かつ、産業利用可能性のある発明及び実用新案は (特許)登録をすることができるが、産業財産法は創造的活動を含むものであって発 明とはみなさないとするものも想定としている(このことは本マニュアルの別の箇所 で取り上げる)。

1.5.1. 領域内における保護

パリ条約の同盟国であるブラジルは、その領域内においてのみ、特許に保護を与えるものとしている(属地主義)。

1.5.2. 保護期間

出願日から起算して、発明特許は 20 年間、実用新案特許は 15 年間の期間について、 効力を有する (産業財産法第 40 条)。その存続期間は、特許付与日から起算して、発明特許の場合には 10 年未満、実用新案特許の場合は 7 年未満であってはならない。ただし、INPI が、訴訟係属又は不可抗力のために、出願の実体審査をできなかったときは、この限りではない。

1.5.3. 保護の種類

ブラジル特許法(編者注:産業財産法のうちの特許発明、実用新案にかかる条項を 指す)は、発明、発明の追加特許証、及び実用新案に対し、特許権を付与する。

1.6. 出願人適格

産業財産法によれば、いかなる個人もしくは法人も特許を出願することができ、反証があげられない限り、出願人は特許出願をし、その名義において特許を取得するための正当な当事者であると推定される(産業財産法第6条第1項)。

これはつまり、理論上、当該特許に対する異議申し立て手続において当該出願人が 正当な出願人でないことが証明されない限り、特許権は、その登録手続において、新 規性、創造的活動、並びに産業上の利用可能性の要件を満たしていることが証明され た後に、当該出願人に付与されるものということである。

特許出願は、発明者、発明者の相続人もしくは承継人、あるいは産業財産法又は雇用契約もしくは役務提供契約により特許にかかる出願権の所有者であると定められる者が行うことができる(産業財産法第6条第2項)。

発明もしくは実用新案が、2以上の者により、共同して開発された場合、出願は、それら全員の者又はそれらの者の内いずれかの者が、それぞれの者の権利を保護するために、他の発明者を表示かつ特定することにより、行うことができる(産業財産法第6条第3項)。

もっとも、2以上の者が、同一の発明又は実用新案を独自に開発した場合、発明が着想又は開発された日にかかわらず、特許権は最初に出願した者に付与される(産業財産法第7条)。

出願がされた後、発明者は表示され特定されるが、発明者の氏名は開示されても開示されなくても良いものとされている(産業財産法第6条第4項)。

1.7. 従業者又は事業契約者により開発された発明及び実用新案

ブラジル法(産業財産法第88条以下)は、従業者又は契約した役務提供者により開発された発明又は実用新案に関しては、次の通り保護するものとしている。かかる発明又は実用新案が、ブラジルにおいて履行される雇用契約であって、特に研究又は発明のための活動を含むものに起因している場合、又は従業者の雇用目的である役務の性質に起因している場合には、排他的に使用者に帰属する。また、反証が挙げられない限り、従業者が雇用契約の終了後1年以内に特許の登録出願をした発明又は実用新案は、雇用契約のもと開発されたものとみなされる。

報酬に関しては、特許の所有者である使用者は、発明又は開発の創出者である従業者に対し、その給与に加え、特許の実施から得られる利益の分配を認めることができ、かかる報酬は、当該従業者との交渉又は会社の規則に従い、定められる。その他の場合、発明の報酬は、従業者の給与のみとなる。

しかし、重要な点として、発明又は実用新案が、従業者独自の力により、使用者の 資源、資産、資料、原料、施設又は器具を使用せずに開発された場合には、かかる発 明は専ら従業者に帰属することがあげられる。

発明又は実用新案が、従業者の個人的貢献及び使用者の資源、資料、資産、原料、 施設又は器具の使用に起因するものである場合、契約に別段の定めがある場合を除き、 かかる発明又は実用新案に対する所有権は、均等な割合により共有されるものとする。

2 以上の従業者が発明又は実用新案に関わっている場合、契約に別段の定めがある場合を除き、当該従業者の持分は、当該従業者間において均等に配分され、使用者にはいかなる場合にも特許の実施に関するライセンスについての排他的権利が保証されるとともに、従業者には、正当の報酬が保証される。要するに、従業者は特許がライセンスされる場合でも、正当な報酬を受取ることができるということになる。

別段の合意があるときを除き、特許の実施は、特許付与日から 1 年以内に使用者により開始されるものとし、開始されなかった場合、当該特許に関する排他的な所有権は従業者に移転するものとする。ただし、正当な理由に基づき、当該発明の実施が開始されなかった場合はこの限りではない。

(特許の)譲渡が行われる場合には、いずれの共有者も、同一の条件において(当該譲渡について)優先購入権を行使することができる。

これは、独立した(雇用関係のない)労働者もしくは見習い労働者と雇用企業との間の関係、及び契約当事者である複数企業間の関係、さらには連邦、州及び首都レベルの直接又は間接的な行政機関並びに行政団体(Administration and governmental foundations)に対しても、同様に適用される。

1.8. 特許性-要件

1.8.1. 特許を受けることができる発明及び実用新案

ブラジル法は、発明者が次の要件を満たす場合には、発明及び実用新案に対し特許が付与されると明確に定めている。当該発明者は、特許権が付与されるよう、発明の対象に関し求められる新規性、進歩性(inventive activity)及び産業上の利用可能性を当該発明に付与し、顕著な成果物を得なければならない。

1.8.2. 発明及び追加特許証

発明とは、人類の発明的活動の成果であり、ある技術分野における特定の技術的問題に対し解決を提示し、かつ製造又は産業上利用可能なものであると考えられている。発明の追加特許証(巻末の付属資料 3)は発明に加えられた改良又は進歩にかかわるものである。かかる保護は、当該追加に係る先発明の出願者又は権利者に与えられるものである(産業財産法第76条)。

何が発明であるか明らかにするには、消去法により発明を明確にする必要がある。 すなわち、特許を付与することができないものが何かを明確にすることにより、最終 的に発明が明らかにされる。

産業財産法は、次に掲げる事項は特許を受けることができないとしている。(i)発見、科学の理論及び数学の方法、(ii)純粋に抽象的な概念、(iii)会計、金融、教育、広告、くじ、モニタリングの手段、計画、原理又は方法、(iv)文学、建築及び学術著作物、又は美的創作物、(v)コンピュータプログラム、(vi)情報の提供、(vii)ゲームのルール、(viii)人体又は動物の身体に適用される、外科的手術もしくは処置の技術もしくは方法、並びに、治療又は診断の方法、及び(ix)すべての自然の生物体のゲノム又は生殖質を含む、自然の生物体の全部又は一部、及び自然界に存在する生物材料、又はそこから分離されたもの、並びに自然の生物学的方法(産業財産法第10条)。

したがって、当該法に定められている例外に含まれていないものは発明とみなされ、 また新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件を満たすことを条件として特許が 付与される。

1.8.3. 実用新案特許

産業財産法は、実用物品又はその一部で、産業上利用可能であり、その使用又は製造における機能的改良をもたらす新規の形態又は構造を有し、かつ進歩性を有するものは実用新案であると、明確に定めている(産業財産法第9条)。実用新案では化学的あるいは製薬プロセスなどいかなる種類の方法も対象とはならない。

発明特許と同様に、次に掲げる事項は実用新案特許として特許を受けることができない。(i)発見、科学の理論及び数学の方法、(ii)純粋に抽象的な概念、(iii)会計、金融、教育、広告、くじ、モニタリングの手段、計画、原理又は方法、(iv)文学、建築及び学術著作物、又は美的創作物、(v)コンピュータプログラム、(vi)情報の提供、(vii)ゲームのルール、(viii)人体又は動物の身体に適用される、外科的手術もしくは処置の技術もしくは方法、並びに、治療又は診断の方法、及び(ix)すべての自然の生物体のゲノム又は生殖質を含む、自然の生物体の全部又は一部、及び自然界に存在する生物材料、又はそこから分離されたもの、並びに自然の生物学的方法(産業財産法第10条)。

a) 新規性

発明及び実用新案は、技術水準に含まれない、すなわち、当該発明又は実用新案が、 関連分野の専門家に知られていない場合、新規であるとみなされる(産業財産法第 11 条)。

技術水準

技術水準には、明細書又は口頭、使用その他の方法により、当該特許の出願日前に ブラジル又は外国において、公衆に開示されたものを含むものとする(産業財産法第 11条第1項)。

技術水準には、非公開期間中にあることによりまだ開示がされていないが、出願された特許に関する情報も含まれるものとする(産業財産法第30条)。

技術水準には、特許出願の出願日又は優先日前の12ヶ月間の間に生じた、発明又は 実用新案の開示は含まないものとする。ただし、かかる開示が、(i)発明者により行 われた場合、もしくは、(ii)発明者から得た情報又は発明者の行った行為に基づき、 発明者の承認のない特許出願の公表を通して、INPIにより行われた場合、あるいは、

(iii) 産業財産法第 16 条及び 17 条に定める、優先権の主張に加え、発明者から直接 又は間接的に得た情報又は発明者の行った行為に基づき、第三者により行われた場合、 に限る。

新規性を審査する目的のために、ブラジルにおいて出願され、未だ公開されていない出願の全内容は、その後においてでも公開されることを条件として、当該出願日又は主張されている優先日において技術水準であるとみなされる(産業財産法第 11 条第 2 項)。これは、ブラジルにおいて出願に関する国内手続が行われることを条件として、ブラジルにおいて効力を有する条約又は協定に基づいて行われた国際特許出願についても適用される(産業財産法第 11 条第 3 項)。

したがって、技術水準には、科学分野において知られていることに加え、発明者の クレームが公開されていなかったとしても、出願において請求された当該発明者のク レームを含むものとする。

新規性が訴訟で争われた具体例を2件以下に記す。

[第 1 例]

控訴第 197.889.4/0 号, Araraquara/SP, Brazil.

控訴人: Intercitrus Agroindustrial e Comercial Ltda. e Carlos Mendes Neto, 及び FMC Corporation and FMC do Brasil Indústria e Comércio Ltda

被控訴人: FMC Corporation and FMC do Brasil Indústria e Comércio Ltda., 及び Intercitrus Agroindustrial e Comercial Ltda. and Carlos Mendes Neto

FMC Corporation (以下、「FMC」) 及びFMC do Brasil Indústria e Comércio Ltda. (以下、「FMCBr」) は、Intercitrus Agroindustrial e Comercial Ltda. (以下、「Intercitrus」) 及びCarlos Mendes Neto (以下、「Carlos」) に対し訴訟を提起した。当該訴訟において、FMC及びFMCBrは、FMCがその所有権を有する特許第8904555-6号を侵害して、Intercitrusが(Intercitrusにより「DELIJUICER」と命名された)果汁絞り機を製造していると主張した。FMCは当該特許に基づき、FMCBr

に対し、ブラジルにおけるその果汁絞り機の製造及び販売に関して当該特許の専用実施権を許諾している。

原告(FMC 及び FMCBr)は、Intercitrus の DELIJUICER が、FMCBr の元従業 員である Carlos の取得した知識及び秘密情報に基づき開発されたものであると主張した。FMCBr から解雇された後、Carlos は DELIJUICER を製造、販売する新たな事業(Intercitrus)を開始していた。

反訴において、Intercitrus及びCarlosは、自身が開発した機械(DELIJUICER)は、FMCが開発した機械(Fresh'n Squeeze)とは別ものであると主張した。

この事例において、申立て及びそれに対する反訴のどちらも、裁判所により却下されたため、原告並びに被告は共に、サンパウロ州の高等裁判所に控訴を提起したものである。

被告(Intercitrus及びCarlos)は、州裁判所が、当該事案に付随して当該特許の無効性に関する判断を下す管轄権を有すると主張し、原告の特許の無効宣言、並びに精神的及び実質的損害に対する損害賠償金の支払を認める逆転判決を申し立てた。

その一方で原告は、Carlos氏の特許の有効性は、リオデジャネイロの第 38 連邦裁判所における実体審査の対象になっている旨告発した。加えて、1996 年 7 月 30 日付でINPIから適法に付与された第一原告(FMC)の特許第 8904555-6 号を侵害して、第一被告(Intercitrus)が果汁絞り機を製造・販売していると、原告は再度主張した。また、第一原告と締結した実施権許諾契約に基づき、第二原告(FMCBr)は、ブラジルにおいて唯一当該発明を実施する権限を有する会社となっているとの主張を原告は再度した。

しかしながら、この事案において、どちらの特許も、米国特許第 3.086455, 23.04.1963 により、既知の技術に基づき付与されたものであったため、いずれの当事者にも特許権保有の資格があるとはいえない者であった。従って、どちらの当事者の特許も、特許付与に要する主要な特性である、新規性を有していないため、有効であるとは認められなかった。

[第 2 例]

上訴第 994.05.061356-7

控訴人: K & M

被控訴人: Unilever Brasil Ltda.

K & M INDÚSTRIAS QUÍMICAS LTDA.は、UNILEVER BRASIL LTDA.が、INPIにより適法に登録されたK & M INDÚSTRIAS QUÍMICAS LTDA.の特許を侵害していると主張し、訴訟を提起した。かかる請求は下級裁判所により棄却された。原告(控訴人)は、サンパウロ州の高等裁判所に控訴を申し立てた。

裁判所は、証拠書類が新規性及び進歩性の欠如を証明するのに十分なものであると 認めた。これに加え、INPI自身もまた、事件記録簿に添付された技術報告書において、 新規性及び進歩性の欠如という同一の理由に基づき、当該特許を無効と評価した。

この事案において、当該特許はINPIにより既に登録されていたが、K & M INDÚSTRIAS QUÍMICAS LTDA. $^{\circ}$ の特許付与は無効であると、第 38 連邦裁判所により判断がされ、その後、第 2 地区連邦高等裁判所によっても同一の判断が下された。

b) 進歩性

発明は、当該分野の専門家の意見によれば、当該発明が技術水準から明らかにもしくは当然に得られる成果ではないとされる場合には、進歩性を有するものとされる (産業財産法第13条)。

実用新案は、当該分野の専門家の意見によれば、当該実用新案が技術水準から容易にもしくは一般的に得られる成果ではないとされる場合には、進歩性を有するものとされている(産業財産法第14条)。

したがって、発明又は実用新案が特許性を有するためには、技術水準に含まれていないという要件に加え、当該発明又は実用新案が、その分野の専門家の意見によれば自明ではない知的活動から得られる成果である必要がある。

c) 産業上の利用可能性

発明及び実用新案は、あらゆる種類の産業において使用又は製造することができる場合に、産業上の利用可能性を有するとみなされる(産業財産法第15条)。

つまり、特許性を有するには、発明及び実用新案は、産業規模の製造が可能である ことに加え、人類の活動において有用である必要がある。

1.8.4. 特許を受けることができない発明及び実用新案

次に掲げるものは特許を受けることができない。 (i) 道徳、善良の風俗、慣習、安全性、公共の秩序及び衛生に反するもの、 (ii) 原子核の変換から生じる全ての種類の物質、材料、混合物、元素又は製品、及びその物理化学的属性の変態、並びにそれらの取得方法及び変態方法、 (iii) 生物の全体又は一部。ただし、特許性の 3 要件、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を満たし、かつ単なる発見に含まれない、遺伝子組み換え微生物は除く (産業財産法第 18条)。

産業財産法の規定の適用上、遺伝子組み換え微生物とは、植物又は動物の全体又は一部を除いた有機体であり、その遺伝子構造への直接の人的介入により、通常の自然 状態では到達し得ない特性を示すものをいう。

1.8.5. 優先権

パリ条約(以下、「パリ条約」)第4条によれば、パリ条約のいずれかの同盟国において行った発明又は実用新案の特許出願は、かかる条約のその他の同盟国においても優先権を生じさせるものである。かかる権利は、最初の出願日から起算して12ヶ月以内の期間において行使されなければならず、当該期間中、当該発明者は全ての同盟国において保護を享受する。

これはつまり、例えば、「X」国における特許の発明者が、当該「X」国における出願日から起算して 12 ヶ月以内の期間中に、かかる特許に関する発明を「Y」国及び「Z」国において実施する意図を持っている場合、当該発明者は当該「Y」国及び「Z」国における国内出願に関する各法令に従い、「Y」国及び「Z」国において、出願するべきである。また、発明者は、「X」国における特許出願の日を根拠とし、「Y」国及び「Z」国における出願において優先権を主張する必要がある(COELHO、Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol.1, São Paulo: Saraiva, 2002, p.168)。.

パリ条約に合致するブラジル法は、ブラジルと協定を締結している国もしくは国際機関においてされた出願であって、国内出願の効力を生じるものに対しては、当該協定に定められている期間内において優先権が与えられるものとし、また、当該出願は、前記の期間内に生じた出来事によって無効とされ又は不利な扱いをされることはないものと定めている(産業財産法第16条本文)。

優先権の主張は、出願時に行われなければならず、また、当該主張は 60 日以内に、ブラジルにおける出願日前の他の優先権をもって補充することができる。(産業財産法第 16 条第 1 項)。また、優先権の主張は、原出願国が交付した適切な書類であって、出願番号、出願日、名称、明細書、並びに該当する場合は、クレーム及び図面を記載したものによって証明されると共に、出願に関する識別情報を含む出願証明書又は同様の書類につき公認翻訳者による宣誓付きであることは要しないが、その翻訳文を添付しなければならない。かかる翻訳文の内容に関しては、出願人が全面的に責任を負うものとする(産業財産法第 16 条第 2 項)。

かかる証拠書類が、出願時に提出されなかった場合、優先権の証明は、出願日から 180日以内に行われるものとする(産業財産法第 16条第 3 項)。また、当該優先権が 他の先出願により補完されている場合にも、証拠書類を提出する期間は変わらず 180 日間であるとされている。

a) 優先権の譲渡

優先権が譲渡によって取得されている場合は、関連する譲渡証書は出願日から起算して 180 日以内に、あるいは、該当する場合には、登録手続の国内処理の開始日から起算して 60 日以内に提出されなければならないが、原出願国における領事認証の提出は求められていない(産業財産法第 16 法第 6 項)。かかる証書は、公認翻訳者による宣誓付きであることは要せず単に翻訳文を添付して、あるいはその原文と翻訳の併記という形で提出するものとする。

優先権の譲渡証書に関する方式要件は、当該証書が作成された国の法律により定められる。

使用者・従業者関係においては、出願する権利並びに優先権は、かかる関係及び更なる発明の譲渡を裏付ける書類、又は同様の書類が提出されていることを条件として、 譲渡されるものと推定される。

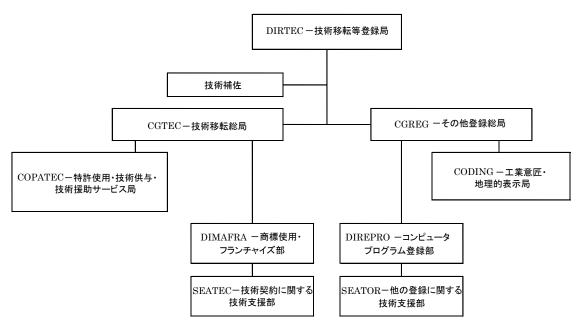
発明又は実用新案に関する特許出願であって、優先権の主張を伴わずにブラジルにおいて最初に出願され、未だ公開されていないものがある場合には、同一の出願人又はその承継人がブラジルにおいて 1 年以内に行う同一の特許を含む後の出願に対しても優先権が与えられる(産業財産法第 17条)。

重要な点として、優先権が、先の出願において開示された事項についてのみ適用されるものであり、加えられた新たな事項には適用されないことが挙げられる(産業財産法第17条第1項)。すなわち、先の出願で対象に含まれなかった発明で、後の出願において新たに主張された発明に、優先権は認められない。

1.9. コンピュータソフトウェア

(出典: http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/programa/pasta oque)

コンピュータプログラムそれ自体は特許保護の対象にはならないが、プログラムがコンピュータの動作を制御しているときは、それが従来どおりに制御している場合で組み合せに由来する装置一式は、方法又はシステムとして特許の付与を受けることのできる発明と考えることができる。ただし、その装置一式が、新規性、進歩性及び産業利用の要件を満たしていることが条件となる。コンピュータプログラムそれ自体は、法律第9609/98号、法律第9610/98号、政令第2556/98号及び政令第5147/04号に従って保護されるので、登録は任意であり、権利者はINPIの技術契約等登録部(DIRTEC)にプログラムを寄託することができる。



(出典:INPI)

「コンピュータプログラムは、著作権法で保護されるため、この種の知的財産に固有の規制の対象となる。したがって、何人も、市場のニーズを満たすプログラムを商品化することは認められるが、その場合に、そのプログラムが任意のプログラムの複製でないことを条件とする。複製である場合は、侵害とみなされる。また同様に、プログラムのリバースエンジニアリング、すなわち、研究開発目的でプログラムをデコンパイルすることによってプログラムの動作を知ることも認められる」

(COELHO, Fábio Ulhoa, in $\it Curso \ de \ Direito \ Comercial, Vol.1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 146) <math display="inline">_{\circ}$

国際的には、コンピュータプログラムの保護の法規は、著作権に関してはベルヌ条約において定められ、また知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(以下「TRIPS」)にも規定がある。

INPI にコンピュータプログラムの登録出願をするときは、登録出願書とともに、技術書類及び方式書類を提出しなければならない。これらの書類は本人が提出しても、弁護士若しくは代理人を通じて提出しても、又は郵送で提出しても良い。

方式書類には、次の書類が含まれる。すなわち、コンピュータプログラム登録出願書、公定手数料領収書、該当する場合は、委任状、雇用あるは役務提供者など関連する契約書又は権利譲渡証書、及び既存プログラムの変更を加えた場合には、当該プログラムの権利者が変更を許可した旨の記載された文書である。

技術書類には、次の書類が含まれる。すなわち、ソースプログラムの全部又は一部のリスト(これには説明書が添えられることがある)、内部動作仕様、フローチャート、及びプログラムの独創性を特定し特徴付けるその他の情報である。技術書類はプログラムの特定に係る法定要件を満たさなければならない。要件を満たすことができない場合には、登録は認められない。

1.9.1 ソフトウェア登録出願を法律により認められる者

ソフトウェア登録出願は、次の者がなすことができる。(i)作成者、(ii)登録しようとするコンピュータプログラムが研究開発を明らかにその業務の一部に含む雇用契約又は役務提供契約の過程において着想され、開発される場合、又は従業員、公務員もしくは役務提供者の行為が業務上行うものとして定められているか、あるいは提供する役務の性質上求められるものであることが定められている場合は、使用者又は役務依頼者(contractor)、(iii)登録しようとするプログラムが、雇用関係、契約関係又は役務の提供とは無関係に、かつ使用者もしくは役務依頼者の資源、技術、原料、施設又は器具を使用せずに作成された場合は、従業員、公務員又は役務提供者、

(iv) 正式に許可を得ていることを条件として、かつ、該当する変更又は改変に関してのみ、元のプログラムに技術的変更又は改変を施した者、(v) 作成者が自らの財産権の全部又は一部を譲渡することが記載された譲渡証書を提出することを条件として、譲受人。

1.9.2 決定の公開

コンピュータプログラム登録局(DIREPRO)の決定は、体系化された決定の書式を用いて INPI 公報—特許(RPI)に公開される。

1.9.3 法的側面

a) 法的性質

コンピュータプログラムはブラジル著作権法に基づき保護され、したがって、登録は任意である(登録は宣言的行為の性質しか有しない)。登録は国際的に有効であり、よって、INPI に登録されているプログラムを他国で登録する必要はない。ただし、こ

の場合に当該他国が外国人に同様の権利を付与していることを条件とする。また同様に、権利の譲渡において関係者を保護する必要がある場合を除き、外国人のプログラムをブラジルで登録する必要もない。ここで関係者を保護する必要のある場合とは、丁度、技術移転の契約を INPI に登録する場合(産業財産法 211 条)と同様ように、第三者が著作権侵害をした場合に、INPI に登録しておく(ソフトウエア法 11 条)ことで、譲渡人も譲受人も法的措置をとることができることになる。

b) 有効性

ソフトウェアに対する権利の有効期間はその公開がなされた年の翌年の 1 月 1 日から 50 年間、また公開がなされていない場合は、それが考案された年から 50 年間である。

c) 所有権及び著作者

権利の所有者が著作者ではない場合、出願は権利譲渡を証明する文書によって裏付けなければならず、譲渡文書又は企業との労働関係(雇用又は役務提供契約)の証明書を提出しなければならない。

譲渡文書は、著作者の権利に関する限りにおいて、明瞭かつ明確に当該の権利の範囲を示さなければならない。かかる権利に関する取決めは、常に限定的に解釈される。

d) 権利

コンピュータプログラムの保護がブラジル著作権法の範囲において行われることを 前提として、かかる保護の対象は、譲渡不能で、(当事者間で任意に)取決め可能で もなく、かつ、放棄できない著作者人格権、及び財産権となる。

コンピュータプログラムに適用される著作者人格権とは、プログラムの著作者であることを主張する著作者の権利、及び無断での変更、すなわちプログラムを変形したもの、又は著作者の名誉もしくは評判を損なうものに反対する権利のことである。従って、権利の所有者が著作者ではない場合、今後は変更を施すことにつき著作者の許可を取得することが推奨される。

コンピュータプログラムの財産権とは、①権利者のプログラムを利用する排他的な権利、②成果を得る権利、③当該プログラムを処分する権利である。

それゆえに、オリジナルの複製あるいは著作権侵害により生成したコンピュータプログラムの複製を、すなわち、著作者あるいはその代表者の明示の同意を得ないでした複製を、いかなる意味においても、その全体あるいは一部でも、販売し、販売のための申出でをし、輸入し、業務目的で隠匿あるいは所持するいかなる者も、著作権を侵害するものとみなされる。

e) 秘密保持

コンピュータプログラムの登録出願(寄託)においては、技術書類の寄託が秘密に保持されなければならないか否かを明示しなければならない。寄託が秘密に保持されなければならない場合、裁判所命令又は出願人自身の請求による場合を除き、書類は開示できない。出願の提出後は、技術書類が入った封筒が出願人に返却されるものとし、出願人は当該封筒を秘密に保持する責任を負う。

具体的には、正式な資料提出の手続きでは、技術資料(コンピュータプログラムそれ自体)の複製をする承諾も含まれる。技術資料については、INPI に送付する際には特別な封筒に入れて CD あるいは DVD で送付することになる。この封筒はどこの郵便局でも購入することができるものである(この封筒は"envelope Sedex, tamanho A4, plastic"として知られている)。これに加えて、記録媒体は再記録ができないものであって、ファイルは PDF のフォーマットとしパスワードかその他複製/印刷に対抗しうる手段で保護するようにしておく必要がある。

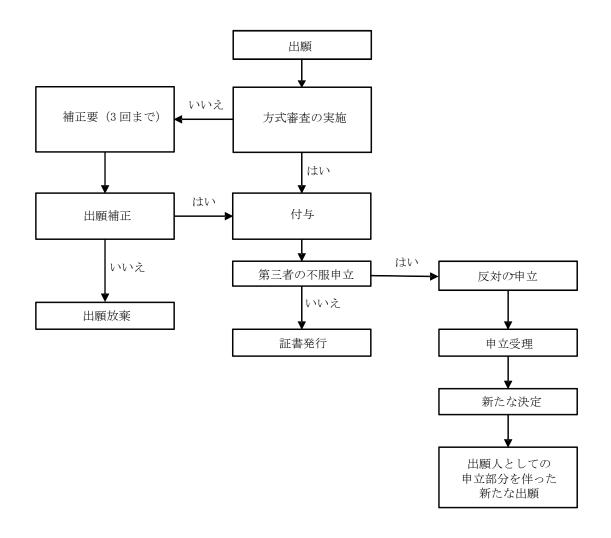
電子媒体(CD/DVD) に入った 2 つの複製を、別々の封筒に入れたプラスチックケースに格納して(完全なものであることを保証するため)、INPI に送る必要がある。 二つの封筒のうち一方は INPI が保管し、もう一方は申請者に返還される、申請者は 洩れないように保管する必要がある。

(出所: http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/programa/documentacao-tecnica-ele-tronica-procedimentos)

登録出願の公定手数料の納付により、技術書類は 10 年間秘密に保持されるものとし、10 年間の満了時には、出願人はさらに 10 年間秘密保持の期間を延長するために手数料を納付することができる。当該手数料が納付されない場合、それは秘密保持による保護が失効することを意味する。

f) 登録出願手続の諸段階

ソフトウェアの登録出願手続の諸段階を以下のフローチャートに示す。



(出典: INPI)

コンピュータプログラムの登録手続に関する進展と決定は INPI 公報 (RPI) に公開される。

登録出願の審査において従うべき要件があると判断される場合、その要件を充足するための期間は RPI に公式要求が公開されてから 60 日間であり、出願人が適時に公式要求を充足できない場合、出願は取り下げられる(行政手続法第 40 条)。

RPI において出願が認められたことが公開された日から、第三者が方式書類に関して異議を申し立てることができる 60 日の期間が開始する。

登録証はリオデジャネイロにある INPI、又は出願がなされた州の INPI の地方事務 所もしくは地方局の受付で保管され、受領されるものとする。

1.10. ビジネスモデル

ブラジル著作権法の適用対象となるビジネスモデルを保護するための登録制度はブラジルには存在しない。

ビジネスモデルは開示されることが稀な事項ではあるが、法律第 9610/98 号に基づいて剽窃及び無断使用に対して正当に保護されることを認めた判決が存在する。

1.11. 動植物

1.11.1. 植物

ブラジル産業財産法は、特許性の3 要件、すなわち、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を満たし、かつ単なる発見ではない遺伝子組換え微生物を除く、生物の全部又は一部を対象とする特許の付与を明確に禁止している(産業財産法第18条)。

さらに、ブラジルでは、植物は植物品種を保護する個別の法律、すなわち、1997 年 4月 25日付の法律第 9456 号によって保護される。同法の規則は 1997 年 11月 5日付の政令第 2366 号によって定められている(この問題はこのマニュアルの別の項で取り上げている)。

1.11.2. 動物

ブラジル法には動物に関係する発明に関する具体的規定はない。

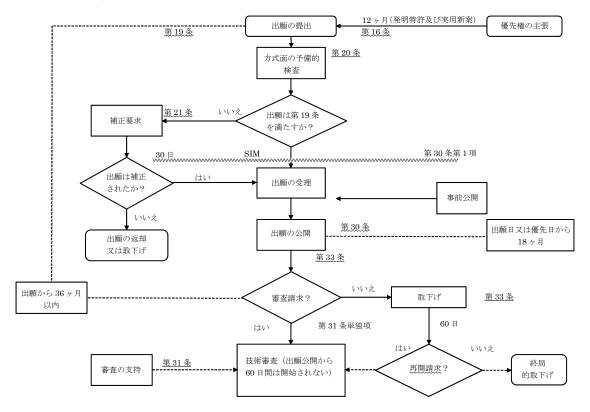
もっとも、ブラジル産業財産法は、特許性の 3 要件、すなわち、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性を満たし、かつ単なる発見ではない遺伝子組換え微生物を除く生物を対象とする特許の付与を明示に禁止している(産業財産法第 18 条)。

自然の生物及び自然界に存在する生物学的物質は特許を受けることができず、発明 行為から得られた遺伝子組み換え微生物だけが特許を受けることができるとの結論を 出すことができる。

1.12. 特許出願の提出

以下のフローチャートは、発明特許及び実用新案の登録出願手続を示している。

提出から技術審査まで



(出典:INPI)

1.12.1 出願の提出

INPI が定める規定に従い、特許登録出願(附属文書 3) は次の書類から構成される。 (i) 願書、(ii) 発明の説明、(iii) クレーム、(iv) 該当する場合は、図面、(v) 要約、及び(vi) 公定出願手数料の領収書(産業財産法第19条)。

出願がなされると、出願の方式面の予備審査に付される。方式が整っていることが確認されると、出願は受理され、出願番号が付され、出願の提出された日が出願日とみなされる(産業財産法第20条)。

予備審査において、出願が法律に規定された要件を形式上具備していない場合においても、発明、出願人及び発明者に係る事項を記載している出願は、年月日が記載された受理証と引き換えに、INPI に申請される。この場合、INPI は、30 日以内に遵守されるべき公式要求を定める(産業財産法第 21 条)。

公式要求が履行された場合、出願は出願の受理された日になされたものとみなされるものとする。公式要求が満たされない場合、文書は返却されるか、又は取り下げられる。

1.12.2. 出願の要件

発明特許出願は、単一の発明又は単一の発明概念を対象とする相互に関係する発明 群を含まなければならない(産業財産法第22条)。

同様に、実用新案登録出願は、主たる 1 つの考案としなければならず、多数の異なる要素、追加若しくは構成又は別形体の配置を含むことができる。ただし、発明が単一の技術的機能的特徴を維持することを条件とする(産業財産法第 23 条)。

特許の明細書は、当該分野における技術者が特許を再現できるよう、明確かつ十分に発明を説明するものでなければならず、必要に応じて、出願にはその実施の最良の形態を示さなければならない(産業財産法第 24 条)。発明の実施に不可欠であり、説明することができず、かつ、公知のものではない生物学的物質の場合、明細書は、INPI により認可された又は国際協定で定められた機関に当該物質を寄託することにより補充されるものとする。寄託機関については、The Brazilian Biological Material Center(CBMB)が、INPI と National Institute of Metrology(Inmetro)が共同で設立準備中である。CBMB は、微生物(バクテリア、真菌類)や動物の細胞を保管しておく研究所グループで構成されることになる。CBMB は特許目的のための生物資料を保管する認可機関となる予定であるが、現在、ラテンアメリカには生物資料を保管する INPI が認可したこの種の機関はないので、ブラジルで特許を出願する者は、外国の機関で資料を寄託する必要があろう。

(http://www.brasil.gov.br/noticias/arquivos/2010/09/20/instituto-nacional-apresent a-centro-brasileiro-de-material-biologico-em-sc?set language=en)

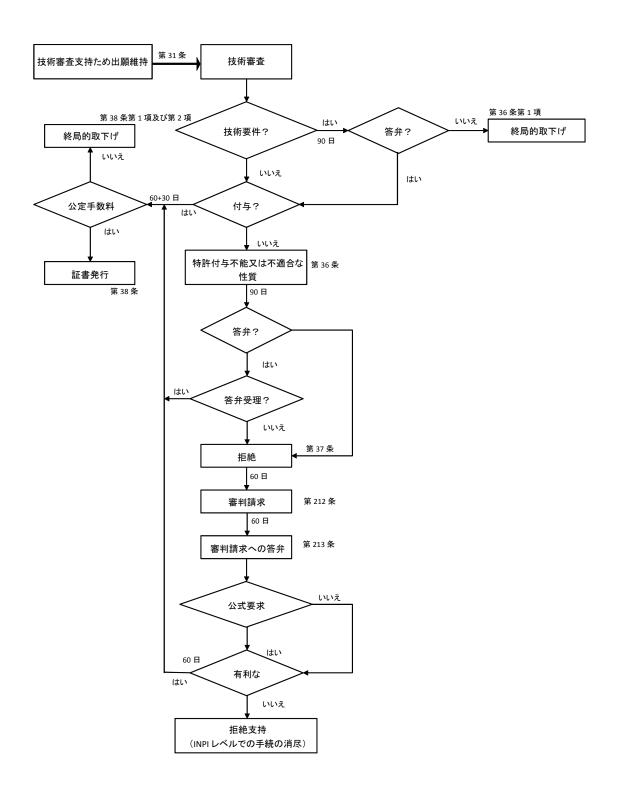
 $(\underline{http://www.inpi.gov.br/noticias/centro-brasileiro-de-material-biologico-beneficia-a}-l)$

特許出願は、出願手続の技術審査段階が終了するまでは、INPI の職権によって、又は出願人の請求によって、2以上の出願に分割することができる。ただし、分割出願が (i) 原出願に明示的に言及しており、(ii) 原出願で開示、対象に含められた事項を超えないことを条件とする。

分割出願においては、原出願日を出願日とするものとし、該当する場合には、原出願に付与された優先権の恩恵を付与されるものとし(産業財産法第27条)、分割出願はそれぞれ、該当する公定手数料が適用されるものとする(産業財産法第28条)。

また、特許出願は取り下げ又は放棄することができるが、そのいずれの場合にも、 当該特許出願は必ず公開され(産業財産法第 29 条)、また優先権は取り下げられた又 は放棄された出願の直後の出願に移転するものとする。

技術審査 (実体審査)



1.12.3. 出願の技術審査手続

出願がなされた後、出願は、国益を保護する必要がある場合を除き、出願日又は最 先の優先権がある場合には、その主張日から 18ヶ月の間秘密に維持され、その後、公 開される(産業財産法第 30 条)。

重要である点として、法律に規定された場合において、生物学的物質特許は、公開により公衆の利用可能となることが挙げられる。

さらに、出願が取下げされた場合を除き、技術審査は公開日から 60 日間は開始されず、技術審査は出願日から 36 ヶ月以内に出願人又は利害関係者によって請求されなければならない(産業財産法第 33 条)。

もっとも、特許出願は、特定の公定手数料の納付により、取下げされた日から 60 日 以内に、出願人が請求する場合は、その取下げを撤回することができる。請求がない 場合には、終局的な取下げの対象となる。

技術審査請求がなされた後、要求されるときは常に 60 日以内に、出願人は、次のものを提出しなければならない。提出がない場合は、出願は取下げの対象となる。 (i) 優先権が主張されている場合には、他国においてなされた相当する出願への、異議申立、特許調査及び技術審査の結果、 (ii) 手続の正規化及び出願の審査に必要な書類、 (iii) 他国でなされた特許出願の内容を確認するものであり、認証のない優先権書類の翻訳文に替える場合は、出願人の供述書(宣誓供述書)。

技術審査では、調査報告書及び技術的意見書は、次の事項に関して作成するものとする。(i) 出願の登録可能性、(ii) 出願の性質の分類の適合性、(iii) 出願の補正もしくは分割、又は(iv) 技術的要件(産業財産法第35条)。また報告書が作成された後に、技術的意見書において当該出願では(特許)が認められないか、出願が請求した性質に適合しないか、あるいは(意見書で)公式の要求を発する場合は、出願人はRPIを通じて90日以内に答弁するべきことを通知される(産業財産法第36条)。

かかる答弁書の提出期間後も、(編者注:要求に対する応答があった場合には)、 公式要求に対して適合しているかあるいはそれに異議を申し立てているかにかかわら ず、かつ、出願の登録可能性又は分類に関する見解が示されるか否かにかかわらず、 技術審査は継続するものとする。それ以外の場合、すなわち、出願人が公式要求への 答弁を怠る場合は、出願は終局的に取下げとなる。

技術審査の結果、特許出願の特許付与の許可又は拒絶が決定される(産業財産法第37条)。

1.12.4. 登録の許可

特許登録証は、特許出願が許可された後に付与され、該当する交付手数料の納付証明が行われた後に交付される。特許権は、特許登録証の公告の日に付与されたものとみなされる(産業財産法第38条)。

公定手数料の納付及びその証明は、特許の付与が決定された日から 60 日以内に行われなければならない。

INPI では審査官の人数が不足しているため、審査手続きに時間がかかっており、どの程度かかるか INPI は外部に明らかにしていない。執筆者の経験では、追加書類の

提出依頼や拒絶理由通知がないケースで、最短で特許付与まで5年程度かかるとみている。

1.12.5. 特許の効力

出願日から起算して、発明特許は 20 年、実用新案は 15 年の期間効力を有する (産業財産法第 40 条)。

特許の存続期間は、特許付与日から起算して、発明特許の場合は 10 年、実用新案の場合は 7 年を下回らない。ただし、訴訟係属又は不可抗力であることが証明されたために、INPI が出願の実体審査の手続きの実施を妨げられている場合は、この限りでない。

1.13. 特許協力条約 (PCT) — 外国人出願人

国際出願に関しては、特許協力条約は国際出願及び国際調査を定めている。国際出願は、特許協力条約の締約国のいずれかに提出すればよく、また他の締約国においてその効力は同時に発生する。国際出願及び国際調査報告は、出願日又は該当する場合には優先日から18ヶ月後に公開される。

特許協力条約は、締約国の国内法に干渉しない。むしろ、国際調査、意見書又は審査の受理及び使用に関しては、各国が自主決定権を有する。国内手続は、国際出願日又は該当する場合には優先日から 30 ヶ月以内に開始されなければならない。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/patente/pasta_pct)

1.13.1. 国内手続

国際出願日又は該当する場合には優先日から30ヶ月以内に、出願人は国際出願の翻訳文をブラジルで提出しなければならず、それにより国内手続を開始しなければならない(巻末の付属資料4)。

この段階では、出願人は優先権を主張する出願に該当する国内手数料を納付し、ポルトガル語で作成され、領事認証の免除された委任状により、司法及び行政手続において自身を代理する委任による代理人を任命しなければならない(産業財産法第 216 条、第 217 条)。

ブラジルにおいて国際出願の国内処理が開始される場合は、特許付与に係る国内規則に従ってポルトガル語による出願がなされる。次に、出願には国際出願がなされた年に基づき出願番号が付される。これは、国際出願日が特許の存続期間の起算日となるためである。

審査請求は、国際出願日から36ヶ月以内、又は出願が1.4.1に示された手続の対象となる場合には、国内処理の開始日から60日以内になされなければならない。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/patente/pasta_pct/pct14_html)

1.14. 出願の要件

a) 委任状

産業財産法に規定される一切の行為は、当事者又は正式な資格を有する代理人がしければならない(産業財産法第216条)。

委任状の原本、その翻訳文又は認証謄本は、ポルトガル語によるものでなければならないが、領事認証及び、署名証明は免除される(産業財産法第216条第1項)。

重要な点として、海外に居住する者は、正当な資格を有しブラジルに居住する代理人を指名し、かつ保持しなければならず、代理人には、召喚の受諾を含め、行政及び司法手続において本人を代表する権限を付与しなければならないことが挙げられる。 (産業財産法第217条)。

b) 出願に必要な書類

特許登録出願には、INPI の定める規定に従い、次の書類を含めるものとする。 (i) 願書、(ii) 明細書、(iii) クレーム、(iv) 必要な場合は、図面、(v) 要約、 及び(vi) 公定出願手数料の領収書(産業財産法第19条)。

c) 優先権を証明する書類

優先権の主張は、出願時に行われなければならず、また、当該主張は 60 日以内に、ブラジルにおける出願日前の他の優先権をもって補充することができる(産業財産法第 16 条第 1 項)。また、優先権の主張は、原出願国が交付した適切な書類であって、出願番号、出願日、名称、明細書、並びに該当する場合は、クレーム及び図面を記載したものによって証明されると共に、出願に関する識別情報を含む出願証明書又は公認翻訳者の宣誓翻訳文であることは要求されないが同様の書類の翻訳文を添付しなければならない。かかる翻訳文の内容に関しては、出願人が全面的に責任を負うものとする(産業財産法第 16 条第 2 項)。

d) その他の書類

植物品種の特許に関しては、願書には次の事項を含めなければならない。 (i) 植物名、 (ii) 植物品種の名称、 (iii) 原産地、 (iv) 必要とされる一切の属性を記載した明細、 (v) 必要な場合、生きている標本が、審査管轄庁が自由に利用できるようになっていること及びその保管場所を証明する陳述、 (vi) 出願人及び育種者の氏名及び住所、 (vii) 国内及び外国の植物品種の場合は、DHS 特性の証明、 (viii) 品種の区別性、均質性及び安定性を示す他の属性の説明、又は出願人が独自の調査又は管轄庁により義務付けられた特定の検査に加えて、出願人がこの属性に関して試験を行ったことの証明、 (ix) 保護を求めるための特許出願料を納付したことの証明、 (x) 国内又は海外での当該植物品種の実用化を証明する陳述、 (xi) 保護を求める植物品種に関して、外国における保護もしくは特許出願、又は優先権の請求がなされていることを証明する陳述、 (xii) 出願の対象を特定する要約(法律第9456/97号第14条)。

出願の対象の実用化に不可欠な生物学的物質の場合は、それを説明することができず、かつ、一般公衆が入手できないものであるならば、報告は、INPI により認可され

又は国際協定で指定された機関に、その物質を寄託することによって補充される(法律第9456/97号第24条単独項)。

1.15. 審査請求

特許出願の審査の請求は、出願日から36ヶ月以内に出願人又は利害関係者(附属書5)によりなされなければならない。請求がない場合は、出願は取り下げられる(産業財産法第33条)。

第三者が審査請求を提出する利害関係者である場合において、その第三者は、先に 出願又は付与された他の特許との抵触など、特許性要件のいずれかが満たされていな いことを証明するために、自らの所有する要素(elements)を提出することもできる (COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 165)。

1.16. 特許出願料

INPI に納付すべき出願料を以下及び巻末の付属資料 6 に示す。

| 事務 | 料金1 | 料金2 | |
|--|--------|--------|--|
| 発明 (PI) 、追加発明証 (C) 又は実用新案 (MU) のの国内出願、及 | 200.00 | 80.00 | |
| び特許協力条約の国内段階への移行手続 | | | |
| 特許協力条約に基づく国際出願の送付 | 200.00 | 80.00 | |
| 事前公開 | 200.00 | 80.00 | |
| 発明の審査請求 | 500.00 | 200.00 | |
| 10クレームまでの通常の料金は500.00レアル又は200.00レアル | | | |
| (*)。 11 クレームから 20 クレームについては、 1 クレーム当たり | | | |
| 50.00レアル又は 20.00 レアル (*) を、 21 クレームから 30 クレームに | | | |
| ついては、1クレーム当たり75.00レアル又は30.00(*)レアルを、31 | | | |
| クレーム以降については1クレーム当たり100.00レアル又は40.00(*) | | | |
| レアルを加算するものとする。 | | | |
| 実用新案(MU)の審査請求 | 320.00 | 128.00 | |

(出典:INPI)

注:金額はレアル。

料金2:60%減額料金は、次のものに適用される。個人、零細起業家、法律が規定する零細企業、小企業及び協同組合、教育研究機関、並びに非営利団体。

1.17. 出願の公開

1.20.1 に示す通り、一切の公式の公開は知的財産公報で行われる。

1.18. 異議申立て

1.18.1. 行政手続

次に該当するときは、行政的に特許の無効が宣言される。(i)法的要件のいずれかが満たされていなかったとき、(ii)調査報告及びクレームがそれぞれ第 24 条 1 及び第 25 条 2 の規定を満たしていなかったとき、(iii)特許の対象が原出願の内容を超えているとき、又は(iv)出願手続において、特許の付与に不可欠な本質的手続が欠落していたとき(産業財産法第 50 条)。

無効手続は、特許付与から 6 ヶ月以内に、職権により又は正当な利害関係を有する者の請求基づいて、開始することができる(産業財産法第51条)。

1.18.2. 無効訴訟

無効訴訟は、INPI又は正当な利害関係を有する者(産業財産法第56条)が、特許の存続期間中は何時でも、連邦司法裁判所に提起することができる(産業財産法第57条)。

1.19. 特許に関連する権利

特許は、特許の対象を排他的に実施する権利、並びに第三者が同意を得ることなく次に掲げるものを使用し、販売の申出をし、販売し又はそれらの目的で輸入することを禁止できる権利を特許の所有者に付与する。 (i) 特許の対象、 (ii) 方法又は特許された方法により直接得られた製品(産業財産法第42条)。

さらに特許の所有者には、第三者が前述の行為を行うことを禁止し(IPC第41条第1項)、また出願公開日から特許付与日までに生じたものを含め、特許対象の不当な実施に関して補償を得る権利が与えられる(産業財産法第44条)。

1.19.1. 存続期間

出願日から起算して、発明特許 (PI) は 20 年間、実用新案特許 (MU) は 15 年間 効力を有する (産業財産法第 40 条)。

特許の存続期間は、特許付与日から起算して、発明特許の場合は 10 年未満、実用新案特許の場合は 7 年未満であってはならない。ただし、INPI が、訴訟係属又は不可抗力のためであることが証明されたことにより、出願の実体審査をすることができなかったときは、この限りではない(産業財産法第 40 条)。

1.19.2. 特許権の制限

特許の付与は、特許の対象の排他的実施権を特許所有者に与えるものであるが、この権利は次に該当する場合は、制限される。

1 **第 24 条** - 明細書には、出願の対象を当該分野の熟練者による実施が可能となる程度に明確かつ十分に記載しなければならず、該当する場合は、その最良の実施方法を表示しなければならない。

単独項 – 出願の対象の実用化に不可欠な生物学的物質が、本条に従った記載をすることができず、かつ、公衆が入手することのできないものである場合は、明細書は、INPI により認可され又は国際協定で指示された機関に、その物質を寄託することによって補充される。

 $^{^2}$ 第 25 条 $^-$ クレームは、明細書に基づくものとし、出願の明細を特徴付け、保護を求める内容を明瞭かつ正確に定義するものでなければならない。

I – 許可を得ていない第三者が、私的に、かつ、商業目的でなく行う行為。ただし、当該行為が特許所有者の経済的利益を損なわないことを条件とする。

II - 許可を得ていない第三者が、調査、科学的もしくは技術的研究に関連して、実験の目的で行う行為。

III - 個別の症例について、資格を有する専門家が医師の処方に従って行う医薬品の調合、及びそのようにして調合された医薬品。

IV - 方法特許又は製品特許によって製造され、特許所有者により直接に又は特許所有者の同意を得て、国内市場に出された製品。

V - 生物に関係する特許の場合において、経済的目的のためではなく、他の製品を得るための変種又は増種の出発物質として特許製品を使用する第三者。

VI - 生物に関係する特許の場合において、特許所有者又は実施権者により適法に市場 に出された特許製品を使用し、流通させ又は販売する第三者。ただし、特許製品が当 該生物の商業的増殖又は繁殖のために使用されないことを条件とする。

VII - 許可を得ていない第三者が特許発明に関してなす行為であって、特許の失効後に特許製品の商業登録を得るために情報、データ及び試験結果を提供することのみをその目的としているもの(産業財産法第43条)。

さらに、産業財産法は、先使用者、すなわち、出願日又は優先日前に国内で特許の対象を善意で実施した者を保護している。この場合において、無償の実施権が保証されている(産業財産法第45条)。

特許権が譲渡される場合には、特許の対象の実施と直接関連している事業もしくは 会社、又はその一部も譲渡されなければならない(産業財産法第43条第1項)。

ただし、発明者又はINPIから出願前の12ヶ月の期間において特許の対象についての知識を得たことが証明される場合、特許の実施権は保証されない(産業財産法第43条第2項)。

1.20. 公開

審査請求がなされると、INPI が提供する事務(services)により、特許の付与手続を行うことができる。

1.20.1. 産業財産権公報 (RPI)

RPI は、ブラジルにおける産業財産権制度に関係するすべての法律、命令及び決定が公開される INPI の公式刊行物である。

RPI は週報であり、INPI のウェブサイト(http://www.inpi.gov.br/menu-superior/revistas)で閲覧することができる。2005 年 3 月 29 日以前の号は INPI 本部の図書館で閲覧することができる。

1.20.2. 特許データベースの検索

INPI の特許データベースには、以下の URL からアクセスすることができる。ただし、データベースに含まれる情報は法的効力を有さず、RPI において公開されたもののみが期間及び期限に関して有効であることに留意されたい。

(<a href="http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa="http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa="http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa="http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa="http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa="http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa="http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa="http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa="http://pesquisa.inpi.gov.br/marcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa="http://pesquisa.inpi.gov.br/marcaPatente/jsp/servimg/

1.20.3. 自から行う端末による検索

INPI の本部及びサンパウロ事務所にある端末からも検索を行うことができる。これらの端末は中央コンピュータに接続されており、手続に関する最新の情報を提供している。

1.21. 譲渡及びライセンス

(出典: http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/patente/pasta-legislacao/legislacao-outros-idiomas/lei 9279 ingles html/)

1.21.1. 譲渡

特許出願又は特許は、その内容が分割できないものであっても、その全部又は一部を譲渡することができる(産業財産法第 58 条)。INPI は、譲渡に関して、譲受人の完全な資格、出願又は特許に適用される制限又は負担、及び出願人又は知的財産権者の名称、本拠地又は住所の変更を記載した注釈(巻末の付属資料 7)を付記する(産業財産法第 59 条)。

ただし、国防上の利害に関わる出願又は特許の実施及び譲渡に関しては、管轄機関から事前の許可を得ることを条件とするとの制限が課され、これにより出願人又は知的財産権者の権利が制限される場合には何時でも、適正な補償が保証される(産業財産法第75条第3項)。

注釈が付記された後、注釈はその公告の日から第三者に対して効力を有する(産業 財産法第60条)。

1.21.2. 任意ライセンス

知的財産権者又は出願人は、特許の実施に関してライセンス契約を締結することができる(産業財産法第61条)。これは、(審査請求後の)特許出願の対象であれ特許その自身であれ、ライセンスの対象とすることができることを意味している。

排他的でないライセンス契約 (第三者に実施許諾をしたライセンサー自身が同時に 実施しうる場合) も排他的なライセンス契約 (ライセンサーが契約の範囲で実施がで きないもの) もありうる。

また重要な点として、産業財産法がライセンスの対象とされている特許への改良は 当該改良の開発者に帰属し、相手方当事者にはライセンスに関する優先権が保証され ると定めていることも挙げられる(産業財産法第63条)。

ライセンス契約は、第三者に対して効力を生じるためには、INPI に提出されなければならない。また、かかる効力はその公告の日に生じるものとされている(産業財産法第62条第1項)。

1.21.3. 強制ライセンス

知的財産権者が知的財産によって得られた権利を濫用したこと、又はその権利を用いて経済力を濫用したことが法律の条項において又は行政上もしくは司法上の決定に

よって証明された場合は、当該知的財産権者は、その特許が強制的にライセンスさせられることに従うものとする(産業財産法第68条)。

次の場合も、強制ライセンスの付与につながりうる。

- a) 輸入が認められている場合であって、経済的に実施が不能のために不実施の場合を除き、特許製品を製造せずもしくは不十分に製造すること、又は、さらに特許方法を完全には実施しないことにより、特許対象がブラジル国内において実施されない場合(産業財産法第 68 条第 1 項第 I 号)。この場合は、強制ライセンスは特許付与から 3 年を経過するまでは請求することができない(産業財産法第 68 条第 5 項)。
- b) 商業化が市場のニーズを満たさない場合(産業財産法第68条第1項第II号)
- c) 次の前提が累積的に生じた場合。(i) ある特許が別の特許に従属しているという 状況があること、(ii) 従属特許の対象が先の特許に対して、実質的な技術的進歩を構 成していること、及び(iii) 知的財産権者が従属特許の知的財産権者との間で、先の 特許の実施に関して合意に達していないこと(産業財産法第70条)。
- d) 連邦行政機関の行為において国家緊急事態又は公共の利益に関わると宣言された場合には、知的財産権者又は実施権者がそれに係わる必要を満たさないときは、それらの知的財産権者の権利を損なわずに、職権により、その特許を実施するための一時的かつ非排他的なライセンスを付与することができる(産業財産法第71条)。これに該当するケースとしては、例えば、医薬品に関して強制ライセンスが付与される場合が挙げられ、この場合には、知的財産権者には該当する補償が保証される。

実施権者は、ライセンスの付与を受けたときから 1 年以内に特許対象の実施を開始しなければならず、またこれと同じ期間の中断が認められる(産業財産法第74条)。

ライセンスは、正当な利害関係を有し、かつ、特許対象を有効に実施する技術的及び経済的能力を有する者のみが、主として国内市場をその対象として、請求することができる(産業財産法第68条第2項)。

強制ライセンスの申請

強制ライセンスの付与を求める申請書は、利害関係人により特許所有者に申し入れる条件を表示し、提出する必要がある(産業財産法第73条)。

申請人は、特許権の濫用又は経済力の濫用があったと主張する場合には、証拠書類を提出しなければならない(産業財産法第73条第2項)点が重要である。しかしながら、当該申請が、当該特許の不実施に基づき行われた場合には、特許所有者がその実施を証明しなければならない(産業財産法第73条第3項)。

ライセンス申請書が提出された場合、特許所有者は 60 日以内に意見書を提出するよう通知を受け、当該 60 日が経過した後にも、特許所有者から意見書の提出がない場合

には、申請者の提案は、その申し入れ条件に基づき受理されたものとみなされる(産業財産法第73条第1項)。

当該申請に対し、特許所有者が異議申立をした場合、INPI は、特許所有者に公正な対価を裁定することを視野に入れ、INPI に属さない専門家を含むことのできる委員会の設置を含めた必要な措置をとることができる(産業財産法第73条第4項)。対価の裁定においては、必ず付与されたライセンスの経済的価値を考慮に入れなければならない(産業財産法第73条第6項)。

強制ライセンス手続においては、連邦、州又は地方自治体の、直接又は間接的な行政機関は、対価の裁定に資するために求められる情報を INPI に提供しなければならない(産業財産法第73条第5項)。

申請手続きが適法に行われた場合、INPI は、60 日以内に、(1.21.3 の項の)強制 ライセンスの付与及びその条件に関する決定を行い(産業財産法第 73 条第 7 項)、かかる決定に対する審判請求により、当該手続が停止することはない(産業財産法第 73 条第 8 項)。

正当な理由がない場合には、実施権者は、ライセンスの付与から 1 年以内に、当該特許の対象の実施を開始しなければならないが、前記と同じ期間の中断が認められている(産業財産法第74条)。

[強制ライセンスの事例] EFAVIRENZ事件

2007 年、ブラジル政府は、Merck により製造された医薬品で、Efavirenz という AIDS 治療薬に対し、緊急性に基づき、強制ライセンスを付与した。

ブラジル政府は、AIDS に罹患している個人に無料で医薬品を配布することを通じて AIDS に対処することを目的とする、世界的に有名なプログラムを展開している。

しかしながら、当該医薬品の価格が当該プログラムの実施の障害となっていたため、 政府は Merck との交渉を試みた。

しかし、Merck が当該医薬品の価格を引き下げることを拒否したため、合意には至らなかった。当時、ブラジルにおいて当該医薬品が 1.59US ドルで販売される一方、Merck は同一の医薬品をタイで約 0.65US ドルで販売していた。

ライセンスを付与した後、ブラジル政府は、インドにおいて(Efavirenz の)3分の1の価格(約0.45USドル)で製造されている同一の医薬品を輸入する意向を発表した。

ここで、MerckがEfavirenzに対するロイヤルティを引き続き受領し、また、インドの研究所から購入された医薬品が、商業的な目的を持たず、もっぱらプログラムのために使用された点を強調しておく。

1.22. 特許データベースの調査

本マニュアル第1章の1.8.3 a で論じているように、特許付与の要件の1つは新規性である。したがって、出願人は、特許を出願する前に、出願しようとする対象がブラジル国内及び世界で新規なものであることを確認しなければならない。

出願対象が技術水準ではないことを確認するため、出願人は INPI のウェブサイト にある特許データベースを無償で調査することができる(編者注:ポルトガル語の み) (http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa=Patentes)。

また、出願人は INPI 本部(Praça Mauá, 7 - Rio de Janeiro)で調査を要請することもできる。これは有償の調査サービスを利用することになるが、INPI の資格を持った職員が出願人を補佐する。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/patente/pasta_garantir)

1.23. 審判機関

DIRPA (特許総局) が下した決定は、通常、決定日から 60 日以内に異議を申し立てることができる(産業財産法第 212 条)。ただし、終局的取下げを命じる決定、又は特許出願、特許追加証もしくは商標登録を承認する決定に対しては、審判請求を行うことができない(産業財産法第 212 条第 2 項)。

すべての審判については INPI 長官が決定を下し、これで行政審は終了する(産業 財産法第 212 条第 3 項)。

INPI は、審判における(申立人の)主張を補完するために、(申立人に対して)要求事項を定めることができ、この要求事項は 60 日以内に履満たされる必要がある(産業財産法第 214 条)。この期間が満了した後は、審判についての決定が行われ、行政審においてさらに審判のできない決定が下されることとなる(産業財産法第 212 条第3項)。

なお、ブラジルの場合は、審判部には特に名称はなくINPIの長官に不服を申立てることになる。決定(編者注:日本では査定にあたるもの)が通知されて、不服を60日以内にINPI長官宛にするとされている(IPC211条2項)。不服の申立に対しINPI長官により決定がなされると、行政段階での申立手続きは尽きることとなる。

1.24. 行政上の特許無効請求

無効手続は、特許付与から 6 ヶ月以内に、職権により又は正当な利害関係を有する者の請求に基づいて、開始することができる(産業財産法第51条)。

ここで、正当な利害関係を有する者とは、特許されたものと抵触する技術を実施しようとする者であるとか、別々の人がした同一内容の発明に対して二件の特許が付与された場合も、正当な利害関係がある者とされる。

次に該当するときは、行政的に特許の無効が宣言される。(i) 法的要件のいずれかが満たされていなかったとき、(ii) 明細書及びクレームが、特許要件の記述的報告の内容に関して、法的規定を満たしていなかったとき、(iii) 特許保護の対象が原出願

の内容を超えているとき、又は、(iv) 出願手続において、特許の付与に不可欠な本質的手続が欠落していたとき(産業財産法第50条)。

行政上の無効手続とは無関係に、INPI は特定の行為が明白な手続き違反であると判断する場合は、その行為の無効を宣言することもできる(最高裁判例(Summulla)473、最高裁判所が行政機関はその処分を無効にすることができるとした判例である)。すなわち、RPI(産業財産権公報)での決定の伝達が不十分であった場合と公告の場合である。

無効手続きが提起されると、利害関係者は 60 日以内に答弁することができ、またその手続に関する決定は INPI 長官が行い、行政審は終了するものとする(産業財産法第 171 条)。

INPI の決定に納得しない場合、当事者は、権利侵害に関しては司法による判断を除外してはならないという、連邦憲法が定める管轄権の不逸脱の法理(連邦憲法第 5 条 XXXV)に基づき、決定の訂正を求める訴訟を提起することもできる。

司法上の特許無効手続に関しては、無効訴訟という特有の手続が存在する。この訴訟は、特許存続期間は何時でも、INPI 又は正当な利害関係を有する他の者が(産業財産法第56条)、連邦司法裁判所に提起することができる(産業財産法第57条)。

重要な点として、特許権の侵害に関する訴訟の場合には、抗弁として、何時でも特許の無効を申し立てることができること(産業財産法第56条第1項)が挙げられる。例えば、Xが特許権の侵害を主張してYを訴えた場合において、Yは抗弁として特許の無効を主張することができる。

どの特許も、無効とするには、利害関係人には相当する防御の機会を与えられるという INPI (特許付与後 6 ヶ月以内) あるいは裁判所における公正な手続きによる必要があるということを強調しておきたい。 INPI は法の定めた手続きを取らずして無効にすることはできない。

要するに、特許無効の手続きは、特許付与後6ヶ月以内にINPIで行うことになる (IPC51条)が、その後は、裁判所でのみすることができる。

連邦裁判所は、たとえINPIが裁判所の補助者として特許の無効について反対の意見を 出していたとしても、特許を無効とする権限を有する。特許付与後6ヶ月を経過すると、 実際、INPI自身が特許を無効とする訴訟を提起しても良いこととされる。

1.25. 年次手数料 (http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/patente/anuidades)

出願人及び知的財産権者は、出願日から起算して第 3 年度の始期から年次手数料を納付しなければならない(産業財産法第84条)。

かかる期間後は、納付は、各年度の最初の 3 ヶ月以内に行うものとするが、通知の 有無にかかわらず、追加手数料を納付することを条件として、前記期間後 6 ヶ月以内 に行うこともできる(産業財産法第 84 条第 2 項)。 ブラジルにおいて効力を有する条約に基づいてなされる国際出願に関しては、国内処理開始日前に納付時期が到来する年次手数料の納付は、この国内処理の開始日から3ヶ月以内に行われるものとする(産業財産法第85条)。

年次手数料を納付しなかった場合は、その結果として、出願が取下げられ又は特許 が消滅する(産業財産法第86条)。

年次手数料の一覧表については、巻末の付属資料6を参照されたい。

第2節 意匠特許

2.1 意匠特許制度の概要及び定義

ブラジル産業財産法第 95 条は、特許を受けることのできる意匠特許として物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な成果をもたらし、工業製造において使用できるものを定めている。

したがって、新規性及び独創性の要件を満たすことを条件として、工業的に再現できるか、又は少なくとも大量生産のための意匠として使用できる発明が法律に基づき特許を受けることができる。

意匠特許の登録は、発明に対する権利の所有者が個人であるか企業であるかにかかわらず、INPIを通じてブラジルが法律に従い一時的な所有権証書を創作者に交付することによりなされる。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta oquee)

これにより、当該個人又は企業は、意匠登録の存続期間を通じて、事前に許可を得ていない第三者が、保護を受ける特許に関連して、特許製品を生産し、実用化し、使用し及び販売するなどの行為並びにその他の行為をすることを阻止することができる(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_oquee)(第 42 条、及び第 109 条単独項)。

2.2. 登録可能性と要件

前述したとおり、産業財産法(第95条)は、登録を受けることのできる意匠特許として物品の装飾的造形体又は製品に利用することができる線及び色彩の装飾的配置であって、その外形に新規かつ独創的な成果をもたらし、工業製造において使用できるものを定めている。

特許登録を取得するためには、意匠は新規性(産業財産法第 96 条)、独創性(産業財産法第 97 条)及び工業製造において意匠として使用できること(産業財産法第 95 条)の要件を満たさなければならない。さらに、登録を受けることができるためには、意匠の対象物は純粋に芸術的な特徴を有するもの(産業財産法第 98 条)、又は道徳観及び善良の風俗に反するもの、個人の名誉又は評判を害するもの、良心、信条、信仰の自由を損なうもの、尊重及び称賛されるべき思想又は感情を損なうもの(産業財産法第 100 条 I)であってはならない。また当該意匠は、対象物が通常有する形状体又は技術的又は機能的配慮に基づいて本質的に決定される形状でであってはならない(産業財産法第 100 条 II)。

2.2.1. 独創性

特許付与の目的において、先行する対象物とは異なる視覚的表示が意匠からもたらされる場合は、その意匠特許は独創的であるとみなされ(産業財産法第 97 条)、かかる独創的な視覚的成果は既に存在する要素の組み合わせから追求することもできる(産業財産法第 97 条単独項)。他人が取得した意匠特許の変更であっても、以下で詳

述するように、技術水準のレベルではないと見なされる場合は、新規性を有するものとなりうる。ただし、対象物がその他の類似物とその対象物自身を完全に区別する識別性を与えるものではない場合、独創性の欠如を理由として特許を付与することはできない。すなわち、意匠特許が付与できるためには、意匠の視覚的に認識される成果は十分に識別できるものでなければならない (COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 157)。

2.2.2. 新規性及び技術水準

さらに、意匠が新規であるとみなされ、登録されるには、意匠は技術水準に含まれるものであってはならない(産業財産法第96条)。すなわち、意匠は、特許出願目前に、ブラジル又は外国において、使用又はその他の手段によって公開されていないものでなければならない(産業財産法第96条第1項)。

実際、技術水準とは、創作者が見出した解決方法から学ぶ目的で、既に提示されている革新的なものおよび古典的なものついての研究の成果に対する意匠の創作者による観察からもたらされる認識の総体であると解される (COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 157) 。

技術水準は、特許出願日又は PCT に基づき主張する優先日前 180 日以内に開示された意匠を含まない。ただし、かかる開示が次の者によりなされたことを条件とする。(i) 発明者によるもの、(ii) INPI が、発明者から取得した情報に基づき又は INPI の行為の結果として、発明者の同意を得ることなくなされた特許出願の公開したことによるもの、及び(iii) 第三者によるものであって、発明者から直接もしくは間接に取得した情報に基づき又は発明者が行った行為の結果として生じたもの(第 96 条第 3 項、及び第 12 条 I から III)。特許出願日前の 180 日の期間は、「猶予期間(グレースピリオド)」と称されている(規範決定-"AN" 第 161/2002 号第 2.1 条)。特許出願時に、発明者は、出願においてクレームされている意匠が技術水準に含まれていないことを裏付けるために、意匠が開示された形式、場所及び日付を記載することができる(AN # 161/2002、第 2.2 条)。INPI が適切と認める場合、特許出願の審査の段階において、INPI は、開示に関連して、それが確実に行われたこと及びそれが行われた日付、並びに開示が産業財産法第 12 条に従って行われた旨の証拠を 60 日以内に提出するよう求める公式要求を出願人に対してなすことができる。

意匠特許の登録は、意匠の新規性及び独創性の事前審査を行わずに認められる。このため、INPI は、意匠特許の取得に関心を持つ者がまず特許調査を実施することを推奨している。意匠の登録が認められた後で、出願人は、意匠特許の存続期間中は何時でも、当該特許の新規性及び独創性に関する実体審査を請求することができる。ただし、先行性の証明が発見された場合、特許登録は INPI が職権により開始する取消手続の対象となる。(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_exame)

なお、意匠特許登録は意匠についての事前の実体審査はなされずにおこなわれる。 すなわち、INPI は新規性や創作性は審査せず、単に方式要件のみそれが満たされてい るか否かをチェックする。 純粋な芸術作品は特許を受けることのできる意匠とはみなされない(産業財産法第98条)のであり、よって、特許を受けることができない。ただし、この要件により、芸術的特徴を有する意匠が特許を取得する可能性が排除されるものではない。これは、産業財産法が特許の付与を禁じているのは、純粋に芸術的な作品に対してであるからである(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_protecao)。

2.2.3. 優先権の主張

産業財産法第99条は、特許出願について適用される優先権主張の規則が意匠特許登録の出願についても適用されることを定めている。したがって、ブラジルと協定を締結している国又は国際条約の締約国である国においてなされた意匠特許出願は優先権の主張を保証され、かかる優先権の主張は、国内出願の効果を生じさせるために、国際条約で定められた期間内に主張されなければならない。このため、かかる期間内に生じた出来事は特許出願を無効にしない又は影響を与えないものとする。

優先権の主張は、特許出願時に行わなければならず、また、当該主張は 60 日以内に、ブラジルにおける出願日前に行われた他の優先権の主張をもって補充することができる(産業財産法第 16 条第 1 項)。

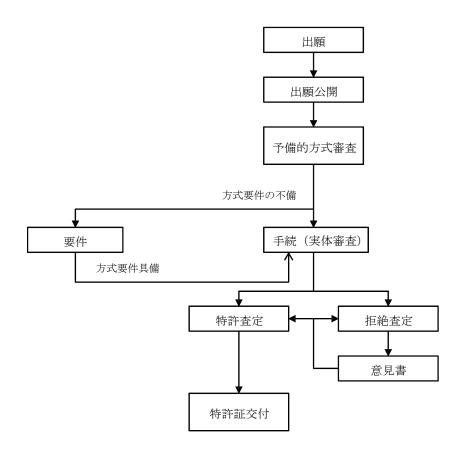
特許出願時に優先権が主張されない場合、優先権は特許出願日から 90 日以内に証明 されなければならない(産業財産法第 16 条第 3 項、及び第 99 条)。

優先権の主張は、原出願を裏付ける適切な書類であって、図面、場合によっては、明細書及びクレームを含むものによって証明し、出願証明書(第 16 条第 2 項)又は同等の書類の公認翻訳者の宣誓翻訳文であることまでは要求されない翻訳文又はかかる翻訳文に代わる宣誓供述書(AN 第 161/2002 号、第 3.1 条及び第 3.2 条)を添付する。公認翻訳者の宣誓翻訳文でない翻訳文には、かかる翻訳文が真実を記載していることを証明する宣誓供述書を添付し、かかる宣誓供述書には利害関係者、出願人又は権利者が署名しなければならない(AN 第 161/2002 号、第 9.3 条)。ブラジルにおいて施行されている条約に基づき国際特許出願がなされる場合には、翻訳文は当該出願が国内処理段階に入った日から 60 日以内に提出されなければならない。

ブラジルにおいてなされた特許出願が原出願国の交付した書類に忠実に記載されている場合は、出願人は公認翻訳者の宣誓翻訳文ではない翻訳文に代え、翻訳文にその趣旨の宣誓供述書を提出することで十分である。

優先権が譲渡される場合であって、優先権書類を提出した者がブラジルにおいて特許出願を行った者と同じでないときは、ブラジルにおける特許出願日前の日付の記載された譲渡書類の謄本、譲渡を証明する宣誓供述書、又はその他の同等の書類が提出されなければならない。その場合に、公認翻訳者の宣誓翻訳文は要せず、翻訳文又は2言語の併記された書類が提出される以上は、認証/領事認証は必要とされない(AN第161/2002号、第3.4条)。主張された優先権を裏付ける証明がなされないときは、当事者が正当な理由により証明できなかったことを証明する場合を除き、優先権の喪失をもたらすものとする(AN第161/2002号、第3.5条)。

2.3. 意匠登録の出願及び方式要件



2.3.1. 出願人適格

意匠登録出願は、いかなる個人又は法人も行うことができる。但し、当該出願人が かかる登録を受ける権利を有する場合に限る。

産業財産法第6条第1項の準用を定めた同法第94条補項によれば、出願人は、反証が挙げられない限り、意匠登録出願を行う法的権利を有すると法律上推定される。すなわち、意匠の創作者により特許出願がされたのではない場合、当該登録出願をした者はその創作者から正当に授権された者であると推定される。INPIは、この推定に沿って、当該出願に必要な出願人の法的権限を証明する書類、例えば創作者により付与された権利の譲渡証書などの提出義務を免除している。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta titularidade/index html)

出願人の出願権限を疑うべき相当の理由がある場合には、INPI は、譲渡証書、分割証書、雇用契約、役務提供契約など、法的権限を証明する書類の提出を求める命令を発することができる。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_titularidade/empregado_html)

創作者とは、当該意匠を独自に考案した者又はその考案又は開発に参加した者で、 かかる意匠の知的創作を主導した者である。その一方で、意匠の所有者とは、当該意 匠の権利者又は所有者をいい、その名義において意匠登録が付与され、かつ当該登録 に係る財産的権利を有する者である。

 $(\underline{http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_titularidade/empregado_ht_ml})$

2.3.2. 創作者の名称の非開示

登録意匠の創作者は、その名称を開示しないよう請求することができる(産業財産法第6条第4項)。この請求は、願書において記載しなければならず、また、創作者を表示し特定する書類及び自己の名称の非開示請求を内容とする創作者の宣誓供述書を添付しなければならない(AN # 161/2002, section 1.1)。この場合には、INPI はこれらの書類を確認し、封印された封筒で保管しなければならない(AN # 161/2002, section 1.1.1)。INPI は、創作者の名称の非開示請求に基づき、当該意匠登録出願に関する刊行物及び第三者に提供される出願の写しにおいては、創作者の名称を公表しないものとする(AN # 161/2002, section 1.2)。

創作者がその名称の非開示を請求した場合であっても、法律上の利益を有する第三者は、出願人が正当な出願権限を有していないことにつき立証し又はこれに異議を申し立てる上で必要な範囲を超えて当該名称を開示しないことを誓約したうえで、INPIに対して当該名称の開示を請求することができる(AN#161/2002. section 1.3)。

2.3.3. 書類

意匠登録の出願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (i) 登録の願書、 (ii) 該当する場合には、明細書、 (iii) 該当する場合には、クレーム、 (iv) 図面又は写真、 (v) 発明の利用分野、 (vi) 出願手数料の納付証明書 (産業財産法第 101 条)。

登録出願と共に提出される書類はすべて、ポルトガル語で作成しなければならない(産業財産法第101条補項)。

意匠登録(出願)には正式な様式(附属書 8)を使用の上、3 通を提出しなければならない。また、図面を 4 通(又は最大 6 通まで)提出し、これは受理されたことの証明印が付された後に申請者に返却される。出願書類は、INPI の受付に直接提出するか、または、リオデジャネイロにある INPI の本庁宛に受領証付の書留郵便で提出しなければならない(AN # 161/2002, section 4.3)。

意匠の明細書は、当該意匠が変則的なレイアウトを含む場合に限り INPI に提出しなければならない。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/passoapasso html)

なお、2002 年法律 161 号によると、図面か写真が INPI の内部用に 4 部提出される としている。そして、これらの図面などの追加の最大 2 部が任意の提出とされ、認証 後出願人に返却されるとしている。 (http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_legislacao/ato_161_02_htm]

しかし、実際には INPI は 6 部の提出をこれまで要求してきていて、3 部が INPI の内部用、1 部は出願時に原本の番号を付して出願人に返却され、1 部が登録手続きの最終番号を付して返却されるので、残りの1 部が登録証に付されるものである。

2.3.4. 方式審查

意匠登録出願があった場合には、その後、その出願に必要な書類が添付されていることを条件として、予備的方式審査の手続きに移行され、出願番号が付与される。意匠登録の提出日を、当該登録の出願日とみなす(産業財産法第102条)。

出願に添付すべき書類に不備があるなど、出願が要件を満たしていない場合であっても、当該出願に出願人、意匠及び創作者に関する十分な情報が記載されている場合には、INPI への出願は認められる。INPI は、(出願人が)補充命令を受領してから 5 日間以内に満たすべき要件を定めるものとする(http://www.inpi.gov.br/menuesquerdo/desenho/passoapasso_html)。要件が満たされなかった場合は、当該出願は提出されなかったものとみなされる(産業財産法第 103 条)。要件が満たされた場合は、当該出願は当初の提出日にされたものとみなされる(産業財産法第 103 条補項)。

2.3.5. 単一の物品

意匠登録出願は、一出願ごとに単一の物品に係るものとしなければならないが、当該物品については、複数の変形が認められるものとする。ただし、当該物品が同一の用途に係るものであり、かつ、同一の顕著な識別性を有していることを条件とし、各出願に認められる変形の数は、最大 20 を限度とする(産業財産法第 104 条)。

意匠は、その物品及びその変形物(あれば)が、当該分野の専門家が複製できるように、明確且つ十分に表示されていなければならない(産業財産法第104条補項)。

2.3.6. 委任状

INPI における手続は、出願人若しくはその代理人がすることができる(産業財産法第 216 条)。代理人に関しては、ポルトガル語で記載された委任状の原本又は認証された副本を提示しなければならない。ただし、授権者の署名に関し、領事認証/(公的機関の)認証は求められていない(産業財産法第 216 条第 1 項)。委任状は、通知又は命令の有無にかかわらず、当該出願に関して出願人が最初の手続をとった日から起算して 60 日以内に INPI に提出されるものとする。提出しなかった場合には、当該意匠登録出願の却下が確定する(産業財産法第 216 条第 2 項)。

INPI は、出願人が当該出願の期限及び手続経過に対応する能力を有していない場合で、とりわけ複数の出願が存在する場合には、代理人を選任することを推奨している。規範決定(AN)第 141/98 号は、INPI 職員により構成される委員会及びブラジル産業財産権代理人協会(ABAPI)による適切な審査を経て INPI に登録されている個人又は法人のみが、第三者の代理人となることができると定めている。

(https://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_perguntas/index_html#m 12)

個人又は法人が外国に住所を有する場合は、INPI は、正当な資格を有しかつブラジルに住所を有する代理人を選任し維持することが求められ、かかる代理人は、召喚状の受領を含め、裁判上又は裁判外の行為に関して当該個人又は法人を代理する権限を有する者でなければならない(産業財産法第 217 条)。この要件は、外国に住所を有する個人又は法人の私的な行為に対しても適用される(AN 161/2002, 9.1.1.1.)。委任状が提出されない場合、INPI は、その登録が失効した後を含め、いつでもその提出を求めることができる。かかる提出は 60 日以内にされるものとし(AN 161/2002, 9.1.1.2.)、提出されない場合には、特許出願の却下が確定する(AN 161/2002, 9.1.1.3.)。

2.3.7. 出願の法的効果

INPIに対して意匠登録出願を行うことにより、出願人には意匠登録を受けるという期待が発生し、これは意匠権の設定登録があったときに確定的となる。これに基づき、出願人は登録により付与される権利を行使することができる。出願人が、願書のクレームに記載された物品と同一の物品を製造している者により行われた不正競争行為を原因とする損害を被っている場合、当該出願人は、かかる競争相手に連絡をとり、当該不正競争行為が引き続き行われる場合には、当該意匠の登録証明書が交付されることを条件として、損失及び損害の賠償請求訴訟を提起する可能性がある旨を通知することができる。賠償額の起算日は意匠権の設定登録日とすることができる。

(INPI ウェブサイト: https://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_pergu ntas/index_html#m12)

2.4. 特許出願の処理及び審査

出願の受理とは、INPI が方式要件の予備審査の次に行う行為であり、INPI が出願を受領して通し番号を付す行為として定義されている。(AN 161/2002, 5)。

2.4.1 予備審査の省略

上記にもある通り、INPI は、新規性及び独創性の審査を行わないで意匠登録する。(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_exame)

このことは、同一の知的財産権が複数の者に対して付与される可能性があること、 従って、同一の工業意匠について複数の意匠創作者に対し設定登録がされる場合があ ることを意味する。

このような複数の登録意匠権者が合意に達しない場合には、その独占的実施権を確保するために、いずれの権利者も、INPI に登録対象の審査を請求することができる(産業財産法第 111 条)。かかる審査は、意匠登録の存続期間内は、いつでも請求することができる。当該請求に応じて、かかる意匠の新規性及び独創性に関する技術的意見が示される。INPI が、実体審査を請求した者の名義で登録されている意匠が実体的登録要件を満たすと結論付けた場合、INPI はもう一方の登録を無効とするための手

続を開始する。しかしながら、INPI が実体的登録要件が満たされていないと結論付けた場合には、無効手続は、まさに実体審査の対象となった登録に対して開始される (COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 166)。

2.4.2. 特許出願の公告及び登録の付与

意匠登録出願があった場合には、自動的に INPI の産業財産権公報 (RPI) において公告され、これと同時に登録がなされて当該意匠に係る登録証が交付される (産業財産法第 106 条)。

2.4.3. 特許出願に係る措置

出願人が、当該意匠出願に関し非開示請求をした場合、当該出願は、出願日から 90 日以内は、取り下げることができる(産業財産法第 105 条)。特許出願がいかなる法 的効力も生じることなく取り下げられた場合、当該取り下げられた特許出願の後、最 初に行われる出願に優先権が付与される(産業財産法第 105 条補項)。

出願人が非開示請求をした場合、当該出願は、出願日から 180 日間秘密にされる。 当該出願の処理は、当該期間が経過した後に行われる(産業財産法第 106 条第 1 項)。

2.4.4. 公式要求

出願には、その方式要件に関する予備審査の後、通し番号が付される(AN 161/200 2, 5)。この後、出願番号の付された出願が、いずれかの出願要件を満たしていなかった場合、INPI は公式要求を発することができる(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/passoapasso html)。出願人は、INPI の産業財産権公報(RPI)に公式要求が公示された日から起算して 60 日以内に、意匠特許出願に使用される特定の様式を用いて応答しなければならない。応答がない場合、当該出願の取下げが確定する(産業財産法第 106 条第 3 項)。

意匠登録出願の瑕疵の一つは、意匠登録出願が単一の物品に係るものでなければならないという要件の不備である(産業財産法第 104 条及び AN 161/2002, 7.1)。この場合、上記にあるように、出願人は 60 日以内に当該出願を分割しなければならない。意匠の分割出願においては、意匠登録出願に関し求められる書類のほか、それが分割出願であること及び原出願の出願番号及び出願日を記載しなければならない。さらに、必要な場合には、図面、写真、明細書及びクレームを修正して、不整合な部分又はそれぞれの出願に係る意匠と明らかに無関係な部分を削除しなければならない。

2.4.5. 拒絶査定

INPI は、道徳、慣習又は他人の名誉若しくは信頼を害する意匠、あるいは、良心、信条、信仰の自由を奪い、尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なう意匠を含む意匠登録出願(産業財産法第 100 条第 1 号)、並びに、対象物品が当然に又は一般的に備えている形状あるいは技術的又は機能的観点により決定される形状に係る意匠登録出願(産業財産法第 100 条第 2 号)を拒絶しなければならない(産業財産法第 106 条第 4 項)。技術審査の結果、当該意匠の形状が物品の技術的又は機能的観点によって

決定されていると認められた場合、出願人は、かかる通知に対する応答を 60 日以内に提出しなければならない。応答をしなかった場合又は応答が拒絶された場合には、産業財産法第 106 条第 4 条に基づき、当該出願は拒絶され、拒絶査定が公告される。

2.5. 登録手続に要する期間

意匠登録出願手続の各段階におけるおおよその所要期間は以下の通りである。

- 出願から公告/登録付与までの期間:4ヶ月
- 出願が拒絶され、それに対して異議申立てがされた場合、かかる異議申立に関する判断の所要期間は通常1年から18ヶ月である。
- 異議申立に対する決定は、通常1年以内にRPIに掲載される。

意匠登録にかかる期間は合計でおよそ 4 ヶ月であるが、異議申立がされた場合には、 当該異議申立てに関する判断が下され、当該決定が公告されるまでに、さらに 2 年 \sim 2 年 \sim 2

2.6. 手数料

INPIにより課される公式手数料(レアル単位で)は以下の通りである。

| サービス | 手数料1 | 手数料 2 |
|--------------|--------|--------|
| 意匠登録出願 | 200.00 | 80.00 |
| 非開示請求 | 80.00 | |
| 新規性及び独創性に関する | 300.00 | |
| 審査の請求 | | |
| 通常出願 | 320.00 | 130.00 |
| 通常の存続期間である5年 | 640.00 | |
| の保護期間 | | |
| 通常の存続期間中の更新 | 160.00 | |
| 特別の存続期間中の更新 | 320.00 | |

(Source: http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_custos)

(注) 手数料 1 とは、意匠特許に関して INPI の手続きの通常料金。手数料 2 は、個人、零細企業家、零細企業、中小企業および協同組合の料金で、通常料金より 60%の割引の料金である。

2.7. 登録の付与及び存続期間

2.7.1. 登録により与えられる保護

有効に付与された登録によって、意匠の所有者には意匠権が付与される(産業財産 法第109条)。

2.7.2. 領域内における保護 - 属地主義

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_protecao)

この原則は、ブラジルが同盟国として調印したパリ条約において定められている。 この原則によれば、登録意匠についてある国で与えられる保護は、当該登録を付与し た国の領域内においてのみ有効であるとしている(属地主義)。

2.7.3. 意匠の所有者が有する権利

登録意匠の所有者は、その意匠登録の存続期間中は、その許諾なく第三者が製造、商品化、輸入、使用、販売その他の登録意匠に関連する行為を行うことを排除し阻止することを決定する権利を有する(産業財産法第42条及び第109条補項)。

上記にあるとおり、創作者は、当該意匠を独自に考案した者又はその考案及び開発に参加した者であり、すなわち、当該発明の知的創作者である。その一方、意匠権者とは、当該意匠の所有権者であって、その名義において登録が付与され、当該登録に係る財産的権利を有する者である。

2.7.4. 譲渡

譲渡を登録するためには、譲受人により、関連する譲渡証書の提出とあわせて、譲渡の登録請求がされなければならない(附属書 9)(http://www.inpi.gov.br/menu-esguerdo/desenho/pasta_titularidade/direito_html)。産業財産法第 121 条によれば、産業財産法第 58 条から第 60 条に定める発明特許の譲渡に適用される規定は、適用可能な範囲内において、登録意匠の譲渡に適用される。

2.7.5. 権利に対する制限

意匠の登録により付与された権利の濫用を防止するために、産業財産法は、意匠権に関する規定において、登録所有者に与えられた権利に対する一定の制限を定めた(産業財産法第 109 条及び同条補項)。そのような制限としては、以下のものが挙げられる。(i)第三者が、事業に関連しない行為に関して複写、使用又は販売の目的で、登録された意匠を使用することを禁ずる権利を制限すること。但し、かかる行為が意匠所有者の経済的利益を損なわないことを条件とする(産業財産法第 43 条第 1 号)。

(ii) 科学的もしくは技術的研究又は調査に関連して行われる実験(産業財産法第 43 条第 2 号)。(iii) 意匠出願の出願日前又は優先日前に、ブラジルにおいて発明を実施していた善意の当事者が、無償で、且つ従前と同じ方法及び条件で、特許を実施する権利を引き続き有すること(産業財産法第 110 条)。

かかる権利は、特許の実施と直接の関連性を有する事業若しくは会社又はその一部と共にする場合にのみ、販売又はリースにより移転することができる(産業財産法第110条第1号)。当該権利は、産業財産法第96条第3項に定める開示方法により、事前に特許を知得していた者には付与されない。ただし、出願が、開示から6ヶ月以内に行われることを条件とする(産業財産法第110条第2項)。

意匠登録によって保護されるのは、その物品の外観デザインのみであり、その機能ではない。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_protecao)

意匠登録証には、意匠の識別番号及び名称、創作者の名称、国籍及び居所、存続期間、図面、外国における優先権に関する情報、また該当する場合には、明細書及びクレームを含むものとする(産業財産法第107条)。

2.7.6. 存続期間及びその延長

意匠登録の存続期間は、出願日から起算して 10 年とし、5 年を単位として連続する 3 回の期間延長をすることができる(産業財産法第 108 条)。

意匠登録の存続期間の延長は、登録の存続期間の最終年度中に、延長手数料の納付証明書を添付して、正式なフォームを用いて申請しなければならない(産業財産法第108条第1項)。当該登録意匠の所有者は、かかる登録が失効する前にその延長を申請しなかった場合には、追加手数料を納付し、その後の180日以内に、かかる申請をすることができる(産業財産法第108条第2項)。

2.7.7. 従業者又は役務提供者による創作

(https://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta-titularidade/empregado-html)

従業員としての業務過程で又は役務提供契約に基づいて発明又は考案された特許及び実用新案に関する主要な事項は、産業財産法第88条から第93条により規制される。また、独立した(雇用関係のない)労働者もしくは見習い労働者と雇用企業との間の関係及び発注者と下請業者の関係に関しては、産業財産法第92条の適用の拡大により規制される。産業財産法第121条は、前記の規定は、適用可能な場合には、意匠にも適用されると定めている。

a) 使用者の独占的権利

創作明が、業務から導き出されたもの、すなわちその創作的活動または創作が従業者の業務の性質上予定されている場合又はこれに由来する場合には、かかる創作は使用者に独占的に帰属する(産業財産法第88条)。よって、別段の定めがある場合を除き、意匠の考案に関連する業務に対する報酬は、給与に限定される(産業財産法第88条補項)。

b) 従業者の独占的権利

創作が従業者に独占的に帰属するとみなされるためには、かかる創作が雇用契約又は役務提供契約の範囲外で、かつ使用者の資源、資産、資料、原料、施設又は器具を使用せずに開発されたことを要する(産業財産法第90条)。

c) 共有

従業者の個人的な貢献と、使用者の資源、資料、資産、原料、施設又は器具の使用の両方に由来する創作は、契約に別段の定めがある場合を除き、使用者及び従業者により均等な割合で共有されるものとする(産業財産法第91条)。

d) 意匠を考案する目的で雇用された従業者への報酬

産業財産法は、創作者が、意匠特許の実施により生じる利益に対する持分を得られることを定めている。使用者が連邦、州及び地方の直接又は間接的な支配下にある行政機関である場合、当該機関は、報奨金として、(当該創作者に)特許の申請及び登録により得られた利益の一部を分配する義務を負う(産業財産法第93条補項)。その他の場合、利益に対する持分の付与は使用者が任意的に行うものであり(産業財産法第89条)、かかる持分は従業者への給与には組み込まれない(産業財産法第89条補項)。

2.7.8. 登録の消滅

(意匠)登録は、次の場合に消滅する(産業財産法第 119 条)。(i)存続期間が満了した場合、(ii)(登録の)所有者が、第三者の権利を損なうことなく、登録を放棄した場合、(iii)手数料が納付されなかった場合、(iv)海外に住所を有する出願人又は所有者が、召喚状の受領を含め、裁判上又は裁判外の行為に関して当該個人又は法人を代理する権限を有するブラジルに住所を有する代理人を選任しなかった場合(産業財産法第 217 条)。

2.8. 登録の無効

産業財産法によれば、同法に違反して付与された登録は無効である(産業財産法第112条)。無効が宣言された場合、登録の無効はその出願日に遡って効力を生じる (産業財産法第112条第1項)。

意匠に係る所有権の設定登録する権利を創作者に保証する規定である第94条の違反があった場合、創作者は、産業財産法の規定に従い、選択的に、登録の裁定を請求することができる(産業財産法第112条第2項)。

2.8.1. 行政審査手続による登録の無効

意匠登録が付与された後、損害を受けたとする第三者は、行政審査手続を通してかかる登録の取消を請求することができる。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_recursos)

a) INPIによる行政審査の請求

INPI もまた、第 95 条から第 98 条に定める要件の少なくとも一つが満たされていないと認めるときには、技術的見解書を発行し、登録無効手続を開始することができる(産業財産法第 111 条補項)。かかる行政審査が請求されるケースとしては、次の場合が挙げられる。(i)産業財産法に違反して登録が付与された場合(産業財産法第112条)、(ii)所有者としての資格がない場合(産業財産法第 6条)、(iii)新規性がない場合(産業財産法第 7条及び第 96条)、(iv)意匠としての要件を充たさないものが登録された場合(産業財産法第 95条)、(v)独創性がない場合(産業財産法第 97条)、(vi)意匠が純粋な芸術的性質しか有しない場合(産業財産法第 98条)。(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta recursos)

2.8.2. 行政上の無効手続

産業財産法第94条から第98条の規定に違反して登録が付与された場合には、INPI は当該登録の無効を宣言する(産業財産法 113条)。登録無効手続は、INPI の職権により、若しくは正当な利害を有する者の請求により、登録の付与から5年以内に、開始することができる。但し、実体的要件に対する見解書(登録の存続期間中いつでも請求できるとされている)で、当該登録が第95条から第98条に定める登録付与の要件の少なくとも一つを欠くと結論付けられているものが、INPIにより提出されている場合を除く。(産業財産法第113条第1項)。

行政上の無効手続の請求又は職権によるその開始は、その提出又は公告が登録付与 日から 60 日以内に行われた場合には、登録付与の効力を停止させるものとする(産業 財産法第 113 条第 2 項)。つまり、無効の主張に関して決定が下されるまでは、登録 付与の効力は停止される。

(登録の)所有者に対しては、意見書を提出すべき旨の通知の公告があったから 60日間以内に意見書を提出するよう通知する(産業財産法第 114 条)。当該期間が経過した後は、所有者から意見書の提出があった否かにかかわらず、INPI はその見解書を発行し、所有者及び請求者に対して 60日間以内にその意見書を提出すべき旨を通知する(産業財産法第 115 条)。前記期間以内に意見書の提出があったか否かにかかわらず、INPI 長官はその事案の判断を下し、行政段階での手続を終結させる(産業財産法第 116 条)。登録が消滅した場合であっても、行政上の無効手続は追行される(産業財産法財産法第 117 条)。

2.8.3. 無効請求

意匠登録の無効の宣言を請求する手続は、発明特許に適用される手続と同様である(産業財産法第 118 条)。INPI 又は正当な利害を有する者は、当該特許の存続期間中は、いつでも、無効請求(の訴え)を提起することができ(産業財産法第 56 条)、また、いつでも、当該登録の無効を抗弁として申し立てることができる(産業財産法第 56 条第 1 項)。この場合、裁判官は、手続要件が満たされていることを条件に、登録の効力の停止を決定することができる(産業財産法第 56 条第 2 項)。意匠登録の無効請求は連邦裁判所に対して提起しなければならない。INPI がかかる請求の原告でない場合には、INPI は当該訴訟において利害関係人として参加しなければならない(産業財産法第 57 条)。

2.9. 審判請求

産業財産法において確定したもので審判請求ができないものと定められている場合を除き、INPIによる決定に対しては審判請求をすることができる。審判請求の申立ては 60 日以内にされるものとし(産業財産法第 212 条)、かかる審判請求に関する判断は、INPI長官により下される(産業財産法第 212 条第 3 項)。

当該決定が意匠登録出願の拒絶であった場合、かかる決定に対する審判請求は、IN PI の産業財産権公報 (RPI) において拒絶査定が公告された日から 60 日以内に申し立てることができる。利害関係人に対しては、かかる審判請求に対する意見書を、審判請求の申立てに関する情報の公告から 60 日以内に、提出すべきことを通知する(産

業財産法第 213 条)。当該意見書は、正式なフォームを用いて提出されなければならない。拒絶査定に対する審判請求に関する決定があった場合には、行政段階での手続は終結する(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/desenho/pasta_recursos)。

審判請求に関する決定は、INPIによる手続においては最終的なものであり、これに対する異議申立をすることはできない。但し、かかる異議申立ては、司法裁判所に対してはすることができる。

2.10. 5年間の保護手数料

前記にも述べた通り、意匠登録は、(5 年間の保護手数料の納付により)当初存続期間として 10 年間有効であり、所有者の請求により、5 年間を単位とする連続する 3 回の延長申請をすることができる。

登録出願は、最初の 5 年間の保護期間に関するものとみなされ、次の 5 年間の保護期間については、意匠出願・登録に関連するオンライン上の手続を通して手数料を納付しなければならない。

登録所有者は、2回目の5年間の保護期間においては、当該意匠についての登録の権利を維持するために5年間の保護期間に対する手数料を納付しなければならない(産業財産法第120条)。また、かかる納付は、当該登録の存続期間中の第5年目中(産業財産法第120条第1項)、又は、当該期限の経過後6ヶ月(いわゆる特別期限内)に、追加手数料を納付してしなければならない(産業財産法第120条第2項)。納付を証する書面は、納付証明書の原本又はその他の納付証明書でINPIにより承認されたものをINPIの受付に提出し又は受領証付の書留郵便で郵送する方法により、各納付期限内に提出しなければならない。"AR"(AN 161/2002 8.3.2., 8.3.2.1 and 8.3.3. AR は、INPIが支払い証明となる書類を受領したことの証明である。AR はAcknowledgement Receipt とのこと)。後に続く5年間の保護期間に関する手数料の納付は、存続期間の延長とともにしなければならない。

延長された存続期間の終了に際し、更に 5 年間の延長を希望する登録所有者は、オンライン上の手続を通して延長を請求し、延長手数料の納付証明書を作成しなければならない(INPI ウェブサイトより)。

2.11. INPI の産業財産権公報 (RPI) における公告及び INPI のウェブ上での開示

2.11.1. 産業財産権公報 (RPI)

RPI は INPI の公報であり、当該公報にはブラジルの産業財産権制度に関してとられた INPI の措置、命令及び決定がすべて公告されている。

RPI は週に 1 回の頻度で発行されており、INPI のウェブサイト上で閲覧することもできる(http://www.inpi.gov.br/menu-superior/revistas)。2005 年 3 月 29 日以前に発行された RPI は INPI の本庁にある図書館で閲覧することができる。

意匠登録出願に関しては、登録査定若しくは拒絶査定又は最終的却下であるかにかかわらず、その出願に対する最終的な決定が下された際に公告される(AN 161/2002 12.1.)。

産業財産法に定める INPI からの命令に対する応答期限は、当該命令が RPI において公告された時点から起算される。但し、その期間の起算日が別途明確に定められている場合を除く。

2.11.2. 意匠特許データベースの閲覧

下記のリンクから、INPI の有する意匠データベースを閲覧することが可能である。 しかしながら、かかるデータベースに含まれている情報は法的効力をもたず、期間 (期限)の起算に関しては RPI における公告のみが有効であることに注意する必要が ある。

(http://pesquisa.inpi.gov.br/MarcaPatente/jsp/servimg/servimg.jsp?BasePesquisa=Desenhos)

2.11.3. 自ら行う端末による検索

(情報の)閲覧は、INPI の本庁及びサンパウロにある事務所に設置されている端末を通して行うこともできる。この端末はメインコンピューターに接続されており、出願の経過に関する最新の情報が提供されている。

第3節 商標

3.1. 歴史的背景

1923 年、発明特許及び商標を取り扱う機関である産業財産権総合委員会を設立する 法律第 16254 号が公布された。同法は商標登録の許可を規律し、法令に従い商標登録 を取得した工業あるいは商業の事業者にはかかる商標を独占排他的に使用する権利を 認めた。

この法に続いて、法律第 7903/1945 号、1005/1969 号及び法律第 5648/1970 号が制定され、現在も商標登録の所轄機関であるブラジル産業財産権庁(INPI)が設立された。

1988 年の連邦共和国憲法により、知的創作物を保護する権利が憲法上保障される基本的権利に含められ(第5条 XXVII 及び XXIX)、1996 年には、ついに現在の産業財産法(法律第9279/96号)が公布された。同法は、その後、INPIによる命令、規則及び決定に加え、法律第10196/2001号により改正がされた。

3.2. 国際条約

ブラジルはパリ条約、TRIPS 協定及び特許協力条約(PCT)の加盟国であり、世界知的所有権機関の加盟国の法令を尊重する。

3.2.1. マドリッド協定議定書

(http://www.inpi.gov.br/noticias/audiencia-debate-adesao-do-brasil-ao-protocolo-de -madri/?searchterm=madri)

ブラジルはマドリッド協定の議定書に加盟していない。1989 年に採択されたこの議定書は、ブラジルが 1934 年まで加盟していたマドリッド協定を改正するものである。 当該議定書は、一つの商標出願を複数の国において有効にするため、制度の統一化を定めている。

この議定書にブラジルが加盟した場合には、会社が知的財産保護のために通常負担 する費用を、80%まで削減することができると見積もられている。

INPI は、手続の簡素化及び費用の減少が、議定書に加盟することにより得られる主要な利点であると指摘している。しかしながら、加盟にはブラジル国内法の整備が必要となる。当該加盟に係る変更の一つには、商品又はサービスにつき複数の分類を指定する商標出願を可能とする制度の設計があげられる。

ブラジルのマドリッド協定議定書への加盟に反対する者が指摘する(加盟による) 不利益の一つとして、ブラジル国内において外国の商標の有効性を争うことが困難と なる可能性があることがあげられる。ブラジル法は、現在、外国に住所を有する(商 標等の)出願人又は所有者に、ブラジルにおける代理人を確保し、裁判所で当該出願 人又は所有者を代理させることを求めている。マドリッド協定議定書はかかる要件を 定めていないのである。

3.2.2. 商品及びサービスの国際分類 (ニース分類)

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/marcas/copy8 of index http://www.inpi.g

「商標の登録のための商品又はサービスに関する国際分類(ニース分類)」は、 1957 年 6 月 15 日に、フランスのニースで開催された外交会議で合意された協定において定められ、1967 年にはストックホルム、1977 年にはジュネーブで改正された後に、1979 年に修正がされた。

ニース協定の各加盟国は、各自の商標登録出願における主たる分類又は副次的分類 として、さらには、出願経過の公告及び公的な登録書類において商標出願若しくは登 録の指定商品又は指定サービスの分類に基づく区分を表示するものとして、当該ニー ス分類を採用した。

ニース協定に調印した国もあるが、ニース協定を調印していない複数の国でもニース分類が採用されている。ブラジルもその一つであり、INPIにより公布された規則第150/99号(AN)に基づいてニース分類を2000年1月3日以来使用している。

3.2.3. ウィーン分類-図形

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/marcas/oculto/CFE4/index html-new-vers ion/)

パリ条約の複数の同盟国の産業財産権庁の要請に従い、知的所有権保護合同国際事務局 (BIRPI) は、BIRPI の同盟内調整委員会により 1967 年に設立された専門家委員会の助力を得て、標章の図形要素に関する国際分類を作成した。標章の図形要素の国際分類は、1973 年 6 月 12 日にウィーン外交会議において合意に達した協定において規定された。

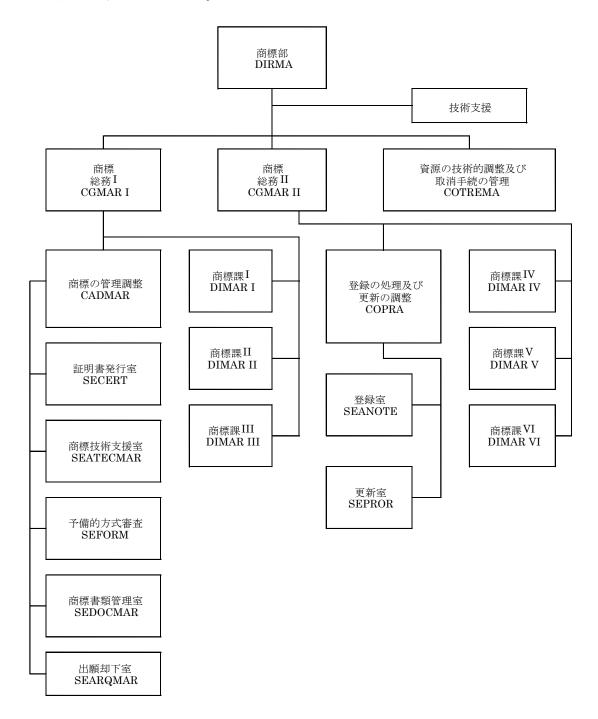
ウィーン協定の加盟国は、先行登録商標の検索を容易化しかつ国際レベルでの書類の交換において再分類を回避するために、標章の図形要素に関する当該分類を使用することに関しては合意したが、商標の保護の範囲に関しては合意に至らなかった。国際的な制度をその自国内の主要制度又は補完的制度として採用するかに関しては、加盟国の選択によるとされた。

ウィーン分類は、一般的な分類から細分化された分類の階層構成となっている。図 形要素が大分類、中分類、小分類に分類され、それぞれに番号が付されている。分類 の全体に関して、あるいは特定の大分類、中分類又は小分類に関して、注釈が加えら れる場合がある。

(ブラジルにおいては)INPI が制定した規則第 151/99 号に基づき、2000 年 1 月 3 日から図形要素の国際分類が使用されている。

3.3. INPI

商標登録に関する INPI 内の担当部局は商標部 (DIRMA) であり、その組織は以下の図表のようになっている。



3.4. 統計データ

巻末の付属資料10を参照されたい。

3.5. 定義

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/marcas/copy2_of_index_html)

INPI に毎年多数の商標出願がされていることは、企業がその商標を登録することが、 その権利を保護するという目的に限らず、主に商標それ自体が重要な資産であるとい う認識のもと、重要であるという認識が一般的になりつつあることを反映している。

商標登録は、その所有者に対し、ブラジル国内で、その事業分野において当該商標を独占排他的に使用する権利を認める。同時に、消費者により商標が認識されることで、当該商標により識別される商品又はサービスの価値が高まることもある。商標が適正に管理されれば、商標登録は無期限に延長することができることから、商標は消費者の信頼の取得に役立ち、長期間にわたる識別性を確立することとなる。

産業財産法は、視覚的に認識でき、識別性を有する標識は、法律上禁止されていない限り、商標として商標登録を受けることができると定めている(産業財産法第 122 条)。

3.6. 商標の性質

商標の性質は、その出所及び使用に関連するものである。出所に関しては、商標にはブラジル国内商標若しくは外国からの商標がある。ブラジル国内商標とは、ブラジルに拠点を有する出願人により、ブラジルにおける登録を目的として出願された商標をいう。外国商標とは、外国に住所を有する者によりブラジルで出願された商標、ブラジルも加盟している条約又は協定の加盟国で出願されてからブラジルで出願された商標、あるいは、当該外国の出願人の国が加盟している国際機関に出願された後に当該協定又は条約に定められた期間内にブラジルで出願され、先の出願に基づきブラジルにおいて優先権が主張される商標をいう。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/marcas/oculto/dirma_oqueemarca4)

商標の使用に関しては、以下にその詳細を記載するように、産業財産法では商品商標、サービス商標、証明商標及び団体商標を区別している(産業財産法第123条)。

3.6.1. 商品商標/サービスマーク

この種類の商標は、商品又はサービスを、第三者の同一、類似又は関連する商品又はサービスから区別し識別するために適用される(産業財産法第 123 条 I)。

3.6.2. 証明商標

この種類の商標は、ある商品又はサービスが、特に品質、特性、使われた原料又は用いられた方法等に関し、一定の基準又は技術仕様に合致していることを証明するために使用される(産業財産法第 123 条)。証明商標には、当該商品又はサービスが、当該商標に関して定められた基準を満たすことを証明する品質認証や品質証明などがある。証明商標の登録出願においては、証明の対象となる商品又サービスの特徴を記載し、また、当該証明商標の付される商品又はサービスが当該出願に記載された特徴を満たすことを保証するために出願人が採用する管理措置を記載するものとされている(産業財産法第 148 条)。

3.6.3. 団体商標

この種の商標は、同一の団体 [の構成員] から提供される商品又はサービスに適用される(産業財産法第 123 条 III)。団体商標の登録出願には、当該商標の使用に関する条件及び制限を定める使用規約を添付しなければならない(産業財産法第 147 条)。原則として、これらの商標は、複数の会社又は事業体を構成員とする団体、集団組織、又は事業体を識別し、かつ、当該使用規約の定める要件を満たすことを条件に、団体商標を付した商品及びサービスを識別するものである。

3.7. 表示方法

商標は、文字や図形など、いくつかの方法により表示される。しかしながら、視覚的に認識可能な商標のみが登録及び保護の対象となる。したがって、音や匂いは商標として登録することはできない。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/marcas/oculto/dirma_oqueemarca4)

商標の表示方法として認められるのは、(i) 単語及び語句又は文字及び数字の組み合わせであり、修飾的な表示を含まない文字商標、(ii) 通常はそれぞれ装飾的要素である、図形、ロゴ画像又は図案化された文字若しくは数字から構成される図形商標、

(iii) 文字及び図形の組み合わせから構成される、文字と図形の結合商標及び(iv) 指定商品には珍しい特徴的な装飾的形状からなり、特別な技術的効果がなくても当該商標を区別することができる立体商標の4つである。

産業財産法は、商標としての登録を受けることができない標識として、道徳、慣習、 又は他人の名誉若しくは信頼を侵害し、あるいは、良心、信条、信仰の自由を奪い、 尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を損なう語句、形状、図形又は記号を定めている (産業財産法第124条)。

3.8. 出願人適格

いかなる自然人又は法人も、その商標に関し登録出願をすることができる(産業財産法第 128 条)。産業財産法は、出願人が適法に従事する事業分野が、直接、あるいは当該出願人が直接若しくは間接的に支配する会社を通じて、出願において指定されている商品又はサービス分類に関連するものでなければならず(産業財産法第 128 条第 1 項)、また、関連していない場合には当該出願の拒絶又は登録無効の事由となると定めている。

団体商標は、当該団体たる法人であって、その構成員とは異なる事業に従事することができるものに限り、その登録出願をすることができる(産業財産法第 128 条第 2 項)。

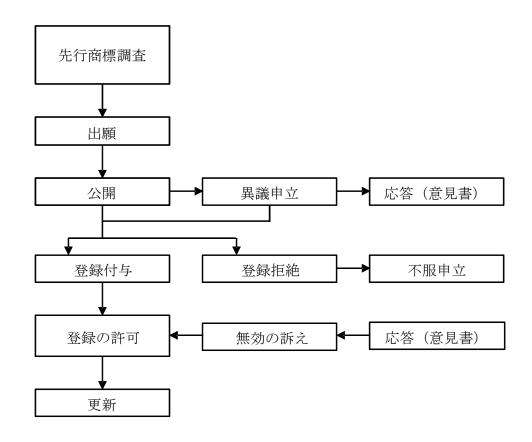
証明商標が対象となっている商品又はサービスの品質基準を証明することを受け、 当該証明の対象となる商品又はサービスに関して直接の商業的又は産業上の利害を有 していない出願人に限り、証明商標の登録出願をすることができるものとされている (産業財産法第128条第3項)。

3.9. 商標登録の要件

上記にあるように、産業財産法は、視覚的に認識でき、かつ法的に禁止されていない標識は、商標として登録を受けることができると定めている(産業財産法第 122条)。商標の所有権は、INPI により有効に付与される登録により取得される。当該登録により、その所有者は当該商標をブラジルにおいて独占排他的に使用する権利が認められる(産業財産法第 129条)。

産業財産法は、登録が付与されるために満たすべき要件を明確に定めてはいないが、商標として登録することのできない標識を定めている。これによれば、INPIによる商標登録を取得するための要件は次の3つである。(i)出願人の業種が適法であり、かつ、商標により識別される商品又はサービスに関連していること、(ii)不登録事由が存在しないこと、(iii)登録可能性のあること。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/marcas/oculto/dirma_comoregistrarmarca-new-version)



(Source: INPI)

3.9.1. 業務との関連性及び適法な事業

商標登録を取得するためには、出願人は、直接あるいは当該出願人が直接又は間接 的に支配する会社を通じて、標識により識別される商品又はサービスに関連した適法 な業務に従事していなければならない(産業財産法第 128 条第 1 項)。出願人が従事 する事業分野に関連していない商標には、登録は付与されない。

3.9.2. 不登録事由がないこと

(産業財産法)第 124 条及び同条各号は、商標として登録することのできない商標を掲げている。かかる商標には、ブラジル又は外国の政府を表すものとして公式に認められた標章、旗章、記念碑、公の紋章若しくは印章の模倣である商標、道徳的価値又は道徳的慣習に反する商標、第三者の商号もしくは社名を特徴付ける若しくは識別する要素を複製若しくは模倣する商標で、消費者の誤認を生ずるおそれのあるもの、「最高の」や「最速の」といった広告宣伝で使われているスローガンのみからなる商標、第三者により団体商標若しくは証明商標として登録されている商標を模倣した商標の複製、著作権により保護されている文学的、芸術的又は科学的著作物、第三者の意匠特許による保護の対象などが含まれる。

3.9.3. 登録可能性のあること

前記の要件を満たすことに加え、商標は、登録可能であること、すなわち、当該商標が第三者によって同一区分の商品又は指定サービスについて登録されていないことが必要である。ブラジル法において採用されている先願主義のもとでは、最初に商標登録の出願をした者が、その登録を確保する優先権を有するとされている。加えて、ブラジルはパリ条約の同盟国であることから、ブラジル法ではその他の優先権に関する規定も適用される(このテーマに関しては、以下にその詳細を記している)。したがって、INPI はすでに登録された商標について出願することを防止するために、そのデータベース上で先行商標調査を行うことを勧めている。

3.10. 先願主義

ブラジル法において採用されている先願主義は、最初に(当該商標の登録)出願を した者が、商標登録を確保する優先権を有すると定めている。

しかしながら、商標の出願日前に、(当該商標と)同一若しくは類似する商標を、同一又は類似の種類の商品又はサービスを識別する若しくは証明する目的で、ブラジルにおいて善意で少なくとも 6 ヶ月使用していた者には優先権が認められる(産業財産法第 129 条第 1 項)。かかる優先権は、譲渡される商標に係る商品又はサービス分類に関連する会社事業の全部又は一部と共に売却又はリースされる場合のみ、譲渡が可能である(産業財産法第 129 条第 2 項)。

ブラジルと条約を締結している国又はブラジルも加盟している国際機関に対して出願された商標出願には、ブラジル国内出願としての効力が生ずるために国際協定で定められている期間内につき優先権が保障されている。したがって、かかる優先期間内に生じた事情によって当該出願が無効とされたり、何らかの影響を受けたりすることはない(産業財産法第127条)。

優先権の主張は願書において行わなければならない。また、ブラジルにおける出願日前の他の優先権をもって、60日以内に補充することができる(産業財産法第 127条第 1 項)。

優先権を証する証拠が当該商標の登録出願とともに提出されなかった場合、かかる 証拠は、当該商標出願の出願日から 4 ヶ月以内に提出しなければならず、提出されな かった場合には、当該優先権が消滅するものとする(産業財産法第127条第3項)。

優先権を証明する証拠は、当該優先権の基礎となった出願を証明する、出願番号及び出願日が記載された適切な書類、出願書類又は登録書類の写し並びに公認翻訳者の宣誓翻訳文までは要しない単なる翻訳文とする(産業財産法第127条第2項)。

優先権が譲渡により取得される場合、優先権書類と共に当該譲渡証書を提出しなければならない(産業財産法第127条第4項)。

3.11. 登録手続

3.11.1. 出願

商標出願は INPI に対してされるが、現在は INPI の e-MARCAS システムによるオンライン出願しか認められていない。これは、利用者にオンラインサービスを提供する e-INPI システムから構成される。かかるシステムを利用するためには、出願人は INPI に登録しなければならない。

e-MARCAS は電子申請及び出願フォームを入手するためのシステムであり、このシステムにより、アクセス、電子フォームの記入及び提出に関する説明を含むマニュアルが提供されている(e-MARCAS System Manual(以下、「マニュアル」)の利用者より)。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/marcas/manual-do-usuario)

出願人は商標登録出願の電子フォーム (巻末の付属資料 12) に記入し、所定の書類を添付し、かつ、該当する手数料を払った上でこれを送信しなければならない。これにより、出願人には出願番号が交付される。出願の送信日が優先日とみなされる。

出願が出願人から直接送信されたものではない場合、(当該出願人の)代理人は、ポルトガル語で記載された委任状を含む電子ファイルを添付するものとし、かかる委任状の原本が外国語で記載されている場合には、その翻訳文も添付するものとする。但し、かかる翻訳文が公認翻訳者の宣誓翻訳文であること及び領事認証は求められていない(マニュアル、第5.4条 a.5)。

出願に図形商標、文字と図形の結合商標又は立体商標が含まれる場合には、マニュアルの技術的説明に従い、当該商標のデジタル見本を含むファイルを添付するものとする(第5.4条b)。

当該商標の性質によっては、出願とともに上記以外の書類を提出することが求められることもある。たとえば、パリ条約やその他の国際条約に基づく優先権を証する書類、団体商標の場合には商標の使用規約、商品又はサービスの特徴を詳細に記す書類などである(マニュアル第5.4条e,f,g)。

外国語で記載されている証明書類は翻訳されるものとし、その翻訳文は出願日から起算して 60 日以内に送付されるものとする。ただし、かかる翻訳が公認翻訳者による宣誓翻訳文であること及び領事認証は求められてない。翻訳文が、当該期間内に提出されない場合、当該翻訳文に対応する書類は考慮されない(産業財産法第 155 条補項、マニュアル第 5.4 条 h)。

出願があった後、商標出願の予備的方式審査がなされ、方式を具備していると認められた場合には、当該出願は受理され(産業財産法第 156 条)、願書の送付された日が出願日とみなされる。

登録手続の経過及び INPI からの公式の要求の確認は、RPI(産業財産権公報)を閲覧することによって行わなければならない(マニュアル第7条)。

当該出願が、産業財産法により定められた方式要件を満たしてはいないが、出願人、商標及び指定された分類に関する情報が充分に記載されている場合、かかる出願は、日付入りの(手数料の)領収を提示して、INPI に提出することができる。この場合には、INPI は出願人が満たすべき要件を5日以内に定めるものとし、かかる要件が満たされなかった場合、出願はなかったものとみなされる(産業財産法第157条)。当該要件が満たされた場合には、出願は出願書類が提出された日に出願されたものとみなされる(産業財産法第157条及び同条補項)。

3.11.2. 手数料

商標登録及びその他の関連する手続に関し、INPI に納付すべき手数料は巻末の付属 資料 13 に示されている。

3.11.3. 審査

出願があったときは、その後、公衆への開示及び第三者が公開から起算して 60 日以内に提起する異議申立を目的として、RPI上で公告される(産業財産法第 158 条)。

3.11.4. 異議申立

出願に係る商標が既に登録又は出願済みの自己の商標と抵触すると判断する第三者は、異議申立を提起することができる。

出願に対し異議申立がされたときは、出願人は、RPI 上で異議申立通知が公告されることによって、かかる異議申立てに対して 60 日以内に応答すべき旨の通知を受ける(産業財産法第 158 条第 1 項)。

出願は、異議申立期間の経過後、又は異議申立があった場合にはそれに対する応答期間の経過後に審査される。その経過において公式の要求が発せられた場合には、当該要求を 60 日以内に満すものとする(産業財産法第 159 条)。満たされなかった場合、出願は最終的に取下げとみなされる(産業財産法第 159 条第 1 項)。

審査が終結した後に、商標出願の登録査定又は拒絶査定が下される(産業財産法第160条)。

拒絶査定に対しては 60 日以内に審判の申立をすることができる。審判の申立てに関しては、INPI 長官によりその判断が下される(産業財産法第 212 条)。但し、登録査定に対する審判の申立てはできない。

3.11.5. 登録証の発行

出願が登録査定され、手数料の納付が証明された場合には、商標の登録証が発行される(産業財産法第 161 条)。かかる登録証には、当該商標、登録番号及び登録日が記載され、その所有者も明らかにされる。

3.12. 無効

産業財産法の規定に違反して付与された登録は無効である(産業財産法第 165 条)。 登録の無効は、その全部又は一部とすることができ、一部無効となるのは、当該商標 の残存部分が登録可能とみなされる場合である(産業財産法第 165 条補項)。さらに、 本マニュアルのセクション 1.4.1 でも述べた通り、いずれかの同盟国において商標に 対し与えられる保護が他の同盟国にも及ぶとするパリ条約の保護規定に基づき、無効 請求をすることができる。

INPI 又は司法裁判所による無効宣言は、出願日に遡って効力を生ずるものとする (産業財産法第 167 条)。

3.12.1. 行政上の無効手続

無効手続は、INPI の職権により、又は正当な利害関係を有する者の請求に基づいて、登録証の発行日から起算して 180 日以内に開始される(産業財産法第 169 条)。当該登録が産業財産法に違反して付与されていた場合には、当該登録の無効は INPI により決定される(産業財産法第 168 条)。

(商標)登録の所有者に対しては、無効手続が提起されたこと及び 60 日以内に応答すべき旨通知しなければならない(産業財産法第 170 条)。かかる期間が経過した後、答弁の提出の有無にかかわらず、INPI 長官は当該無効請求について決定し、かかる決定により行政上の手続は終結する(産業財産法第 171 条)。

3.12.2. 無効請求 (訴訟)

商標登録は、INPI 又はその他の正当な利害関係を有する者による無効請求により、司法裁判所で争うことができる(産業財産法第 173 条)。このような訴訟の裁判官は、差止めによる救済が認められるための手続要件(権利侵害への急迫なおそれがあるこ

と、権利の一応の証明)が満たされていることを条件として、商標登録の効力及びその使用を停止させる差止めの仮処分命令を出すことができる(産業財産法第 173 条補項)。

産業財産法は、無効訴訟の出訴期限を登録が付与された日から起算して 5 年間と定めている(産業財産法第174条)。

登録無効訴訟は、連邦裁判所対して提起しなければならない。INPI がその原告でない場合には、当該訴訟に参加するものとする(産業財産法第175条)。

なお、訴訟において INP が被告でない場合は、商標登録に関する意見を述べるために INPI は参加する(IPC174 条、175 条)。このケースでは、裁判所を補助するため当事者のいずれでもない立場で参加するものであり、INPI の参加は独立の参加である。

3.13. 商標に関する権利

INPI への商標の登録により得られる本質的な権利は、ブラジルにおいて当該商標を独占排他的に使用する権利である(産業財産法第 129 条)。さらに、商標の所有者は、当該商標を譲渡し、ライセンスを許諾し、さらに、当該商標の信頼性及び名声を維持するためにその権利行使をすることができる(産業財産法第 130 条 I-III)。

産業財産法により認められる保護は、商標所有者の事業に係る文書、印刷物、広告 及び書類への商標の使用にも及ぶものとする(産業財産法第131条)。

他の知的財産権とは異なり、商標権は無期限に延長することができる。商標登録の最初の存続期間は登録付与の日から 10 年間であり、その後は連続する 10 年間ごとに延長をすることができる(産業財産法第 133 条)。

3.13.1. 商標権の存続期間

商標登録の延長は、その存続期間の最終年度中に延長手数料の納付証明書を添付して申請することができる(産業財産法第 133 条第 1 項)。しかし、延長申請が存続期間の満了前にされなかった場合にも、当該商標の所有者は、追加手数料を納付することにより、当該申請をその後の 6 ヶ月以内にすることができる(産業財産法第 133 条第 1 項)。

3.13.2. 譲渡

出願人又は所有者は、譲受人が譲渡を登録するための法的要件を満たしていることを条件として、商標登録出願及び商標登録を譲渡することができる(産業財産法第134条)。譲渡の対象には、同一又は関連する商品又はサービスに係る同一又は類似の商標について譲渡人が有する登録又は出願をすべて含めなければならない。かかる条件が満たされなかった場合は、登録が取消され、又は譲渡されなかった出願は取下げられたものみなされる(産業財産法第135条)。

3.13.3. 使用許諾

商標登録の所有者及び登録出願人は、ライセンス対象の商品又はサービスの仕様、 性質及び品質を効果的に管理する自己の権利を損なうことなく、商標の使用許諾契約 を締結することができる(産業財産法第 139 条)。使用許諾契約を第三者に対して有 効とするためには、INPI に登録しなければならない(産業財産法第 140 条)。

3.13.4. 商標権に対する制限

商標登録の付与によって商標に対する独占排他的な権利が発生するが、商標所有者は次に掲げる行為を行ってはならない。 (i) 商人又は販売業者が販売又は販売促進している製品の当該商標とともにその者自身にとって識別性のある標識を使用することを阻止すること、 (ii) 付属部品の製造業者が、製品の用途を表示するために商標を使用することを妨げること。但し、製造業者が公正な競争慣行に従うことを条件とする、(iii) 商標所有者自身により又はその同意を得た他の者により国内市場に出された製品について、その自由な流通を妨げること、並びに (iv) 講演、学術若しくは文芸著作物、又はその他の出版物において商標を引用することを妨げること。ただし、この規定は、前記の講演又は著作物が商業的意図なく、かつ、商標の識別性を害することなく行われることを条件とする (産業財産法第132条)。

3.13.5. 商標権の消滅

商標登録は次の場合に消滅する(産業財産法第 142 条)。(i) 存続期間の満了、

- (ii) 商標により識別される商品又はサービスの全部又は一部についての権利放棄、
- (iii) 商標の不使用による、権利の失効、又は、(iv) 外国に住所を有する商標所有者に課される、ブラジルに住所を有する代理人を選任する義務の不履行(産業財産法第127条)。

商標登録は、ブラジルにおいて商標の使用がないまま 5 年間が経過した場合、使用が 5 年以上連続して中断されている場合、又は同一の期間において当該商標が登録され登録証に記載されている形式に変更を加えた形で使用されている場合には、利害関係人の請求に基づき失効となる(産業財産法第 143条)。

商標登録の失効が請求された場合、当該商標の所有者には当該請求から 60 日以内に 応答するよう通知しなければならず、当該所有者は商標使用の証明又は、正当な理由 による不使用の釈明をする責任を負う(産業財産法第 143 条第 2 項)。

失効宣言又は失効請求の却下に関する決定に対しては、審判の申立てをすることができる(第146条)。

3.14. 類似性

前記にもあるとおり、同一、類似又は関連する商品又はサービスを識別若しくは証明するために他人が登録している商標の全部又は一部を、更に付加したものがあればそれを含めて、複製又は模倣した商標であって、消費者に誤認を生ずるおそれのあるもの(産業財産法第 124 条 XIX)、また、同じ種類の商標がそれぞれ十分に識別できる場合を除き、同一の所有者が同一の商品又はサービスに関して有する二重商標(産業財産法第 124 条 XX)には、商標が付与されない。

したがって、既に登録されている他の商標を複製又は模倣した商標であって、消費者に誤認を生ずるおそれのあるもの、又は同一の所有者により所有される商標であっても、既に登録された商標と指定商品又は指定サービスが同一でありかつこれとの十分な識別性を有しないものは、当該商標の付される商品又はサービスを識別しかつ区別するという目的にかなわないことから登録できないものとされる。

この点に関し、TRIPS 協定第 16 条 I は、商標の所有者は、第三者が、当該所有者の同意なく、(商標)登録に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスを識別するための同一又は類似の標識を使用することを、かかる使用が消費者に誤認を生ずる場合には、阻止することのできる排他的権利を有すると定めている。同一の商品又はサービスを識別するために同一の商標を使用する場合には、誤認が生ずる可能性があると推定される。

権利の帰属について混乱を生じさせ、また、登録の併存が認められない複数の商標の類似度を評価する上では、次の基準が使用される。(i)類似性は、細部の相違点ではなく、外見上明らかな相違点を基準として判断すること。(ii)当該商標が使用される商品・サービスの一般消費者層を基準として判断すること。

3.15. 著名商標

ブラジルにおいて登録され、著名であるとみなされている商標は、すべての事業分野において特別の保護が与えられる(産業財産法第125条)。

この規定は、商標の保護が及ぶ範囲はその登録に係る指定商品又は指定サービスに限られるとする原則の例外であり、全ての事業分野において保護を与えている。商標の所有者は、INPIに対して著名商標についての権限を付与することを請求することができる。かかる権限が付与された場合には、当該商標には完全な保護が与えられ、当該所有者は他の会社が(当該商標とは異なる)他の事業分野に従事していたとしても当該商標の使用を阻止することが可能となる。

このような保護は、当該商標が広く知られるようになったことに不可欠な特徴を標識が有することを考慮すれば、第三者がその標識を一般的に使用することを禁ずることにまで及ぶこととなる(COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 159/160)。

著名商標の保護は、上述の通り産業財産法 125 条により規定され、著名だと考えられるブラジルで登録された商標は特別の保護を与えられるべきということになる。そして、その保護はあらゆる区分の業務(商品および役務)に及ぶものである。この保護に関する規則は INPI の決定 121/05 号によるもので、必要に応じて INPI に要求がなされる。

ときには、著名商標に抵触する第三者の商標登録出願に対し拒絶を要求する場合、 あるいは著名商標に抵触する第三者の商標登録を無効とするための行政手続きにおい て、防御として INPI に対して著名商標であることの請求がされることがある。そして、著名商標との認識による保護を請求する者は、ブラジルにおける著名性の証拠を提出する必要がある。INPI が登録拒絶の要求あるいは無効の行政手続きについて判断するに際しては、著名商標の状況に関して審査し決定を行う。著名性が認められれば、INPI はその他の異議理由があろうとも、出願を拒絶し、あるいは無効を認めることなる。このように、当該商標の著名性が認められた場合には、INPI は商標制度のおける著名商標と付記すべきことを命じ、その付記は5年間維持される。当該商標の著名性が否定された場合は、INPI は、出願拒絶は行わないし、無効の行政手続きも取らないこととなり、(著名商標ではないと主張する側が有する)その他の異議申立となりうる事項を検討するまでもなく、第三者の出願は登録を認め、既に登録されたものは維持することとなる。

それゆえ、INPI により当該商標の著名性が認められた場合には、第三者の商標登録 出願はいかなる区分であろうとも拒絶されることとなる。

INP が認定している著名商標は巻末の巻末の付属資料 19 の通りである。

3.16. 周知商標

パリ条約第 6 条の 2 (I) により、その事業分野において周知である商標は、ブラジルにおいて既に登録又は出願されているかにかかわらず、特別の保護を享受する(産業財産法第 126 条)。従って、当該商標を登録した国の商標に関する権限を有する当局が、パリ条約に基づき周知であるとみなす商標と混同されるおそれのある商標の複製、模倣又は変形を含む商標で、同一又は類似の製品を識別するためのものを含む出願は拒絶され、また、その出願に基づく登録は無効とされる(パリ条約第 6 条の 2 (I))。

それ故、INPI は周知商標の全部又は一部の複製又は模倣である商標の商標出願を即時に拒絶することができる(産業財産法第126条第2項)。

この規定は、サービスマークについても適用される(産業財産法第 126 条第 1 項)。

3.17. 外国で登録された商標の保護

前記にもある通り、ブラジル法において採用された先願主義においては、最初に商標出願をした者が登録を確保する優先権が認められている。

ブラジルと条約を締結している国又はブラジルも加盟している国際機関の加盟国に対して出願された商標出願に関しても、ブラジル国内出願としての効力が生じさせるために際して、当該条約において定められた期間において優先権が与えられる。したがって、優先権に関するこの部分において定められているように、優先期間中に生じた出来事によって当該出願が無効とされたり、何らかの影響を受けたりすることはない。

この他にも外国で登録された商標が保護されるための手段としては、いずれかの同盟国の商標所有者の代理人又は代表者が当該所有者の同意を得ないで、1 又は 2 以上

の国において、自己の名義でその商標を登録するために商標出願をした場合に、当該所有者が、選択的に、かかる出願に対し異議を申し立て、その登録の取消しを請求し、あるいは、その国の法律により認められている場合には、当該商標の登録を、代理人がその行為を正当であると明らかにすることができない限りその名義に移転することができるように、パリ条約の同盟国において登録された商標の所有者に対して、訴訟手続に基づき登録無効を請求する権利が保障されていることが挙げられる(パリ条約第6条の7(1) 並びに産業財産法第166条)。

第4節 原産地の地理的表示

法律によれば、地理的表示とは、出所又は原産地名称を表示することである(産業 財産法第176条)。

原産地の表示とは、国、都市、地方又はその領土内の場所であって、一定の製品の抽出、生産若しくは製造、又は一定のサービスの提供に係わる場所として認知されているものをいう(産業財産法第177条)。

原産地とは、国、都市、地方又はその領土内の場所であって、専ら又は本質的に、 その自然的及び人的要因を含む地理的地域に起因する属性及び特徴を備えた製品又は サービスを指定するものをいう(産業財産法第 178 条)。

出所及び原産地の表示に与えられる保護は、地理的表示の図式的表現又は図面、及びその名称が地理的表示である国、都市、地方又はその領土内の場所の表示にも及ぶ (産業財産法第179条)。

もっとも、地理的表示が製品又はサービスを指示するものとして一般に使用されるようになったときは、その名称は地理的表示とはみなさない(産業財産法第 180 条)。

出所又は原産地の表示を構成しない地理的表示は、それが虚偽の出所を示唆するものではないことを条件として、商品商標又はサービス商標の特徴的要素として使用することができる。ただし、当該地理的表示が虚偽の原産を誘導しないことを条件とする(産業財産法第 181 条)。

産業財産法は、出所の地理的表示の使用がその場所において業を営む生産者及びサービス提供者に限定されることを定めており、またさらに、出所表示に関しては、品質上の要件を充足していることを義務づけている(産業財産法第 182 条)。INPI は、出所の地理的表示の登録要件を定めている(産業財産法第 181 条補項)。

第5節 著作権

5.1. はじめに

著作者の権利(著作権)は、産業財産権とは権利の根拠及び法律の定める保護の範囲において異なっている。

権利の根拠に関しては、産業財産法は、特許状/登録証の交付により、権利を形成する許可通知を行い、無体物を使用する排他的権利を与えている。つまり、誰が最初に当該対象物を発明し、意匠を考案した又は商標を使用したかにかかわらず、最初の出願人又は最初の登録出願人が独占権を有することを意味する(COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 145)。

他方、著作権法においては、著作者による学術的著作物、美術的著作物、文芸著作物又はコンピュータプログラムの独占権は、行政的許可通知から生じるものではなく、かかる著作物を創作したことから生じる。この種の著作物の登録は関係当局を通じて取得する必要があるが、登録は権利を形成するのではなく、創作の先行性が著作権の行使に必要な場合に、これを証明するに過ぎない(COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 145)。よって、著作権法、すなわち法律第 9610/98 号(以下「著作権法」)により与えられる著作権保護は、登録簿への著作物の登録を要件とせず(著作権法第 18条)、著作者によるかかる登録は任意とされている(著作権法第 19条)。

法的保護の範囲に関しては、産業財産権の保護は、対象物の外的形状のみならず、 着想の独創性も含む一方、著作権は、著作物が外部に提示される形式、つまり著作物 が公衆に提示された状態のみを保護する。

5.2. 定義

著作権(著作者の権利)は、知的作品を創作した自然人又は法人がかかる著作物の利用に起因する人格的利益及び財産的利益を享受することができるように、法律がかかる自然人又は法人に授ける権限から成る。著作権に適用される規則は、著作者と芸術作品の使用との間の事項に関して保護を目的とするものである。

著作権法の定義によれば、法律の保護対象となる知的作品とは、著作者から精神的に発せられ、何らかの手段又は物理的媒体により表され、有形無形の別を問わず、既知の又は将来創作されるあらゆる創造物である(著作権法第7条)。例えば、著作権法は、保護対象となる知的著作物の一覧を提示している。すなわち、文芸、美術的又は学術的著作物の内容、会議、演説、講演その他類似の著作物、演劇用及び楽劇用の著作物、書面又はその他の形式により舞台での演技が決められている舞踊及びパントマイム(無言劇)の著作物、楽曲(音符の形式によるかどうかを問わない)、視聴覚著作物(音声を伴うかどうかを問わない、映画の著作物を含む)、写真の著作物及び類似の手法により制作された著作物、素描、絵画、版画、彫刻、石版画及びキネティックアート、図解、地理学的文字(geographical letters)及びその他同じ性質の著作物、地理学、工学、地形学、建築学、景観学、遠近法学及び科学の主題に関する図面

(projects)、地理学に関係のある素描及び模型(plastic work)、新たな知的著作物として発表される原作物の翻案、翻訳及びその他の変形、コンピュータプログラム、編集物又は要約、選集、百科辞典、辞書、データベース、並びにその内容の選別、順序又は配置の面において知的創作物としての特徴を有するその他の著作物(著作権法第7条各項)。

著作権法で保護されないものとしては、(1) アイデア、方法・システム・プロジェクトは数学の概念のようなもの、(2) 計画、精神活動を実行する規則、ゲーム、ビジネス、(3) 情報を記入するブランクフォーム、(4) 条約、法令、判決、その他公的な規則(5) カレンダー、日記、登録表示、副題、(6) 名称、独立した題名、(7) 作品に含まれるアイデアの工業的あるいは商業的利益などがあげられる。

5.3. 著作者人格権、著作財産権及び著作隣接権

著作権(著作者の権利)は、法的効果に関連して、著作者が創作した著作物に対して著作者が保有する人格権及び著作財産権に分けられる(著作権法第22条)。

5.3.1. 著作者人格権

著作者人格権は、著作者を著作者の知的創作物に結び付ける恒久的な拘束力を有する絆であって、著作者が自己の人格(個性)を防御できるようにするものである。かかる権利は譲渡不能であり、放棄することができず(著作権法第27条)、また永久的なものであって、著作者又はその相続人は何時でもこれを行使することができる。

法律で明示に規定されている著作者人格権としては、次のものが挙げられる。すなわち、著作物の著作者であることを何時でも主張できる権利、該当創作物の使用時に著作者としてその氏名、アーチスト名、署名を表示又は通知させる権利、著作物の独自性を保全する権利、著作物の完全性を確保する権利(何らかの形で著作者の名声又は評判を損なう又は影響を与える可能性のある一切の変更又は行為に反対する権利)、使用前又は使用後に著作物を改変する権利、流通又は使用により著作者の評判及びイメージが損なわれる場合に著作物の流通を中止させたり、すでに許可の与えられている形式での使用を停止させる権利、他人が著作物の唯一かつ稀少な見本を合法に所有し、その目的がそれを所有する、いずれの場合も発生した損害又は損失に対して賠償を受ける者の不都合を最小にする方法で、写真若しくは類似の方法、又は録音録画の方法を通じて、その記憶を保全するためである場合に、当該の見本を所有する権利である(著作権法第24条)。

著作者の死亡時には、著作者が保有する原則としてすべての著作者人格権は著作者の相続人が相続する(著作権法第 24 条補項 1)。しかし、次のような場合は除かれる。(1)その著作物が利用される前、あるいは利用後に当該著作物に変更を加えること(著作権法 24 条本文 5 号)、(2)その著作物の流通または利用がそのイメージや名声を毀損するものである場合、当該著作物の流通を停止させることあるいは既に許可された利用を止めさせること(同条 6 号)、(3)その著作物の唯一あるいは希少な複製物を所持すること。すなわち、その複製物が第三者により、その作品についての記憶を留めるために、写真記録的な方法か同種の方法、あるいは視聴覚記録的な方法であって、いかなる場合でもその保有者(編者注:第三者)が損害賠償の請求をされる

ような不利益がなく、適法に所持されることである(同条 7 号) (編者注:原作品の同一性保持権については著作者の死後も相続人が主張可とされている)。

a) 出所の表示

準拠法

出所は、ブラジルにおいて著作権に適用される法律第 9610/98 号によって保護される。さらに、ブラジル手続規則協会 (ABNT) は、規範第 6023/2002 号に従って学術文献で参照又は引用される著作物を特定する一連の要素が届け出られなければならず、これが行われない場合には、学術文献とはみなされない罰が課されると規定している。

定義及び内容

出所の表示に対する権利は、たとえ部分的であっても、自己の創作物を使用する者に、文学著作物、美術著作物又は学術著作物の著作者と表示させる著作者の権利と関係している。

登録の有無にかかわらず、著作者は著作物に対する家産権及び著作者人格権、並びに特に自己の著作物が第三者により使用される場合に自己の氏名又は別名を著作者として表示又は発表される権利を保証される(著作権法第24条第2項)。

ただし、ブラジル法は、とりわけ研究、論評又は議論の目的での書籍、新聞、雑誌 その他の通信媒体における著作物の抜粋の転載を著作権の侵害行為とはみなしていな い。ただし、転載の目的が正当化され、著作者の氏名及び著作物の出所が表示される ことが条件となる(著作権法第 46 条第 3 項)。

保護される者

原則として、著作者は文学著作物、美術著作物又は学術著作物を創作する個人である。もっとも、法律は著作権の保護の対象を法人にも拡大しており(著作権法第 11 条)、また著作物の登録は任意とされている。

造形美術の著作物の使用

いかなる手段によるものであれ、造形美術の著作物を複製する許可は書面により行われなければならず、また有償であると推定される(著作権法第78条)。

さらに、別段の合意がある場合を除き、造形美術の著作物を売却することにより、 著作者は複製権ではなく、展示権を買い手に譲渡する(著作権法第77条)。

写真の著作物の使用

写真の著作物の著作者は、肖像の展示、複製及び販売の制限を受けるが、当該写真の著作物を複製・販売する権利を有し、それが保護される造形美術の著作物である場合には、撮影された著作物の著作権を損ねないものとする(著作権法第79条)。

第三者により使用される場合、写真には著作者の氏名を明確に表示しなければならず、また著作者の事前の同意がない場合には、オリジナルに完全に従わない限りは、複製することはできない(著作権法第79条第1項及び第2項)。

レコードの使用

レコードを発行する際、制作者は、各レコードに次の事項を表示しなければならない。(i)収録された著作物の名称及びその著作者、(ii)演奏者の氏名又は別名、

(iii) 発行年、(iv) 制作者の氏名又は識別標章(著作権法第80条)。

視聴覚著作物の使用

視聴覚作品に関する文学著作物、美術著作物又は学術著作物の著作者及び演奏者の許可には、別に同意されていない限りは、経済使用の同意が必要となる。

許可の独占権は、明示に規定されなければならず、また契約締結後 10 年で満了する。 視聴覚著作物の制作者は、そのコピーのそれぞれに次の事項を表示しなければならない。(i) 視聴覚著作物の名称、(ii) 製作責任者及び共同著作者の氏名又は別名、

(iii) 該当する場合、二次的著作物の名称及びその著作者、(iv) 演奏者、(v) 発行年、(vi) 制作者の氏名又は識別標章、(vii) 吹替え者の氏名(著作権法第81条第1項及び第2項)。

5.3.2. 著作財産権 (patrimonial rights)

著作財産権(編者注:いわゆる著作権)は、既存の技術的方法又は将来発明されうる技術的方法を通じた知的創作物の経済的利用に関するものであって、著作者が自己の望みに応じてその創作物を使用し、享受し及び処分する著作者の排他的権利(著作権法第28条)であり、また第三者にその全部又は一部の使用を許可するものであって、法律が保証する真正な財産権を特徴とする。

著作者人格権は、譲渡不能で、永久的で、譲渡不能で、かつ放棄できない。これとは異なり、著作財産権は、著作者が代理権又は著作者の創作物の利用権を許諾する他人に対して、移転又は譲渡することができる。したがって、許可されない限り、著作者の知的創作物はいかなる方法でも使用することができず(著作権法第 29 条)、また該当する場合は、許可のない利用に責を負うべき者は著作権を侵害することになり、かかる行為は刑事訴訟に加え、民事訴訟の対象ともなる。

著作者の事前かつ明示の許可を必要とする行為としては、次の行為が注目に値する(著作権法第 29 条及び各項)。著作物の一部又は全部の複製、編集、翻案、編曲及びその他の変形、別の言語への翻訳、レコード又は音響映像製品への記録、既存の又は将来発明され得る媒体におけるあらゆる種類の使用。

著作者の著作財産権は、民法が定める相続の方針に従って、著作者の死亡年の翌年の1月1日から起算して(著作権法第41条)、又は視聴覚著作物及び写真の著作物の場合には、著作物の公開年の翌年の1月1日から起算して70年間有効である(著作権法第41条第1項)。

5.3.3. 著作隣接権

著作権法は、該当する場合は、著作者の権利(著作権)に関する規定が演奏者又は 実演家、レコード制作者及び放送会社が保有する権利に適用されると定めている(著 作権法第89条)。著作隣接権の保有者としては、演奏者、伴奏者、レコード制作者 (レコード及び採用される物理的媒体、CD 又は DVD の制作及び発表に責を負う者) 及び放送会社が挙げられる。かかる権利が著作隣接権である。

著作権の著作者人格権又は著作財産権並びに著作隣接権に対する侵害については、 適切な項目で取り上げる。

5.3.4. 著作権の譲渡

既に述べた通り、著作者の著作財産権は、著作者又は著作者の相続人が、自ら又は特に当該の権限を与えられた代理人を通じて、ライセンスの供与、許可、譲渡又はその他法的に認められる手段を用いて、その全部又は一部を譲渡することができる(著作権法第49条)。

著作権全体の譲渡は、著作者人格権及び法律に基づき明示的に除外されている権利を除き、著作者の権利のすべてをその対象とし(著作権法第 49 条 (I))、また完全かつ最終的な譲渡は、書面による譲渡契約を通じてのみ有効とされる(著作権法第 49 条 (II))。

著作権の譲渡は、契約に明示に別段の定めがない限りは、契約の締結された国に関してのみ有効とされる(著作権法第49条第4項)。

5.4. 法令

著作権には、国内的及び国際的に規定される著作者の権利及びそれに著作隣接権が 含まれる。

5.4.1. 国際制度

(http://www.ecad.org.br/ViewController/publico/conteudo.aspx?codigo=48)

国際的には、ベルヌ条約及びローマ条約において定められた制度が存在する。これらの国際条約の締約国は協力して、目標を定め、著作権及び著作隣接権の保護を規定し、また国際的に適用される規則を定めている。かかる条約は、それぞれ法令第75699/75 号及び政令第57125/65 号を通じてブラジルで承認され、規制され、適用された。

またブラジルは、GATT ウルグアイラウンドを経て WTO を設立した 1994 年マラケシュ条約の締約国でもある。TRIPS 協定によれば、ブラジルはベルヌ条約を遵守する義務を負っており、これを履行しない場合には、ベルヌ条約で定められた制裁を受ける。

TRIPS 協定第 41 条に基づき、ブラジルは著作権保護を保障し、かつ著作物の許可を得ないでの使用を阻止する義務も負っている。

またブラジルは、ジュネーブ条約、ワシントン条約及びブエノスアイレス条約など、 著作権及び著作隣接権の保護に関する他の国際条約の締約国でもある。 これらの条約及び国際条約は、承認を経てブラジル国内法に組み込まれている。さらに、文芸著作物、美術著作物及び学術著作物に対する権利は、ブラジル連邦憲法第5条(XXVII)及び(XXVIII)、法律第9610/98号(著作者の権利法—「著作権法」)、並びに刑法第184条及び第186条によっても保護されている。

5.4.2. 国内制度

(http://www.ecad.org.br/ViewController/publico/conteudo.aspx?codigo=48)

ブラジルでは、20 世紀初頭に著作権保護団体が設立され始めた。これらの非営利民間団体はそのほとんどが著作者及びその他の音楽専門家により設立されたものであり、その趣旨は団体の会員全員の音楽を公に実演する著作者の権利を保護することにあった。

1917年、ブラジル劇作家協会(Brazilian Theater Author's Society)(SBAT)が設立され、設立当初は演劇作家だけで構成されていたが、その後準会員として作曲家の入会が認められた。その結果、団体の活動は活発となり、程なく他の団体が出現した。

1973 年、著作者の権利法(著作権法)(1973 年 12 月 14 日付法律第 5988 号)の成立を受けて、中央徴収・分配センター(ECAD)が設置され、徴収分配の過程を運営するために必要なすべての書類の作成業務に加え、音楽の公共放送からの著作権料の徴収及び配分を集中化させた。

5.5. 著作権登録局

前述した通り、著作者は関係登録簿に自己の知的著作物を登録することができるが、登録簿への著作物の登録が著作権法による保護の要件とされていない以上(著作権法第 18 条)、登録するかは著作者に選択の自由が与えられている(著作権法第 19 条)。かかる登録は、著作権を行使するために必要となった場合に創作日を証明するだけである(COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 145)。

先に示した通り、法律第 9610/98 号に従って有効な法律第 5988/73 号第 17 条によれば、著作者は、著作者の権利を保護するために自己の著作物を登録することができる。著作物の性質に応じて、いくつかの登録簿にこの登録を求めることができる(著作権法第 145 条)。したがって、(文芸作品の)作家はその書籍を国立図書館に登録することができ、彫刻家はその彫刻をリオデジャネイロ連邦大学芸術学部に登録することができる。建築家はその図面を工学、建築学及び農学評議会(Regional Council of Engineering, Architecture and Agronomy)に登録することができ、またコンピュータプログラムの作成者は、本マニュアルの第 1.9 節で取り上げた通り、INPI にそのプログラムを登録することができる(COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 145, 旧著作権法第 17 条との関連)。著作物が前述の 2 以上の登録簿に登録できる場合には、それが最も密接に関係する登録簿に登録されなければならない(旧著作権法第 17 条第 1 項)。

著作者の著作物の登録を行っている協会はいくつかあるが、法律(著作権法第 99 条)は、かかる協会が著作権料の徴収及び分配を行う単一のセンター、すなわち ECAD、を有することを定めている。

海外で設立された協会は、ブラジルに代表を置くことができ、著作権法に従って設置されたブラジルの協会がこれを担う(第97条第3項)。

5.5.1. ECAD

(http://www.ecad.org.br/ViewController/publico/conteudo.aspx?codigo=16)

ECAD とは、Escritório Central para a Arrecadação e Distribuição (中央徴収分配センター)の略語である。同センターは、いずれかのメディアによる放映及び放送を含む音楽、文学・音楽の著作物及びレコードの公の演奏、並びに視聴覚著作物の展示に対する著作物利用料の徴収・分配を行う。現在、ECAD は、国内及び海外での音楽の公の演奏により生じる著作物利用料の徴収及び配分に従事する 10 の音楽協会により運営されている。このことから、音楽の公の演奏に対する著作物使用料の分配に関して、ブラジルは最も先進的な国の 1 つだと見なすことができる。

ECAD を運営する 10 協会を次に挙げる。ABRAMUS(Associação Brasileira de Música e Artes — ブラジル音楽芸術協会)、AMAR(Associação de Músicos, Arranjadores e Regentes — 音楽家編曲家作曲家協会)、SBACEM(Sociedade Brasileira de Autores, Compositores e Escritores de Música — ブラジル作家作曲家作詞家協会)、SICAM(Sociedade Independente de Compositores e Autores Musicais — 独立作曲家作家協会)、SOCINPRO(Sociedade Brasileira de Administração e Proteção de Direitos Intelectuais — ブラジル知的権利管理保護協会)、UBC(União Brasileira de Compositores — ブラジル作曲家同盟)、ABRAC(Associação Brasileira de Autores, Compositores, Intérpretes e Músicos — ブラジル作家作曲家演奏家音楽家協会)、ANACIM(Associação Nacional de Autores, Compositores, Intérpretes e Músicos — 全国作家作曲家演奏家音楽家協会)、ASSIM(Associação de Intérpretes e Músicos — 演奏家音楽家協会)、SADEMBRA(Sociedade Administradora de Direitos de Execução Musical do Brasil — ブラジル音楽演奏権管理協会)。

法律に従って、ECAD は裁判上あるいは裁判外で、ECAD に加入している権利保有者の代理人として自己の名称を用いて行為することを認められている(著作権法第 98条)。

ECAD はリオデジャネイロで設立され、その本部事務局を置いているほか、ブラジルの主要都市に25の支所を置いている。

ECAD の本部事務局の住所は次の通り。

Avenida Almirante Barroso, 22, 22° and
ar, Centro, Rio de Janeiro – RJ CEP 20031-000

電話: (21) 2544-3400

ファックス: (21) 2544-4538 ウェブサイト: <u>www.ecad.org.br</u> 電子メール: <u>ecadrj@ecad.org.br</u>

5.5.2. 国立図書館

(http://www.bn.br/portal/?nu pagina=11)

一例として、著作権で保護される著作物を登録することができる団体の 1 つと登録 手続の手順をここに挙げる。

ユネスコにより世界の10大国立図書館の1つと認定されているブラジル国立図書館は、ラテンアメリカ最大の図書館でもある。著作者の著作物の登録及び収集の維持など、Fundação Biblioteca Nacional (ブラジル国立図書館基金、FBN) が行ういくつかの活動のうち、FBN には著作者の権利(著作権)を登録・記録する著作者権利局があるが、同局は ISBN (国際標準図書番号)の国内機関でもある。そのような機関として、FBN は国際図書番号制度の利用を調整・促進し、公開及び商品化の目的で出版者及び国内出版物にコードを割り当てている。

著作者権利局(EDA)が提供するサービスは 1898 年から存在している。法律第 9610/98 号に基づく知的著作物の登録を通じて、EDA は著作者が著作物について保有 する創作にかかる権利に関して著作者に法律上の安全性を与えるものであることが意 図されている。登録は著作者であることを認め、著作者人格権及び著作財産権を設定し、権利保有者及びその相続人の双方に関して保護の存続期間を確定する。さらに、EDA は、登録されている著作物のいわゆる「法的寄託」も受理している。法的寄託は、ブラジルの知的著作物の収集、保管及び公開を保障するために、いずれかの媒体又は 方法により、ブラジルで出版されたすべての出版物の見本を国立図書館に提出すべき との法的要件により成り立っている。

EDA に登録できるのは、次の種類(の作品)である。詩、小説、学校/教育教材、音楽、演劇、技術/科学、論文/小論、物語/史劇、コマ割り漫画、映画/テレビ、神秘論、美学、宗教、政治学/思想、キャラクター/漫画、伝記、広告、定期刊行物など(http://www.bn.br/portal/arquivos/pdf/Tabela Genero Obras.pdf)。

国立図書館の住所

Rua da Imprensa, nº 16, 12º andar, Castelo, Rio de Janeiro - RJ CEP 20030-120

電話: (21) 2262-0017

ファックス: (21) 2240-9179

国立図書館のウェブサイト: www.bn.br

著作者権利局のウェブサイト: http://www.bn.br/portal/index.jsp?nu_pagina=25

電子メール: eda@bn.br

5.6. 著作権及びインターネット

インターネットの発達とその使用が日々増加していくに伴い、著作権関連の主な問題は適用される法令の理解であり、また侵害者の監視をいかにして進め、侵害者の所在をいかにして突き止めるかである。

重要な点として、既に一般に受け入れられている特徴であっても、デジタル著作物も含めて、著作権により保護される著作物は、そのすべてが与えられた保護を引き続き受けるのであり、事前の許可なく使用できないことが挙げられる。

著作者は、自己の著作物について、インターネットを含むあらゆる媒体を通じた複製を許可することができる。これは、インターネット利用者が複製と利用を希望する場合には、著作者の許可を得る必要があることを意味している。したがって、著作権で保護されているテキスト、インターネットのページ、画像、音楽又は映像は、複製をするには許可を受けなければならない。

もっとも、インターネット上に置かれた著作物の公開及び利用の状況を監視したり、 著作権侵害者を特定したりすることは、難しい課題である。

第6節 その他の権利

6.1. 商号

6.1.1. 準拠法

商号の登記には、法令の中で特に、法律第 8934/94 号、規範的指令第 104/2007 号、 及びブラジル民法(以下、「民法」)が適用される。

6.1.2. 定義及び内容

商号とは、企業(entrepeneur)及び法人がその名称により業務を行い、関係行為における義務を負う名称である(DNRC [「ブラジル商業登記局」] 規範的指令第 104/2007 号第 1 条、民法第 1155 条)。単純な組合、結社及び社団の名称は法的保護の目的において商号に相当する(民法第 1155 条補項)。

商号は真実性 (veracity) 及び新規性の原則を遵守するものでなければならず、法律で義務付けられる場合には、法律上の会社形態を取っていなければならない。また道徳や公序良俗に反する表現を含むものであってはならない (DNRC 規範的指令第104/2007 号第4条及びその項、法律第8934/94号第34条)。

新規性の原則に基づき、同一の連邦構成単位内には、同一又は類似の商号により業をなす企業が 2 以上存在することはできない (DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 6条)。すでに登録されている名称と類似又は同一である商号には、識別のために修正又は追加が行われなければならない (DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 6条第 1項)。なお、ブラジルの連邦構成単位とは 27連邦単位 (26州および連邦地区)に区分されており、企業名称については同一連邦単位では同一名称は存在しない。

さらに、真実性の原則に基づき、商号には会社の目的に含められていない活動を示す語句又は表現を含めることはできない (DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 5 条第 2 項)。

企業の名称は、同じ登記簿に既に登記されている他の名称とは異なるものでなければならない。当該企業が既に登記されている他の名称と同一の名称である場合には、何らかの識別できる名称を追加しなければならない(民法第1163条補項)。

注意すべき点として、商号が譲渡できないことが挙げられる。もっとも、売買契約により認められている場合には、会社の買収者は、「承継人」の表示を付した上で、自己に先行する被買収者の名称を使用することができる(民法第 1164 条補項)。

6.1.3. 登録

商号の保護は、企業の登記又は会社定款の提出により自動的に生じ、またその保護は各州の商業委員会の管轄権地域に限定される。あらゆる修正は商業委員会の登記簿で行われなければならない(DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 11 条第 1 項)。

支社が他の州に開設される場合、保護は、商業委員会が発行する原登記の証明書を添えて、かかる州の商業委員会の当該支社に登記がされる時に開始される(DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 11 条第 1 項)。

商号の保護の出願時には、企業の本社が所在する州の商業委員会に通知を行わなければならない(DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 11 条第 2 項)。

また、ブラジル民法は商号の登記の規定を設けており、事業者及び企業の双方が商業委員会が所管する商事会社の公的登記簿に登記することを定めている。単なる法人は法人の民事登記簿に登記しなければならず、単なる法人が会社の形態の 1 つを採用する場合、その規則を遵守しなければならない(民法第1150条)。

6.1.4. 申請できる者

商号の登記は、法律に基づき、新規性及び真実性の原則の検証を受け、企業が請求する。

適切な登記簿への企業若しくは法人の定款、又はそれぞれの注釈の付記登記は、特定の州内での当該名称に対する排他的権利を保障する(民法第1166条)。

6.2. ドメインネーム

6.2.1. 準拠法

ブラジルインターネット管理委員会($\operatorname{CGI.br}$)は、国内におけるすべてのインターネットサービスを調整、統合し、提供されるサービスの技術的な質、技術革新及び普及を促進するために、 $\operatorname{2003}$ 年 9 月 3 日付の大統領決定第 4829 号により改正された 1995 年 5 月 31 日付の共同省令第 147 号により設置された($\operatorname{http://www.cgi.br/sobrecg/definicao.htm}$)。

ドット BR 情報調整センター (NIC.br) (http://www.nic.br/sobre-nic/nicbr.htm) は、CGI.br の決定及び事業を実施するために設置された。その職権の一つとして、Registro.br (www.registro.br) により、かつ決議 CGI.br 第 08/2008 号の規定に従って、「.br」を使用するドメインネームの登録及び管理がある。

6.2.2. 定義

ドメインネームは、コンピュータ群を特定するために使用されており、またインターネットアドレスの記憶を可能にするために作成された。

6.2.3. 申請できる者

利用可能なドメインネームの登録は、申請の時点で決議第 08/2008 号及びその附則に従って登録要件を満たす最初の申請者に許可される(決議 CGI.br 第 08/2008 号第 1 条)。

ドメインネーム「.br」は、ブラジルで適法に業務を行う事業体、独立した専門家及 び個人にだけ与えられる。外国企業は仮登録を認められることがある(決議 CGI.br 第 08/2008 号第 2 条)。

6.2.4. 登録

申請者はドメインネームを選択し、施行されている法律に違反する名称、誤謬を誘導する名称、第三者の権利を侵害する名称、インターネットの定義済みの概念を表す名称、侮辱的又は無礼な言葉を含む名称、州、内閣などの頭字語を表す名称の登録が禁止されていることを知っている旨を宣言しなければならない(決義 CGI.br 第08/2008 号第1条補項)。

ドメインネームの申請者は、次のことを行わなければならない。

- a) ドメインの権利保有者の有効なデータを提出すること。
 - 1. 法人: (i) 商号、(ii) CNPJ(企業納税者登録)番号、(iii) 物理的住所及 び電子住所、(iv) 担当者氏名、(v) 電話番号。
- <u>2. 個人</u>: (i) 正式な名前、(ii) CPF (個人納税者登録)番号、(iii) 物理的住所及び電子住所、(iv) 電話番号。
- b) ドメイン登録の許可書発行日時から 14 日以内に、ドメイン登録を設定し、その 管理を行う 2 以上 5 以下の DNS サーバーを届け出ること。
- c) 次の事項について登録及び届出を行うこと。
 - i) 事業体のデータの管理及び更新、新たなドメインの登録、及び他のドメイン契約の修正について責任を有する者であって、事業体の連絡先として指定される者。この者は、事業体の経営に直接関係する者でなければならない。
 - ii) DNS サーバーの技術データの管理及び変更について責任を有する者であって、 技術に関する連絡先として指定される者。インターネット・プロバイダー、又 は、場合によっては、事業体の技術部門の担当者がこの者を代理することが推 奨される。
 - iii) 集金連絡先を指定して、支払い及び徴収の指示の送信先の電子アドレスの提供 及び更新について責任を有する者であって、徴収に関する連絡先として指定さ れる者。この者は、事業体の経営幹部に直接関係する者であることが推奨され る。
 - iv) 技術及び徴収に関する連絡先の変更及び更新を含むドメインネームの運営について責任を有する者であって、管理に関する連絡先として指定される者。この者は、事業体の経営に直接関係する者であることが推奨される。

(決議 CGI.br 第 08/2008 号第 4 条)

外国企業は、Registro.br に登録されている者であるブラジルの居住者に対し委任状を与えなければならない。この者には、身分証明書が与えられるが、その内容はドメイン名登録フォームに記載され情報提供されるものである。

6.2.5. 外国企業の登録手続

登録を求める外国企業は、次の書類を Registro.br に提出しなければならない。
(i) 出身国で認証を受けた委任状であって、ドメインの使用権の登録・取消・移転権、事業体の連絡先の変更権、並びに裁判所内外での企業の代理権を付与するもの、(ii) 出身国で認証を受けた会社の事業領域の申告書であって、次の事項の記載があるもの。商号、完全な住所、電話番号、企業の目的、行う活動、法律上の代表者の氏名及び肩書き、(iii) 出身国で認証を受けた、NIC.br による受領日から 12 ヶ月以内に企業がブラジルにおいて活動を開始する旨の申告書、(iv) 当該企業の出身国のブラジル領事館から取得されるべき委任状、事業領域申告書及びブラジルでの事業開始申告書の領事認証。領事認証は当該企業の出身国のブラジル領事館から取得する。(v) 委任状、事業領域申告書及びブラジルでの事業開始申告書の宣誓翻訳文、(vi) 委任状による代理人の CNPJ 又は CPF の謄本、(vii) 外国企業の ID 連絡先を記載した代理人の正式文書。

Registro.br の書類提出先住所は次の通り。

A/C Hostmaster - Registro .br Assunto: Cadastro de empresa estrangeira Av. das Nações Unidas, 11541, 7° andar 04578-000 - São Paulo - SP

6.2.6. ドメイン登録の期間及び手数料

本ガイドの作成時点でのドメイン登録料は次の通りであった。

- (i) NOM.BR 登録の場合は、3 年間は 30.00 レアル、その後は登録又は更新手続の際に 1 年間の更新につき 9.00 レアル。
- (ii) BR 登録の場合は、1年間は 30.00 レアル、その後は登録又は更新手続の際に 1年間の更新につき 27.00 レアル。(http://registro.br/faq/faq4.html#1)

6.3. 集積回路の回路配置

6.3.1. 準拠法

集積回路の回路配置には、とりわけ、デジタルテレビ機器及び半導体電子部品産業への優遇措置、及び集積回路の回路配置の知的財産権の保護を規定する法律第11484/2007号、並びにINPI決議第187/08号及び第190/08号が適用される。

6.3.2. 定義及び内容

法律第 11484/2007 号(以下、「集積回路法」)に基づき、(i)集積回路とは、複数の素子(少なくとも 1 の能動素子を含む)。及び配線の一部又は全部が一片の材料の表面又は内部に取り付けられ、かつ、電子的機能を果たすよう意図された最終形態又は中間形態の製品をいい、また(ii)集積回路配置(topography)とは、手段又は

形態を問わず、集積回路を構成する層の三次元上の配置を示す一連の関連画像、組み込み画像又は符号化画像であって、各画像が集積回路の表面の創作又は製造のいずれかの段階の幾何学的位置関係又は配置の一部又は全部を示すものをいう(集積回路法第26条)。

法律は、創作者自身の知的努力の成果であり、創作の時に、集積回路の技術者、専門家又は製造業者にとって通常又は一般的ではない独創的な回路配置を保護している(集積回路法第29条)。保護を受けるためには登録が条件となり、登録はブラジル産業財産庁(INPI)に対して行わなければならない(集積回路法第30条)。

ありふれた素子及び配線の組み合わせに由来する回路配置、又は許可を得て保護を受ける第三者の回路配置を組み込んだ回路配置は、組み合わせが全体として独創的であり、[創作者自身の]知的努力に由来する場合にのみ保護される。

6.3.3. 登録の申請

登録の申請では単一の回路配置を記載しなければならず、かつ、INPI が定める法的要件の適用を受け、次の書類が添付されなければならない。(i)申請書、(ii)回路配置及びその機能の明細書、(iii)それを特定し独創性の特徴を示すために不可欠な回路配置の設計又は写真、(iv)該当する場合は、開始日を記載したそれまでの利用の申告書、並びに(v)登録出願手数料支払の領収書を含まなければならない(集積回路法第31条)。

注目すべき点として、申請書及び添付書類がポルトガル語で提出されなければならないことが挙げられる(集積回路法第31条補項)。

申請時に申請者が請求する場合、申請日から起算して 6 ヶ月間は秘密に保持することができる(集積回路法第 32 条)。秘密保持の期間中は、何の効果も生じさせることなく、申請を取り下げ、書類を利害関係人に返却させることができる。ただし、申請が秘密保持の期間が終了する 1 ヶ月前までに INPI に提出されていることを条件とする(第 32 条補項)。

出願により、INPI は方式審査に進み、追完・補正命令を出すことができる。この命令は 60 日以内に完全に満たさなければならず、満たすことができない場合には、罰則として終局取下げが適用される。申請日より 2 年以上前の実施開始日が記載されている申請も最終的に取下げられる(集積回路法第 33e 条補項)。

追完・補正命令が出されない場合、又は当該命令が完全に満たされた場合には、INPI は登録を許可し、それを省略することなく公開し、かつ、対応する証明書を発行する(集積回路法第34条)。

6.3.4. 権利の存続期間及び実施

回路配置の保護は、まず出願日又は最初の実施日から起算して 10 年間付与される (集積回路法第 35 条)。回路配置権の所有者は、独占的実施権を有する(集積回路法 第 36 条)。 ただし、集積回路法が定める保護は、次の行為には適用されない。 (i) 分析、評価、教育及び研究目的での許可を得ていない第三者の行為、 (ii) 保護対象の回路配置の分析、評価及び研究の成果としての回路配置の創作又は利用である行為。ただし、かかる成果としての回路配置が保護されているものと実質的に同一ではないことを条件とする。 (iii) 商業目的又は私的目的のために、保護対象の回路配置の登録権者自身又はその同意を得た者により市場に出された集積回路又は他の手段により組み込まれた素子の輸入、販売又は頒布である行為、 (iv) 集積回路又は製品を取得する際に、当該製品又は集積回路が違法に複製された保護対象の回路配置の一部であったことを知らなかった者又は合理的に知っていることを期待できない者が実行し又は命じた集積回路法第 36 条冒頭の (II) 及び (III) ³に規定されている行為。この場合に、回路配置権の所有者が任意のライセンスに対して支払われる額に相当する対価の支払いを受けることを条件として、貯蔵又は発注済みの製品又は集積回路に関して、当該行為を継続することができる(集積回路法第 37e 条第 1 項)。

6.3.5. 登録適格者

集積回路の回路配置の創作者は、登録による保護を保障される。別段の証明が行われない限り、登録申請者は創作者と推定される(集積回路法第27条第1項)。

2 以上の者が共同で創作した回路配置の登録は、共同創作者全員又はそのいずれかが権利を保護する者として他の者を指名し、権限を与えて申請することができる(集積回路法第27条第2項)。

関係書類に領事の認証を得る必要なく、創作者、その相続人若しくは承継人、譲受人、又は法律、雇用契約、役務提供契約若しくは制定法上の約定により権原の付与をうける者が保護を請求することができる(集積回路法第27条第3項)。

別途規定されている場合を除き、集積回路の回路配置に対する権利は使用者、役務 受益者、又は制定法上の約定を生じさせた団体に帰属する。ただし、創造的活動が職 務の本来の性質に由来する場合、又は、使用者、役務受益者、又は制定法上の約定を 生じさせた団体に帰属する資源、技術情報、産業秘密、企業秘密、資材、施設若しく は設備が使用された場合であって、雇用契約、役務提供契約又は制定法上の約定の存 続期間中に当該回路配置が開発されたことを条件とする(集積回路法第 28 条)。

従業者、役務提供者又は公務員は、雇用契約又は役務提供契約の範囲外で、使用者、 役務受益者、又は制定法上の約定を生じさせた団体に帰属する資源、技術情報、産業 秘密、企業秘密、資材、施設若しくは設備を使用せずに開発された集積回路の回路配

II — いかなる手段によっても、商業目的において、保護対象の回路配置又は当該保護対象の回路配置が組み込まれている集積回路を輸入し、販売し又は頒布させること。又は、

³ **第36条** 集積回路の回路配置の登録により、権利者には独占的実施権が付与され、また第三者は、権利者の同意を得ることなく、次のことを行うことができない。

III – 製品が回路配置の違法な複製を含み続ける限りにおいて、いかる手段によっても、商業目的において、保護対象の回路配置が組み込まれている集積回路を組み込んだ製品を輸入し、販売し又は頒布させること。

置に対する独占的権利が、付与され(集積回路法第28条第2項)、奨学金の受給者、研修生及び同様の労働者に対して適用されるものと同じ規則の適用を受ける。

法律で保護される権利は、(i) ブラジルに居住するブラジル国民及び外国人、並びに、(ii) ブラジル国民に同一又は同等の利益を及ぼす国に居住する個人に対して保障される(集積回路法第24条)。

海外に居住する個人は、司法及び行政面において代理する権限を有し、令状の送達を受けることができ、かつ、正式な資格を有しブラジルに居住する委任状による代理人を選任し、維持しなければならない(集積回路法第56条)。

法律が定める行為は、当事者、又は領事認証が必要とされることのない宣誓翻訳者により翻訳された委任状及び正式な資格を有する委任状による代理人によって行われなければならない(集積回路法第55条第1項)。

6.4. 植物品種に関する権利

6.4.1. 準拠法

産業財産法は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の 3 つの特許要件を満たしており単なる発見に含まれない遺伝子組換え微生物を除いて、生物の全部又は一部に対する特許の付与を明示的に禁じている (第18条)。

植物品種の保護は、4月25日付の法律第9456号(植物品種法)によって保障されており、1997年11月5日付の連邦政令第2366号によって規制されている。

6.4.2. 定義及び内容

植物品種保護局-SNPC-は農業・供給省内に設置され、植物品種を保護する責任を有する(植物品種法第45条)。

植物品種の知的財産権に対する保護は、植物品種保護証明書の付与により効力を生じ、あらゆる合法的な目的のために、ブラジルにおける植物品種権の保護の単一の形式を構成し、植物の無断使用、その一部の複製、又は植物の増殖を防止するための動産(chattel)とみなされる(植物品種法第2条)。

新規の植物品種、あるいはあらゆる植物の種類に本質的に由来する植物品種も保護の対象となる(植物品種法第 4 条)。保護出願日前に既に販売に供されていた植物品種も、次の要件が全て満たされることを条件に、保護の対象となる。(i)保護のための出願は、当該植物品種が発表されてから 12 ヶ月以内になされる必要があり、当該出願には、担当官庁による公開に必要とされる最小限の記述が必要となる。(ii)植物品種の最初の商品化は出願前 10 年以内であること。(iii)保護は、保護されている植物品種に本質的に由来する品種の生産のために植物品種を使用する目的にのみ影響を生じるものであること。(iv)保護が、最初の商品化の日を考慮に入れ、第 11 条に基づき、残存期間に付与されること(植物品種法第 4 条第 1 項)。

植物品種の保護は、繁殖又は植物全体の増殖の材料に及び(植物品種法第 8 条)、 権利の存続期間中、権利所有者にブラジル領域内において商業的繁殖を行う権利を付 与し、かつ、第三者がその同意なく商業目的で植物種を生産、販売、又は商業化する ことを禁ずる(植物品種法第 9 条)。

6.4.3. 保護ための出願

保護の出願は植物品種を開発した個人若しくは法人、あるいは、委任代理人によって、担当官庁に、署名した上で提出されなければならない。海外に居住する個人又は法人が開発した植物品種のブラジルにおける保護は、ブラジルに居住する委任代理人によって出願されなければならない(植物品種法第13条及び補項)。

出願は1つの植物品種のみに関するものでなければならず、且つ、以下の事項を記載しなければならない。

- (i) 植物品種
- (ii) 植物品種の名称
- (iii) 遺伝的起源
- (iv) 必要な記述事項をすべて含む明細書
- (v) 必要な場合には、管轄の官庁の自由に使用できる現物の存在の証明及びその検査 場所の証明をする申告書
- (vi) 出願人及び育成者の氏名及び住所
- (vii) 国内及び海外の植物品種の場合、DHS 特性に関する証拠
- (viii) 品種の特徴、均一性及び安定性を示す他の記述事項の説明、又は出願人が独自の 点検又は管轄の官庁が義務付ける点検と共に検査を実施したことの証明
- (ix) 保護出願の手数料を支払った証明
- (x) ブラジル国内又は海外における植物品種の商業化を証明する申告書
- (xi) 他国における保護若しくは保護出願の存在、又は保護出願のされた植物品種に関する優先権の主張の申告書
- (xii) 出願の対象を特定することのできる要約

(植物品種法第14条)

保護出願はその出願日から 60 暦日以内に公開、かつ、出願人に通知され、当該保護出願に対する異議申立が認められる 90 日の期間は、当該公開日から開始する(植物品種法第 16 条)。

必要とみなされる追加の要件を課すことは可能であり、通知から 60 日以内に当該要件が満たされない場合、あるいは応答がない限り、出願は取下げられたものとされ、行政上の手続は終了する(植物品種法第 18 条第 4 項及び第 5 項)。

当該(追加の)要件に対する応答が却下された場合にも同様に、出願は取下げられたものとされる(植物品種法第18条第6項)。

出願の実体審査後、保護の付与査定又は拒絶査定の決定が行われる。拒絶査定に対しては公表から 60 日以内に不服申立てをすることができる(植物品種法第 18 条第 7項)。当該不服申立てに関する判断は、60 日以内に下されなければならない(植物品種法第 18 条第 8 項)。

保護の付与された出願は公告され、仮保護証明書が発行され、権利所有者に植物種を商業的に利用する権利が付与される(植物品種法第19条)。

ブラジルにおいて既に販売されている植物品種で、その出願が第 4 条第 1 項 I 号に 定める期間内に行われていないものは、自動的に公知のものとみなされる(植物品種 法第 52 条)。

6.4.4. 保護期間

保護期間が 18 年間である、各根茎を含むブドウの木、果物、森林樹及び鑑賞用樹木を除き、植物品種の保護は、仮保護証明書の付与日から 15 年間有効である(植物品種法第 11 条)。

保護期間が満了した後、当該植物品種は公知のものとなり、いかなる権利もその自由使用を妨げない(植物品種法第12条)。

6.4.5. 優先権

ブラジルと協定を締結している国、又はブラジルが加盟国である国際機関で、当該 出願が国内出願の効力を生ずるものにおいて、出願をした個人又は法人は、最大 12 ヶ 月間に及ぶ優先権を保証される(植物品種法第 27 条)。

6.4.6. 強制ライセンス

適法に保護される植物品種は強制ライセンスの対象となり、次のことが保証される。 (i) (当該植物品種の) 安定供給が保護権者によって不当に妨げられている場合に、 当該植物品種を市場において適正な価格で入手可能とすること、(ii) 植物品種の正規 流通及び品質の維持、(iii) 植物品種の保護権の所有者に対する適正な対価の供与 (植物品種法第 28 条)。

強制ライセンスは、正当な当事者の要求により、保護権者による承認の有無に関わらず、植物種の利用を 3 年間認める、管轄の公的機関が行う行為である。3 年の期間は、例外なく且つ対価の支払により、関連法令で定められる同一の期間につき延長することができる(植物品種法第 29 条)。

しかしながら、経済力の濫用の場合を除き、強制ライセンスは、仮保護証明書の付 与後3年を経過しないと請求することができない(植物品種法第35条)。

6.4.7. 限定的な公共利用

植物品種の使用が専ら公益に適う場合、農業政策の必要を満たす場合、国家の非常 事態の場合、経済力の濫用の場合、その他の極度の緊急事態の場合、若しくは非営利 的な公然実施の場合、関係機関の専門的意見に基づき、農業供給相の職権により、当 該植物品種の限定的な公共の使用が宣言される(植物品種法第36条)。

6.4.8. 保護を受けるための請求適格

ブラジル国内で新たな植物品種又は植物の従属品種を開発した個人又は法人は、法 律に基づく保護を受ける権利を有する(植物品種法第5条)。

保護は、必要な書類の提出を条件に、植物品種を開発した個人若しくは法人、その 相続人、承継人又は譲受人が請求することができる(植物品種法第5条第1項)。

植物品種が 2 名以上の者によって共同で開発された場合、出願は権利の保護のために各協力者を指名及び特定し、個人又は共同で行うことができる(植物品種法第 5 条 第 2 項)。

使用者又は役務受益者は、雇用契約若しくは役務提供契約の存続期間中、又はブラジルにおける研究活動を目的とする、契約の職務、義務又は履行の結果である他の労働行為により、従業者又は役務提供者が開発又は取得した新規の植物品種又は保護されている品種に本質的に由来する品種に対する独占的排他権が付与される(植物品種法第38条)。

別段の合意がある場合を除き、当該契約の終了から 36 ヶ月以内に従業者又は役務提供者により保護証明書の請求がされた場合、新たな植物品種又は保護されている品種に本質的に由来する品種は、雇用契約若しくは役務提供契約の存続期間中又は他の労働行為の間に取得されたものとみなす(植物品種法第 38 条第 2 項)。出願がこの期間の後に行われ、かつ、植物種が使用者又は役務受益者に属する資源、資産、手段、資材、施設又は設備を利用して取得された場合、保護は両当事者に付与される(植物品種法第 39 条)。

植物品種法の規定は、海外に端を発し、ブラジルにおいて行われた請求で、ブラジルにおいて効力を有する条約に基づく保護を受ける権利を有する者、ブラジル人及びブラジルに居住するものに権利の互恵を及ぼす国の国民又は居住者により行われたものに適用される(植物品種法第 6 条)(編者注:ブラジルは UPOV に加盟している。)

海外に居住する者は、出願日から保護の存続期間中、代理権を有し、行政機関からの通知を受け、令状の送達を受ける権利、かつ正式な資格を有し、ブラジルに居住する委任代理人を選任しなければならず、選任しなかった場合、保護権は消滅する(植物品種法第50条)。

委任状は、SNPC に保護を出願し維持する権限を(代理人に)付与し、それは各場合において固別のものでなければならない。本人によらない出願には必要な権限を付与する委任状が添付されなければならず、海外で作成される場合には、宣誓翻訳者によって翻訳されなければならない(植物品種法第50条第1項及び第2項)。

第7節 無方式の権利

不正競争

7.1. 準拠法

不正競争は法律第 9279/96 号 (産業財産法)、法律第 8884/94 号及び法律第 8137/90 号により規制され、これらの法律は犯罪となる不法行為、及び当該行為に対する刑罰を定めている。

7.2. 定義及び内容

ブラジル法は 2 種類の違法な競争、すなわち、不正競争及び経済秩序に対する侵害を禁じている。

法律第 9270/96 号により規制される不正競争は、別の事業者に損害を与えることを 目的とした事業者の行為をいう。経済秩序に対する侵害は社会における犯罪を指す。

上記 2 つの状況に対しては民事上及び刑事上の制裁措置がとられる。以下に示すように、経済秩序に対する侵害に関しては行政上の処罰も可能である。

7.3. 不正競争

産業財産法により規制される不正競争は、別の事業の違法行為によって特定の事業 に生じる損害をいう。

産業財産法は極めて包括的であり、不正競争を構成する多くの行為を定めている。

例示するために、法律第 9279/96 号第 195 条に説明されている行為をいくつか引用 する。不正競争罪は次の行為を行う者により行われる。(i)何らかの手段で、個人的 利益のために競争者に関する虚偽の有害な主張を発表すること、(ii)優位な立場を得 るために競争者に関する虚偽の情報を述べる若しくは頒布すること、(iii)自身の利 益又は他者の利益のために、不正な手段を用いて、競争者から顧客を転向させること、 (iv) 製品又は企業間の混同を生じさせるために、他者の宣伝表現又は標識を使用又 は模倣すること、(v)他人の商号、会社名又は社章を違法に使用する者、又は、かか る表示を用いて製品を販売、展示、販売の提供又は仕入れること、(vi)同意なく他 人の製品の名称又は商号を自らの名称又は商号に置き換える者、(vii)当該不正競争 がより重大な犯罪を構成しないことを条件に、他者の容器又は包装を用いて、模倣品 又は粗悪品を販売若しくは展示し、又は販売に供し、あるいは、当該模倣品又は粗悪 品が、模造若しくは偽造されたにもかかわらず、類似の製品を販売するために使用す ること、及び、(viii)特許出願中である又は特許が付与されているとし、製品を販売、 展示又は販売に供すること、又は、登録工業意匠を不当表示すること、あるいは、広 告又は商業紙 (commercial papers) に特許出願中、特許取得済又は登録済と虚偽の 告知をすること。

7.4. パッシング・オフ

パリ条約第 10 条の 2 の規定に基づき、産業財産法第 195 条は虚偽情報又は消費者 に誤認を生じる情報の流布を規制している。

産業財産法で規制される行為の中で、次のものを例示する。(i)製品又は企業間における誤認を生じさせるための、他人の広告表現又は標識を使用又は模倣すること、

(ii) 他人の商号、事業所の名称若しくは商標を違法に使用すること、又はかかる表示を伴った製品を販売し、展示し若しくは所蔵すること(産業財産法第 195 条 (IV) 及び (V))。

以下に示すように、これらは違法行為であり、刑事罰にも処せられる。

同様にパリ条約第 10 条の 2 の規定に基づき、消費者保護法は、誤認を生じる広告を禁止している。同法は、誤認を生じる広告とは、その全部若しくは一部が虚偽であり、周知性を有するあらゆる情報又は通信、あるいは消費者に製品及びサービスの性質、特徴、品質、量、特質、出所、価格及びその他の情報に関し誤認を生じさせるおそれがある省略を含むその他の手段であると定めている(法律第 8087/90 号第 37 条)。

7.5. 刑事罰

上記の犯罪は 3 ヶ月から 1 年の禁固又は罰金の支払のいずれかに処せられる(法律第 9279/96 号第 195 条)。次の場合には、罰金は 3 分の 1 から 50%の割増となる。

(i) 行為者が特許権者、登録権者又は実施権者の代表者、受任者、代理人、パートナー又は従業者であるか、過去にそうであった場合、(ii) 改変、模造、又は模倣されたブランドが著名である場合、周知である場合、又は証明商標である場合、あるいは、団体商標である場合(産業財産法第195条補項、第196条)。

さらに、被害者は、流通前に包装又は製品に含まれる偽造商標の捜索・押収の予備 的措置及びその偽造商標の廃棄を請求することができる(産業財産法第 202 条)。

7.6. 民事上の罰則

不正競争は違反者を民事上における損害賠償にも処する。

この場合、被害者は、その自由裁量により、損害賠償を求めて訴えを提起することができる。損害賠償額は、違反が生じていなかった場合に被害者が取得していたであろう利益の額によって決定される(産業財産法第 208 条)。

被害者はさらに、他人の信用又は事業に損害を生じるおそれのあるもの、あるいは、商業もしくは工業企業間又はサービス提供業者間の、又は市販の製品及びサービス間に混同を生じるおそれのある不正競争で、法律により定められていないものによって生じた損失に関して損害賠償を取得する権利を有する(産業財産法第 209 条)。

利益の損失は次に掲げるもので、被害者にとり最も有利なものを使用して決定される。(i)違反が生じていなければ被害者が取得していたであろう利益、(ii)違反者が得た利益、又は、(iii)製品を合法的に利用するための実施許諾を取得するために

違反者が権利者に支払わなければならなかったであろう額に等しい対価(産業財産法第210条)。

7.7. 経済秩序に対する侵害

法律第 8.884/94 号(「LC」)に基づき、社会は法律で保護される法的権利を受任し、経済擁護行政委員会(CADE)が競争違反を予防、禁止することに関し、行政上の責任を有する機関である(LC 第 1 条)。

7.7.1. CADE

ブラジル全土に管轄権を持つ機関である経済擁護行政委員会(CADE)は、経済秩序に対する侵害を抑制することを委託された独立の連邦機関である。

7.7.2. 経済秩序に対する侵害の形態

会社及びその各経営者は様々な形態の経済秩序に対する侵害について共同して責任を有する(LC 第 16 条)。事実上又は法律上、同一の経済グループに属する会社又は事業体は、かかる侵害について共同して責任を有する(LC 第 17 条)。

故意がない場合にも、以下の効果を生ずることを目的とした行為は経済秩序に対する侵害とみなされる: (i) 自由競争又は自由な企業活動を制限、偽装又は何らかの方法で侵害すること。 (ii) 製品又はサービスの関連市場を支配すること。 (iii) 専横的に利益を増加させること。 (iv) 支配的地位を濫用的に行使すること (LC 第 20 条)。

法律に列挙されている様々な行為のうち、上記の効果を生ずる限りにおいて、特に以下の行為を挙げる。 (i) 競争者と共謀して、何らかの方法で、一定の製品又はサービスの販売の価格及び条件の設定又は申出をすること。 (ii) 完成品若しくは半完成品又はサービスの市場、あるいは原材料又は中間製品の供給源の市場を分け合うこと。

- (iii) 新規参入企業の市場へのアクセスを制限又は抑制すること。 (v) 競争会社の設立、運営あるいは発展に困難をもたらすこと、あるいは一定の製品又はサービスに関する供給業者、購入者又は出資者の設立、運営又は成長に困難をもたらすこと。
- (vi) 一般入札又は行政入札において事前に価格又は利益に関し合意をすること。
- (vii) 不正の手段で第三者の価格に影響を及ぼすこと。 (viii) 技術研究開発及び生産を制限若しくは支配するため、又は製品及びサービスの生産若しくはその販売のための投資を抑制するための合意により、一定の製品又はサービスの市場を管理すること。
- (ix)費用価格を下回る価格で製品を不当に販売すること。(x)GATTのアンチダンピング協定及び補助金協定の締約国以外の輸出国から費用を下回る価格で資産を輸入すること(LC 第21条)。

7.8. 行政上の罰則

経済秩序に対する侵害には次の制裁金(罰金)が適用される。(i)会社の場合、査定可能であれば、潜在的な違反により得られる利益を下回らない、直近の事業年度の課税前の総売上高の1~30%の制裁金、(ii)会社の違反行為に関し直接又は間接的に責任を有する経営者の場合、専ら当該経営者個人に課されることとなる、当該会社に課された罰金の10%から50%の制裁金、(iii)その他の個人、又は公法人若しくは

私法人、あるいは、事実上又は法律上の事業体若しくは人の団体で、暫定的なものであるか及びその法的根拠を有するか否かを問わず、当該事業活動に従事していないものの場合で、総売却額の基準が採用できない場合、罰金は 6,000~6,000,000UFIR (基準租税単位)、又はそれに代わる単位を基準とした制裁金(LC 第 23 条)。

反復して行われた違反に対する制裁金は倍額として課される(LC第23条補項)。

また、違反行為の重大性及び公共の利益の要請により、上記の規定を損なうことなく、次の制裁金が個別に又は累積的に課されることもある。 (i) 違反者の費用負担で、1~3 週間連続して、略式判決を裁判所が指定する新聞において 2 日連続の半ページ掲載をすること。 (ii) 5 年以上の、連邦、州、市町村、連邦区機関及びその関連機関との購入、販売、事業、サービス、利権契約を含む、公的融資の資格剥奪、公共入札への参加禁止。 (iii) その他、経済秩序違反の排除のために、会社の分割、会社の経営権の譲渡、資産の売却、事業の一部停止、又はその他の反トラスト措置(LC 第 24 条)。

経済秩序に対し有害な行為及び状況が、CADE 理事会により停止が求められる決議がなされた後においても停止していない場合、又は法規定が遵守されていない場合、違反行為者に対しては追加の制裁金が課される(LC 第25条)。

CADE の決議の執行は、CADE の裁量により連邦管区又は違反行為者の居所の所在する連邦裁判所に提起されるものとし(LC 第 64 条)、人身保護令状及び職務執行令状に関するものを除き、その他全ての種類の訴訟に優先するものとする(LC 第 68 条)。

7.9. 刑事上の罰則

法律第 8137/90 号は、経済秩序を侵害し、犯罪とみなされる行為として次のものを 列挙している。

- I 経済力を濫用し、次の方法により、競争を部分的若しくは全面的に競争を支配又は排除すること。a)会社の協定若しくは契約、b)会社の割当数量、株式、債券若しくは権利の取得、c)カルテル、吸収合併、整理統合若しくは合併、d)会社、関連会社、被支配会社又は個人が所有する株式、債券、割当数量若しくは権利の集中、e)会社の事業の部分的又は全面的停止、f)競争者の組織、運営若しくは発展の妨害。
- II 次に掲げることを目的として、入札者間で合意、協定、取り決め又は連携を結ぶこと。 a) 販売又は製造の価格又は数量の人為的に定めること、b) 会社又は会社グループによる地域市場の支配、c) 競争者に損害を及ぼし、流通網又は供給網を支配すること。
- III 全面的又は部分的な、独占状態の創出又は競争の排除を目的として、経済グループ内の取り決め又は合意により商品又はサービスの価格を決定すること。
- IV 全面的又は部分的な、独占状態の創出又は競争の排除を目的として、消費財の 生産を妨害、牽制し、あるいは消費財の破壊又はそれを無用のものにすること。

V- 取り決め若しくは合意、又はその他の不正の手段により、競争会社又は原材料供給者に損害を及ぼすために価格変動を誘発すること。

VI - 競争を妨げる目的で、費用価格を下回る価格で商品を販売すること。

VII — 自己の市場における支配的な立場を利用して、商品又はサービスの価格を値上げすること(法律第 8137/90 号第 4 条)。

次に掲げるものは同じ種類の犯罪とみなされる。 (i) 競争に損害を及ぼし、広告の宣伝、流布又は伝達において独占を要求すること。 (ii) 商品の販売又はサービスの利用の条件として他の商品の取得又は他のサービスの利用を義務付けること。 (iii) 商品の販売又はサービスの利用の条件として任意で決定される数量の取得を条件とすること。 (iv) 会社の役員、管理者若しくは経営者による管轄当局への通報に関する不当な拒絶、又は生産費若しくは販売価格に関し不正確な情報を提供すること(法律第8137/90 号第5条)。

こうした犯罪の遂行により、違反者は $2\sim5$ 年の禁錮又は罰金の支払いに処せられる (法律第 8137/90 号第 4 条)。

7.10. 民事上の罰則

罰金又は作為義務若しくは不作為義務を課す CADE 理事会により採択された決議は、有効な裁判外執行文書を構成し(LC 第 60 条)、当該決議は、CADE の自由裁量により、連邦管区の連邦裁判官又は本社若しくは判決債務者の住所の所在する場所の管轄権を有する連邦裁判官により執行される。

罰金のほか、作為又は不作為義務をその目的に含む執行の際には、裁判所はかかる 義務の具体的な履行を言い渡すか、遵守に相当する実質的な結果を確保する行為を定 める(LC 第 62 条)。具体的な履行又は同等の実質的な結果を得ることができない場 合にのみ、当該義務は損害賠償請求訴訟に移行される(LC 第 62 条第 10 項)。

具体的な履行を確保する必要がある場合、裁判所は、破産管財人を任命し、会社への介入を決定する(LC 第69条)。

法律はさらに、被害者が法律第 8078/90 号第 82 条に基づき自己又は利害関係者のために、訴訟を考慮して延期されることのない行政訴訟とは無関係に、反トラスト措置並びに発生した損失及び損害賠償の判決により、裁判所で個別の又は広範な利益を防御することができると定めている(LC 第 29 条)。

経済秩序侵害が権力及び権利の濫用、法律違反、違法な事実若しくは行為、又は規約若しくは定款違反を伴う場合には、常に、経済秩序侵害で告発された当事者の法人格が考慮されないことがあるということは重要である。この法人格は、不良経営によ

る当該会社の破産、債務超過、廃業又は業務停止の場合にも尊重されないものとする (LC 第 18 条)。

7.11. 企業秘密

7.11.1. 準拠法

企業秘密及びノウハウを含む秘密情報は、法律第 9.279/96 号(以下、「産業財産 法」)、法律第 10.603/2002 号、及びブラジル刑法(以下、「刑法」)により規制さ れている。

7.11.2. 内容

企業秘密とは、「物理的なもの(支持物)と一体になっているか否かに関わらず、一定の競争者にはアクセス不能であり、当該情報を保持し、使用する者もの競争上の優位を表す一連の情報」と定義することができる。「この定義はノウハウにも適用される⁴」。

同意のない当該情報の開示は、ブラジル法によって処罰され、刑事上の罰則にも処せられる。

産業財産法は、次の行為を不正競争罪に分類している。 (i) 公知のもの又は専門家には自明であるものを除き、工業所上若しくは商業上、又はサービスの提供において利用可能であり、契約又は雇用関係により入手可能であった秘密の専門技術、情報又はデータを、契約終了後も、同意を得ずに開示、利用又は使用すること。 (ii) 違法な手段により取得し、又は、詐欺的手段により入手した情報の知識を、同意を得ずに開示、利用又は使用すること(産業財産法第 195条 (XI) 及び (XII))。

これらの行為は、「不正競争」の項に説明されているように、適用可能な損害賠償 及び産業財産法の規定を損なうことなく、3 ヶ月から 1 年の禁錮、又は罰金の支払い に処せられる。

前述の行為が不正競争の状況を推定することに言及することは重要である。行為が他の目的のために行われた場合、当該事項には刑法第 153 条及び第 163 条が適用される。

秘密の開示

第 153 条-開示が他人に損害を与える場合、受取人又は所有者 の存在する私的文書又は秘密通信の内容を理由なく開示するこ と。

刑罰-1ヶ月以上6ヶ月以下の禁錮又は罰金

第1項 私訴にのみに基づく。

⁴ BARBOSA, Denis Borges. Introduction to Intellectual Property. 2nd. Edition, 2003, page 661.

第 1-A 項 行政上の情報システム又はデータバンクに収録されているか否かを問わず、法律に定められている秘密情報又は機密情報を理由なく開示すること。

刑罰-1年以上4年以下の禁錮、及び罰金。

第 2 項 行為が行政に損害を及ぼす場合には、強制的に刑事訴 追が行われる。

職業上の秘密の侵害

第 154 条 - 開示が他人に損害を与える可能性がある場合に、役職、仕事、地位又は専門により入手できた秘密を理由なく開示すること。

刑罰-3ヶ月以上1年以下の禁錮、又は罰金

補項一私訴のみに基づく。

法律第 10603/2002 号は、不正な商業使用に対し、動物用医薬品、化学肥料、農薬、及びこれらの成分などの販売のための登録の許可又は維持の条件として、管轄当局に提供される試験結果に関する情報およびその他の機密情報の保護を定めている(法律第 10603/02 号第 1 条)。

保護期間は次の通りである。(i)新たな化学物質又は生物物質を使う製品については、登録付与日から最初の 10 年間、又はいずれかの国で情報が最初に開示されるまでの期間のうち、いずれか早く到来するもの。ただし、少なくとも 1 年間の保護保証が与えられる、(ii)新たな化学物質又は生物学的物質を使わない製品については、登録付与日から最初の 5 年間、又はいずれかの国で情報が最初に開示されるまでの期間のうち、いずれか早く到来するもの。ただし、少なくとも 1 年間の保護保障が与えられる、(iii)前記 I 及び II に定める製品の登録免許にさらに必要な新たなデータについては、相応する登録の内容に付与される保護期間の残存期間、又は新たな情報の提示から 1 年のうち、いずれか早く到来するもの(法律第 10603/02 号第 4 条)。

このことは、前記の期間中は、登録権者の事前の許可を得ることで、担当当局により第三者の登録免許の通知又はその付与の正当化するために使用する場合にしか、当該情報を使用することができないことを意味している(法律第 10603/02 号第 5 条)。

ただし、次の場合に加え、担当当局は、ブラジルにおいて販売されていない製品に対する登録付与から 2 年が経過していることを条件に、第三者の請求により、その登録付与のために、秘密情報を使用することができる。 (i) 連邦行政機関により宣言される公共の利益又は非常事態の場合、 (ii) 経済秩序に対する侵害の場合 (法律第10603/02 号第7条及び第8条)。

第8節 技術移転

8.1. 準拠法

技術移転契約は、多くの法律で定められているが、とりわけ法律第 8884/94 号、法律第 8955/94 号、法律第 9279/96 号、法律第 4131/62 号、BACEN 回状第 2816/98 号、及び政令第 3000/99 号によって規定されている。

8.2. 政府の政策

技術移転契約は、使用許諾権を伴うもの(特許及び工業意匠の実施、並びに商標の使用)、専門技術の取得を伴うもの(技術の提供、並びに技術科学援助サービスの提供)、並びにフランチャイズ契約を含む。こうした種類の契約は全て、国内企業間、あるいは国内企業と海外に主たる事業地又は本拠地を有する企業との間で作成されているかに関わらず、INPI に登録されるべきことが法律で義務付けられている(規範法第135・97号、第1項)。

8.3. 登録

こうした契約を登録することの主な目的としては、次のものが挙げられる。 (i) 第 三者に対して効力を有すること (IPC 第 62 条、第 140 条及び第 211 条)、 (ii) 契約 に由来する海外への支払を合法化すること (法律第 4.131/62 号及び BACEN 回状第 2.816/98 号)、及び (iii) 特許の実施若しくは譲渡、商標の使用若しくは譲渡に関するロイヤリティとして、並びに技術移転及びフランチャイズに伴う報酬として、法人が支払う若しくは貸方の金額の税額控除を正当化すること (政令第 3000/99 号) である。

規範法第 135/97 号第 4 項は、登録出願の際に提出を義務付けられる書類の一覧を示している。 (i) 契約又は行為証書の認証された原本、 (ii) 外国語で作成されている場合には、ポルトガル語への翻訳文、 (iii) 契約を正当化する説明書、 (iv) 技術の譲受人又は特権を付与された者の登録書類、 (v) 当事者の裁量により、取引に関係するその他の書類、 (vi) 支払義務を負う報酬の領収書、及び、 (vii) 委任状。

同様に、INPI は、規範法第 135/97 号に基づき、必要書類をより具体的に定める。

- (i) 契約当事者が署名した、契約に関する登録請求書及びインヴォイスの謄本 3 通、
- (ii) 認証された契約又は行為証書の原本及び謄本、又は認証謄本2通、(iii) 外国語で作成されている場合には、対応する翻訳文、(iv) 支払義務を負う対価の領収書、
- (v) 法律第 9.279/96 号(産業財産法)第 216 条及び第 217 条に基づく委任状、
- (vi) 登録請求を正当化する書状、(vii) 譲受人の登録書類、(viii) 当事者の裁量による、取引に関するその他の書類及び/又は情報、(ix) 該当する場合、株主/持分権の関係が表示され、当事者の持分権の詳細。

さらに、2人の証人の前で、契約及び書類に署名する者を特定し資格を付与することが必要である。海外で署名された場合、領事認証が必要である。

(出典: http://www.INPI.gov.br/menu-esquerdo/contrato/pasta_oquee/documentos_html)

8.4. 請求手続

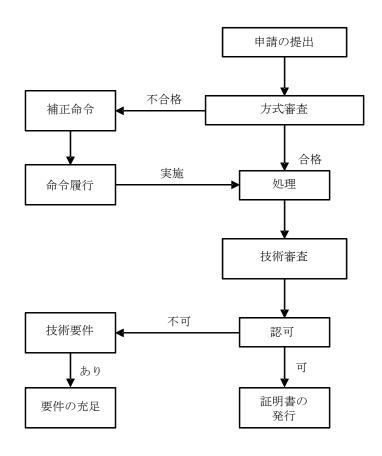
第一に、出願人は、登録を予定する契約が、登録される対象として INPI が列挙しているものの一つであることを確認しなければならない。疑義のある場合、分析及び専門家の意見を求めて契約案を提出し若しくは提出せずに、簡易検索(「Consulta Simples」)を行うことが可能である(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/copy of index html)。

次に、出願人は INPI のサービス手数料を支払い、請求書類を "Seção de Protocolo e Expedição do INPI-SEPREX (「INPI-SEPREX 提出発送室」); Divisões Regionais – DIREG's (「地方課– DIREG」); Representações – REINPI's (「申請課 – REINPI」); 又は Postos Avançados – PA's(「前払郵便」)"で提出しなければならない(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/instituto/enderecos-etelefones/INPI%20no%20Brasil)。

出願後、INPI の DIRTEC (「技術契約部」)が、書類及び文書を点検し、要件を 遵守しているかを確認する。補正命令が求められることもある。

次に、DIRTEC は技術・経済的実現可能性と形式の両方を確認するために技術的審査に進む。次の段階においては報告書が発行され、当該報告書は契約の注記、説明の要求、技術的補足、又は出願の拒絶を勧告できる。出願の拒絶査定は INPI 自体に不服申立てをすることができる。

(https://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/pasta_processamento)



8.5. 申請できる者

登録の申請は、いずれかの契約当事者(譲渡人及び譲受人)がすることができる。

8.6. 他の関連事項

8.6.1. 商標の使用(使用許諾)

商標の使用許諾契約では、交渉される通常の支払方式は、販売される単位当たりの一定金額、又は純販売額の歩合である。この種の契約における対価は、登録後にのみ支払うことができる。

多数資本を有する企業 (companies with majority capital) は、市場価格および法律第8383/91号第50条に従い、法律第4131/62号及び財務省令第436/58号が定める租税控除限度額を遵守しなければならない。

(<u>http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/tipos-de-contrato/uso-de-marca</u>)

8.6.2. 特許実施許諾

特許実施許諾契約では、交渉される通常の支払方式は販売される単位当たりの一定金額、又は純販売額の歩合である。この種の契約における対価は、特許の付与後にのみ支払うことができる。

多数資本を持つ企業は、市場価格及び法律第 8383/91 号第 50 条に従い、法律第 4131/62 号及び財務省令第 436/58 号が定める租税控除限度額を遵守しなければならない。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/tipos-de-contrato/exploracao-de-p atente-e-desenho-industrial)

8.6.3. 意匠の実施権許諾

意匠実施権許諾契約では、交渉される通常の支払方式は販売される単位当たりの一定金額、又は純販売額の歩合である。この種の契約における対価は、登録の付与後にのみ支払うことができ、報酬は実施権許諾日に遡及することができる。

多数資本を持つ企業は、市場価格及び法律第 8383/91 号第 50 条に従い、法律第 4131/62 号及び財務省令第 436/58 号が定める租税控除限度額を遵守しなければならない。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/tipos-de-contrato/desenho-industrial)

8.7. フランチャイズ

フランチャイズ契約における対価は通常、フランチャイズ料(事業開始時に支払われるべき一定金額)、ロイヤリティ(純販売額の歩合)、宣伝手数料(売上の歩合) 及びその他を含む。契約は該当する商標の有効期間について登録される。

(http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/contrato/tipos-de-contrato/franquia)

8.8. 租税公課

ロイヤリティとして支払、貸方記入、引き渡し、使用、又は海外送金をされる金額は、15%の所得税控除の対象となる(政令第 3000/99 号第 710 条)。該当する場合、海外送金を正当化する書類は中央銀行及び連邦歳入庁に提出されなければならない(政令第 3000/99 号第 716 条)。

発明の実施許諾又は商標の使用においてロイヤリティとして支払われるべき金額は、 法律第 4131/62 号第 12 条に基づき、製造又は販売される製品の総収入の 5%を上限と して所得税を控除される。

上限の率は、ブラジル企業が行う事業により異なる。適用される率は 1%から 5%であるが、財務省令 436/58 号によるところとなる。ブラジルの税法では、ロイヤルティとして支払った額が財務省の定めた率を超えた場合は、その額は所得税上、控除対象とならず、利益配分とみなされる(政令 3000/99 号第 2 章 355 条)。

以下のロイヤリティは、制限なく、税額控除することができない。 (i) ブラジル支店から、海外の親会社に支払われたロイヤリティ、 (ii) 直接又は間接的に議決権付き資本を支配し海外に居住する者に対しブラジル企業が支払うロイヤリティ、 (iii) ブラジル中央銀行に登録されている契約において予定されていないロイヤリティ(政令第 3000/99 号第 353 条)。全ての控除は、INPI に対応する契約を説明した後のみに許可される(政令第 3000/99 号第 355 条第 3 項)。

所得税に加え、CIDE(「経済的支配干渉税」)も、海外に居住若しくは本拠地を有する者が提供する技術サービス及び経営支援などの契約を結んでいる法人は、また、海外に居住若しくは本拠地を有する受益者にロイヤリティを支払い、貸方記入し、引渡し、用い、又は送金をする法人は、10%の率で支払われなければならない(法律第10168/2000号第2条第4項)。

結局、既にこのマニュアルの第 2 章の項目 8.3 で述べたように、①特許ラセンス、 ②商標ライセンス、あるいは③技術移転として支払うロイヤルティの控除は、INPI に 当該契約の法的な登録が必要であるということを覚えておくことが重要である。

第2章 知的財産権の保護

第1節 知的財産権侵害の概要

模倣対策に関しては、次節以下に記すとおり種々の方法があり、その概要をまず述べておく。(製造販売の)停止の要求状、民事訴訟、刑事訴訟といった方法を比較し、そのうちのどれが最も有効であるのか断言するべきでないが、特定の状況においてどの方法を適用できるのかは検証するべきだと考える。

模倣行為が刑法上の違反行為を構成する場合には、IPR 所有者はその違反行為及び刑事訴訟の種類に基づき侵害者を告訴する。そして、刑法上の違反行為がなされた旨を言い渡す最終決定が下されると、IPR 所有者は正当な補償を求めて適用できる民事訴訟手続を提起することができる。

第2章第2節で若干触れた通り、民事手続では、適切な民事訴訟を提起する前に、侵害行為の対象とされた IRP の所有者が通告/通知を出し、この中で法廷外手続もしくは司法手続きによる解決を提案するか、または停止要求を行うことができる。

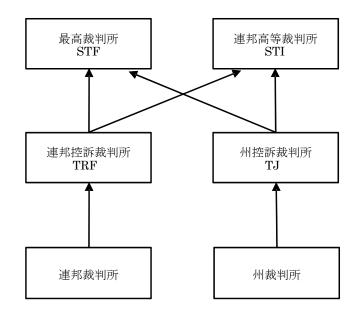
民事訴訟において知的財産権に関する問題に対し判決を下す権限を有する司法機関には、以下のものがある。

- 「非常上訴」に対する判決を通して、連邦共和国憲法の遵守を確保すること (protect) をその主な役割とする連邦最高裁判所(STF、以下、「連邦最高裁判 所」)
- 「特別上訴」に対する判決を通して、連邦法の遵守を確保することをその主な役割とする連邦高等裁判所(STJ、以下、「連邦高等裁判所」)
- (下級裁判所レベルの)連邦判事及び(控訴裁判所レベルの)連邦控訴裁判所 (SRF、以下、「連邦控訴裁判所」)で構成される連邦裁判所
- (下級裁判所レベルの) 州判事及び(控訴裁判所レベルの) 州控訴裁判所(TJ、以下、「州控訴裁判所」) で構成される州裁判所

連邦裁判所(連邦判事及び連邦控訴裁判所)は、連邦政府、連邦機関、連邦公営企業がその当事者であり、原告、被告、補佐人、異議申立人として関わる事案に対し判断を下す。

政府機関である INPI が、原告、被告、補佐人又は異議申立人として関わる訴訟に 関して判断を下す管轄裁判所は、連邦裁判所である(例えば、INPI の参加が不可欠な、 特許の無効、商標の無効並びに意匠特許の無効に関する請求など)。

州裁判所は、知的財産権の侵害に関わる私人間の訴訟に対して判決を下す管轄裁判 所である。



法廷外通告は、紛争が司法紛争に発展する前に、当該紛争の示談による解決を図ることを目的に、IRP の権利者から侵害者に対し行う司法外通告であり、証書類登記局(Registry of Deeds and Documents)がこれを侵害者に送達する。この種の通知/書状により、通常、IRP 所有者は送信者が侵害に気づいていると警告し、受領者に侵害行為を停止するよう求める。法廷外通知を登記局において記録・登録させるために弁護士又は弁護士の署名は必要とされず、誰がこれを行ってもよい。送信者が侵害行為の停止という期待された結果を得ることができない場合には、この通告に拘束力や強制力がないことを考慮に入れ、適切な法的措置を取る必要がある。筆者は、発信者が侵害行為を停止するよう侵害者に求める場合には、この法廷外通告は停止請求状に相当すると解釈している。

これに対して、司法通告は、IRP の権利者が裁判所に申し立て、司法裁判所を通じて侵害者に送達される警告状で、侵害者に違法行為を停止するよう求めるものであって、責任を予防し、当該権利者の権利を保護するために適切な手段である。この方法を取ることにより、書類が送達されたこと及びその内容が保証・証明され、誠意が示されたものとされる(bestow good faith)。この目的は、責任の発生を防止し、権利を保障し、また意思を正式に示すことにある(民事訴訟法第 867 条)。申立人は、事実及び請求の根拠を最初の申立書において明らかにしなければならない(民事訴訟法第 868 条)。これを行わない場合は、正当な利益を証明できなかったとの理由から、請求は棄却される(民事訴訟法第 869 条)。この手続きにおいては、受領者には抗弁を行うことが認められないが、適切な訴訟において反対通告を行うことができる(民事訴訟法第 871 条)。通告において司法手段を採用している目的は、当該事件の重大さを示し、この手続きが裁判所において展開されるようにするためである。もっとも、この大きな難点の一つは、手続きを取らねばならないため、時間がかかることである。この手続きは、侵害者に正式に通告する手続きであるが、拘束力及び強制力はない。

また判事は、受領者が違法行為を停止したかを確認しない。発信者が侵害行為を停止するよう求める場合には、司法通告は停止の要求状に相当するものと考えられる。

最後に、民事訴訟は、違法行為の停止を侵害者に要求し、または原告に損失及び損害がすでに発生している場合は、それぞれの補償を要求するために適切な手続きだと考えられる。民事訴訟を通じて、IPR 所有者はペナルティの対象となる違法行為を停止するために、仮差止め又は一時的差止めを決定するよう判事に要請することができる。判事がかかる差止めが有効だとみなす場合には、かかる決定は拘束力及び強制力を有し、侵害者はこれを履行する。同様に、最終決定は拘束力及び強制力を有し、侵害者が違法な行為を停止するよう決定できるだけでなく、かかる行為のために被った損失及び損害に対する補償をIRP所有者に認めることもできる。

1.1. ブラジルにおける違法製品の通関

連邦収税局は、密輸、不正通関、著作権侵害及び模倣への対策における監視及び税 関執行に関し責任を有する。

以下の統計は、2007 年及び 2008 年に連邦収税局が差し押さえた主要な製品並びに その出所を示している(注:ブラジルの国境での差し止め及び国内での押収が含まれる)。

2007年の押収品

| 主要品目 | |
|----------|--------|
| 記録済媒体 | 0.72% |
| 飲料 | 0.98% |
| 未記録媒体 | 1.64% |
| 腕時計 | 1.90% |
| Toys | 1.90% |
| IT | 5.48% |
| 靴 | 6.22% |
| サングラス | 6.94% |
| 自動車 | 7.15% |
| タバコ | 7.34% |
| 電気機器 | 7.41% |
| スロットマシーン | 7.53% |
| その他 | 44.79% |

| 主要な出所 | |
|----------------------|--------|
| 日本 | 0.69% |
| 台湾 | 0.67% |
| 韓国 | 0.67% |
| メキシコ | 0.73% |
| ドイツ | 0.77% |
| フランス | 0.77% |
| イタリア | 0.97% |
| バラグアイ | 1.91% |
| インド | 2.06% |
| 米国 | 3.28% |
| ブラジル | 4.17% |
| 中国 | 25.41% |
| その他 (出所の不明なものを含む) | 57.90% |

(Source: Conselho Nacional de Combate à Pirataria*)

| 詳細 | | 星 | 計算単位 | 価額(レアル) | 小計(レアル) | 押収品全体 占める る割合 |
|-------------------------------------|----------|------------|-------|---------------|---------------|------------------|
| | _ | 1,399,469 | ボトル | 6,607,119.83 | | |
| | | 4,818 | キログラム | 80,235.22 | | |
| | _ | 26,469 | リットル | 200,332.63 | | |
| 飲料 | アルコール | 306,254 | ユニット | 2,991,831.90 | 9,879,519.58 | 0.94% |
| 以科 | _ | 620 | ボトル | 744.58 | | |
| | | 1,508 | キログラム | 8,922.43 | | |
| | | 2,628 | リットル | 2,156.84 | | |
| | その他 | 93,270 | ユニット | 452,395.06 | 464,218.91 | 0.04% |
| r= = / +\+ + . | ۸ | 5,756,377 | ユニット | 11,812,366.57 | 40.004.222.60 | 1.90% |
| 玩具(おもちゃ | 9 | 717,745 | キログラム | 8,171,856.12 | 19,984,222.69 | |
| | | 1,638 | キログラム | 26,340.06 | 59,035,959.24 | 5.62% |
| ±n. | スポーツ用 | 533,056 | ユニット | 59,009,619.18 | | |
| 靴 | - | 1,134 | キログラム | 6,639.70 | | |
| | その他 | 268,927 | ユニット | 6,342,280.71 | 6,348,920.41 | 0.60% |
| - · · · - | _ | 460 | キログラム | 3,059.44 | | |
| タバ⊐及び類似品 | | 98,973,682 | パック | 77,202,172.31 | 77,205,231.75 | 7.34% |
| | | 3,269 | キログラム | 77,098.47 | | |
| | _ | 407,642 | ユニット | 4,577,893.61 | | |
| 医薬品 | | 13 | リットル | 5,315.56 | 5,334,736.46 | 0.51% |
| | | 2,414 | キログラム | 751,527.29 | | |
| | _ | 4,182,785 | ユニット | 7,423,657.04 | | |
| | 記録済み | 12,690 | キログラム | 103,049.71 | 7,527,946.00 | 0.72% |
| 記録媒体 (CD, DV D) | | 242 | パック | 1,239.25 | | |
| | | 191,808 | キログラム | 2,662,457.66 | | |
| | 未記録 | 81 | パック | 1,762.93 | 17,249,909.19 | 1.64% |
| | | 16,168,109 | ユニット | 14,585,688.60 | | |
| #\ <i>H</i> = 7 | | 17,060 | キログラム | 3,612,065.30 | 72 000 740 74 | 6.040/ |
| サングラス | | 8,110,508 | ユニット | 69,296,675.41 | 72,908,740.71 | 6.94% |
| n⇔n±≑⊥ | | 2,222,118 | ユニット | 19,764,742.97 | 20.012.642.05 | 1.000/ |
| 腕時計 | <u> </u> | 6,181 | キログラム | 248,900.08 | 20,013,643.05 | 1.90% |
| 不正⊐ピー又は模倣のおそれのある目の合計 295,953,047.99 | | | | 28.16% | | |

(Source: Conselho Nacional de Combate à Pirataria*)

2008年の押収品

| 主要品目 | |
|----------|--------|
| 記録済媒体 | 0.50% |
| 未記録媒体 | 0.54% |
| 飲料 | 0.70% |
| 玩具(おもちゃ) | 1.90% |
| 腕時計 | 1.93% |
| サングラス | 3.58% |
| IT | 4.57% |
| 電子機器 | 5.03% |
| 靴 | 6.22% |
| タバコ | 6.35% |
| スロットマシーン | 6.76% |
| 自動車 | 8.18% |
| その他 | 47.47% |

| 主要な出所 | |
|----------------------|--------|
| アフガニスタン | 1.15% |
| イタリア | 1.85% |
| バラグアイ | 1.90% |
| 米国 | 4.02% |
| ブラジル | 13.24% |
| 中国 | 20.85% |
| その他 (出所の不明なものを含む) | 56.99% |

(Source: Conselho Nacional de Combate à Pirataria*)

| 詳細 | | 量 | 計算単位 | 価額(レアル) | 小計(レアル) | 押収品全体に占める割合 |
|-----------------|----------------|-------------|-------|---------------|----------------|-------------|
| | | 427,521 | ボトル | 2,712,973.12 | | |
| 飲料 | | 76 | キログラム | 135.70 | 6 024 040 20 | 0.66% |
| | アルコール | 18,864 | リットル | 148,794.04 | 6,934,849.38 | |
| | | 814,658 | ユニット | 4,072,946.52 | | |
| T = / * * * * \ | | 2,784,028 | ユニット | 11,706,175.48 | 10 022 052 46 | 1.000/ |
| 玩具(おもちゃ) | | 945,645 | キログラム | 8,117,776.98 | 19,823,952.46 | 1.90% |
| バッグ 及びアクセサリ | | 2,290,508 | ユニット | 15,858,996.99 | 46 020 400 00 | 1.54% |
| | | 13,121 | キログラム | 169,411.09 | 16,028,408.08 | |
| I T A | D. Arte | 18,029,509 | ユニット | 3,565,166.92 | 6 740 606 50 | |
| ボールペン及び鉛筆 | | 22,378 | キログラム | 3,175,519.66 | 6,740,686.58 | 0.65% |
| | - 10 - | 167 | キログラム | 3,401.30 | 10.050.110.55 | 1.83% |
| 靴 | スポー 用 | 264,136 | ユニット | 19,065,741.35 | 19,069,142.65 | |
| タバコ及びその類似品 | | 399 | キログラム | 11,865.08 | 66,182,584.73 | 6.35% |
| | | 112,107,983 | パック | 66,170,719.65 | | |
| | | 411,539 | ユニット | 3,066,559.94 | 4,802,963.13 | 0.46% |
| 医薬品 | | 20 | リットル | 1,274.45 | | |
| EXH | | 19,615 | キログラム | 1,735,128.74 | | |
| | 記録済 | 1,118,785 | ユニット | 5,062,844.98 | 5,182,260.28 | 0.50% |
| 記録媒体(CD, | | 3,410 | キログラム | 119,415.30 | | |
| DVD) | 未記録 | 134,739 | キログラム | 3,974,963.21 | 5,643,056.10 | 0.54% |
| | | 8,232,268 | ユニット | 1,668,092.89 | | |
| サングラス | | 4,648,568 | ユニット | 37,322,338.58 | 37,322,338.58 | 3.58% |
| | | 70 | キログラム | 2,065.85 | | |
| 香水 | | 299,990 | ユニット | 7,682,507.69 | 7,684,573.54 | 0.74% |
| | | 2,224,275 | ユニット | 19,138,785.03 | 20.420.000.45 | |
| 腕時計 | | 30,934 | キログラム | 982,047.42 | 20,120,832.45 | 1.93% |
| | | 596,571 | キログラム | 9,197,699.00 | | |
| - Label B | | 10,562,443 | ユニット | 46,257,855.11 | | |
| 衣料品 | | 30,169 | ユニット | 537,841.52 | 55,455,554.11 | 5.32% |
| | | 138,920 | m | 282,651.62 | | |
| エエコピ カルギ | 莫造のおそれのある主 | , | | . , | 270,991,202.07 | 25.98 |

(Source: Conselho Nacional de Combate à Pirataria*)

*すべてのグラフは、2007 年及び 2008 年に行われた取締りをまとめた活動報告からの引用である。CNCP の新戦略計画の発表

最近の数字にからは、2010 年 6 月から 7 月にかけて、合計 781,113,693.10 レアルに相当する製品(模倣品、密輸品及び隠匿品を含む)が、連邦収税局により差し押さえられたことが分かる(巻末の付属資料 15)。

報道によれば、ブラジルにおいて著作権侵害行為は年 700 億レアルにのぼり、模倣 品の消費は年 5%の割合で増加している。これは 300 億レアル分の脱税が行われてい ることを意味する。

(http://www.fecomercio-rj.org.br/publique/cgi/cgilua.exe/sys/start.htm?UserActive Template=fecomercio2008&sid=88)

知的財産権の侵害に関する情報を調査し提供する機関のうち、通商、商品及び直接 投資、並びに諸外国との外交交渉に関するアメリカ合衆国の方針を策定し調整を行う アメリカ合衆国通商代表部(USTR)に焦点を当てる。 2010 年、USTR は世界の知的財産権の保護に関する状況の分析を含む、「スペシャル 301 条報告書」を作成した。当該報告書においては、権利保護の有無及びその実効性という点から推奨される警戒レベルに基づき、各国をリストに分類している。 USTR による調査を受けた国の中で、ブラジルは、優先監視国に次ぐ、中間のリストの国に指定された。

USTR によれば、ブラジルは海賊版及び模倣品対策の措置を取ってはいるものの、 未だにかかる侵害及び違反が多数あることが証明されているため、引き続き監視国に 指定されているということである。その主要な懸念として、インターネット上での書 籍及び特許の権利侵害、衛生分野を規制する ANVISA の役割、及び医薬品の権利に対 する侵害が挙げられている。

また、当該報告書では、未だに複数の製品の海賊版及び模倣品の増加が見込まれる、 ブラジル、アルゼンチン及びパラグアイの3国国境地帯にも注目している。

(http://www.ustr.gov/webfm_send/1906)

ソフトウェアの不正コピーに関する最新の情報は、Business Software Alliance の 出版する First Annual BSA and IDC Global Software - Piracy Study により提供されている。この調査によれば、改善があったにもかかわらず、世界的なコンピュータソフトウェアーの不正コピーは、2009 年に 2%増加し、(ソフトウェア全体の)43%に到達した。この増加は、新興国、とりわけ、ブラジル、インド及び中国における市場の急速な成長に起因するものである。2009 年、この 3 つの市場は、コンピュータ出荷量増加の 86%を占めた。

(http://portal.bsa.org/globaIPCracy2009/studies/globaIPCracystudy2009.pdf)

2009年に著作権侵害率の高かった上位 10 カ国 (単位:100万米ドル)

| 国 | 商業的価値 | | | |
|--------------------------|---------|--|--|--|
| 米国 | \$8,390 | | | |
| 中国 | \$7,583 | | | |
| ロシア | \$2,613 | | | |
| フランス | \$2,544 | | | |
| ブラジル ドイツ | \$2,254 | | | |
| ドイツ | \$2,023 | | | |
| インド | \$2,003 | | | |
| 日本 | \$1,838 | | | |
| イタリア | \$1,733 | | | |
| 英国 | \$1,581 | | | |
| メキシコ | \$1,056 | | | |
| スペイン | \$1,014 | | | |
| カナダ | \$943 | | | |
| インドネシア | \$886 | | | |
| タイ | \$694 | | | |
| ベネズエラ アルゼンチン | \$685 | | | |
| アルゼンチン | \$645 | | | |
| 韓国 | \$575 | | | |
| オーストラリア オランダ ポーランド | \$550 | | | |
| オランダ | \$525 | | | |
| ポーランド | \$506 | | | |
| マレーシア | \$453 | | | |
| トルコ | \$415 | | | |
| ベトナム | \$353 | | | |
| スイス | \$344 | | | |
| 南アフリカ | \$324 | | | |
| チリ | \$315 | | | |
| スウェーデン | \$304 | | | |
| サウジアラビア | \$304 | | | |
| ウクライナ | \$272 | | | |

(Source: BSA)

ソフトウェアのほか、次に掲げる海賊版製品がブラジルにおいて最も取引 (commercialize) されているものである。1 位:CD、2 位:DVD、3 位:靴、バッグ、スニーカー、4 位:腕時計、5 位:香水、6 位:眼鏡、7 位:衣料品、8 位:タバコ、9位:スポーツ用品、10 位:玩具(おもちゃ)。

(出典: Fecomércio-RJ, 16/11/2009) .

(http://lista10.org/curiosidade/os-10-produtos-piratas-mais-vendidos-no-brasil/)

海賊版及び模倣品対策に関しては、2004年には、海賊版・知的財産権問題対策会議 (CNCP) が設立された。この会議は、政府機関並びにブラジル国内において知的財

産権の侵害の被害を受けている民間団体から構成され、複数の省、連邦警察、連邦収 税局及びその他の公的機関及び民間組織が構成員となっている。

CNCP は官民の代表から構成される連邦機関である。CNCP は知的財産権の保護における先駆的な主導者であり、海賊版及び模倣品に対する国家計画を策定し実施することをその主要な目的としている。その目標は、抑制策により(模倣品の)提供を禁止し、教育的及び経済的措置により、(模倣品に対する)需要を抑制することである。CNCP は知的財産権への侵害並びに知的財産に対するその他の犯罪を防止し、かつそれに対処するため、公的戦略並びに民間戦略を提案し調整する。

CNCP の最初の戦略計画は 1995 年に策定された。当該計画は、法の執行、教育及び経済という、3 つの主要範囲に焦点を定め、ブラジルにおける著作権侵害への対策として 99 の特別事業を提示した。

結果は明白である。複数の連邦機関の共同作用により、2007 年及び 2008 年において、連邦収税局、連邦警察及び連邦高速道路警察は、模倣品の差押え、逮捕、警察の捜査、模倣者に対する訴訟提起の全てにおいてその記録を塗り替えた。ブラジルにおける知的財産権侵害対策は、見習うべき手本であると国際的に認識されている。

2007 年及び 2008 年、CNCP は米国との協議制度を整備し、且つ、EU と日本との継続的な対話を確立した。2009 年及び 2010 年においては、ブラジルと他の発展途上国、とりわけ中国及びパラグアイ、と緊密な関係を築くために最善の努力を尽くすことが計画された。

日本については特に、2008 年、ブラジルの CNCP と日本は海賊版及び模倣品対策を強化するために、CNCP と日本大使館並びに被害を受ける日系企業の代理人との作業部会を確立するなど、その活動を連携した。

知的財産権侵害の著しい変化を考慮して、CNCP は不正コピー品及び模倣品への需要を減少させる取り組みに主眼を置いた、新たな指針とブラジルにおける対策の優先事項を提示した。

2009 年から 2012 年にかけての様々な戦略的プロジェクトのうち、次のものがとりわけ重要と思われる。 (i) 著作権侵害に対抗する取引 (形態) 商業 (国内レベルで著作権侵害に対抗する商人を結集する)、 (ii) インターネットプロバイダーとの協力及び協調 (不正コピー品の流通を防止する制度を構築するためにインターネットプロバイダーとの連携)、 (iii) 特別管区 (州政府と協力して、著作権侵害に特化した管区の設定交渉、又は既存の管区の発展)、 (iv) 模倣品対策のメルコスル委員会 (CMCP) (メルコスルのための公的及び民間 CMCP への提案及び支援)、 (iv) 模倣品対策の国際協力 (模倣品対策のための一体的な制度の構築、とりわけ中国とパラグアイとの国際協力を優先)、 (v) 経済的取り組み (正規品と違法製品の価格差の縮小に成功した国内及び国際的取り組みの特定及び増加)。

知的財産に関する省庁共同グループ、省庁横断対策本部 (GIPI) もまた、知的財産権の性質を有する権利の保護にとり重要な機関である。GIPI は、2001 年に設立され、ブラジル開発商工省に属し、産業財産、ソフトウェアの保護を含む著作権及び隣接権、植物品種、集積回路の回路配置、(営業)秘密の情報及び知的財産権の遵守、不正競争及び知的財産関連の分野において活動する。当該グループの活動は、政府方針の決定から知的財産に関する国際交渉への支援と様々である。

GIPI は知的財産の所有者及び利用者の利益と国益の保護のバランスを図る努力を重ねている。この目的を達成するために、GIPI は国内法及び国際法の発展に従い、適用可能な場合には、規則の改善を図り、知的財産権の執行及び遵守を重視しつつ、知的財産権に関する二者協議や多角交渉、及び地域的統合協定へのブラジル人(Brazilian)の参画を支援し、知的財産文化も広めている。

それ故、GIGPI は次の6つの広範な分野において活動を展開している。(i)技術的進歩を考慮に入れて、国内知的財産法を適合させること及び、未保護の分野におけるブラジル人(Brazilian)による知的生産の機会の調整、(ii)法律及びその執行の改善提案の補助金を集めるため、国際的な知的財産法のフォローアップ、(iii)知的財産交渉の交渉議題については、ブラジルの加盟する又はブラジルが加盟しようとする地域的協定又は多角的協定へのブラジル人(Brazilian)の参加の支援、(iv)模倣、著作権侵害及びその帰結、例えば脱税などに対するより良い対策として、知的財産権の遵守の促進、(v)知的財産文化の普及、(vi)GIPIの制度強化及び知的財産権の登録機関及び審査員の強化(http://www.mdic.gov.br/sitio/interna/interna.php?area=3&menu=2544&refr=1781)。

民間分野においては、ソフトウェア企業協会(ABES)がソフトウェアの生産者、卸売業者、販売人、及び役務提供者を集結し、政府機関に国内のソフトウェア市場に関する調査、提案及びその主張を提出し、国内IT法並びにソフトウェアの法的保護の改善のために活動を行っている。ブラジル連邦共和国全ての州に存在する、およそ800の会員企業はブラジル市場の実に80%を占めている。ここ数年間においては、CNCPによって設定された、ソフトウェア他における模倣品対策の主要な3分野は次のものである。(i)市場からの不正コピー品を排除すること、あるいは市場への不正コピー品の流入を停止させることを目的とする措置などによる、エンフォースメントの分野、(ii)新聞やラジオ、テレビでの広告、ニュースレター、案内書(guides)やチラシの配布、公的機関に対する訓練、見本市、会議およびセミナーへの参加、学校及び大学での講演を通して、ソフトウェアの正しい使用方法及び不正コピー品により生ずる損害に関し、人々の認識を高め教育を行う、教育的分野、(iii)法律を改善することを目的に、法案を提出し、法律の改正や課税の削減を行う、経済的分野。

上記の活動の結果の一つとして、2007 年から 2008 年にかけてブラジル全体では 1,482 件の訴訟があり、その結果として、不正コピーされたプログラムを含む 3,853,546 枚の CD が差押えられることになった。ソフトウェアの不正コピー品を商業的に製造していた 603 の施設が閉鎖され、違法品の販売の広告も 41,000 件発禁となった。

(http://portal.mj.gov.br/main.asp?Team=%7B1450A8F5%2D90F9%2D4EE7%2DB58C%2D36EA406FD360%7D)

ブラジル全国工業連盟 (CNI) もまた、工業界の利益を保護するために、活動を代表し、促進し、主導する機関であり、生産性、技術革新及び世界経済との統合に焦点を当てている。

模倣品対策の分野においては、CNI は、競争において著作権侵害の及ぼす悪影響、いくつかの分野の解体、非公式な方法の拡大及び多大な金額が関連していることに重点を置いている。新たな分野での知的財産権の侵害の急速な拡大は、その取締りにおいてより強力な対策を採用する必要性を高めている。

SESI と GloboTV という世界的取り組みを統合し、ブラジル国内で 100 万部発行されている「知的財産権侵害対策」に関する教育雑誌、SESINHO は、(模倣品対策に関する)認識の高まりと、民間部門との緊密な連携をあらわす一例である。その他の活動としては、知的財産権侵害及び不法行為に関する国内フォーラム(FNCP)の知的財産権侵害並びに密輸対策に関する Adu と Ana という案内書に対する支援である。180 万部の発行をほこる当該案内書は、教育者が 7 歳から 12 歳の子供達向けに使うことのできる、(模倣品に関する)認識を高めるためのツールである。

(<u>http://portal.mj.gov.br/main.asp?Team=%7B1450A8F5%2D90F9%2D4EE7%2DB</u>58C%2D36EA406FD360%7D)

その他の措置としては、国立度量衝・工業品質企画院(INMETRO)による(模倣品の)優良ブランドの使用の撲滅に関する取り組みがある。例えば新たな認証印の作成や、条例第 073/2006 号により定められた、ブランド、認定記号及び識別認証印の使用に関する INMETRO 規制の公布である。

(http://www.inmetro.gov.br/imprensa/releases/selos.asp)

第2節 通告

通告とは、他者の権利に反する行為を行っている者に送付する文書で、当該送付により、書類の交付及びその内容が保証且つ証明され、公信力が認められる。通告の目的は、責任の回避(をさせないため)、権利の保護並びに意思の正式な表明である(民事訴訟法第867条)。

通告は、証書及び書類登記所により、法廷外で行うことも、司法機関を通して司法 上行うことも可能である。

a) 司法外通告

司法外通告を作成する際に求められる一定の方式要件はない。知的財産権の違反の場合、通告は通常、送付者が違反を認識していることを警告し、かつ、当該通告の受理者に違反行為を停止するよう求める内容となっている。いかなる者も、弁護士又はその署名なく、登記所において司法外通告を作成し登録することができる。

送付者が、行為の停止を含む、期待する結果が得られない場合、適切な法的措置が取られなければならない。

b) 司法通告

その一方で、司法通告は裁判官により処理される。司法機関内における作用 があることから、弁護士の関与が不可欠となる。

申請者は準備書面において、請求の事実並びにその根拠を示さなければならず(民事訴訟法第 868 条)、その正当な利益を証明することができなった場合、 当該請求は却下される(民事訴訟法第 869 条)。

この手続において、受領者は抗弁をすることは認められていないが、適正な 訴訟において当該通告を無効にすることができる(民事訴訟法第871条)。

通告に司法手段を採用する目的は、当該事案の重要性を提示すること、並び に、当該手続を裁判官の権威による処理に付すことである。

しかしながら、この通告の主要な欠点の一つは、手続を執る必要があることから、時間を消費するという点である。

上述した通り、侵害行為の対象となった IRP の所有者は通告/通知を出し、この中で法廷外手続もしくは司法手続きによる解決を提案するか、または停止要求を行うことができる。

法廷外通告および司法通告は、いずれの手続きにも拘束力及び強制力はないが、紛争を示談により解決しようとすることをその主な目的としており、そのため時間と費用が少なくてすむ。もっとも、侵害者が違法行為を実際に停止するケースはわずかで

ある。つまり、法廷外通知又は司法通知は、IRP の侵害行為を停止する方法として有効でないことが多い。

第3節 知的財産権侵害に対する民事訴訟手続

前記の通り、ブラジルの法制度においては、憲法の規定に基づき、権利の侵害及び権利への脅威はすべて、裁判所に提起することができる(連邦共和国憲法第 5 条 XXXV)。

したがって、知的財産権の侵害のおそれ若しくは実質的な侵害は、裁判所の審査及 び保護に、訴えることができる。

知的財産権の侵害の場合に、民事手続の段階において知的財産権の所有者が取りうる措置は次のものである。(i)当該登録が産業財産法の規定に違反して付与されていた場合には、登録無効手続、(ii)知的財産権の所有者(発明者、創作者又は商標登録を有する資格のある者)が登録された知的財産権を否認された場合には、登録の審判請求、(iii)知的財産権の登録を否定する決定に対する無効手続、(iv)侵害の惧れ又は回復不能な損害が証明されていることを条件に、請求者の権利を害するおそれのある行為を停止させるための、差止め請求、(v)知的財産権の侵害により取得された製品の差押え及び模倣ブランドを含む製品の廃棄のための、本案訴訟の提起前又はその過程において請求される可能性のある、捜索及び差押え、並びに、(vi)行政行為又は行政命令の執行を停止するための、行政上異議申立ができないこととされているINPIの行政決定にも適用可能な、仮差止め。

INPI が、当該訴訟の当事者又は参加人である場合、当該訴訟は連邦裁判所に申し立てられ、その他の場合には、州裁判所が当該訴訟に関し管轄権を有する。

INPI に登録された知的財産権に対する無効手続は、連邦裁判所に提起することができる。INPI が原告でない場合、INPI は参加人としてかかる訴訟に参加する(産業財産法第57条及び第175条)。

各民事訴訟の原告適格を有する者については、関連する主題においてその詳細を記 している。

ブラジルの知的財産権侵害訴訟において、被告側が抗弁として提出するものに関して、無効の抗弁、先使用の抗弁、権利の消尽などどのような事項が多いかについては、一般的に見られるのは、無効を主張する抗弁のケースである。一例として、Yasmin と名付けられた経口避妊薬に関する特許権を巡る Libbs Farmacêutica Ltda.社と Schering do Brasil Química e Farmacêutica Ltda 社との間の紛争の要旨を以下に示す。

リオ・デジャネイロ控訴裁判所(TJRJ)

Schering Ag 社は、Yasmin の特許権を有しており、Libbs 社が Elani と名付けられた医薬品(既に国家衛生監督庁に「ANVISA」として登録されている)を発売したことを知り、同社は Libbs 社による当該製品の取引を阻止する目的で、同社に特別司法通告(extra-judicial notification)を送付し、Yasmin の特許に対して特許権侵害行為

を行っている旨を通知した。その後、Libbs 社は Schering 社を相手取り、INPI(ブラジル産業財産庁)に登録されている特許の無効を宣言させるため、無効の申立てを行った。Libbs 社は、特許が有効なものと見なされるための要件の一つである進歩性がないと主張した。Libbs 社の請求を裁判官は棄却した。

サンパウロ控訴裁判所(TJ/SP)

Libbs 社は、次の司法判断(judicial statement)を獲得する目的で、確認訴訟を提起した。(i)Schering 社のいずれの特許権(発明番号 1101055-0)をも侵害することなく、避妊薬として、「ドロスピノレン(drospirenone)」という化合物を使用することを Libbs 社に認める判断、及び(ii)Libbs 社による製品の取引を阻止する一切の措置を講じることを Schering 社に認めない判断。Libbs 社の請求は、第一審、第二審ともに棄却された。

Schering 社は、「Elani」と称される医薬品の生産・販売により、同社の特許権が侵害された旨を申し立てる訴訟を提起し、裁判官は、Libbs 社に製品の販売を禁止し、これを履行しない場合は、1 日当たり 20,000 レアルの罰金を課すとの判断を下した。これを受けて、Libbs 社は控訴を提起し、裁判官は控訴についての決定が出されるまでは、差止めの効力の停止を決定した。

これに納得できないとして、Schering 社は、上記の決定に対し連邦高等裁判所にこの決定の保留を求めて抗告を行った。連邦高等裁判所は、州裁判所における控訴について最終決定が出されるまでは、Libbs 社に Elani と称される医薬品の販売を禁止することを判示した(連邦高等裁判所-2005/0208349-4、Cesar Asfor Rocha 判事)。

3.1. 無効手続

特許及び工業意匠の登録が産業財産法の規定に違反して付与されていた場合(産業財産法第46条及び第112条)、INPI及び正当な利益を有する者は、特許及び意匠に関する無効手続を、当該特許又は登録の存続期間中であれば何時でも、提起することができる(産業財産法第56条及び第118条)。

商標登録が産業財産法の規定に違反して付与されていた場合にも、INPI 及び正当な利益を有する者は、当該商標に関する無効手続を提起することができる(産業財産法第 165 条)。ただし、当該手続は当該登録が付与された日から 5 年以内に提起されなければならない(産業財産法第 173 条及び第 174 条)。

産業財産法の下、異議申立てをされた特許、商標若しくは登録意匠の所有者は、60 日以内に応答しなければならない(産業財産法第57条第1項及び第175条第1項)。

無効手続において、裁判所は、相応の手続要件が満たされていることを条件として、 予防的又は付随的措置として、無効の申立てのされた特許、商標、登録工業意匠の効力を停止することができる(産業財産法第56条第2項及び第173条補項)。 無効判断が確定した時には、INPI は公衆への告示のために、その旨を公告する(産業財産法第57条第2項及び第175条第2項)。

3.2. 登録の審査請求

3.2.1. 商標

産業財産法第166条は、商標に関する裁定ついて、明確な定めをおいている。

第 166 条:工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国である 国において登録された商標の所有者は、選択的に、同条約第 6 条の 7 第 1 項に基づく司法手続きによる登録の裁定をすること ができる。

これらの場合、悪意により取得された権利は、商標の正当な所有者に移転される。

また、裁判所は、権利に対する侵害のおそれ又は侵害が証明された場合には、商標 登録及びその実施権を停止するために、差止め命令を発することができる。

3.2.2. 特許

産業財産法第6条5の違反があった場合、発明者は、司法手続きを通した特許の裁定 を請求することができる(産業財産法第49条6)。

この場合、請求者はその主張の正確性を証明する技術文書を裁判所に提示し、当該特許に対する所有権を証明しなければならない。

商標の裁定請求の時と同様に、裁判所は請求に関する最終的な判断が下されるまで、 特許登録及びその実施権を停止する差止め命令を発することができる。

3.2.3. 意匠

意匠登録の取得要件に関する違反があった場合、正当な所有者は、登録の裁定を請求することができる(産業財産法第 112 条第 2 項)。

この場合も、裁判所は当該請求に関する最終的な判断が下されるまでの期間、意匠 登録及びその実施権を停止する差止め命令を発することができる。

3.3. 登録拒絶

-

⁵ **第6条**: 発明又は実用新案の創作者には、本法に定めた条件に基づき、その者の財産として保証される特許を取得する権利が与えられる。

⁽¹⁾ 反証が挙げられた場合を除き、出願人は、特許を取得するための正当な権利を有しているものと推定される。

⁽²⁾ 特許出願は、創作者自身、創作者の相続人若しくは承継人、譲受人、或いは本法又は雇用契約若しくは役務提供契約によって所有者と定められる者が行うことができる。

^{(3) 2}以上の者が共同して創出した発明又は実用新案の場合は、出願は、それら全員又はそれらのうちのいずれかの者が、それぞれの者の権利を保護するために、他の者の名称を指名し且つ特定することによって行うことができる。

⁽⁴⁾ 発明者については、その名称を挙げて特定するとものとするが、当該発明者はその名称を開示しないよう請求することができる。

⁶**第 49 条**:第 6 条の規定の違反の場合には、発明者は、選択的に、訴訟において、当該特許の裁定を請求することができる。

INPIによる商標、特許又は工業意匠の登録の拒絶査定を取り消すための法規定が存在していないとはいえ、いかなる権利も裁判所による判断から排除されないとする憲法上の規定に基づき、かかる行政判断を無効にする訴訟を提起することは可能である。

かかる訴訟は、行政手続において第三者による異議申立てがされていないことを条件に、リオデジャネイロの連邦裁判所において、INPI に対して提起されなければならない。異議申立てがされていた場合、原告は、当該訴訟を当該第三者の住所がある連邦裁判所において提起することが可能である。

3.4. 差し止めによる救済

差止めによる救済は、権利の保護、無効の阻止又はその効力を保証するために行われる裁判所による手続である。

差止め命令は、裁判所により発せられる暫定的な防止措置であり、当該措置により 判事は、損害のおそれが明確に証明された場合の重大な犯罪の場合、又は、法律上立 証された公正な理由により証明された場合、中間判決を下すことができる。

差止めによる救済は、本案訴訟の前に申し立てられた場合には、本案訴訟の準備として、本案訴訟の提起後に申し立てられた場合には、本案訴訟に付随して、請求することができる。

本案訴訟の準備として差止めによる救済が申し立てられた場合、原告は、本案訴訟を提起するまで一定の期間が与えられることとなる。かかる期間は、民事訴訟法の定める期間内であって、本案訴訟の実際の提起に従うこととして仮決定の存続期間である。

産業財産法は、権利に対する侵害のおそれ又は回復不能な損害が証明されていることを条件として、原告の権利を侵害するおそれのある行為を停止するための差止めによる救済を付与することを定めている。

しかしながら、裁判所はこれらの事例に制限を受けることはなく、原告の権利を保障するために、請求に関する最終的な判断が下されるまでは有効な差止め命令を発することができる。

"fumus boni iúris"及び" periculum in mora"という表現は、暫定訴訟手続における 差止命令又は仮差止めの請求において、差止めによる救済の付与のために必要な条件 を表している。fumus boni iúris は法的な可能性に、そして periculum in mora"は利 害に関することである。

"Fumus boni iúris"はラテン語の表現であり、「十分な権利の提示(公表)」という意味である。原告は、法律により付与される法的な救済策を得ようとする強い動機を有しているものと思われる。しかしながら、差止めによる救済の付与は、当該事案に関する判断が、暫定的にも、下されていることを意味するものではない。むしろ、

それは効力及び有用性を保証する、当該事案において定められる救済策である。もう一方のラテン語の表現、"periculum in mora"は「遅延の可能性による無効性」を意味し、一方の当事者の権利に対する損害の可能性を示している。概して、判事の決定は迅速且つ略式のものであるため、差止めによる保護は常に暫定的なものであり、変更され取り消されることもできる。

3.4.1. 捜索及び差押え

民事訴訟法第 839 条から第 843 条は、捜索及び差押えは、本案訴訟(例えば、無効)の提起前、あるいは、当該請求の過程において、請求することができると定めている。

いかなる場合にも、違反行為が存在する場合には、裁判所は特許方法を実施して取得された製品若しくは模倣ブランド品の差押え、並びに、模倣ブランドを含む製品の廃棄を命令することができる(産業財産法第201条から第203条)。

著作権、芸術家、演奏者、実演家、並びに、レコード及びラジオ放送の制作者の権利の場合、裁判所職員は、差押さえ前の違反を証明する二人の専門家を随行させる(民事訴訟法第834条第3項)。

"periculum in mora" 及び"fumus boni júris"の法的要件が満たされている場合、裁判所は捜索及び差押さえ命令を発し、かかる命令は 2 人の裁判所職員により、2 人の証人を随行させて、執行される(民事訴訟法第 842 条)。製品が保管されている場所には合法的に立入ることができる。7

上記の項目において示されているように、"fumus boni iúris"及び"periculum in mora"という表現は、暫定訴訟手続における差止め命令又は仮差止めの請求において、差止めによる救済の付与に必要な条件を表している。"Fumus boni iúris"は法律上可能であること、"periculum in mora"は原告の権益に言及している。

本案訴訟の準備としての捜索及び差押さえの場合、当該訴訟は被告の住所がある連邦裁判所に申し立てられなければならない。本案訴訟は、捜索及び差押命令の執行から 30 日以内に提起されなければならない。

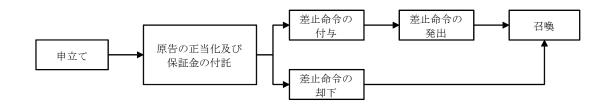
手続 (予備的差止め)

⁷ **第842条** (捜索及び差押さえ) : 命令は二人の裁判所職員により執行され、その内の一人が、当該住人に命令を読み上げ、そのドアを開けることを要求する。

⁽¹⁾ 命令に従わない場合、裁判所職員は外側のドアを開けるとともに、捜索対象の人物若しくは物が隠れていると推定される内部のドア又は家具類を開閉する。

⁽²⁾ 裁判所職員は2人の証人を伴う。

⁽³⁾ 著作権、芸術家、演奏者、実演家、並びに、レコード及びラジオ放送のプロデューサーの権利の場合、裁判所職員は、差押さえ前の違反を証明する二人の専門家を随行させる。



捜索及び差押えによる差止め救済が申し立てられた場合、準備書面には、請求の基礎及び侵害された権利に関し有効な証拠が記載されなければならない(民事訴訟法第283条及び第801条)。

裁判所は、合理的な疑いを明らかにするために、原告の正当性について判断を下すことができる(民事訴訟法第 155 条及び第 804 条)。原告は、追加的に、保証金の供託を求められることがある(民事訴訟法第 804 条) 8。

法的要件が満たされている場合、上記でも示されている通り、裁判所は、令状の交付を命じ、当該命令は二人の裁判所職員により執行される。

その後、被告には召喚令状が送達され、当該被告は 5 日以内にその抗弁をしなければならない。抗弁がなされなかった場合には、欠席裁判となる(民事訴訟法第 803 条)。

証言 (oral proof) が必要な場合には、裁判所は審問を開くことができる。証拠開示手続の完了に伴い、判決が下される。

3.5. その他の措置

上記の権利を侵害することなく、原告の権利を保護するために、その他の保護措置 を請求することもできる。

それ故、原告の権利に回復不能な損害が生ずるという証拠がある場合には、裁判所は、個別のケースに基づき、もう一方の当事者の審尋を行う必要なく、侵害を被った当事者の権利を保護し、最終判決の実際的な結果を保証するために命令の執行を決定する。

捜索及び差押命令同様、その差止めによる救済は、訴訟の過程において付随的に請求することができ、あるいは、本案訴訟前の訴訟の準備として請求することもできる。本案訴訟前の訴訟の準備として請求する場合、訴訟は命令の執行から 30 日以内に提起されなければならない。

-

⁸ **第 804 条**: 判事は差止め命令を、召喚により無効にできることを証明できた場合には、被告を公聴せずに、最初に若しくは正当性の審査後に、付与することができる。この場合、判事は、原告に被告の負う可能性のある損害を賠償するための保証金の供託を命じることもある。

その他の差止めによる救済は同様の手続をとる。

3.6. 通常の一般手続(民事訴訟法第282条及び第457条)

上記でも示されたとおり、不正競争、経済秩序への違反及びその他の知的財産権に 関する侵害行為を行う者に課された刑事上及び行政上の罰金とは別に、損害賠償の請求をすることは可能である。

現在の知的財産法は、知的財産権の侵害、他人の信頼又は事業を侵害するおそれ、 又は事業、製品又はサービスに関し混同を招くものに対し救済が可能である旨定めて いる(産業財産法第 208 条、第 209 条及び第 210 条)。

同様に、著作権法は、その他の民事手続における既得権を侵害することなく、被害者が損害賠償を請求する権利を保証している(著作権法第102条及び第107条)。

3.6.1. 手続

準備書面の提出により、裁判所は訴訟要件及び請求の原因を検証する。原因がない場合、当該申立ては却下される。準備書面における不備は、10 日以内であれば修正することができる9。

当該適切な準備書面は処理され、裁判所は、被告に召喚状が送達され、15 日以内、或いは、登録の無効に関する訴えの場合には、60 日以内に当該被告が応答することを定める(民事訴訟法第300条)。

抗弁において、被告は裁判官の能力不足、妨害、不信を申し立て、管轄権に対し異議申立を行うことができる(民事訴訟法第 112 条、第 134 条、第 135 条)。この場合、当該申立てに関する判断が下されるまで、訴訟は停止される。

定められた期間内に応答がされない場合、欠席裁判が認められ、申立てにおいて示された全ての事実が真実であると推定される(民事訴訟法第319条)¹⁰。2以上の被告が存在し、そのうちの一人が応答した場合、又は(当該訴訟に)放棄することのできない権利が含まれている場合には、欠席裁判は適用できない。

同一の期間中、被告は反訴を提起することができる(民事訴訟法第315条)11。

次に、当事者は証拠開示手続において提示を意図する証拠を示す(民事訴訟法第 324条)。

⁹ 準備書面が、第 282 条及び第 283 条の規定に定める要件を満たしていない場合、又は本案審理の判決を害する瑕疵又は不備が記載されている場合、判事は原告に当該準備書面を 10 日以内に修正するよう命令する。 補項:修正ができなかった場合、当該準備書面は却下される。

¹⁰ 第319条:被告が応答しない場合、原告により主張された事実は真実であると推定される。

¹¹ **第 315 条**:被告は、原告に対し反訴を提起することができる。ただし、当該反訴が本案訴訟又は抗弁の基礎に関連していることを条件とする。

補項:原告が第三者に代わり、訴訟を行っている場合、被告は当該原告に対して反訴を提起することはできない。

裁判所が、証拠の提示が、法律問題のみ含むため必要ではないと判断した場合、略式判決が認められる(民事訴訟法第330条)¹²。

さもなければ、裁判官は 30 日以内に開催される予備審尋の予定を決め、これには当事者自身又は和解の権限を有する委任状による代理人が出席しなければならない(民事訴訟法第 331 条 (1) e2)。

当事者間で和解が成立した場合、裁判所は当該合意を承認し、判決を下す。その他の場合には、裁判官は論点を特定し、手続の停止に関し判断を下し、該当する場合には期日を予定し、証拠開示手続を開始する。証拠開示手続の完了に伴い、裁判官はその判断を下す。

巻末の付属資料16には、これらの手続を図解するフローチャートが掲載されている。

3.7. 仮差止め

法律第 12016/2009 号に基づき、仮差止めは、侵害を被った、又は、損害を被るおそれのある自然人又は法人の権利をあらゆるレベル及び機能を有する権限機関により保護するものである。仮差止めは、(一つの場所から別の場所へと自由に移動する権利の侵害又はかかる権利に対する違法な制限のおそれのあることに対して用いられる)人身保護令状によっては保護されていない疑いようのない権利を、及び公権力により認められた訴えにおいて、公的機関又は法人の代理人による違法行為又は権利の濫用に関し責任を有する者に対して(権利を有する者に関する情報を知るため又は修正するために使用されもので、政府機関又は公的な性質を有する機関の記録又はデータバンクに記録されている)人身保護データを、保護することを目的として自主的になされる訴訟である。

行政措置や行政命令の執行を停止する差止め命令もあり、これらは INPI による行 政判断で、行政上不服申立てができないとされているものに対しても適用可能である。

それ故、違法な行政措置は、連邦裁判所における仮差止めの対象となる場合もある。 その際には、回復不能な損害のおそれ、並びに原告の正当な権利が十分に証明されな ければならない。

3.8. 著作権法

著作権法(以下「著作権法」)の定めるところにより、著作権の侵害行為も民事上の罰則を科される。

(2) 合意に達しなかった場合、裁判官は論点を検証し、手続の停止を判断し、証拠開示手続における証拠の提示を命令し、該当する場合には、期日を定める。

¹² **第 331 条**:前条に定める前提が生じなかった場合で、当該事案において和解しうる権利がある場合、判事は 30 日以内に開催される予備審訊の予定を決め、当該審尋には当事者が召喚され、和解をする権限を有する委任状による代理人又は単なる代理人により代理出席が可能でなければならない。

⁽¹⁾ 和解の際、相応の合意が作成され、判決により承認される。

⁽³⁾ 権利について和解し得ない場合、又は当該事案の状況から取得が不可能である場合、裁判官は第 2 項に基づき、証拠開示手続を命じることができる。

違法に複製された作品についての著作者は、適用可能な損害賠償の請求に関する既 得権を害されることなく、複製された作品の差押え、その開示の停止を請求する権利 を有する(著作権法第102条)。

加えて、文芸、美術的又は学術的著作物に関し権限を有しない編集者は、その創作者への著作物の返却又は既に販売されたものの価格を返還するよう命じられる可能性がある(著作権法第 103 条)。

いずれかの方法による(番組の)放送及び再放送、美術的、文芸又は学術的著作物の出版、演奏又はレコードの制作であって、著作権に違反するものは、管轄権を有する司法当局の命令により、不履行による履行強制金及び適用可能な損害賠償に関する既得権を害することなく、直ちに停止又は中断されなければならない(著作権法第105条)。

没収の申し渡しに際し、裁判所は違法な著作物と共に、違法行為を行うために使われた、原料、型、ネガその他の材料を廃棄することを命令することができる。加えて、裁判所は、違法行為に使用する機械、設備又は材料の差押え、あるいは、それらのものが違法行為を行うためのみに存在する場合にはその廃棄を命令することができる(著作権法第106条)。

創作者及び演奏者を記載せずに知的著作物が利用された場合に、著作者人格権の損害賠償に加えて、創作者並びに演奏者を明確にするために、次に掲げる方法でその誤りを訂正することが適切である。 (i) 放送会社による使用の場合には、連続する 3 日間、侵害が生じた時間帯と同一の時間帯における表明、 (ii) 出版又はレコードによる使用の場合には、まだ販売されていない著作物に正誤表を挿入すると共に、連続する 3 日間、創作者、演奏者、編集者並びに制作者の居所において、発行部数の多い新聞に強調表示した広告をうつこと、 (iii) その他の利用の場合、報道機関を通して前項に定める方法によりおこなうこと表明 (著作権法第 108条)。

3.9. ブラジル司法の有効性

ブラジルの司法制度は、多数の訴訟が提起されていること並びに人材等の不足により、未だに極めて緩慢な運用状態にある。認められる全ての不服申立てを含め、ある事案に関して最終的な決定が下されるまでには、数年間を要する。

訴訟費用は、次の指針に従い、訴訟物の価額に基づく。

第 258 条 すべての訴訟は、直接の経済的価値がない場合にも、 一定の価額が付される。

第259条 訴訟物の価額は、次に掲げる通り、準備書面に示されていなければならない。

I - 債務徴収(債権の取立て)の訴訟においては、元本の合計、 並びに、訴訟的までに生じた制裁金及び利子

II - 累積請求の場合には、合計金額に相当する額

III - 予備的請求の場合には、最高価額

IV - 予備的請求がある場合には、本請求の価額

V - 訴訟の対象が、合法な取引の存在、合法性、その遵守、変 更又は終了である場合、当該契約の価額

VI - 扶養料に関する訴訟である場合、原告が請求する金額の 12 か月分の合計

VII - 分割及び要求の訴訟である場合には、課税金の公式な推 計値

第 260 条 申立てが債務残高若しくは将来の債務を含む場合には、その両方の価額が考慮に入れられる。将来の債務の価値は、最終期間の定めがない場合には、1 年以上の年次債務に相当する価額、より短い期間の場合には、全ての債務の合計額に相当する価額に相当する額となる。

紛争事項の提起、不服申立てに係る手数料及びその他の訴訟費用は巻末の付属資料 17に示されている。

各法律事務所により異なる弁護士費用、敗訴当事者の負う訴訟費用(裁判所の決定により定められる費用で、当該決定がなされた当事者である敗訴当事者が、もう一方の当事者の代理人(弁護士)への報酬として払うもの)であって、訴額の最低 10%、最高 20%により決定されるものも考慮に入れられなければならない(民事訴訟法第20条第3号)。なお、敗訴当事者の訴訟費用は、弁護士に向けられるものではあるが、必ずしも完全な弁護士費用をカバーするものではない。そして、弁護士が依頼人と、訴訟で勝訴するということを度外視して着手料について契約することを考慮しているものであるか、訴訟が依頼人にとって勝訴となる場合に敗訴者側の支払う費用に加えて成功報酬を契約することを考慮しているものである。

3.10 民事分野における事例

以下にブラジル企業と外国企業との知的財産権侵害訴訟の事例の概要を3件示す他、 巻末の付属資料18には、商標及び著作権の侵害事件に関しサンパウロ州の控訴裁判所 において下された判決の事例を示している。

サンタ・カタリーナ控訴裁判所による決定

抗告第 2009.009682-6 号

イタジャイ市

抗告人: Komlog Importação Ltda. (KI)

被抗告人: Koninklijke Philips Eletronics N V (KPE) 裁判官(Reporting judge):Salim Schead dos Santos

この事件では、損失・損害賠償請求訴訟において KPE による事前救済請求 (編者注:仮処分の申立)を認めた決定に対して、抗告人 KI が抗告を申立てた。この決定

の趣旨は、抗告人には差押えの対象となった装置の輸入、輸出、生産、販売、取引及び使用を禁止し、これに従わない場合は、1日当たり 1000 レアルの罰金が課されるというものであった。 判事は、(サンタ・カタリーナ州)イタジャイ市の連邦歳入庁の税関において製品を差押えることも決定した。

この訴訟の本案事項は、許諾のない実施により生じた特許権の侵害である。被抗告人は、関連特許について所有権を有することを証明するために必要な書類をすべて提出した。それと共に、抗告人により輸入された製品が KPE の保有する権利の対象となる特許発明を使用していることを証明する鑑定書が提出された。

控訴裁判所は、結局のところ、抗告人に差押えの対象となった装置の輸入、輸出、 生産、販売、取引及び使用を引き続き禁止するという点につき、原審の出した決定を 維持するとの決定を下した。

* * *

サンパウロ控訴裁判所による判決

民事控訴第 135.011-4/5 号 リベイラン・プレト市

控訴人: ML Indústrias Químicas Ltda. (ML) 被控訴人: Griffin Corporation and Others (GC)

裁判官: Ênio Santarelli Zuliani

及び

連邦高等裁判所による判決

連邦高等裁判所への上訴第 646.911-SP 号 (2004/0027154-0)

上訴人: Griffin Corporation and Others (GC) 被上訴人: ML Indústrias Químicas Ltda. (ML)

裁判官: Carlos Alberto Menezes Direito

この訴訟では、GC がアリ駆除用殺虫剤に関連する発明特許の保護を求めて、ML を相手に提訴した。裁判官は、控訴人の申立てを部分的に認める旨の決定を下し、関連特許の対象となっている発明を生産し、取引し又は侵害を示す一切の行為を実施することを ML に禁止し、これを履行しない場合は、1 日当たりの罰金刑に処すとした。

サンパウロ控訴裁判所において、ML は、ブラジル法で認められていない化学製品が登録されているとして、連邦裁判所において該当特許の無効を求める別の訴訟が提起されていると申立てた。もっとも、専門家の報告では、当該特許の対象物は製品の生産に使用される手順、つまり化学的成果をもたらす化学操作又は一連の化学操作であるとの結論が示された。このように、この特許では化学製品そのものは対象とされておらず、その生産手順が対象とされていた。サンパウロ控訴裁判所は、当該特許は有効であり、また GC の保有する特許の対象である手順を使用して ML が製品の生産

を行っている行為は侵害行為を構成するとの決定を下した。このように、サンパウロ控訴裁判所は、ML に対しこの種の不正競争行為をなすことを禁止する判断をしたものの、損害の証拠がないことを考慮して、喪失・損害に対して補償を受ける権利は認めなかった。

さらに、この訴訟は連邦高等裁判所による審理を受けた。連邦高等裁判所は、元の 製品及び商標の存在を無意味なものとすることにより、また安いコストで生産できる 正規のものではない製品を探し出させることにより、特許権が侵害されたことから損 害が生じたものと解釈した。これらの事実により、補償が認められた。その補償額は、 今後算定する必要がある。

* * *

サンパウロ控訴裁判所による判決

控訴第 994.06.020031-4 号

サンパウロ市

控訴人: Cartier International B V and Cartier do Brasil Ltda. (CARTIER)

被控訴人: Timex Amazônia Comércio e Indústria Ltda. and Suntime Relógios Ltda. (TIMEX)

判事: Teixeira Leite

控訴人 CARTIER は、腕時計のいくかのモデルの生産及び市場への供給の禁止を求めて、TIMEX を相手として提訴した。本件腕時計は、CARTIER 製造のものであるが、生産と市場への供給を被控訴人 TIMEX が行っている腕時計について、INPI に正当に登録されている三次元商標の所有者であると申し立てた。CARTIER によれば、CARTIER が保有する登録商標の対象となっているタンクフランセーズ、パシャの 2 つのタイプに特有の線、形状、図形態様を使用することにより、TIMEX は不正競争を行っているという。サンパウロ市の裁判官は、この事件においては、両社により製造された製品間に混同の虞がないことを考慮して、この訴えには理由がないと判断した。

控訴人はまた、排他性、独創性があり、かつ、カルティエの腕時計を購入する利用者にステータスを感じさせる自社の創作物を侵害したとも申立てている。控訴人はこの製品の開発、創造、広告に資源を投資していることから、被控訴人は、控訴人に補償を支払うべきである、ともしている。

サンパウロ控訴裁判所による判決は、次のように解釈している。すなわち、控訴人は自社の腕時計のモデルが被控訴人の生産したモデルと同一であり、消費者の誤認をもたらすと考えているが、CARTIER の腕時計は、最高の品質を持つ高級な宝石、ライター、装飾品、腕時計で有名な著名商標「Cartier」により十分な識別力を備えているものとして知られている。

また、TIMEX が製造した腕時計には、TIMEX の商標が明確に目に触れるところに 印刷されていることを考慮すれば、Cartier の消費者に生じ得るあらゆる混同を排除するには十分である。それは、Cartier の製品が高級宝石店でしか見つけることができないことからである。このように、類似性が存在する可能性 (any possible existing similar) 程度では、消費者を混同させるに至らない。

製品の価格を比較すれば、それらの違いを認識することは可能である。控訴人の腕時計の価格は、3000 米ドルから 4000 米ドルであり、一方、被控訴人の腕時計の価格は 100 米ドルから 500 米ドルであり、この点は、(両社の)製品間の競争の可能性に対して異議を唱えるもう一つの論拠となる。

この理由から、サンパウロ控訴裁判所は、被控訴人により製造・販売されたタイプの腕時計は、控訴人の排他性のある創作物のいずれかの複製品を構成するとの判決を下した。さらに、この訴訟で審理されたすべての腕時計は、訴訟両当事者のオリジナル商標により識別はされていた。

両当事者は、この判決を連邦高等裁判所に上訴したが、現時点まで連邦高等裁判所 は判決を下していない。

第4節 知的財産権の侵害に対する行政上の措置

各知的財産権の登録手続の詳細を記載した第 1 章のすべての節で示した通り、行政措置はその分野ごとに異なる。以下では、権利保護にも利用可能な、INPI (「国家産業財産権庁」)による措置の詳細を示す。

4.1. 行政上の特許の無効手続

行政上の特許の無効手続は、特許の付与から 6 ヶ月以内に、INPI 又は正当な利害を有する者により開始される(産業財産法第 51 条)。そのため、正当な利害を有する第三者であって、特許が、産業財産法に違反して付与され、当該特許が先に出願された又は付与された他の特許に抵触するとみなす者は、当該特許の無効宣言のための行政手続きの開始を請求することができる。

4.2. 意匠の登録

4.2.1. 実体審査の請求

関連する節において記した通り、INPI は意匠の登録に際し、その新規性及び独創性の要件について予備的審査を行わない。このことは、同一の産業財産権が複数の者に対して付与される可能性があること、従って、同一の意匠について複数の意匠創作者に対し設定登録がされる場合があることを意味する。

複数の登録意匠権者が合意に達しない場合には、その独占的実施権を確保するために、いずれの権利者も、INPI に登録対象の審査を請求することができる(産業財産法第 111 条)。かかる審査は、意匠登録の存続期間内は、何時でも請求することができる。当該請求に応じて、かかる意匠の新規性及び独創性に関する技術的意見が示される。INPI が、実体審査を請求した者の名義で登録されている意匠が実体的登録要件を満たすと結論付けた場合、INPI はもう一方の登録を無効とするための手続を開始する。しかしながら、実体的登録要件が満たされていないと結論付けた場合には、無効手続は、まさに実体審査の対象となった登録意匠について開始される(COELHO, Fabio Ulhoa. Curso de Direito Comercial, Vol. 1, São Paulo: Saraiva, 2002, p. 166)。

4.2.2. 行政上の意匠の登録の無効手続

行政上の意匠の登録の無効手続は、登録付与から 5 年以内に、INPI 又は正当な利害を有する者により開始され、当該意匠登録の存続期間中は何時でもその実体審査を請求することができるとされている(産業財産法第 113 条第 1 項)。登録が産業財産法に違反して付与されている場合、当該登録の無効が宣言される(産業財産法第 113 条)。

行政上の無効手続の請求又は職権によるその開始は、その提出又は公告が登録付与 日から 60 日以内に行われた場合には、登録付与の効力を停止させるものとする(産業 財産法第 113 条第 2 項)。

登録者に対しては、意見書を提出すべき旨の通知の公告があった日から 60 日間以内に意見書を提出するよう通知する(産業財産法第 114 条)。当該期間が経過した後は、

所有者から意見書の提出があった否かにかかわらず、INPI はその見解書を発行し、所有者及び請求者に対して 60 日間以内にその意見書を提出すべき旨を通知する(産業財産法第 115 条)。前記期間内に意見書の提出があったか否かにかかわらず、INPI 長官はその事案の判断を下し、行政段階での手続を終結させる(産業財産法第 116 条)。

4.3. 商標

4.3.1. 異議申立

出願された時点で、商標出願は、利害を有する第三者による異議申立を可能とするために、その出願から 60 日以内に RPI (「産業財産権公報」) において公告される (産業財産法第 158 条)。RPI は、商標所有者が、その商標に関し有する利益を害するおそれのある登録出願に関し情報を得るための手段である。

異議申立がされた場合、出願人は、異議申立があった旨並びに、60 日以内に応答すべき旨の通知を受ける(産業財産補第158条第1項)。

出願は、異議申立期間の経過後、又は異議申立があった場合にはそれに対する応答期間の経過後に審査される。(産業財産法第 159 条)。審査が終結した後に、商標出願の登録査定又は拒絶査定が下される(産業財産法第 160 条)。

出願の最終的な却下並びに商標の登録査定に対する不服申立てはすることができない(産業財産法第 212 条第 2 項)。

4.3.2. 行政上の商標の無効手続

無効手続は、INPI の職権により、又は正当な利害関係を有する者の請求に基づいて、登録証の発行日から起算して 180 日以内に開始される (産業財産法第 169 条)。利害を有する第三者は、新たな商標の登録によりその利益が侵害されるおそれのある先行商標の所有者である可能性がある。当該登録が産業財産法に違反して付与されていた場合には、当該登録の無効は INPI により決定される (産業財産法第 168 条)。

(商標)登録の所有者に対しては、公告から 60 日以内に応答すべき旨通知しなければならない(産業財産法第 170 条)。かかる期間が経過した後、答弁の提出の有無にかかわらず、INPI 長官は当該無効請求について決定し、かかる決定により行政上の手続は終結する(産業財産法第 171 条)。

登録の消滅後も無効手続は追行される(産業財産法第172条)。

4.4. 経済秩序への違反の場合

第1章第7節において示したように、経済秩序への違反は、民事、刑事並びに行政 上の処分に処せられる。

4.4.1. 行政上の罰則

経済秩序に対する違反には、次の制裁金が課される。 (i) 企業の場合、査定可能であれば、潜在的な違反により得られる利益を下回らない、直近の事業年度の課税前の

総売上高の 1~30%の制裁金、(ii) 企業の違反行為に関し直接又は間接的に責任を負う企業の経営者の場合、もっぱら当該経営者個人に課されることとなる、当該企業に課された制裁金の 10~50%の制裁金、(iii) その他の個人又は公法人若しくは私法人、或いは事実上又は法律上の事業体若しくは人の団体で、暫定的なものであるか及びその法的根拠を有するか否かを問わず、当該事業活動に従事していないものの場合で、総売却額の基準が採用できない場合、6,000~60,000,00UFIR(基準租税単位)又はそれに代わる単位を基準とした制裁金。

反復して行われた違反に対する制裁金は倍額として課される(独占禁止法第 23 条補項)。

また、上記の制裁を害されることなく、違反行為の重大性及び公共の利益の要請により、次の制裁金が個別に又は累積的に課されることもある。 (i) 違反行為者の費用負担により、1~3 週間継続して、経済秩序違反の確定審決を裁判所により指定された新聞において 2 日連続で半ページ掲載をすること、 (ii) 最低 5 年間の、連邦、州、市町村、連邦区機関及びその関連機関との購入、販売、事業、サービス、利権契約を含む、公的融資の資格剥奪、公共入札への参加禁止、 (iii) その他、経済秩序違反の排除のために、会社の分割、会社の経営権の譲渡、資産の売却、事業の一部停止又はその他の反トラスト措置をとること(独占禁止法第 24 条)。

経済秩序に対し有害な行為及び状況が、CADE 理事会により停止を求める決議がなされた後においても停止されない場合、又は法規定が遵守されていない場合、違反行為者に対しては追加の制裁金が課される(独占禁止法第25条)。

第5節 国境管理及び税関

5.1. 概要

税関は連邦収税局の管理下に属するが、連邦警察が国境管理を管轄する。

国境管理及び模倣防止に係る規則は、すでに上記で分析した産業財産法、並びに法令第6759/2009号に盛り込まれている。

ブラジルはアルゼンチン、コロンビア、パラグアイ、ウルグアイと国境を接している。特にパラグアイとの国境など、国境地域においては、人の往来が激しく、そのため密輸及び不正通関を容易に行うことができる。模倣行為を専門に行う組織グループが高い確率でこれに紛れていることは言うまでもない。

産業財産法は、税関が職権により又は利害関係人からの請求に基づき、偽造、改作 又は模造された商標又は虚偽の出所表示が付されている製品を通関の際に差し押さえ ることができると定めている(産業財産法第198条)。

税関検査に係る別の問題としては、グレーマーケットの問題がある。これは特許、商標、意匠登録簿に登録された保有者の許可を得ることなく、この市場を通じて真正品がブラジルに入ってくるという問題である。こうした製品についても認識することが求められる。

5.2. 連邦機関

5.2.1. ブラジル連邦収税局(以下、「連邦収税局」)

(http://www.receita.fazenda.gov.br/Grupo1/aduana.htm)

連邦機関(連邦収税局)は、連邦管轄に基づき関税を含む租税を担当する財務省に 従属する。さらに同連邦機関は、国際取引に関する脱税、密輸、不正通関、著作権侵 害他の撲滅のために専心している。

5.2.2. 連邦警察(以下、「連邦警察」)(http://www.dpf.gov.br/)

連邦警察の特性は、連邦憲法第 144 条第 1 項で説明されており、次のように規定されている。

第 144 条 (...)

第1項 連邦警察は、法律により常設機関として設置され、連邦政府により編成され、その支援を受けており、また専門の構造を取り、次の業務に取り組む。

I - 政治的及び社会的秩序又は連邦政府、その手段及び公営企業の財産、業務及び利益に対する刑法上の侵害行為、及びその他の州境又は国境を超える違反行為の検証、並びに法律に基づく統一的な執行の要求

II - 租税の賦課行為その他公的機関がその管轄の範囲内で行う活動を損ねないで行う、薬物取引、密輸、不正通関の防止及び抑制

III - 海上、航空、国境警察としての業務

IV-独占的に連邦の司法警察としての役割を履行

連邦警察はブラジル全土で活動し、次の表に示す通り、各州に地域センター及び複数の事務所を置いている。



(出典:司法省) 13

連邦警察は、ブラジリアにある本局 (DF) から受ける国内任務を中央集権化し、かつ調整する。密輸、不正輸入、著作権侵害の抑圧の命令に対しては、財務警察一般調整局 (CGPFAZ) が責任を有する。

¹³http://portal.mj.gov.br/main.asp?Team=%7B1450A8F5%2D90F9%2D4EE7%2DB58C%2D36EA406FD360%7D

5.3. 並行輸入

並行輸入とは、知的財産権の所有者が指定する方法に違反して、真正品を輸入する ことをいう。許可を得ていない輸入者は、別の領域で安価で真正品を獲得し、さらに 別の国において当該国の商標/特許保有者の価格よりも安い価格でそれらを販売する。

もっとも、産業財産法第 132 条は、商標所有者が第 68 条第 3 項及び第 4 項の規定を除いて(...)、商標所有者により又はその同意を得た他人により国内市場に出された製品の流通を阻止することはできないと規定している。つまり、並行輸入の場合には、国内市場に権利所有者の許可なく流通させるのであるため、侵害者は法律の定める刑罰の対象となるということである。

2009年11月16日に出された並行輸入に係る最近の判決においては、連邦高等裁判所が「合法な輸入であることを前提とすれば、この種の市場に対して絶対的禁止を課すことは、CF第1条及び第170条に規定された自由な発意と矛盾すると考えられること」を考慮して、並行輸入は合法である旨が言い渡された。

数年前までに出された裁判所の決定では、並行輸入が輸入品についての産業財産権の権利者の明示の許可を得ないで行われる場合は、その行為は違法とみなされ、従って禁止すべきとされていた。この見解を支持する論拠は次のものであった。a) 当該製品の輸入に関して製造者、権利者、販売者の明示の許可を得ないことによる産業財産権の侵害。これに関しては、産業財産法第 129 条及び第 130 条を引用する。この条文は、模倣品ではないとしても、国内市場において、同意を得ないでの市場への供給を阻止する可能性が商標の権利者に与えられることを規定している。b) 輸入品と国内製品との間の不正競争、c) その他。

社会の変化や進歩が急速かつ劇的であることから、裁判所は、この見解を変えることとなった。この結果については、連邦高等裁判所により特別控訴事件第 609,047 号において出された決定からも推測することができる。判決において、並行輸入は適法なものとみなされた。この解釈によれば、産業財産権の権利者又はその実施権者が製品を市場に流通させると、権利が消尽されるということになる。これに関しては、要するに、産業財産法第 132 条 III(1996 年 5 月 14 日付の法律第 9279 号)が、権利者が国内市場に自らが又はその同意を得た者が出した製品の自由な流通を阻止することは不可能であると認めている。さらに、輸入手続が合法である限りは、この種の事業を行うことを阻止することは、ブラジル憲法第 1 条及び第 170 条に統合されている自由な発意の原則に矛盾すると考えられる。

出典:

- (i) 2008 年 6 月 6 日付の民事控訴第 376.296-4/2-00 号、Santini Teodoro 判事 (Reporting judge)
- (ii) 抗告第 080.264-4/4-00 号 カンピナス司法区- TJ/SP Ricardo Brancato 判事 (Reporting Judge) - 判決日: 1999 年 2 月 3 日
- (iii) 特別控訴第 609.047 号 SP (2003/0193287-4) STJ Luis Felipe Salomão 判事(reporting judge) – 判決日: 2009 年 10 月 20 日

5.4. ブラジルの輸入検査制度概要

税関検査の問題をより詳しく取り上げるためには、輸入検査制度について検討することが重要となる。

輸入する場合には、物品について輸入者が提出した書類に記載された情報が正確であるかの審査手続を経なければならず、また通関手続について定める個別の法律に従わなければならない。

海外からの最終目的地その他として輸入されて国内に到達する物品は、そのすべて が輸入税他の課税対象となり、当該物品の担当税関部署に提出されている輸入申告書 に基づき、輸入許可を得なければならない(国税庁規範規則第 680/2006 号第 1 条)。

一般に、国税庁(SRF)規範規則第 680/2006 号に従って、輸入許可は、統合貿易システム(Integrated System of Foreign Trade)(「Siscomex」)に登録されている輸入申告書(DI)を用いて処理される。従って、輸入業務を開始する前に、利害関係者は Siscomex の状態を確認し、登録が有効であるのか、更新する必要があるのかを確認するべきである。

輸入通関手続は、基本的に次の 2 つの類型に分けられる。(i)消費のための許可、 及び (ii)特別税関形態(regime)あるいは特定の分野に適用される許可(国税庁規 範規則第680/2006号第2条)。

消費のための許可は、輸入品が、材料、原料、生産品、中間製品、並びに消費そのもの及び再販売のためなど、国内での生産手続き向けのものであるときに用いられる。 従って、消費のための許可は、輸入の国内化を解決するものであり、また通常の輸入 手続が適用される(1966 年法令第 37 号第 91 条)。

特別形態又は特定の分野への応用のための入国許可は、海外からの商品、製品もしくは物品の内部化を伴う。これらの商品等は、指定期間はその形態のまま維持されなければならず、直ちに課税されることはないが、最終的にどうなるかによる。その形態が消滅するまでは課税は停止されたままとなる。このような通関手続は、税関通過(国内のある場所から別の場所へ移動するか、別の国を目的地とする)の物品及び仮入国にも適用される。仮入国の場合は、物品は輸入された目的が達成されると海外に返送されなければならない。

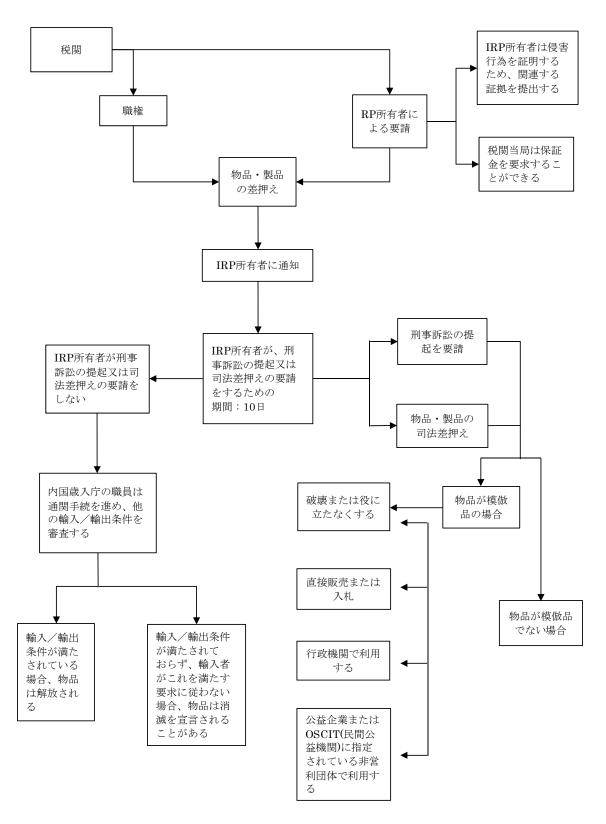
Siscomex における輸入申告書の登録は、輸入通関手続を開始する行為である(国税庁規範規則第 680/2006 号第 15 条)。ただし、事前通関の場合は別である(国税庁規範規則第 680/2006 号第 17 条)。登録時には、連邦輸入税のすべてを納付しなければならない(国税庁規範規則第 680/2006 号第 11 条)。

いずれの通関手続も法律に定められた期間内に開始されない場合は、貨物の消滅の 宣言(財務省令第 100/2002 号)により、適用される法律規定に従って物品の行き先 を示した上で、物品は放棄されたものと見なされる(法令第 6759/2009 号第 642 条)。 この手続開始の期間は、物品がブラジルに到着した日から 45 日から 90 日の間となっている。このことは、輸入者に責任があって、輸入通関手続が 60 日間停止された物品にも適用される。

通関手続は、税関審査が完了したことを意味し、輸入者に物品を引き出す権限を与える。この引き出しが、通関手続の最終段階となる。それ以後は、当該物品は国内化される(法令第 6759/2009 号第 571 条)。

 $(\underline{http://www.receita.fazenda.gov.br/aduana/ProcAduExpImp/DespAduImport.ht} \underline{m})$

模倣品の差押え手続に関しては、フローチャートを参照されたい。



フローチャートは、次の規定の適用を示している。すなわち、2009 年 2 月 4 日付大統領令(Decree)第 6759 号第 605 条から第 608 条、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)第 50 条から第 61 条、同協定はブラジルでは 1994 年 12 月 15 日付立法令(Legislative Order)第 30 号により可決され、1994 年 12 月 30 日付法令第 1355 号により制定、及び 2002 年 4 月 22 日付財務省令第 100 号である。

既に説明した通り、国境検査は連邦警察、ブラジル内国歳入庁税関(「Receita Federal do Brasil」)が責任を負う。

2009年2月5日付の法令第6759号第605条によれば、物品及び製品の輸出入の審査を行うときは、税関当局は、職権により又はIRP所有者の要請を受けて、虚偽の商標、改竄又は複製された商標であって、虚偽の原産地を表示し又は著作権を侵害するものを差し押えることができる(2009年2月5日付の法令第6759号第605条及び第610条)。

したがって、IRP 所有者は、貨物が自身の所有する IRP を侵害している可能性があるという十分な証拠を有する場合は、税関当局に関連する証拠を提出する(2009 年 2 月 5 日付の法令第 6759 号第 608 条)。この場合に、IRP 所有者には、十分な額の保証金を納付するよう求められることがある。保証金が求められるのは、貨物の所有者の権利を保護するため及び IRP 所有者による濫用を阻止するための 2 つの目的からである(2009 年 2 月 5 日付の法令第 6759 号第 608 条単項)。

虚偽の商標、改竄又は模倣された商標であって、虚偽の原産地を表示し又は著作権を侵害するものが付されているとされる物品及び製品が差し押えられると、刑事訴訟の提起の要求及び物品及び製品の司法差押えの要請を 10 日以内に提出するよう IRP 所有者に通知が送付される (2009年2月5日付の法令第6759号第606条単項)。

歳入庁との非公式協議において、港湾及び空港の税関を通過する物品の検査の担当 当局が模倣行為の対象となることの最も多い周知性のあるブランドのリスト並びにそ のブラジルにおける代理店についての情報を所有しており、迅速に連絡を行い、差押 えられた製品の違法性が審査できるように備えているとの情報を得た。

この場合に、IRP所有者が 10 日以内に刑事訴訟を提起したり、物品及び製品の司法 差押えを要請しない場合は、内国歳入庁の職員は、かかる物品及び製品の輸入者と共 に通関手続を進め、それらの物品及び製品が他の輸出入条件を満たす場合、並びに当 該侵害行為が IRP 所有者の行為にかかわらず開始される刑事公訴の対象となる犯罪で はない場合には、それらの物品及び製品を解放する。

輸入者が応答しないか又は IRP の侵害との主張に異議を申立てず、さらに法令第6759/2009 号第642条以下に定める期限及び条件に従わないで、輸入品を放棄するとみなされる場合には、連邦警察は正当な行財政手続(1972年3月6日付法令第70.235号により規定)の開始後に、貨物の廃棄を宣言することができる。かかる手続において、輸入者は抗弁を提出することができる。

貨物の廃棄が宣言される場合は、当該物品を入札、寄付、破壊するか又はものの役に立たないようにすることができる。破壊又は役立たないようにするとの選択肢は、次の物品に適用される。すなわち、模倣品、海賊版、変造品(紙巻きタバコなど)、ブラジル衛生監督局("vigilância sanitária")または農業育牛防衛庁(agriculture and cattle breeding defense agency)等により禁止されており、特に、利用又は入札でき

ない製品(2002年4月22日付の財務省令第100号に基づき内国歳入庁が運用している、差押品、放棄品又は提供品の行き先に関する規則に定められている)。

内国歳入庁の財務省令第100号の掲載されたウェブページ

(http://www.receita.fazenda.gov.br/Legislacao/Portarias/2002/MinisteriodaFazenda/portmf100.htm)

内国歳入庁の法令第6759号の掲載されたウェブページ:

(http://www.receita.fazenda.gov.br/Legislacao/Decretos/2009/dec6759.htm)

INPI の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) の掲載されたウェブページ: (http://www.inpi.gov.br/menu-esquerdo/programa/pasta_acordos/trips.pdf/view)

国境において差押えられた製品で最も模倣が行われているものとしては、次のものを挙げることができる。

- (i) アルコール飲料
- (ii) 玩具
- (iii) 鞄及び装飾品
- (iv) ボールペン及び鉛筆
- (v) 運動靴
- (vi) タバコ類
- (vii) 医薬品
- (viii) 記録メディア (CD/DVD) 記録済み及び未記録
- (ix) サングラス
- (x) 香水
- (xi) 腕時計
- (xii) 衣服

司法省の 2007/2008 年次報告の記載情報による。海賊版防止の担当部署へのリンクを以下に示す。

(http://portal.mj.gov.br/main.asp?Team=%7B1450A8F5%2D90F9%2D4EE7%2DB 58C%2D36EA406FD360%7D)

通常物品と腐敗しやすい物品の差押え期間及びその手続きに関しては、法律では、 期間設定や手続きに何の区別も設けていない。税関当局から非公式に聞いたところに よれば、腐敗しやすい物品の場合には、かかる物品の所有者はできる限り迅速に通関 を進める為に最大限の努力を用いるべきとのことであった。

5.5 製品の差押手続き

産業財産法は、税関が職権により又は利害関係人からの請求に基づき、偽造、改作 又は模造された商標又は虚偽の出所表示が付されている製品を通関の際に差し押さえ ることができると定めている(産業財産法第198条)。

従って、輸入される製品であって、知的財産権の侵害の疑義のあるものは権限ある機関(RF, PF)による検査の対象となる。この検査は連邦収税局の機関である一般税関管理調整局(General Coordination of Customs Administration)(「COANA」)が実施する。

これと同様に、法令第 6759/09 号第 608 条も、商標権の所有者について、不正商標製品が輸入又は輸出されているという疑義があることを発見した商標権の所有者が、当該の疑義の証拠を提示した上で、税関当局に差押えを請求することができると規定している(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 51 条及び第 52 条。1994 年の法令第 30 号により承認、1994 年法令第 1355 号により制定)。

この目的のため、税関は被申立人を保護し並びに濫用を防止するために十分な価額の保証金を支払うよう申立人に要求することができる(知的財産の商業関連権の側面に関する協定第53条第1項、1994年の法令第30号により承認、1994年法令第1355号により制定)(法令第6759/09号第608条補項)。

製品の差押え後には、税関当局は、商標権の所有者に対して、該当する場合には、10 営業日以内に不服を申立てて司法手続きによる当該製品の差押えを請求することができる旨の通知をすることとなる(1996 年法律第 9279 号第 199 条、及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 55 条、1994 年法令第 30 号により承認、1994 年法令第 1355 号により制定)(法令第 6759/09 号第 606 条)。

税関当局が、前記の期間内に、商標の所有者が司法手続きによる当該製品の差押えに適用される措置を講じたことを通報されない場合は、通関手続きを再開することができる。ただし、他の輸入又は輸出の条件を充足していることを条件とする(知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 55 条、1994 年法令第 30 号により承認、1994年法令第 1355 号により制定)(法令第 6759/09 号第 607 条)。

5.6. 貿易統合システム (Siscomex) への登録

(http://www.receita.fazenda.gov.br/Aduana/ProcAduExpImp/HabUtilSiscomex.ht
m)

原則として、通関手続は貿易統合システム(Siscomex)を利用して進められなければならない。もっとも、Siscomex を利用した製品の輸出入においては、当該システムを利用し代理人が通関手続をする権限を与えるため、通関業務介入者の登録及びその者の行為追跡調査(Radar)には、利害関係人は連邦収税局(SRF)に資格証明書を提出しなければならない。

申請は、申請者の営む産業の種別及び分野に従って、次の通り、さまざまな方法で行うことができる。(i) **通常手続き**: 貿易を業として行っている法人の場合、(ii) **簡**

易手続き:個人、公営企業又は政府系企業の場合、営利団体及び次のような特殊な状況に区分される法人を除く。(a)会社及び完全子会社の設立、(b)発注会社としてのみ活動する法人、(c)その固定資産に組み込まれる予定の物品のみを輸入する法人、(d)小額の貿易を行う法人(連続した6ヶ月の期間に30万米ドル、FOBによる輸出の場合には、他の通貨での相当額、又はCIFによる輸入の場合には、15万米ドル若しくは他の通貨での相当額を上限とする為替のカバーを行う貿易業務)、(e)代理の輸入業者及び第三者の発注を行う法人、(iii)特別手続き:直接管理機関、機構(instrumentalities)、公的財団、国際その他国外機関、(iv)限定手続き:既に貿易業を営んでいた個人又は法人の通関申告の相談又は訂正を行うのみであって、前記のいずれの形式にも該当しない法人。

連邦収税局は、通常手続きにおいては 30 日以内に、他の手続きにおいては 10 日以内に申請を審査するものとし、この期間はいずれも申請時から起算する(規範決定 SRF 第 650/2006 号第 23 条)。

上記の通り統合外国貿易システム~Siscomex は行政上の手段とであり、情報フローの管理のため単一のコンピュータシステムを通じて、外国貿易取引を登録し、記録を辿れるようにし、また管理する業務を統合する手段である。このシステムへの登録は、輸出入がブラジル向けあるはブラジルからなされる場合に用いられるものである。それゆえ、このシステムは、外国貿易のエージェントに向けられており、知的財産権の所有者に向けられたものではない。このシステムの使用を許可された者は、輸入/輸出エージェント、連邦歳入庁、外国貿易庁(CECEX)、その他担当官庁である(1996年12月10日付け通達 SRF70号2条)。

このように、税関は商品の出入りにつき確認するまでの間に、税関が自主的にあるいは知財権の所有者の請求により、出所の虚偽の表示をしている(政令 6.759 号 610条、2009年2月5日より施行)、つまり、虚偽の、変更した、あるいは複製した商標を貼付した商品、あるいは著作権を侵害している商品を差止めることがある。

この点に関して、知的財産権の所有者が、貨物が知的財産権を侵害しているとの十分な証拠を有している場合は、その者は税関当局に対し関連する証拠を提出しなければならず(政令 6.759 号 608 条)、またこの場合において荷主の権利を保護し、知的財産権の所有者の権利濫用を防止する十分な額の保証金を知的財産権の所有者に当局は請求することになる。

一方、税関当局が、出所の虚偽表示となる虚偽の、変更したあるいは複製した商標を明らかに貼付した商品、あるいは著作権侵害の商品を自主的に差押えた場合に、当局は知的財産権の所有者に対して刑事告発を提出することと商品の司法押収の請求をするよう通知を行う。

最後に、Siscomex は知的財産権の所有者向けのものではないので、このシステムに知的財産権を登録することはできない。これは、外国貿易取引の手続きを貿易エージェントや税関員がするためのものであるからである。

第6節 刑事領域における措置

6.1. 準拠法

第1章第7節において、産業財産法における犯罪に類型化される行為について論じる機会があったが、犯罪に類型化される際の要件は、被害者から被害の申立てが提出されることである。

著作権侵害の場合には、刑法が次のように定めている。

著作権侵害

第 184 条 著作権及び著作隣接権を侵害した場合は、次の刑 罰が科せられる。

刑罰-3ヶ月以上1年以下の禁固、又は罰金

第 1 項 いかなる手段又は方法であれ、著作者、芸術家又は 実演家、制作者、場合によってはその代理人の明示の同意を 得ることなく、知的著作物、演奏、実演又はレコードの全部 又は一部を営利のために複製をするという侵害行為である場 合

刑罰-2ヶ月以上3年以内の禁固、又は罰金

第 2 項 権利保有者又はその代理人の明示の許可を得ることなく、直接的又は間接的な利益を得るために、著作権、演奏者若しくは実演家の権利又はレコード制作者の権利を侵害して、知的著作物の原本若しくはコピー又はレコードの原盤若しくは複製盤を頒布し、販売し、展示し、賃貸し、国内に紹介し、獲得し、隠匿し又は貯蔵する者には、第 1 項で定められたものと同一の刑罰が適用される。

第3項 (各場合に応じて)著作者、演奏者若しくは実演家、 又はレコード制作者又はその代理人の明示の同意を得ること なく、直接的又は間接的な利益を得るために、ケーブル、光 ファイバー、衛星、周波その他のシステムを介して、利用者 が著作物又は製品を選択し、注文者が予め決定した場所及び 時間に受け取ることのできる公衆への申出という侵害行為で ある場合

刑罰-2年以上4年以下の禁固、又は罰金

第4項 第1項、第2項、第3項の規定は、1998年2月19日付の法律第9610号に従って、著作権及び著作隣接権の例外又は制限には適用しない。また複製作成者による私的な使用を目的とし、直接的又は間接的に利益を得るためではなく、知的著作物又はレコードを1部複製する場合にも適用されない。

第186条:該当措置を講じるための要件は次の通りである。

I-第184条冒頭にいう犯罪について告発されていること

II - 第 184 条第 1 項及び第 2 項に定めた犯罪について、無条件の公訴がなされていること

III - 公益団体、独立採算制国営企業、公益企業、政府管理企業又は公的機関が創設した財団に対する犯罪について、無条件の公訴がなされていること

IV - 第184条第3項に定められた犯罪について、告発されていることを条件として、公訴がなされていること

上記の通り、著作権関連の犯罪の取締りのためには、告訴がなされていること、又は他の場合には、条件付き若しくは無条件での刑事訴訟という手段を用いることが求められる。この問題に関しては、次の項目で論じていく。

産業財産法は、次の通り、特許、商標、意匠、地理的表示に係るその他の犯罪を列挙している。

特許に対する犯罪

第 183 条:次に掲げる者は、発明特許又は実用新案特許に対する犯罪をなす。

I - 特許権者の許可を得ることなく、発明特許又は実用新案特 許の対象である製品を製造する者、又は

II - 特許権者の許可を得ることなく、発明特許の対象である手段又は方法を使用すること

刑罰-3ヶ月以上1年以下の禁固、又は罰金

第 184 条:次に掲げる者は、発明特許又は実用新案特許に対する犯罪をなす。

I - 発明特許若しくは実用新案特許を侵害して製造された製品、 又は特許を受けた手段若しくは方法により取得された製品を輸 出し、販売し、販売のために展示若しくは申出をし、経済目的 で使用するために貯蔵し、隠匿し又は受領する者

II・前号に規定した目的のために、ブラジルにおいて発明特許もしくは実用新案特許の対象となっている製品又はブラジルにおいて特許を受けた手段又は方法により取得された製品であって、特許権者により直接に又はその同意を得て外国市場に出されたものではないものを輸入する者

刑罰-1ヶ月以上3ヶ月以下の禁固、又は罰金

第186条:侵害が特許クレームのすべてに係わるものでない場合であっても、又は特許対象と同等の手段の使用に限られている場合であっても、この章に規定された犯罪はなされたものとみなされる。

意匠に対する犯罪

第 187 条:登録意匠を含む製品又は誤認若しくは混同を生じさせる虞のある実質的模造品を、権利者の許可なしに製造すること。

刑罰-3ヶ月以上1年以下の禁固、又は罰金

第188条: 次に掲げる者は、意匠登録に対する犯罪をなす。

I - 不法に登録意匠を含んでいる物品又は誤認若しくは混同を 生じさせる虞のある実質的模造品を輸出し、販売し、販売の ために展示若しくは申出をし、経済目的で使用するために貯 蔵し、隠匿し又は受領する者、又は

II - 前号に規定した目的のために、ブラジルにおいて登録された意匠を含む製品、又は誤認若しくは混同を生じさせる虞のある実質的模造品であって、意匠権者により直接に又はその同意を得て、外国市場に出されたものではないものを輸入する者

刑罰-1ヶ月以上3ヶ月以下の禁固、又は罰金

商標に対する犯罪

第 189 条:次の各項に該当する者は、商標登録に対する犯罪をなす。

I - 権利者の許可を得ることなく、登録商標の全部若しくは一部を複製する者又は混同を生じる虞のある方法により登録商標を模倣する者、又は

II - すでに市場に出されている製品に使用されている登録商標を変更する者

刑罰-3ヶ月以上1年以下の禁固、又は罰金

第 190 条:次に掲げる製品を輸入し、輸出し、販売し、販売 のための申出若しくは展示をし、隠匿し又は貯蔵する者は、 登録商標に対する犯罪をなす。

I - 第三者の商標の全部又は一部を不法に複製又は模造した商標を付した製品、又は

II - 自己の産業又は商業の製品であって、第三者の適法な商標が付された器、容器又は包装に入れられたもの

刑罰-1ヶ月以上3ヶ月以下の禁固、又は罰金

商標、事業体名称及び広告標識による犯罪

第 191 条: 許可を得ることなく、紋章、盾、又はブラジル、 外国若しくは国際機関の公的記章を、誤認若しくは混同を生じ させる虞のある方法で、商標、事業体名称、商号、記章若しく は広告標識として複製若しくは模造すること、又は当該複製品 若しくは模造品を経済目的で使用すること。

刑罰-1ヶ月以上3ヶ月以下の禁固、又は罰金

補項:前記商標を付した製品を販売し、販売のために展示若し くは申出をした者は、同等の刑罰を科せられる。

地理的表示及びその他の表示に対する犯罪

第 192 条:虚偽の地理的表示を付した製品を製造し、輸入し、 輸出し、販売し、販売のために展示若しくは申出をし、又は貯 蔵すること。

刑罰-1ヶ月以上3ヶ月以下の禁固、又は罰金

第 193 条:製品の真の出所を表示することなく、製品、容器、包装、帯、ラベル、送り状、回状、ポスター、又はその他の開示若しくは宣伝手段に、「type」、「species」、「kind」、「system」、「similar」、「substitute」、「identical」あるいはこれらと同様の修正語句を使用すること。

刑罰-1ヶ月以上3ヶ月以下の禁固、又は罰金

第 194 条:真の出所以外の出所を表示する、商標、商号、事業体名称、記章、宣伝文言若しくはロゴ又はその他の形態のものを使用すること、又はそのような標識を付した製品を販売し若しくは販売のために展示すること。

刑罰-1ヶ月以上3ヶ月以下の禁固、又は罰金

6.2. 手続

6.2.1. 警察捜査

ここでは、司法警察が刑事上の侵害行為及びその責任を明らかにし、警察捜査を行う捜査の局面について述べる(刑事訴訟法第4条)。

公訴犯罪について、警察による捜査は次に掲げる方法により開始される。 (i) 職権、 又は、 (ii) 司法当局もしくは地区検察局の請求、又は被害者もしくは法定代理人の請求 (刑事訴訟法第5条)。 公訴が適用可能な刑事上の侵害行為の事実を知っている者は、警察当局に、口頭又は文書により、当該情報を通知し、警察当局は当該情報の正当性を検証の上、捜査の 開始を命令する(刑事訴訟法第5条第3項)。

告発を要する犯罪については、当該告発が行われるまで、捜査を開始することはできない(刑事訴訟法第5条第4項)。

私訴に関する犯罪については、警察当局は、適法な請求があった場合にのみ、捜査 を開始することができる(刑事訴訟法第5条第5項)。

警察当局は、検証された事項の全てに関し詳細報告を作成し、管轄の裁判所に送付する(刑事訴訟法第10条第1項)。

公訴の適用されない犯罪について、捜査報告書は、被害者若しくは適法な代理人による告訴を待つ管轄裁判所に送付されるか、又は、請求された場合には、最初の謄本として、申立人に手渡される(刑事訴訟法第19条)。

原則として、法律により損害を受けた者の事業であると明示に宣言される場合 (注:私訴)以外は、刑事訴訟は公的なものである。地方検察局にのみ起訴を行う権 限が与えられている。ただし、上述した通り、法律により私訴の対象となる旨が定め られている場合、つまり、損害を受けた個人が提起して開始される訴訟は、この例外 となる。

警察、地方検察局、裁判所の関係に関しては、次のようなシナリオとなっている。 警察に捜査班(poilce inquest)が設置され、警察の捜査が開始し、犯罪が存在するか 否かの証拠が収集される。この情報が地方検察局の審査を受けるべく提出され、検察 局は違反被擬者を告発するかどうか、または警察に捜査班の解散を求めるかどうかを 判断する。いずれの場合にも、要請を裁判官の審査に付すべく提出する。

告発がなされる場合には、裁判官は、自らの判断に従って、かつ告発の裏付けとなる要素を分析した後で、告発を受理するか、しないかすることができる。警察の捜査班を解散させる要請がなされる場合にも、裁判官が捜査を係属するべきと解釈するか、または刑事訴訟を提起するために十分な要素がある限りは、その要請を拒絶することもできる。

6.2.2. 無体財産(権)

形跡を残す犯罪については、証拠を構成するものに関する専門的な捜査の実施が伴 わなければ、告訴又は告発は受理されない(刑事訴訟法第525条)。

裁判所は、証拠の捜索又は差押さえのために、差押えの根拠を立証する裁判所の専門家を 2 人任命することができる。差押えが行われたか否かにかかわらず、専門的な捜査報告書は、捜査の終了から 3 日以内に提出されなければならない(刑事訴訟法第527条)。

捜査の終了に際しては、当該報告書の(内容)承認のために、(捜査)記録は、裁判官に送付されて終結する(刑事訴訟法第528条)。

被害者の私訴に関する犯罪について、差押え及び専門的な捜査の報告書に基づく告訴は、当該報告書の確認から 30 日が経過した後は認められない (刑事訴訟法第 529条) ことに留意されたい。

刑法第 184 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定める侵害について、警察当局は、違法に製造された又は複製された物品、並びに当該物品の存在を可能とした設備、器具及び原料が主に侵害行為のために使用されていることを条件として、そのすべてを差し押さえるものとする(刑事訴訟法第 530 条-B)。

差押えに際し、差押えられた物品及びその出所に関する情報がすべて詳細に記された、調書が作成され、2人の証人による署名がされる。当該調書は警察捜査又は訴訟手続きを構成する(刑事訴訟法第530条-C)。差押え後、当該物品は裁判所の専門家又は技術的能力を有する者により分析され、専門的な報告書が作成される。本報告書は警察捜査又は訴訟手続きを構成する(刑事訴訟法第530条-D)。

裁判所は、証拠として保存しうる場合を除き、被害者の請求により、又は、侵害者を突き止められないために刑事訴訟を行うことができない場合には、差押えられた物品で異議申立のないものの廃棄を命ずることができる(刑事訴訟法第 5630 条-F)。

判決を下す際には、裁判官は、違法に製造された物品の廃棄を命じ、かつ、違法製造又は複製のために用いられた設備であって差し押さえられたものを廃棄することを命ずる。その命令により連邦国庫局は、当該物品を廃棄するかあるいは州、自治体、連邦管区、公立学校、公的研究施設又は社会扶助団体に寄付しなければならない。連邦国庫局は、経済的理由又は公益を理由に、当該物品を連邦国庫に組み込むこともできる(刑事訴訟法第530条-G)。

6.2.3. 通常手続

通常手続において、裁判所の予審では拒絶されていない告発又は告訴については、 裁判官事は当該告発又は告訴を処理し、文書により、被告人を 10 日以内に応答のため に召喚するよう命ずる(刑事訴訟法第 396 条)。

抗弁において、被告人は予備的事項及びその抗弁に係る全ての事項について反論をし、書類及び正当化事由を提示し、提出されるべき証拠の指定並びに、必要な場合には召喚される適格な証人のリストを指定することができる(刑事訴訟法第 396 条-A)。

上記抗弁の後、裁判官は次の事項が証明された場合、被告人を無罪とする。(i) 事実の違法性を排除する明白な根拠、(ii) 責任が帰属しない場合を除き、担当捜査官の責任を排除する明白な根拠、(iii) 提示された事実が犯罪を構成しないこと、及び(iv) 担当捜査官の可罰性の消滅(刑事訴訟法第397条)。

告発又は告訴の受理により、判事は、公判期日を定め、被告人及びその弁護士の召喚を命じ、地区検察局の代表者の出頭、並びに該当する場合には、原告及びその補佐人の出頭を命じる(刑事訴訟法第 399 条)。

60 日間以内に開かれる、公判において、原告への質問、検察及び被告人側の証人の 陳述、鑑定人の宣誓証言、対審、並びに人及び物に関する承認を行い、最後に被告人 の審尋を行う(刑事訴訟法第 400 条)。 証拠開示手続の完了に際し、検察官、原告及びその補佐人、並びに、最後に被告人が、証拠開示手続の後に求められる又は当該手続により生ずる調査を請求することができる(刑事訴訟法第 402 条)。

調査が請求されていない場合又は却下された場合、検察及び被告人により、この順番で、10分間の延長が可能な、最終弁論が20分間行われ、裁判官が判決を下す(刑事訴訟法第403条)。当該事案の複雑さ又は被告人の数により、裁判官は、最終弁論を行うまでの期間を5日間延長することができる(刑事訴訟法第403条第3項)。

緊要の調査を命じられた場合、口頭弁論は最終弁論を行うことなく中断される。命じられた調査の履行完了に伴い、当事者は 5 日以内に最終弁論を文書で提示し、裁判官は 10 日以内に判決を下す(刑事訴訟法第 404 条)。

第7節 仲裁

7.1. 趣旨

ブラジルにおいては、法律第9307/96号 (以下、「仲裁法」)が仲裁について規定している。

契約締結の権限を有する者は、個人の私権に関連する紛争の解決のため、仲裁手続を利用することができる(仲裁法第1条)。

仲裁は、契約当事者の裁量により、準拠法規を自由に選択し、法律又は衡平法(エクイティ)に従って行うことができる。この場合に、道徳及び公共の秩序に従うものとする。これに加えて、法の一般原則、一般的に受け入れられている慣行及び国際取引規則の適用が認められる(仲裁法第2条)。

7.2. 仲裁契約

契約当事者は、契約又は合意条項において、仲裁を付託することに合意することができる(仲裁法第3条)。

合意条項では、契約当事者が契約に関連して将来に起こりうる紛争事項を仲裁に付 託することに合意する(仲裁法第4条)。

この条項はその合意をした契約に関して独立条項を構成し、契約が無効と判断された場合であっても、合意条項は必ずしも無効とされない(仲裁法第8条)。 仲裁契約とは、当事者が一以上の個人に対し紛争を付託する場合に関するものである。 仲裁は、法廷内外のいずれであってもよい(仲裁法第9条)。

7.3. 仲裁人

当事者から信頼された権限ある者を仲裁人に指名することができる。その人数は常に奇数とする(仲裁法第 13 条第 10 項)。偶数の仲裁人が指名されている場合には、仲裁当事者は、さらに 1 人の仲裁人を指名することができる。合意に達しない場合には、裁判所が選択をするものとする(仲裁法第 13 条第 20 項)。

仲裁人は、予審及び法廷判事であり、また仲裁判断について控訴又は裁判所による確認を求めることはできない(仲裁法第 18条)。義務の履行において又はその履行を理由として、仲裁人は刑法の適用において公務員に相当する(仲裁法第 18条)。

7.4. 仲裁手続

仲裁手続は、仲裁人が、又は仲裁人が一人以上の場合は全員が、指名を受諾することにより、開始したとみなされる(仲裁法第19条)。

一以上の仲裁人について、その無能力、その能力への疑義又は忌避、並びに仲裁契約の無効、失効又は実施不能を申し立てようとする者は、仲裁手続きの開始後、最初に機会があるときに、これを行わなければならない(仲裁法第20条第2項)。

仲裁は、合意された手続に従って行い、この手続を仲裁機関又は専門機関に報告す ることができる。また当事者は、仲裁人又は仲裁機関に(仲裁)手続きの設定を委託 することができる(仲裁法第21条)。

仲裁の過程において、仲裁人は、当事者の請求に応じて、又は職権により、当事者 に証言をさせ、証人から(証言を)聴取し、専門家による鑑定又は必要と考えられる その他の証拠の提出を命じることができる(仲裁法第22条)。

強制措置又は差止めが求められる場合には、仲裁人は、本来の管轄のある裁判所に これを報告する(仲裁法第22条第4項)。

証拠開示手続が終了したならば、当事者が合意した期間内に仲裁裁定が言い渡され る。何の規定もなされていない場合は、仲裁裁定は仲裁の成立又は仲裁人の交代から 6ヶ月以内になされなければならない(仲裁法第23条)。

仲裁裁定は、仲裁手続きを締めくくるものであり、また郵便その他の受領証明のあ る方法により、又は受領証明を添えた交付により、当事者に仲裁裁定の謄本を送付し なければならない(仲裁法第29条)。

上記の 5 日以内に、利害関係人は、他方の当事者に通知して、次の事項を請求する ことができる。(i) 仲裁裁定の重大な誤りの訂正、(ii) 仲裁裁定の要点、疑問点又 は矛盾点の解明、又は(iii)省略された問題であって、仲裁裁定に含められるべきで あったものについての明示(仲裁法第30条)。すべての項目について期間は10日間 である(仲裁法第30条)。

仲裁裁定は、裁判判決と同一の効果を生じるのであり、また発出される場合には、 執行力のある文書となる(仲裁法第31条)。

当時者は、仲裁法第32条に規定されている場合において、管轄権を有する裁判所に よる仲裁裁定の無効宣言を請求することができる14。訴訟は、民事訴訟手続に基づき、 通常手続に従うものとし、また仲裁裁定又はその変更の通知の受領日から90日以内に 提起されなければならない(仲裁法第33条第1項)。

7.5. 外国でなされた仲裁裁定の認証及び履行

仲裁裁定は、ブラジルにおいて有効な国際条約に従って、並びに仲裁法を完全に遵 守して、ブラジルにおいて証明又は履行される(仲裁法第34条)。

¹⁴ **第32条**:次に掲げる場合は、仲裁裁定は無効となる。

I - 仲裁条項が無効である場合;

II -仲裁人となり得ない者により出されたものである場合

III この法の第26条にいう記載事項を含まない場合

IV -仲裁の合意に定められた範囲を超えてなされたものである場合

V - 仲裁に付された紛争全体を解決するものでない場合

VI -義務、受動的買収又は不正利得の違反を構成する方法により、仲裁裁定が出されたことが証明される場合 VII この法律第 III 節第 12 条に関する期限が終了してから、仲裁裁定が出された場合、並びに

VIII この法律第21条第2項に含まれる原則が尊重されていない場合

外国でなされた仲裁裁定の認証又は履行は、連邦高等裁判所による確認のみの対象 となる(仲裁法第35条)。

利害関係人は、外国でなされた仲裁裁定の確認を請求しなければならず、また準備書面において、民事訴訟手続法第 282 条に基づき、手続法を参照にすることを示し、かつ次の書類を添付しなければならない。 (i) 仲裁裁定の原本又はブラジル領事による認証又は認証された謄本、並びにその翻訳文、 (ii) 仲裁合意の原本又は正式認証された謄本及び正式な翻訳文(仲裁法第 37条)。

外国でなされた仲裁裁定の確認は、次の事項が確認される場合は拒絶されることがある。(i) 仲裁契約の当事者が不適格者であること、(ii) 仲裁契約の当事者が従うべき法律、又は指定がない場合には、仲裁裁定のなされた国の法律において無効であること、(iii) 当事者対抗手続が尊重されず、十分な抗弁が認められていること、(iv) 仲裁裁定が仲裁契約の設定範囲を超えて出されており、かつその超えた内容が不可分な一部であること、(v) 仲裁が仲裁契約又は合意条項に準拠していないこと、(vi) 仲裁裁定について、当事者間での強制力がまだ発生していないか、仲裁裁定を出した国の裁判所によりそれが無効とされ又は停止されていること(仲裁法第38条)、(vii) ブラジル法においては、当該事項が仲裁で解決できない事項であること、(viii) その決定がブラジルの公の秩序を損ねるものであること。

第8節 詐称通用及び不正競争防止

第1章7節で、産業財産権法により規定されたパッシング・オフおよび不正競争行為について説明したが、既に述べたようにこれらの行為は違法であり、刑事上も処罰の対象となるものである。

同様の趣旨で、消費者保護法は誤認を生ずる広告を禁じており、全体にせよ一部に せよ虚偽であって広報的性格を有する情報やコミュニケーションのいかなる形式のも のでも、あるいは商品・サービスについてその性質、特徴、品質、数量、所有者、出 所、価格、その他いかなる情報にせよ消費者を誤解させるような、(不利益な)情報 を告知しないことを含め、いかなる方法であれ、誤認を生ずる広告に該当する。

いかなる場合でも、侵害者に対する民事的方策といえば、当該侵害は裁判所で解決を目指さねばならない。しかしながら、法が明示的に侵害者に対し刑事罰を科している場合には、知的財産権の所有者は刑事訴訟手続きに関してこのマニュアルに記載している段階を踏む必要がある。

8.1. 不正競争

この問題に関しては、第 1 章において分析し、不正競争には民事罰及び刑事罰が適用されることを明らかにした。経済秩序に対する侵害は、結果的には、行政罰も適用となるが、これらはすべて自由な競争を損ねる傾向のある違法な行為を防止することを目的としている。詳細については、第 1 章第 7 節を参照されたい。

8.2. 詐称通用

この問題については、第 1 章で取り上げる機会があり、詐称通用が不正と見なされる行為であり、それ自体に不正競争規則が適用されることが実証されている(産業財産法第 195 条)。詳細については、第 1 章第 7 節を参照されたい。

8.3. トレードドレス

トレードドレスとは、消費者に直ちに認識される製品又は商業企業 (commercial establishment) の識別力ある外観を保護することを本質的にいう。

トレードドレスの侵害は不正競争を構成し、また侵害者は産業財産法第 195 条に規定された刑罰、すなわち、3 ヶ月以上 1 年以下の禁固刑又は罰金刑に処せられる。詳細については、第1章第7節を参照されたい。

末】 【巻

付属資料1 主要な外国・地域からの特許出願状況

Instituto Nacional da Propriedade Industrial - INPI Coordenação-Geral de Planejamento e Orçamento - CGPO

| | | | | Pedidos c | le Patent | os de Patentes Depositadas por Não-Residentes | adas por I | Vão-Resi | dentes | | | | | | |
|--------------------------|-------|----|------|-----------|-----------|---|------------|----------|--------|--------|-------|----|------|--------|--------|
| Dojod | | | 2004 | | | | | 2005 | | | | | 2006 | | |
| Paises | Ы | MU | CA | PCT | Total | Ы | MU | CA | PCT | Total | Ы | MU | CA | PCT | Total |
| CA - Canadá | 17 | 1 | 2 | 179 | 198 | 28 | 1 | 1 | 220 | 249 | 24 | - | 1 | 172 | 196 |
| CH - Suíça | 66 | 2 | - | 788 | 883 | 78 | - | - | 949 | 1,027 | 6 | - | - | 1,067 | 1,164 |
| CN - China | 2 | 2 | - | 28 | 9 | 7 | 7 | - | 94 | 103 | 12 | 2 | - | 46 | 111 |
| DE - Alemanha | 259 | - | - | 1,697 | 1,956 | 235 | 1 | - | 1,750 | 1,986 | 268 | - | - | 1,966 | 2,234 |
| DK - Dinamarca | 3 | - | - | 123 | 126 | 1 | - | - | 139 | 140 | 1 | - | - | 161 | 162 |
| ES - Espanha | 19 | 4 | - | 116 | 139 | 26 | 6 | - | 182 | 217 | 38 | 5 | - | 123 | 166 |
| FI - Finlândia | 2 | - | - | 137 | 142 | 2 | - | - | 180 | 185 | 9 | 1 | - | 198 | 205 |
| FR - França | 174 | 2 | | 921 | 1,097 | 232 | | 1 | 947 | 1,180 | 199 | | 1 | 1,072 | 1,271 |
| GB - Reino Unido | 34 | - | 1 | 453 | 488 | 21 | - | - | 485 | 206 | 15 | - | - | 496 | 511 |
| IL - Israel | 4 | 1 | - | 71 | 75 | 2 | - | - | 105 | 107 | 2 | - | - | 137 | 139 |
| IN - Ìndia | 1 | - | - | 63 | 64 | 3 | - | - | 78 | 81 | 3 | - | 1 | 87 | 91 |
| IT - Itália | 111 | 2 | - | 372 | 485 | 88 | - | - | 432 | 520 | 77 | 2 | - | 323 | 402 |
| JP - Japão | 147 | 1 | - | 699 | 811 | 171 | - | - | 738 | 606 | 211 | 1 | - | 835 | 1,047 |
| KR - República da Coréia | 52 | ı | ı | 289 | 341 | 108 | 7 | 1 | 353 | 464 | 09 | 1 | 1 | 269 | 330 |
| NL - Holanda | 59 | - | - | 579 | 638 | 34 | - | - | 633 | 299 | 23 | 1 | - | 613 | 637 |
| NO - Noruega | 3 | ı | ı | 61 | 64 | æ | , | ı | 103 | 106 | 2 | , | 1 | 109 | 111 |
| SE - Suécia | 19 | - | - | 434 | 453 | 24 | 1 | - | 496 | 521 | 21 | - | - | 437 | 458 |
| TW - Taiwan | 29 | 16 | - | 8 | 53 | 43 | 16 | - | 7 | 99 | 36 | 14 | - | 7 | 22 |
| US - Estados Unidos | 1,172 | 1 | 4 | 5,166 | 6,342 | 1,194 | 2 | 1 | 5,656 | 6,853 | 987 | 9 | 5 | 5,796 | 6,794 |
| Total Geral | 2,360 | 47 | 7 | 12,962 | 15,376 | 2,424 | 20 | 9 | 14,456 | 16,936 | 2,232 | 52 | 7 | 14,950 | 17,241 |

Fonte: Banco de Dados INPI

PI = Privilégio de Invenção MU = Modelo de Utilidade

PCT = "Patent Cooperation Treaty" (Tratado de Cooperação de Patentes) CA = Certificado de Adição

Atualização: Agosto de 2008

| | | <for of<="" th="" use=""><th>the INPI></th><th></th><th></th></for> | the INPI> | | |
|---------------------------------------|--|--|-----------------|----------|-------------------------|
| | Space for receipt stamp | | | Space f | or label |
| P | PETITION — RELATED TO A | APPLICATION | , PATENT OR | CERTIF | ICATE OF ADDITION |
| To t | he National Institute of Indus | trial Property: | | | |
| 1. 1.1 1.2 1.3 1.4 1.5 | Interested Party: Name: Identification Data: CNPJ/CPF: Full Address: CEP: Phone: 1.7 | 7 Fax: | | 1.8 | E-mail: |
| 1.0 | Filone. 1.7 | , iax. | | _ | ued in attached sheet |
| 2. | Title of Invention, Utility | Model or Cert | ificate of Addi | tion: | |
| | | | | Continu | ued in attached sheet |
| 3. | Nature: | Utility | Model | 0 | Certificate of Addition |
| 4. | Reference 4.1 Application 4.2 Patent | 4.3 Nr | ·. | | 4.4 Date: |
| 5. 5.1 5.2 5.4 | Patent Attorney/Agent (7 Name: CNPJ/CPF: Full Address: | 74) | | 5.3 | API/OAB: |
| 5.5 5.6 | CEP: Phone: 5.7 | 7 Fax: | | 5.8 | E-mail: |
| 6. | Presentation or change of | List of Biologi | cal Sequences | (docum | nents attached) |
| (if a | ny): | | | | |
| | List of sequences in electronic | c file: | nr. of C | Ds or D\ | /Ds (original and copy) |
| | Alphanumeric control code in | n barcode: | | pages | |
| | List of sequences in printed for | orm: | | pages | |
| | Declaration (Resolution INPL) | 228/09): | | pages | |

Form 1.02 – Petition or Request related to application, patent or certificate of addition (page 1/2)

7. Submits/Requests (cont.)

(Tic boxes related to your case):

| (indicate | total number of pages of only one copy of each document) Matter of the Request/Petition | Nr. of Pages |
|---------------|--|---------------|
| | 7.1 Changes in the Description | iti. or ruges |
| | 7.2 Changes in the Claims | |
| | 7.3 Changes in the Drawings | |
| | 7.4 Changes in the Summary | |
| | 7.5 Forfeiture of Patent/Certificate of Addition | |
| | 7.6 Reply to Forfeiture/Nullity | |
| | 7.7 Official copy of application filed | |
| | | |
| | | |
| | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | |
| | 7.10 Priority Document | |
| | 7.11 Request for technical exam, with claims | |
| <u> </u> | 7.12 Issuance of Letters Patent / Certificate of Addition | |
| | 7.13 Receipt of Payment of Official Fee (one for each service) | |
| | 7.14 Comments on Opinion RPI ,of | |
| | 7.15 Nullity of Patent / Certificate of Addition | |
| | 7.16 Power of Attorney | |
| | 7.17 Early Publication | |
| | 7.18 Appeal against Rejection | |
| | 7.19 Appeal, (other) | |
| | 7.20 Waiver of Patent | |
| | 7.21 Reinstatement of application / patent | |
| | 7.22 Withdrawal of application | |
| | 7.23 Elements for Technical Review | |
| | 7.24 Offer of Patent License | |
| | 7.25 Other requests other than those specified in box 6 (specify): | |
| | | |
| 8. To | otal number of pages attached (ref. boxes 6 and 7): pages | |
| 9. I true. | hereby declare, subject to perjury, that the foregoing information is | complete and |
| | Place/Date Signature/Seal | |

Form 1.02 – Petition or Request related to application, patent or certificate of addition (page 2/2)

| | | <for inpi="" of="" the="" use=""></for> | |
|--------|---------------------------------|---|------------------------------|
| | | I | |
| | Space for receipt stamp | | Space for label |
| | | | |
| AF | PPLICATION FOR INVEN | ITION PATENT OR CEF | RTIFICATE OF ADDITION |
| To th | e National Institute of Indust | rial Property: | |
| The a | pplicant requests the grant of | f patent of the nature and ir | the conditions set out below |
| | | | |
| 1. | Applicant (71): | | |
| 1.1 | Name: | | |
| 1.2 | Identification Data: | | |
| 1.3 | CNPJ/CPF: | | |
| 1.4 | Full Address: | | |
| 1.5 | CEP: | 1.6 Phone: | 1.7 Fax: |
| 1.8 | E-mail: | | |
| | | | Continued in attached sheet |
| 2. | Nature: | Utility Model | Certificate of Addition |
| Indica | ate, necessarily, without abbr | eviation, the desired Nature | : |
| 3. | Title of Invention, Utility I | Model or Certificate of Addi | tion (54): |
| | | | |
| | | | Continued in attached sheet |
| 4. | Request for Split: of App | olication nr. | Date of Filing: |
| 5. | Priority: | internal | ☐ Paris Convention |
| The a | pplicant requests the following | | |
| | try or organization of origin | Application Number | Date of Filing |
| | ., | | 2440 31111116 |
| | | | |

Form 1.01 – Application for Patent or Certificate of Addition

| 6. | Inventor (72): | | | | | | |
|--------------------|---|-----------|--------|------------|----------|-------------|---------------|
| \square Ind | licate here whether the inventor | (s) desir | e dis | closure o | f his/he | r/its (thei | r) name(s) |
| 6.1 | Name: | | | | | | |
| 6.2 | Identification Data: | | | 6.3 | CPF: | | |
| 6.4 | Full Address: | | | | | | |
| 6.5 | CEP: | 6.6 Pho | ne: | | | 6.7 Fax: | |
| 6.8 | E-mail: | | | | | | |
| | | | | | Conti | nued in at | tached sheet |
| 7. | Declaration (item 3.2 of Regula | atory Act | t (AN |) 127/97: | | | |
| □ certific | 7.1 I declare that the data stacate of filing or equivalent docum | | | | | | |
| | | | | | | | attached |
| 8. | Declaration of non-detrimenta | l prior d | isclos | sure: | (Grace | e Period): | |
| (art. 12 | 2 of LPI and item 2 of AN 127/97 |) | | | | | attached |
| 9. | Patent Attorney/Agent (74) | | | | | | |
| 9.1 | Name: | | | | | | |
| 9.2 | CNPJ/CPF: | | | | 9.3 | API/OAE | 3: |
| 9.4 | Full Address: | | | | | | |
| 9.5 | CEP: 9.6 | Phone: | | | 9.7 | Fax: | |
| 9.8 | E-mail: | | | | | | |
| 10. | List of Biological Sequences (do | ocument | s atta | ached) (if | any): | | |
| ☐ Li | ist of sequences in electronic file | s: | | nr. of | CDs or E | VDs (origi | nal and copy) |
| □ A | Iphanumeric control code in bard | code: | | | pages | | |
| ☐ Li | ist of sequences in printed form: | | | | pages | | |
| □р | eclaration (Resolution INPI 228/0 | 09): | | | pages | | |
| 11. (Indica | Documents attached (tic and in attention of pages of only | | | | | | |
| | 11.1 Receipt of Payment of Fee | Pages | | 11.5 Des | | | Pages |
| | 11.2 Power of Attorney | Pages | | 11.6 Clai | | | Pages |
| | 11.3 Priority Documents | Pages | | 11.7 Dra | wings | | Pages |

Form 1.01 – Application for Patent or Certificate of Addition

付属資料3 特許出願および追加特許証出願フォーム

| | 11.4 Labor Agreement document | Pages | | 11.8 Summary | | Pages |
|-------|-----------------------------------|-----------|--------|-----------------|--------------|----------------|
| | 11.9 Others not covered in Box 11 | | | | | Pages |
| | (specify) | | | | | |
| | | | | | | |
| 12. | Total number of pages attache | d (boxe | s 10 a | nd 11): | Pages | |
| 13. | I hereby declare, subject to po | erjury, t | hat tl | ne foregoing in | formation is | s complete and |
| true. | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | Place/Date | | | Sign | ature/Seal | |

| | | <for o<="" th="" use=""><th>of the IN</th><th>PI></th><th></th></for> | of the IN | PI> | |
|---------|---|--|------------|-------------|-----------------------------|
| | Space reserved for receipt stamp |) | | | Space to affix label |
| | PCT – INIT | TATION C |)F NA | TIONA | L PHASE |
| To: T | he National Institute of Indus | strial Proper | ty: | | |
| The ap | oplicant requests the initiation of the | e national phase | e of the f | ollowing pa | tent application |
| 1. | Applicant (71): | | | | |
| 1.1 | Name: | | | | |
| 1.2 | Identification particulars: | | | | |
| 1.3 | CNPJ/CPF: | | | | |
| 1.4 | Full address: | | | | |
| 1.5 | CEP: | | | | |
| 1.6 | Phone: 1.7 Fax | : | 1.8 | E-mail: | |
| | | | | | continued in attached sheet |
| 2. | Natureza: Invention (P | l) | Patent (| MU) | |
| Indicat | te, necessarily, and without abbrevi | ation, the desire | ed nature | e: | |
| 3. | PCT (86): App | oln Filing Nr | | | Date of Filing: |
| 4. Tit | tle of Invention or Utility Pat | ent (54): | | | |
| | | | | | |
| | | | | | continued in attached sheet |
| 5. | Priority Right (30): | | | | |
| The ap | oplicant claims the following priority | (ies): | | | |
| | ry/organization where appln was | Application | number | (if any) | Date of filing |
| filed | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 6. | Inventor (72): | | | | |
| 6.1 | Name: | | | | |
| 6.2 | Identification particulars: | | | | |
| 6.3 | CPF: | | | | |

IPI Form 1.03 – PCT National Phase (page 1/2)

| 資料 6.4 | דרי | PUI 山駅国内板 Full address: | 階移行手続きフォー | Д | | |
|-----------|---|---|--|---------------------------|----------------------------|-----------|
| | | | | | | |
| 6.5 | | CEP: | | | | |
| 6.6 | Phor | ie: | 6.7 Fax: | 6.8 | E-mail: | |
| | | | | | continued in attack | hed sheet |
| 7. | | Attorney/Agent | (74): | | | |
| 7.1 | | Name: | | | | |
| 7.2 | | CNPJ/CPF: | | 7.3 API/OAB: | | |
| 7.4 | | Full address: | | | | |
| 7.5 | | CEP: | | | | |
| 7.6 | | Phone: | 7.7 Fax: | 7.8 | E-mail: | |
| 8. | | List of Biologica | I sequences: (docume | nts attached) (if a | any): | |
| | | List of sequences in | electronic file: | nr of CDs or DVI | Os (original and copy). | |
| | П | Alphanumeric contr | ol code in barcode format: | page | | |
| | | List of sequences in | | | | |
| | | | | pages | | |
| | Ш | Declaration in accor | dance with Resolution INPI | nº 228/09: | fl. | |
| 9. | | Documentos An | exados (assinale e ind | lique também o r | número de folhas): | |
| 9. | | | exados (assinale e ind | | | |
| 9. | | | o o nº total de somente uma | das vias de cada | | folh |
| 9. | 9.1 | | o o nº total de somente uma DOCUMENTOS A | das vias de cada | | folh |
| 9. | 9.1 | (Deverá ser indicado | o o nº total de somente uma DOCUMENTOS A | das vias de cada | | folh |
| 9. | | (Deverá ser indicado Guia de Recolhir | DOCUMENTOS A | das vias de cada | | folh |
| 9. | 9.2 | (Deverá ser indicado Guia de Recolhir Procuração | DOCUMENTOS A mento Prioridade | das vias de cada | | folh |
| 9. | 9.2 | Guia de Recolhir Procuração Documentos de | DOCUMENTOS A mento Prioridade | das vias de cada | | folh |
| 9. | 9.2 9.3 9.4 | Guia de Recolhir Procuração Documentos de Relatório descrit | DOCUMENTOS A mento Prioridade | das vias de cada | | folh |
| 9. | 9.2 9.3 9.4 9.5 | Guia de Recolhir Procuração Documentos de Relatório descrit Reivindicações Desenhos Resumo | DOCUMENTOS A mento Prioridade ivo | nexados | | folh |
| 9. | 9.2 9.3 9.4 9.5 9.6 | Guia de Recolhir Procuração Documentos de Relatório descrit Reivindicações Desenhos Resumo | DOCUMENTOS A mento Prioridade | nexados | | folh |
| 9. | 9.2 9.3 9.4 9.5 9.6 9.7 9.8 | Guia de Recolhir Procuração Documentos de Relatório descrit Reivindicações Desenhos Resumo Outros que não a | DOCUMENTOS A mento Prioridade ivo aqueles definidos no campo | NEXADOS 8 (especificar): | a documento) B e 9): fls. | folh: |
| 10. | 9.2 9.3 9.4 9.5 9.6 9.7 9.8 | Guia de Recolhir Procuração Documentos de Relatório descrit Reivindicações Desenhos Resumo Outros que não a | DOCUMENTOS A mento Prioridade ivo aqueles definidos no campo | NEXADOS 8 (especificar): | a documento) B e 9): fls. | |

IPI Form 1.03 – PCT National Phase (page 1/2)

Space for receipt authentication

PETITION to request priority in review of patent application

To the National Institute of Industrial Property: **Interested Party:** 1. 1.1 Name: CNPJ/CPF: 1.2 1.3 Full Address: 1.4 CEP: 1.5 Phone: 1.6 Fax: 1.7 Email: ☐ Continued in attached sheet 2. Reference ☐ Invention ☐ Utility Model 2.1 Nature: 2.3 Date of Filing: / / 2.2 Application Nr: 3. **Reason of Request:** 3.1 The applicant's age is equal or over sixty (60) 3.2 The matter of the application is being copied by a third party without the applicant's authorization 3.3 The grant of the patent is a condition to obtain financial resources from a fostering organization or official national credit institution, released in the form of economical subsidy, loan or equity interest, or originating from mutual investment funds, for exploitation of the corresponding product or process 3.4 The interested party is being accused by the applicant of copying the matter of the patent application without its authorization 4. **Documents Attached:** continued in attached sheet 4.1 Nr of Pages: 5. Attorney (74) 5.1 Name: CNPJ/CPF: API/OAB: 5.2 5.3 5.4 Full Address: 5.5 CEP: 5.6 Phone: 5.7 Fax: I hereby declare, subject to perjury, that the foregoing information is complete and 6. true.

Form 1.09 – Petition to Request Priority in Review of Patent Application

Place/Date

Signature/Seal

TABLE OF INPI FEES (amounts expressed in Brazilian Reals)

| | SERVICES OF PATENT DIVISION – DIRPA (INVENTION, CERTIFICATE OF ADDITION AND UTILIT | TY MODEL) | |
|------|--|-----------|-----------|
| Code | Descrição do Serviço | Fee 1 | Fee 2 (*) |
| 200 | Filing National Invention Application (PI), Certificate of Inclusion of Invention (C) or Utility Model and National Phase of PCT | 200,00 | 80,00 |
| 201 | Conveyance of filing of International Application under the PCT | 200,00 | 80,00 |
| 202 | Advanced Publication | 200,00 | 80,00 |
| 203 | Application for Analyses of Invention (PI) R\$ 500,00 ordinary fee or R\$ 200,00 (*) for up to 10 (ten) applications. Above that, add R\$ 50,00 or R\$ 20,00 (*) per application from 11th to 20th, R\$ 75,00 or R\$ 30,00 (*) per application from 21st to 30th, and R\$ 100,00 ou R\$ 40,00 (*) per application from 31st on. | 500,00 | 200,00 |
| 204 | Application for analyses of Utility Model | 320,00 | 128,00 |
| 205 | Application for Analyses of Certificate of Inclusion to Invention (C) | 160,00 | 65,00 |
| 206 | Compliance with Requirement further to Formal Analyses | Isento | Isento |
| 207 | Compliance with Requirement | 100,00 | 40,00 |
| 208 | Reistatement of Application, Patent or Certificate of Inclusion of Invention | 500,00 | 200,00 |
| 209 | eactivation of Application | 500,00 | 200,00 |
| 210 | Presentation of Subsidies to Formal Analyses | 300,00 | 120,00 |
| 212 | Issuance of Patent Letter or Certificate of Inclusion of Invention (C) within ordinary period | 200,00 | 80,00 |
| 213 | Issuance of Patent Letter or Certificate of Inclusion of Invention (C) extraordinary period | 400,00 | 160,00 |
| 214 | Appeal of Patent (PI), Utility Model (MU) or Certificate of Inclusion of Invention (C) | 540,00 | 215,00 |
| 215 | Nullity or Lapse of Invention (PI), Utility Model (MU) or Certificate of Inclusion of Invention (C) | 540,00 | 215,00 |
| 216 | Reply or Challenge to Invention, Utility Model (MU) or Certificate of Inclusion of Invention (C) | 220,00 | 90,00 |
| 217 | Analyses of survival of Certificate of Inclusion of Invention (C) | 300,00 | 120,00 |
| 218 | Offer of patent licence for exploration or renewal of offer | 130,00 | 50,00 |
| 219 | Certificate of development of patent application at INPI and correspondence with patent granted abroad, for the purposes of partial compliance with requirements established in art. 70.9 of the Agreement on Aspects of Industrial Property Rights related to commerce | 800,00 | 320,00 |
| 220 | Yearly fee of Application for Patent of Invention (PI) within the ordinary | 250,00 | 100,00 |
| 221 | Yearly fee of Application for Patent of Invention (PI) within extraordinary period | 500,00 | 200,00 |
| 222 | Yearly fee of Patent of Invention (PI) from 3rd to 6th year within the ordinary period | 660,00 | 265,00 |
| 223 | Yearly fee of Patent of Invention (PI) from 3rd to 6th year within extraordinary period | 1.320,00 | 530,00 |
| 224 | Yearly fee of Patent of Invention (PI) from 7th to 10th year within the ordinary period | 1.030,00 | 410,00 |
| 225 | Yearly fee of Patent of Invention (PI) from 7th to 10th year within extraordinary period | 2.060,00 | 825,00 |
| 226 | Yearly fee of Patent of Invention (PI) from 11th to 15th year within the ordinary period | 1.390,00 | 555,00 |
| 227 | Yearly fee of Patent of Invention (PI) from 11th to 15th year within extraordinary period | 2.780,00 | 1.110,00 |
| | in the second process | | |

付属資料6 特許出願手数料表

| 228 | Yearly fee of Patent of Invention (PI) from 16th year on, within the ordinary period | 1.690,00 | 675,00 |
|-----|---|----------|----------|
| 229 | Yearly fee of Patent of Invention (PI) from 16th year on, within extraordinary period | 3.380,00 | 1.350,00 |
| 230 | Yearly fee of Application for Certificate of Inclusion of Invention (C) within | 90,00 | 35,00 |
| 231 | the ordinary period Yearly fee of Application for Certificate of Inclusion of Invention (C) within | 190.00 | |
| 231 | extraordinary period Yearly fee of Application for Certificate of Inclusion of Invention (C) from | 180,00 | 70,00 |
| 232 | 3rd to 6th year, within the ordinary period | 200,00 | 80,00 |
| 233 | Yearly fee of Application for Certificate of Inclusion of Invention (C) from 3rd to 6th year, within extraordinary period | 400,00 | 160,00 |
| 234 | Yearly fee of Application for Certificate of Inclusion of Invention (C) from 7th to 10th year, within the ordinary period | 310,00 | 125,00 |
| 235 | Yearly fee of Application for Certificate of Inclusion of Invention (C) from | 620,00 | 250,00 |
| 236 | 7th to 10th year, within extraordinary period Yearly fee of Application for Certificate of Inclusion of Invention (C) from | 400,00 | 160,00 |
| | 11th to 15th year, within the ordinary period Yearly fee of Application for Certificate of Inclusion of Invention (C) from | | <u>'</u> |
| 237 | 11th to 15th year, within extraordinary period | 800,00 | 320,00 |
| 238 | Yearly fee of Application for Certificate of Inclusion of Invention (C) from 16th year on, within the ordinary period | 510,00 | 205,00 |
| 239 | Yearly fee of Application for Certificate of Inclusion of Invention (C) from 16th year on, within extraordinary period | 1.020,00 | 410,00 |
| 240 | Yearly fee of Application for Utility Model (MU) within the ordinary period | 170,00 | 70,00 |
| 241 | Yearly fee of Application for Utility Model (MU) within extraordinary period | 340,00 | 135,00 |
| 242 | Yearly fee of Application for Utility Model (MU) from 3rd to 6th year, within | 340,00 | 135,00 |
| 243 | the ordinary period Yearly fee of Application for Utility Model (MU) from 3rd to 6th year, within | 680,00 | 270,00 |
| | extraordinary period Yearly fee of Application for Utility Model (MU) from 7th to 10th year, | · | • |
| 244 | within the ordinary period | 680,00 | 270,00 |
| 245 | Yearly fee of Application for Utility Model (MU) from 7th to 10th year, within extraordinary period | 1.360,00 | 545,00 |
| 246 | Yearly fee of Application for Utility Model (MU) from 11th year on, within the ordinary period | 1.020,00 | 410,00 |
| 247 | Yearly fee of Application for Utility Model (MU) from 11th year on, within extraordinary period | 2.040,00 | 815,00 |
| 248 | Change of Name, Trade Name, Registered Offices and/or address R\$ 50,00 or R\$ 20,00 (*) ordinary fee for up to 10 (ten) proceedings. Above that, add R\$ 5,00 or R\$ 2,00 (*) per proceeding. | 50,00 | 20,00 |
| 249 | Annotation of Titleholder Transfer | 100,00 | 40,00 |
| 250 | Certificate of Proceeding Developments | 70,00 | - |
| 251 | Search Certificate per titleholder | 70,00 | - |
| 252 | Issuance of copy of Letter Patent or Certificate of Inclusion of Invention | 120,00 | - |
| 253 | Official copy for application of union priority | 150,00 | - |
| 256 | Application for Reinstatement of Period due to impediment of the | 100,00 | - |
| 257 | Application for Reinstatement of Period due to fact attributable to INPI | Exempt | Exempt |
| 258 | Withdrawal or Waiver | Exempt | Exempt |
| 259 | Evidence of Fee Payment (also in compliance with requirement) | Exempt | Exempt |
| 260 | Other Motions | 100,00 | 40,00 |
| 261 | Application for correction of error in RPI Industrial Property Gazette") | Exempt | Exempt |
| 263 | Priority Analyses | Exempt | Exempt |
| 264 | Compliance with article 3 of Administrative Act INPI n° 134 | Exempt | Exempt |
| 265 | Copy of Free Technical Analyses Opinion to applicants or their attorneys in fact | Exempt | Exempt |
| 266 | International Search under the PCT (Rule 16 -PCT) | 1.900,00 | 760,00 |

付属資料6 特許出願手数料表

| 1 | T | | T | | | | |
|-------|--|----------------------------|-----------|--|--|--|--|
| 267 | Additional to International Search under the PCT (Rule 40.2 -PCT) | 1.530,00 | 610,00 | | | | |
| 268 | International Analyses under the PCT (Rule 58 -PCT) | 710,00 | 285,00 | | | | |
| 269 | Additional to International Analyses under the PCT (Rule 68.3 -PCT) | 410,00 | 165,00 | | | | |
| 270 | Copy of document regarding the International Phase of the PCT (Regras 44.3.b, 71.2 e 94.2 -PCT) per page | 2,00 | 0,80 | | | | |
| 271 | Reinstatement of Rights for National Phase of the PCT (Rule 49.6 -PCT) | 100,00 | - | | | | |
| 272 | Reply to Technical Opinion at Appeal Level | Exempt | Exempt | | | | |
| 275 | Presentation of biological sequence list before application for analyses | Exempt | Exempt | | | | |
| 824-4 | Simple copy R\$ 6,00 ordinary fee for up to 4 (four) pages. Above that, add R\$ 0,20 per page. After final evaluation of fee, use the 800 service, "Fee Supplement" for full payment of service. | 6,00 | - | | | | |
| 825-4 | Certified copy R\$ 12,00 fee for up to 4 (four) pages. Above that, add R\$ 0,40 per page. After final evaluation of fee, use the 800 service, "Fee Supplement" for full payment of service. | 12,00 | - | | | | |
| | GENERAL ADMINISTRATION SERVICES | | | | | | |
| Code | Description of Service | Fee 1 | Fee 2 (*) | | | | |
| 800 | Fee Supllement Use this service to supplement any fee deficiency or in need of updating, adding other fees, as the case may be. For example, when supplement derives from requirement, the amount of compliance with requirement must be paid, using one form for each service. cabível, utilizando-se uma guia para cada um dos serviços. The initial or preliminary Payment Form must be informed ("Our number") ("Nosso Número"). | Varies | - | | | | |
| 801 | Fee Refund Use this service to apply for refund of undue or overpaid fee. The initial or preliminary Payment Form must be informed ("Our number") ("Nosso Número"). | 25,00 | - | | | | |
| 802 | Remmittance of official fees payable over application of international patent pursuant to the Patent Cooperation Treaty (PCT) | Varies | - | | | | |
| 821 | Other Motions | 60,00 | - | | | | |
| - | Printouts, Publications and Copies | Price in specific Table | - | | | | |
| | | | | | | | |

^(*) Fee 2: reduction of 60% of the value of the fee when application is made by: individuals, individual micro entrepreneurs, microcompanies, small companies and cooperatives as defined by law; teaching and research institutes; not for profit organizations and public entities as defined in this Resolution.

付属資料6 特許出願手数料表

| | PRINTOUTS, PUBLICATIONS AND COPIES | |
|------|---|-------|
| Code | Description of Service | Fee |
| 803 | Industrial Property Magazine (Paper) -issue | 35,00 |
| 804 | Industrial Property Magazine (CD Rom) -issue | 18,00 |
| 809 | Forms in pads of 100 (one hundred) pages - Trademarks and Patents | 17,00 |
| 810 | Forms in pads of 100 (one hundred) pages - Transfer of Technology | 17,00 |
| 812 | Industrial Property Act (9.279 / 96) | 7,00 |

7. Patent Attorney/Agent

7.1 Name & CPF/CNPJ:

Reference:

☐ 5.2 Patent Appln/Reg.

5.1 Application

Assignor

6.1 Name:6.2 CNPJ/CPF:6.3 Address:6.4 Phone Nr.:

5.

7.2 Address:

5.3 **Nr.**

FAX:

5.4 **Date:**

Continued in attached sheet

| 7.3 | CEP: Phone Nr: | | | |
|-----|--|------------------|--|--|
| _ | ttached documents Specify total number of pages of only one copy of each documen | t) | | |
| | Documents submitted | Nr. of Pages | | |
| | 8.1 Filing fee payment slip | | | |
| | 8.2 Change of Name/Address Document | | | |
| | 8.3 Patent Certificate / Certificate of Addition / Patent Design Registration | | | |
| | 8.4 Power of Attorney | | | |
| | 8.5 Deed of Assignment and/or Transfer | | | |
| | 8.6 Other (specify) | | | |
| | 8.7 Total number of pages attached | | | |
| | | • | | |
| | ereby represent, subject to perjury, that the foregoing inforn lete and true. | nation is | | |
| | Place & Date Signature | Signature & Seal | | |

| 資料8 工業意匠登録出版 | 類フォーム | | |
|--|---|----------------------|-------------------------------|
| | | | |
| Filing Receipt Authentica | ation (22) | | DI nr. (21) |
| APPLICATION FOR RE | GISTRATION OF I | DESIGN PATEN | T (DI) |
| To the National Institut | | | sified below: |
| 1. Applicant: | ant of registration of de | sign patent, as spec | illed below. |
| 1.1 Name 1.2 Nationality: 1.4 CPF/CNPJ (if any) | 1.3 . | Job Title: | |
| 1.5 Address: City: 1.6 Phone nr.: Fax: | State: | District: CEP: | Country: |
| E-mail: | | | Continued in attached sheet |
| 2. Title of Registratio | n | | |
| 2.1 Title: 2.2 Split Application | | | Continued in attached sheet |
| 3. Field of Application | 1 | | Continued in attached sheet |
| 4. Priority Claim | | | |
| Country or Organization of origin | Application Number (transcribe precisely the number stated in the priority) | | Filing Date |
| | | | |
| | | | |
| | | | Continued in attached sheet |
| 5. Secrecy of Applica5. Secrecy claimed und | | Article 106 of the | e LPI? Yes No |
| 5. Secrety daimed und | lei Faragrapii i Oi | Article 100 or the | e LFI! Tes No |
| 6. Inventor (s) 6.1 Requests non-disclo | sure of inventor(s) | name(s) under F | Paragraph 4, Article 6 of the |
| (see procedure set out in 6.2 Name | n section1.1 of Reg | ulation AN 161/2 | 2002) |
| 6.3 Nationality: 6.5 CPF/CNPJ (if any) | 6.4 J | ob Title: | |
| 6.6 Address: City: 6.7 Phone nr.: | State: | District: CEP: | Country: |
| Fax: E-mail: | | | Continued in attached sheet |

Form nr. 2.01 – Design Patent (DI) Application (page 1/2)

| | ement required ur ion of ownership) | | 2 of Regulatio | n AN 161/02 (f | ree | |
|---------------------|--|------------------|------------------|---|---------------|--|
| | | | | Continued in | attached shee | |
| | ement of non-prej ace Period) | udicial prior d | isclosure (Par | agraph 3, Artic | cle 96 of the | |
| | , | | | Continued in | attached shee | |
| • | resentative/Patent | Attorney/Age | nt | | | |
| 4.1 Nam | - | 5 (0 | 15) II . | | | |
| 4.2 Pate 4.3 CPF | nt Agent (API) or B | razilian Bar (O | AB) enrollment | number: | | |
| 4.4 Addr | | | District: | | | |
| City: | | State: | CEP: | Country | y: | |
| 4.5 Phor | | | | | | |
| Fax | =" | | | | | |
| E-m | ail: | | | | | |
| one cop | y of the documen | t) | | | | |
| Submits | s herewith: | | | | Nr. of Pages | |
| | Filing fee paymer | nt slip 🔲 indivi | dual 🔲 leg | gal entity | | |
| | Power of Attorney | / | | | | |
| | Priority Documen | t | | | | |
| | Patent Descriptio | n | | | | |
| | Claims | | | | | |
| | Black & White Dra | awings or Photo | ographs | | | |
| | Colored Drawings | s or Photograph | ıs | | | |
| | Others (specify) | | | | | |
| | Total number of | pages of attac | hments | | | |
| | reby represent, sung information is o | • | | ished in the la | w, that the | |
| | | | | | | |
| Place & Date | | | | Signature & Seal (attorney, agent or applicant) | | |
| | | | | | | |

| 資料9 登録意匠の譲 | 度等の申請フォーム | 4 | |
|----------------------------|--------------------------|---------------------------|--------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| Filing Receipt Author | entication (22) | | |
| APPLICATION FORM | I – ASSIGNMENT | / Change of Name | e(s) or Address(es) |
| | | | |
| - 4 1 4 1 4 | | | |
| To the National Instit | tute of Industrial I | Property: | |
| The applicant requests rec | ordal of the following a | ssignment or change | of name/address: |
| 1. Interested Party | ordar or the following a | 33igililletit of change t | name/address. |
| 1.1 Name | | | |
| 1.2 Nationality: | 1.3 | 3 Job Title: | |
| 1.4 CPF/CNPJ (if any) | | | |
| 1.5 Address: | • | District: | |
| City: | State: | CEP: | Country: |
| 1.6 Phone Nr.: | | | • |
| Fax: | | _ | |
| E-mail: | | | Continued in attached sl |
| O D | 1-1 - C | | |
| 2. Requests record | | Shanga of name | ☐ 2.2 Change of Addre |
| 2.1 Assignment of | i owner 2.2 C | Change of name | 2.3 Change of Addre |
| 3. Title of Patent: | | | |
| | | | Continued in attached sh |
| 4. Reference: | | | |
| 4.1 Patent Applica | tion | | |
| 4.2 Patent or Regi | stration 4.3 Numb | per | 4.4 Date: |
| 5. Assignor | | | |
| 5.1 Name | | | |
| 5.2 Nationality: | | 3 Job Title: | |
| 5.4 CPF/CNPJ (if any) |) | | |
| 5.5 Address: | | District: | |
| City: | State: | CEP: | Country: |
| 5.6 Phone nr.: | | | |
| Fax: | | | |
| E-mail: | | | Continued in attached sh |
| 6. Representative/P | atent Attorney/Ag | gent | |
| 6.1 Name | , , , | O.4.D.\ " | |
| 6.2 Patent Agent (API |) or Brazilian Bar (| OAB) enrollment r | ır.: |
| 6.3 CPF/CNPJ: | | Diatriat | |
| 6.4 Address: | Stata: | District: | Country |
| City: 6.5 Phone nr.: | State: | CEP: | Country: |
| Fax: | | | |
| ι αλ. | | | |
| F-mail· | | | |
| E-mail: | | | Continued in attached sh |

Form 2.03 – Application for Recordal of Assignment or Change of Name/Address related to Patent Design (DI) Application or Registration (page 1/2)

Place & Date

7. Documents attached (tic box and indicate total number of pages contained in one copy of the document)

| Submits | Submits herewith: | | | | | | |
|---------|-------------------|--|-------------|--|--|--|--|
| | 7.1 | Filing Fee Payment Slip | | | | | |
| | 7.2 | Document attesting Change of Name/Address | | | | | |
| | 7.3 | Design Patent Registration Certificate | | | | | |
| | 7.4 | Power of Attorney | | | | | |
| | 7.5 | Deed of Assignment and/or Transfer of Ownership | | | | | |
| | 7.6 | Articles of Incorporation | | | | | |
| | 7.7 | Others (specify) | | | | | |
| | 7.8 | Total number of pages of attachments | | | | | |
| | | epresent, subject to the penalties established in the la ormation is complete and true. | w, that the | | | | |

Signature & Seal

Instituto Nacional da Propriedade Industrial - INPI Coordenação-Geral de Planejamento e Orçamento - CGPO

DEPÓSITO DE MARCAS POR PAÍS

| Sigla País | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 |
|--------------------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| AR - ARGENTINA | 326 | 326 | 430 | 353 | 377 | 432 |
| CA - CANADÁ | 158 | 121 | 166 | 195 | 208 | 298 |
| CH - SUIÇA | 962 | 839 | 1,091 | 1,169 | 1,367 | 1,395 |
| CN - CHINA | 79 | 104 | 245 | 305 | 297 | 507 |
| DE - ALEMANHA | 1,550 | 1,391 | 1,562 | 1,977 | 2,043 | 2,526 |
| DK - DINAMARCA | 81 | 66 | 103 | 100 | 146 | 278 |
| ES - ESPANHA | 407 | 383 | 560 | 644 | 664 | 761 |
| FR - FRANÇA | 1,002 | 1,098 | 1,030 | 1,432 | 1,440 | 1,586 |
| GB - REINO UNIDO | 525 | 665 | 699 | 671 | 840 | 1,113 |
| IT - ITÁLIA | 659 | 593 | 695 | 852 | 824 | 957 |
| JP - JAPÃO | 739 | 639 | 744 | 699 | 857 | 971 |
| KR - REPÚBLICA DA CORÉIA | 78 | 83 | 157 | 135 | 150 | 244 |
| MX - MÉXICO | 144 | 183 | 238 | 276 | 210 | 417 |
| NL - HOLANDA | 479 | 482 | 470 | 559 | 584 | 805 |
| PT - PORTUGAL | 139 | 145 | 175 | 163 | 262 | 337 |
| SE - SUÉCIA | 155 | 217 | 201 | 176 | 223 | 274 |
| US - ESTADOS UNIDOS | 4,722 | 4,548 | 5,532 | 5,834 | 6,498 | 5,875 |
| Tota | l 13,674 | 13,761 | 16,040 | 17,919 | 20,115 | 21,977 |

付属資料11 登録商標検索申請フォーム

| TM SEARCH CERTIFICATE APPLICATIO | N FORM FILIN | NG RECEIPT AUTHENTICATION |
|--|---|--|
| | L | |
| FILING FEE PAYMENT SLIP DATA | | |
| DOCUMENT NUMBER (OUR NUMBER) | | |
| SERVICE CODE | AMOUNT | DATE OF PAYMENT |
| APPLICANT DATA | | |
| CPF/CNPJ/INPI Nr. | | |
| NAME OR COMPANY NAME | | |
| ADDRESS | | |
| DISTRICT | | |
| CITY | | STATECOUNTRY CODE |
| ZIP CODE PHONE | Nr | FAX |
| E-MAIL | | |
| TRADEMARK DATA | | |
| SCOPE OF SEARCH | WORD COMPONENT AND/OR | DEVICE COMPONENT |
| WORD COMPONENT | | |
| | Γ | |
| | | |
| | | LABEL |
| Class [(NCL) (8)] | ! | |
| Device [CFE (4)] CATEGORY DIVISION SECTION | | _ |
| CATEGORY DIVISION SECTION | <u>.</u> [| |
| CATEGORY DIVISION SECTION | ī | |
| CATEGORY DIVISION SECTION | <u> </u> | |
| CATEGORY DIVISION SECTION | J | |
| Place & Date | Signa | ature & Seal |
| RESERVED FOR USE OF THE TM OFFIC | E (INPI) | |
| SEARCH CERTIFICATION | | |
| The TM Office hereby attests that: | | |
| No trademark registrations and/or ap | oplications were found in the request | ted search |
| The results of search are set out in the | e attached list, which is an integral p | part hereof and complements this information |

付属資料11 登録商標検索申請フォーム

| No. of pages: Word: | Device: | |
|-------------------------------|------------------------------|-------------------------|
| This search covers current TN | // regns/applns filed up to: | / for wordmarks |
| | | / for device/logo marks |
| Place & Date | | Signature & Seal |

| | | FILING RECEIPT AUTHENTICATION |
|--|--|---|
| TRADEMARK REGISTRATION A | APPLICATION FORM | |
| APPLICATION DATA | L | I |
| FILING | APPLICATION NUMBER | DATE |
| | | Day month year |
| FILING FEE PAYMENT SLIP DAT | ГА | |
| DOCUMENT NUMBER (OUR NUMBER |) | |
| SERVICE CODE | AMOUNT PAID | DATE OF PAYMENT |
| APPLICANT DATA | | |
| CPF/CNPJ/INPI Nr. | | |
| NAME OR COMPANY NAME | | |
| ADDRESS | | |
| DISTRICT | | |
| СІТУ | | STATE COUNTRY CODE |
| ZIP CODE | PHONE NR. | FAX |
| E-MAIL | | |
| TRADEMARK PARTICULARS | | |
| TYPE OF TRADEMARK 1 | NATURE 1 | |
| 1- WORD2- WORD + DEVICE3- DEVICE/LOGO4- THREE-DIMENSIONAL | 1- PRODUCTS 2- SERVICES 3- COLLECTIVE 4- CERTIFICATION | Label/Specimen |
| | | ı |
| WORDMARK OR WORDS THAT COMPRISE | WORD+DEVICE OR THREE-DIMENSIONAL T | TRADEMARK |
| | | |
| | | |
| | | |
| CLASS [NCL (8)] | l DEVICE CLASS [CFE (4 | CATEGORY DIVISION SECTION CATEGORY DIVISION SECTION |

付属資料12 商標登録申請フォーム

| Specification of Products/ Services | | |
|---|-------------------------------|----------------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| DADIC HAHOM DDIODITY CLAIM | | |
| PARIS UNION PRIORITY CLAIM | | |
| FILING DATE | APPLN/REGISTRATION NR. | COUNTRY CODE |
| DOCUMENTS ATTACHED | | |
| | | |
| FILING FEE PAYMENT SLIP POWER C | DF ATTORNEY LABELS/SPECIMENS | COPY OF APPLN/REGN |
| PRODUCTS/SERVICES FEATURES USE REGU | JLATION FOR DOCUMENTS RELATED | IN COUNTRY OF ORIGIN |
| TO BE CERTIFIED AND CONTROL COLLECTI | VE MARKS TO PRIORITY CLAIM | BRIEF DESCRIPTION OF |
| MEASURES | | THE 3D TRADEMARK |
| | | THE 3D TRADEINIARK |
| OTHERS (SPECIFY) | | |
| LINE OF BUSINESS STATEMENT | | |
| Company controlled (Art. 129 Davagraph 1 | ., Law No 9.279? YES | NO |
| Company controlled (Art. 128, Paragraph 1 | ., Law NO 9.279! | |
| | | |
| | | |
| | | |
| Registration of Articles with Board of Comr | marca or Notary Public Office | |
| Registration of Articles with board of Com | Herce of Notary Fublic Office | |
| Registry Filing Date | NrPublic | cation Date |
| | | |
| TM AGENT (API)/ATTORNEY DATA | | |
| API Nr State | Brazilian Bar (OAB) Nr. | |
| | | |
| Name | | |
| I HEREBY REPRESENT, SUBJECT TO PERJUR | RY, THAT THE FOREGOING INFORM | MATION IS TRUE |
| | | |
| Place & Date | Signature & S | Seal |
| SPACE RESERVED FOR USE OF THE TM OF | EICE (INDI) | |

TABLE OF INPI SERVICE FEES (Amounts expressed in Brazilian Reals)

| | | SERVICES OF TRADEMARK DIVI (TRADEMARK REGIS | | BAN | D № 1 | BAN | D № 2 | BAND |) Nº 3 |
|------|-------------|---|---|--------|--------------|--------|--------------|--------|--------------|
| Code | Sub Code | Service Description | Split | Fee 1 | Fee 2 (*) | Fee 1 | Fee 2 (*) | Fee 1 | Fee 2 (*) |
| 300 | - | Application of Product or Service Trademark (Word Mark) | - | 300,00 | 120,00 | 350,00 | 140,00 | 400,00 | 160,00 |
| 301 | - | Application of Product or Service Trademark (Logomark) | - | 300,00 | 120,00 | 350,00 | 140,00 | 400,00 | 160,00 |
| 302 | - | Application of Product or Service Trademark (Mixed) | - | 300,00 | 120,00 | 350,00 | 140,00 | 400,00 | 160,00 |
| 303 | - | Application of Product or Service Trademark (Tridimensional) | - | 300,00 | 120,00 | 350,00 | 140,00 | 400,00 | 160,00 |
| 304 | - | Application of Collective Trademark or Certification (Word Mark) | ÷ | 300,00 | 120,00 | 350,00 | 140,00 | 400,00 | 160,00 |
| 305 | - | Application of Collective Trademark or Certification (Logomark) | - | 300,00 | 120,00 | 350,00 | 140,00 | 400,00 | 160,00 |
| 306 | - | Application of Collective Trademark or Certification (Mixed) | - | 300,00 | 120,00 | 350,00 | 140,00 | 400,00 | 160,00 |
| 307 | - | Application of Collective Trademark or Certification (Tridimensional) | - | 300,00 | 120,00 | 350,00 | 140,00 | 400,00 | 160,00 |
| 332 | - | Challenge | - | 300,00 | 120,00 | | | 400,00 | 160,00 |
| 333 | 1 | Appeals | Against dismissal of Register Application | 400,00 | 160,00 | | | 520,00 | 210,00 |
| 333 | 2 | Appeals | Against partial dismissal of Register Application | 400,00 | 160,00 | | | 520,00 | 210,00 |
| 333 | 3 | Appeals | Against the decision that denies Motion | 400,00 | 160,00 | | | 520,00 | 210,00 |
| 333 | 4 | Appeals | Against decision to shelve Motion | 400,00 | 160,00 | | | 520,00 | 210,00 |
| 333 | 5 | Appeals | Against decision that adversely affected Motion | 400,00 | 160,00 | | | 520,00 | 210,00 |
| 333 | 6 | Appeals | Against decision not to grant Motion | 400,00 | 160,00 | | | 520,00 | 210,00 |
| 333 | 8 | Appeals | Against denial of Register Extension | 400,00 | 160,00 | | | 520,00 | 210,00 |
| 333 | 9 | Appeals | Against decision of Declaration of Lapse | 400,00 | 160,00 | | | 520,00 | 210,00 |
| 333 | 10 | Appeals | Against decision of Denial of Lapse | 400,00 | 160,00 | | | 520,00 | 210,00 |
| 333 | 11 | Appeals | Against decision of Partial Declaration of Lapse | 400,00 | 160,00 | | | 520,00 | 210,00 |

| 333 | 12 | Appeals | Against Decision of Partial Denial of Lapse | 400,00 | 160,00 | 520,00 | 210,0 |
|-----|----|--|--|--------|--------|--------|-------|
| 333 | 13 | Appeals | Against decision to Grant Annotation of Transfer | 400,00 | 160,00 | 520,00 | 210,0 |
| 333 | 14 | Appeals | Against decision to Deny Annotation of Transfer | 400,00 | 160,00 | 520,00 | 210,0 |
| 333 | 15 | Recursos | Against 'ex officio' (art.135) decision to shelve | 400,00 | 160,00 | 520,00 | 210,0 |
| 333 | 16 | Appeals | Against 'ex officio' (art.135) decision to Cancel | 400,00 | 160,00 | 520,00 | 210,0 |
| 336 | - | Administrative Proceeding of Nullity | - | 500,00 | 200,00 | 650,00 | 260,0 |
| 337 | - | Lapse | - | 500,00 | 200,00 | 650,00 | 260,0 |
| 338 | - | Compliance with Requirement derived from Formal Analyses | - | Isento | Isento | Isento | Isent |
| 339 | 1 | Replies | Reply or Defence in Challenge | 120,00 | 50,00 | 160,00 | 65,0 |
| 339 | 2 | Replies | Reply or Defence in Lapse | 120,00 | 50,00 | 160,00 | 65,0 |
| 339 | 3 | Replies | Reply or Defence in Administrative Proceeding of Nullity | 120,00 | 50,00 | 160,00 | 65,0 |
| 339 | 4 | Replies | Replies | 120,00 | 50,00 | 160,00 | 65,0 |
| 340 | 1 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Register Application | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |
| 340 | 2 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Challenge, requirement made to challenging party | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |
| 340 | 3 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Titleholding Transfer in Register Application | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |
| 340 | 4 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Register Titleholding Transfer | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |
| 340 | 5 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Change of Name or Trade Name in Register Application | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |
| 340 | 6 | Compliance with Requirement | Deriving from presentation of appeal in Register Application | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |
| 340 | 7 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Register appeal | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |
| 340 | 8 | Compliance with Requirement | Deriving from Lapse analyses | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |
| 340 | 9 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Administrative Proceeding of Nullity | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |
| 340 | 10 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Withdrawal of Register Application | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |
| 340 | 11 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Waiver to Register Application | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,0 |

| | <u>بر ان ا</u> | | | | | | |
|-----|----------------|---|--|--------|--------|--------|--------|
| 340 | 12 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Motion Compliance | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,00 |
| 340 | 13 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Change of Name or Trade Name in Register | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,00 |
| 340 | 14 | Compliance with Requirement | Deriving from analyses of Register Extension | 60,00 | 25,00 | 80,00 | 30,00 |
| 341 | 2 | Reestablishment of Term due to impedient of interested party | Regarding Register Application | 80,00 | - | 100,00 | - |
| 341 | 4 | Reestablishment of Term due to impedient of interested party | Regarding Register | 80,00 | - | 100,00 | - |
| 342 | 1 | Reestablishment of Term due to INPI's fault | Regarding Register Application | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |
| 342 | 2 | Reestablishment of Term due to INPI's fault | Regarding Register | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |
| 347 | - | Search Certificate by Title Holder | - | 30,00 | - | 40,00 | - |
| 348 | 1 | Change of Name, Trade Name, Registered Office and/or Address | Regarding Register Application | 30,00 | - | 40,00 | - |
| 348 | 2 | Change of Name, Trade Name, Registered Office and/or Address | Regarding Register | 30,00 | - | 40,00 | - |
| 349 | 1 | Annotation of Title Holder Transfer Application filed by e-Marcas ('e-Brands'): R\$ 150,00 fee for annotation of transfer regarding 1 (one) proceeding. Add R\$70.00 for each additional proceeding involved in the transfer, same assignor and assignee. Hard copy application: R\$ 200,00 fee for annotation of transfer regarding 1 (one) proceeding. Add R\$ 90,00 for each additional proceeding involved in the transfer, same assignor and assignee. | Annotation of Transfer by means of Assignment | 150,00 | - | 200,00 | - |
| 349 | 2 | Anotação de Transferência de Titular Petição encaminhada pelo e- Marcas: retribuição de R\$ 150,00 para a anotação de transferência relativa a 1 (um) processo. Para cada processo adicional envolvido na transferência deve-se somar R\$ 70,00, desde que cedente e cessionário sejam os mesmos. Petição encaminhada em papel: retribuição de R\$ 200,00 para a anotação de transferência relativa a 1 (um) processo. Para cada processo adicional envolvido na transferência devese somar R\$ 90,00, desde que cedente e cessionário sejam os mesmos. | Annotation of Transfer due to Spin-Off | 150,00 | - | 200,00 | - |

| | | | | | | | |
|-----|---|--|--|--------|---|--------|---|
| 349 | 3 | Anotação de Transferência de Titular Petição encaminhada pelo e- Marcas: retribuição de R\$ 150,00 para a anotação de transferência relativa a 1 (um) processo. Para cada processo adicional envolvido na transferê ncia deve-se somar R\$ 70,00, desde que cedente e cessionário sejam os mesmos. Petição encaminhada em papel: retribuição de R\$ 200,00 para a anotação de transferência relativa a 1 (um) processo. Para cada processo adicional envolvido na transferência deve- se somar R\$ 90,00, desde que cedente e cessionário sejam os mesmos. | Annotation of Transfer due to Merger or Amalgamation | 150,00 | - | 200,00 | - |
| 349 | 4 | Anotação de Transferência de Titular Petição encaminhada pelo e- Marcas: retribuição de R\$ 150,00 para a anotação de transferência relativa a 1 (um) processo. Para cada processo adicional envolvido na transferência deve-se somar R\$ 70,00, desde que cedente e cessionário sejam os mesmos. Petição encaminhada em papel: retribuição de R\$ 200,00 para a anotação de transferência relativa a 1 (um) processo. Para cada processo adicional envolvido na transferência devese somar R\$ 90,00, desde que cedente e cessionário sejam os mesmos. | Annotation of transfer due to probate or will succession | 150,00 | - | 200,00 | - |
| 349 | 5 | Anotação de Transferência de Titular Petição encaminhada pelo e-Marcas: retribuição de R\$ 150,00 para a anotação de transferência relativa a 1 (um) processo. Para cada processo adicional envolvido na transferência deve-se somar R\$ 70,00, desde que cedente e cessionário sejam os mesmos. Petição encaminhada em papel: retribuição de R\$ 200,00 para a anotação de transferência relativa a 1 (um) processo. Para cada processo adicional envolvido na transferência devese somar R\$ 90,00, desde que cedente e cessionário sejam os mesmos. | Annotation of Transfer due to bankruptcy | 150,00 | - | 200,00 | - |
| 350 | 1 | Proceeding Development Certificates | To Register Application | 70,00 | - | 70,00 | - |
| 350 | 2 | Proceeding Development Certificates | To Register | 70,00 | - | 70,00 | - |

| 351 | _ | Issuance of copy of Certificate of | - | 120,00 | _ | | 120,00 | - |
|-----|---|--|---|----------|--------|----------|----------|----------|
| | | Trademark Register | | , | | <u> </u> | , | |
| 352 | 1 | Official Copy | To Register Application | 120,00 | - | _ | 150,00 | - |
| 352 | 2 | Official Copy | To Register | 120,00 | - | - | 150,00 | - |
| 355 | 1 | Withdrawal or Waiver | Withdrawal of Register Application | Exempt | Exempt | | Exempt | Exempt |
| 355 | 2 | Withdrawal or Waiver | Waiver to Register | Exempt | Exempt | <u>_</u> | Exempt | Exempt |
| 356 | - | Evidence of Payment of Fee (also in compliance with requirement) | - | Exempt | Exempt | | Exempt | Exempt |
| 357 | - | Consultation to the Commission of Product and Service Classification, pursuant to the International Classification of Nice e-Marcas filing: R\$ 145,00 fee for up to 5 (five) products or services. Above that, add R\$ 18,00 for each additional product or service to be classified. Hard copy filing: R\$ 190,00 fee for up to 5 (five) products or services. Above that, add R\$ 23,00 for each additional | - | 145,00 | - | | 190,00 | - |
| 358 | - | product or service to be classified. Consultation to Comission of Classification of Logomark Elements, pursuant to the Viena Classification (fee for classification of figure of logomarkr, mixed or tridimensional elements) | - | 145,00 | - | | 190,00 | - |
| 359 | - | Challenge due to High Prestige | - | 1.200,00 | - | | 1.560,00 | - |
| 360 | - | Administrative Proceeding based on High Prestige | - | 2.490,00 | - | | 3.240,00 | - |
| 361 | 1 | Reply based on High Prestige | At Challenge Level based on High Prestige | 600,00 | 240,00 | | 780,00 | 310,00 |
| 361 | 2 | Reply based on High Prestige | At level of Administrative Proceeding of Nullity based on High Prestige | 600,00 | 240,00 | | 780,00 | 310,00 |
| 362 | - | Appeals based on High Prestige | - | 1.980,00 | 790,00 | | 2.580,00 | 1.030,00 |
| 363 | 1 | Other Motions | Amendment to Challenge | 60,00 | - | | 80,00 | - |
| 363 | 2 | Other Motions | Presentation of Power of Attorney | 60,00 | - | | 80,00 | - |
| 363 | 3 | Other Motions | Removal of attorney in fact | 60,00 | - | | 80,00 | - |
| 363 | 4 | Other Motions | Application for INPI record correction owed to inconsistency of information responsibility attributed to interested party | 60,00 | - | | 80,00 | - |
| 363 | 5 | Other Motions | Presentation of translated documents concerning Register Application | 60,00 | - | | 80,00 | - |

| 363 | 6 | Other Motions | Presentation of documents of Union Priority | 60,00 | - | 80,00 | - |
|-----|----|--|---|--------|--------|--------|--------|
| 363 | 7 | Other Motions | Supplementary request of Union Priority | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 8 | Other Motions | Annotation of Encumbrance in Register Application | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 11 | Other Motions | Application for INPI record correction owed to inconsistency of information responsibility attributed to interested party | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 13 | Other Motions | Amendment to Lapse reply | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 14 | Other Motions | Amendment to Administrative Proceeding of Nullity reply | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 15 | Other Motions | Amendment to compliance with Register Application requirement | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 16 | Other Motionss | Amendment to compliance with Register requirement | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 17 | Other Motions | Amendment to compliance with Lapse requirement | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 18 | Other Motions | Amendment to Administrative Proceeding of Nullity requirement | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 19 | Other Motions | Annotation of Encumbrance in Register | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 20 | Other Motionss | Presentation of supplementary documents in Application for Register of Collective Brand | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 21 | Other Motions | Presentation of supplementary documents in Application for Register of Brand of Certification Certificação | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 22 | Other Motions | Presentation of translated documents concerning Register | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 23 | Other Motions | Appointment of attorney in fact | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 24 | Other Motions | Destituição e nomeação de novo procurador | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 25 | Other Motions | Renúncia ao mandato de procuração | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 363 | 26 | Other Motions | Other Motions | 60,00 | - | 80,00 | - |
| 366 | 1 | Application for correction of error in RPI Industrial <i>Property Gazette</i> ") publication | Concerning Register Applications | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |
| 366 | 2 | Application for correction of error in RPI ("Intellectual Property Gazette") publication | Concerning Register | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |
| 367 | 1 | Reinstatement of Application Proceeding | Concerning Register Applications | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |

| 367 | 2 | Reinstatement of Application Proceeding | Concerning Register | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |
|-----|---|--|---|----------|--------|----------|--------|
| 368 | - | Withdrawal of Administrative Proceeding of Nullity | - | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |
| 369 | - | Withdrawal of Challenge | - | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |
| 370 | - | Withdrawal of Lapse | - | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |
| 371 | - | Withdrawal of Transfer | - | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |
| 372 | - | First ten years of validity of Trademark paid within ordinary period and issuance of Register Certificate | - | 630,00 | 250,00 | 630,00 | 250,00 |
| 373 | - | First ten years of validity of Trademark paid within extraordinary period and issuance of Register Certificate | - | 940,00 | 375,00 | 940,00 | 375,00 |
| 374 | - | Extension of Trademark Register, paid within the ordinary period and issuance of Certificate of Register | - | 900,00 | 360,00 | 900,00 | 360,00 |
| 375 | - | Extension of Trademark Register, paid within the extraordinary period and issuance of Certificate of Register | - | 1.360,00 | 545,00 | 1.360,00 | 545,00 |
| 376 | - | Replies | Reply about opinion expressed at appeal level | Exempt | Exempt | Exempt | Exempt |
| 377 | - | Trademark Search Certificate by class | - | 50,00 | - | 65,00 | - |
| 824 | 3 | Simple xerox copy R\$ 6,00 fee for up to 4 (four) pages. Above that, add R\$ 0,20 per page. After final analyses of the fee, use service 800, "Fee Supplementation" to pay for full service. | - | 6,00 | - | 6,00 | - |
| 825 | 3 | Certified copy R\$ 12,00 for up to 4 (four) pages. Above that, add R\$ 0,40 per page. After final analyses of the fee, use service 800, "Fee Supplementation" to pay for full service. | - | 12,00 | - | 12,00 | - |

Band nº 1: amounts indicated in Band nº 1 refer exclusively to Motions sent via e-Marcas and Register Applications sent via the same system, in which applicants choose to specify products and services based on pre-defined list of the International Classification of Nice, and complementary list prepared by INPI. These amounts are entitled to a minimum discount of 25% over the amounts indicated in Band nº 3.

Band nº 2: amounts indicated in Band nº 2 refer exclusively to Motions sent via e-Marcas and Register Applications sent via the same system, in which applicants specify products and services freely. These amounts are entitled to a minimum discount of 12% over the amounts indicated in Band nº 3.

Note: INPI's Chairman will decide upon the validity of band nº 2, in Brand Division services, owing to technical adjustments related to the implementation of free specification of products and services in the e-Marcas forms.

Band nº 3: amounts indicated in band nº 3 refer exclusively to Motions and Register Applications forwarded in hard copy.

Note: for services related to first ten years of validity of Brand paid within the ordinary period and Issuance of Certificate of Register; first ten years of validity of Brand paid within extraordinary period and Issuance of Certificate of Register; Extension of Brand Register paid within the ordinary period; Extension of Brand Register paid within extraordinary period; Certificate of Development of Proceeding; Evidence of payment of Fee; and issuance of copy of Certificate of Brand Register - no difference since such services do not require filling out electronic forms.

| GENERAL ADMINISTRATION SERVICES | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|-------------------------|-----------|--|--|--|--|--|
| Code | Description of Service | Fee 1 | Fee 2 (*) | | | | | |
| 800 | Fee Supplement Use this service to supplement all defficiencies in fees paid or required to be updated, adding other fees, as the case may be. For instance, when supplementation derives from requirement, the applicable compliance fee must be paid, using one form for each service. The initial or preliminary Payment Form must be informed ("Our number") ("Nosso Número"). | Varies | - | | | | | |
| 801 | Fee Refund Use this service to apply for refund of undue or overpaid fee. The initial or preliminary Payment Form must be informed ("Our number") ("Nosso Número"). | 25,00 | - | | | | | |
| 802 | Remmittance of official fees payable over application of international patent pursuant to the Patent Cooperation Treaty (PCT) | Varies | - | | | | | |
| 821 | Other motions | 60,00 | - | | | | | |
| - | Print outs, Publications and Copies | Price in specific Table | - | | | | | |

^(*) Fee 2:reduction of 60% of the value of the fee when application is made by: individuals, individual micro entrepreneurs, microcompanies, small companies and cooperatives as defined by law; teaching and research institutes; not for profit organizations and public entities as defined in this Resolution.

| PRINTOUTS, PUBLICATIONS AND COPIES | | | | | | | |
|------------------------------------|---|-------|--|--|--|--|--|
| Code | Fee | | | | | | |
| 803 | Industrial Property Magazine (Paper) -issue | 35,00 | | | | | |
| 804 | Industrial Property Magazine (CD Rom) -issue | 18,00 | | | | | |
| 809 | Forms in pads of 100 (one hundred) pages - Trademarks and Patents | 17,00 | | | | | |
| 810 | Forms in pads of 100 (one hundred) pages - Transfer of Technology | 17,00 | | | | | |
| 812 | Industrial Property Act (9.279 / 96) | 7,00 | | | | | |



PROTOCOLO

| IDENTIFICATION OF ADDITION / RECISTRATION | | | | | | | | | |
|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| IDENTIFICATION OF APPLICATION / REGISTRATION | | | | | | | | | |
| Application Registration Nr. | Date | | | | | | | | |
| NCL (8) | day month Year | | | | | | | | |
| FILING FEE PAYMENT SLIP INFORMATION | | | | | | | | | |
| SLIP 1 – Number of document (our number) | | | | | | | | | |
| Service Code Amount pa | paid Date of payment | | | | | | | | |
| SLIP 2 – Number of document (our number) | | | | | | | | | |
| Service Code Amount pa | paid Date of payment | | | | | | | | |
| APPLICANT INFORMATION | | | | | | | | | |
| CPF/CNPJ/INPI Nr. | | | | | | | | | |
| Name or Company Name | | | | | | | | | |
| Address | | | | | | | | | |
| District | | | | | | | | | |
| City | State Country Code | | | | | | | | |
| CEP Phone Nr. | FAX | | | | | | | | |
| E-MAIL | | | | | | | | | |
| MATTER / DOCUMENTS ATTACHED | | | | | | | | | |
| MATTER | DOCUMENTS ATTACHED | | | | | | | | |
| Certified Copy of Certificate | Application fee payment slip | | | | | | | | |
| Change of Address or of Head Offices | Power of Attorney | | | | | | | | |
| Change of Name | Labels | | | | | | | | |
| Forfeiture | Documents Related to Priority Claim | | | | | | | | |
| Opposition to Official Requirement | Line of Business in Country of Origin | | | | | | | | |
| Certified Copy | Current Articles/By-laws | | | | | | | | |
| Compliance with Official Requirement | Regulation for Use of Collective Trademark | | | | | | | | |
| Withdrawal of Registration Application | Registration Certificate for Recordal | | | | | | | | |
| Issuance of Registration Certificate | Features of Product / Service claimed | | | | | | | | |
| 10-year protection period | Certification and Control Measures | | | | | | | | |
| Administrative Cancellation | Evidence of use in Objection to Forefeiture Request | | | | | | | | |
| Opposition | Assignment Documents | | | | | | | | |
| Renewal of Registration and 10-year Protection | Others (specify): | | | | | | | | |
| Subsequente | | | | | | | | | |
| Renewal (Stockholm Revision) | | | | | | | | | |

| Appeal | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| Waiver of Registration | | | | | | | | |
| Assignment | | | | | | | | |
| Others (specify): | | | | | | | | |
| Decision published in the RPI (TM Office Bulletin) Nr. dated | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| SPECIFICATION OF PRODUCTS / SERVICES | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| BUSINESS ACTIVITY STATEMENT | | | | | | | | |
| Controlling company in accordance with article 128, pgf 1 of Law 9.279 ? YES NO | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| Registration with the Board of Commerce or Notary Office | | | | | | | | |
| Abbre <u>v.</u> Date of Filing Nr Public. D <u>ate (DO)</u> | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| INFORMATION ON THE ATTORNEY-IN-FACT | | | | | | | | |
| Enrollment API State Brazilian Bar (OAB) nr | | | | | | | | |
| Name | | | | | | | | |
| I REPRESENT, SUBJECT TO THE PENALTIES OF THE LAW, THAT THE FOREGOING INFO IS TRUE | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| Place / Date Signature & Stamp | | | | | | | | |

付属資料14 商標関連申請フォーム

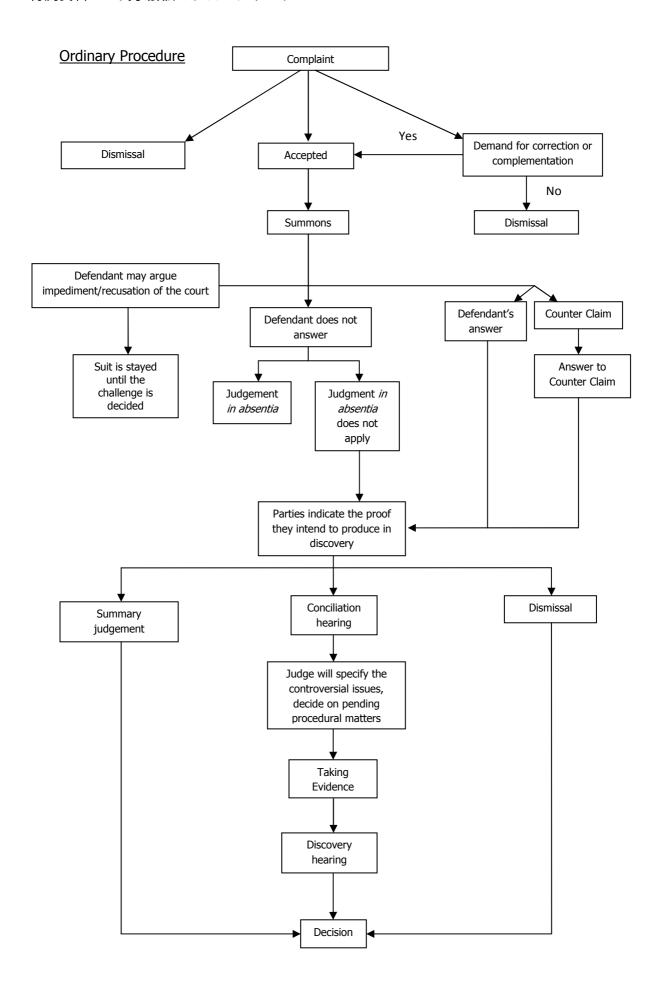
付属資料15 2010年の模倣品等の押収状況推移(月別)

MINISTÉRIO DA FAZENDA Secretaria da Receita Federal do Brasil

Apreensões Registradas em 2010 Valores mensais, por Região Fiscal (em reais)

Com Estorno em Regime de Competência e sem GR

| TOTAL | 51.051.894,05 | 28.451.853,91 | 13.642.471,68 | 6.234.218,95 | 8.932.280,69 | 24.448.333,27 | 167.050.740,12 | 274.605.432,21 | 182.842.444,86 | 23.854.023,36 | 781.113.693,10 |
|---------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------------------|----------------|---|-----------------------------|---------------|-------------------------------|
| DEZ | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 0,00 | 00'0 | 00,00 | 00'0 |
| NOV | 00'0 | 00,00 | 00,00 | 00,00 | 00,0 | 00,0 | 00,0 | 00,0 | 00,0 | 00,00 | 00,0 |
| DUT | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 |
| SET | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 |
| AGO | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 | 00'0 |
| JUL | 11.794.542,66 | 12.906.501,61 | 9.309.593,91 | 1.662.695,73 | 28.265,00 | 2.242.293,75 | 10.328.756,53 | 29.857.455,98 | 26.528.457,12 | 3.994.727,73 | 108.653.290,02 |
| NOC | 7.057.009,95 | 2.751.142,66 | 750.264,93 | 946.471,97 | 318.906,57 | 967.171,44 | 7.288.404,73 | 62.383.163,58 | 26.860.693,52 | 3.958.328,91 | 113.281.558,26 |
| MAI | 6.594.270,20 | 4.821.252,88 | 1.581.279,67 | 912.230,18 | 6.014.438,50 | 2.182.496,61 | 47.254.274,17 | 46.132.466,55 | 30.941.300,04 | 3.238.876,66 | 149.672.885,46 |
| ABR | 5.519.935,28 | 1.721.394,45 | 247.170,96 | 1.139.510,16 | 483.971,55 | 3.115.622,70 | 43.982.627,35 | 26.146.707,53 | 26.926.600,12 | 4.395.343,16 | 149.393.596,48 113.678.883,26 |
| MAR | 7.127.187,64 | 2.808.816,16 | 558.961,42 | 463.758,34 | 1.627.895,83 | 1.282.870,64 | 24.954.402,74 | 74.047.092,62 | 32.404.721,99 | 4.117.889,10 | 149.393.596,48 |
| FEV | 9.335.503,28 | 796.689,46 | 399.030,39 | 1.085.782,37 | 411.776,86 | 583.107,58 14.074.770,55 | 9.941.053,29 | 17.152.631,77 18.885.914,18 74.047.092,62 | 11.159.626,71 28.021.045,36 | 2.288.335,33 | 61.193.578,55 85.239.901,07 |
| JAN | 3.623.445,04 | 2.646.056,69 | 796.170,40 | 23.770,20 | 47.026,38 | 583.107,58 | 23.301.221,31 | 17.152.631,77 | 11.159.626,71 | 1.860.522,47 | 61.193.578,55 |
| RF | - | 2 | m | 4 | ω | 9 | _ | 00 | 0 | 10 | Total |



連邦裁判費用

連邦裁判費用の支払いは、連邦裁判所の DARF(連邦納税書)を用いて行い、訴訟 又は控訴の提起時に書類の一つとして添付しなければならない。DARF のそれぞれに提 起した訴訟の種別を示す個別の番号が記載されている。

連邦司法手数料の法的根拠は、民事・刑事訴訟規則第 278/2007 号、控訴規則第 64/2005 号、被告控訴に関する規則第 296/2007 号及び第 402/2010 号並びに CPC (民事手続法) 第 557 条第 2 号、STJ への控訴に関する STJ (最高司法裁判所) 決議第 4/2010 号及び STF への控訴に関する STF (最高連邦裁判所) 決議第 296/2007 号である。

民事訴訟に関する司法手数料は、常に係争中の問題の価額の1%である。ただし、その金額がDARFの最低額、すなわち10UFIR(基準租税単位、定期的に改訂される)相当額であって、現在は合計10.64レアルを下回る場合は、この限りでない。これに対して、係争中の問題の価額の1%が1800UFIR(現在、1915.38レアル)を上回る場合は、手数料は最高額1800UFIRに基づき支払うものとする。

予防的訴訟手続の司法手数料は、係争中の問題の価額の 0.5% 又は最低額 5 UFIR (5.32 レアル) 及び最高額 900 UFIR (957.69 レアル) となる。

刑事訴訟の司法手数料は、280 UFIR (297.95 レアル)となり、有罪を宣告された場合に、被告が支払う。刑事私訴の司法手数料は、100 UFIR (106.41 レアル)となる。

通知書、呼出状(裁判通告書)及び差止命令による救済の司法手数料は、50 UFIR (53.20 レアル) となる。

控訴の手数料は8レアルであり、これは上級審への事件要録の送付の手数料である。ただし、抗告の手数料は64.26レアルで、これに8レアルの送付料が加算される。STJへの控訴の手数料は105.90レアルであり、これに事件要録のページ数により算定される金額が加算される(決議第4/2010 号。STFへの上訴に関しては、手数料は121.90レアルであり、これに事件要録のページ数により算定される金額が加算される(決議第431/2010 号。

連邦高等裁判所による判決

連邦高等裁判所に対する特別上訴(連邦高等裁判所第 609.047 - SP 号 (2003/0193287-4)

上訴人: American Home Products Corporation 他 (AHP)

被上訴人: LDZ Comércio Importação e Exportação Ltda. (LDZ)

判事: Luis Felipe Salomão

この事件では、マルチビタミン錠剤「CENTRUM」の製造者 AHP が、ブラジルにおけるブランドの権利者の American Cynamid Company、当該製品のブラジルにおける独占製造販売権を有する企業の Laboratórios Wyeth-Whitehall Ltda と共同で、LDZ を相手取り提訴した。控訴人は、被告が必要な許可を得ることなく、AHP のオリジナル製品の輸入・販売を行っており、従って不正競争を行い、産業財産権を侵害していると主張し、また LDZ に対し CENTRUM の名称又は類似名称を付した製品の販売を中止するよう、また中止しない場合は、罰金を課すよう請求した。

予審判事は、被告(被上訴人)の製品が合法にブラジル市場に出されたものであり、かつ AHP の許可を得ていることから、原告(上訴人)の権利は侵害されていないと解釈し、訴えを棄却した。原告は控訴を提起し、控訴裁判所は、LDZ の販売した製品は別の国内の企業から取得したものであり、この企業はほぼ確実に当該製品を合法に輸入しているとの主張を再び取り上げて、これを棄却した。控訴裁判所は、事業の違法性が証明されていないため、LDZ による当該製品の販売を阻止することはできないと判示した。

争点は、American Home Products Corporation の製品の並行輸入が可能であるのかという点であった。同社のブランドは、ブラジルでは American Cyanamid Company に帰属しており、さらに American Cyanamid Company は Laboratórios Wyeth-Whitehall Ltda と独占製造販売契約を締結していた。

いわゆる並行輸入は、製品の製造者と産業財産権の保有者が構築した選択的販売システムと並行して行われるものである。オリジナル製品は、輸入国における商標所有者の同意を得ることなくブラジルに入ってきており、また同一のオリジナルブランド名を表示し、外国における商標権の所有者又はその同意を得ている者の許可を得て市場に出されていた。

もっとも、並行輸入が必ずしも違法ではなく、また取引の名前のつけ方がまさに誤解を生じるものであったことに注目すべきである。オリジナル製品は、商標権所有者又は商標権に対する権利を与えられた者からの輸入許可を受けてブラジル市場に入っている。

さらに、製造者/海外の商標所有者又はその同意を得た者と締結された契約に関連して 合法な並行輸入が行われたことを考慮すれば、商標所有者は当該製品を取得した者に対 して再販売について制限を課すことはできない。製品を市場に出すことで、商標所有者 の産業財産権は消尽される。このことは、ブラジルにおける商標所有者が海外の商標所 有者と異なる場合でも変わらない。従って、商標所有者又はその合法な実施権者が当該 ブランドを付した製品を販売した場合には、その購入者が製品を再販売することを阻止 することはできない。

上記の理由のため、特別上訴は棄却された。

* * *

サンパウロ控訴裁判所による判決

控訴第 379.317.4/1-00 号

控訴人: Alfcigar Comercial Ltda. (ALFCIGAR) (編者注:第1審の被告、控訴審の控訴人)

被控訴人: Corporación Habanos S.A. (HABANOS), CEMI Ltda.及び Puro Cigar de Havana Representações Ltda. (編者注:第1審の原告、控訴審の被控訴人)

判事: José Roberto Bedran

この事件では、原告 HABANOS の同意を得ることなく、被告 ALFCIGAR が市販した製品の捜索押収処分の確認及び確定を求めて、HABANOS 他の被控訴人が競争制限特約訴訟及び予防的訴訟を提起し、予審判事はこれを理由ありとし、これが履行されない場合は、1日当たりで課される罰金及び補償の支払いを課すものとした。

ALFCIGAR は、主に物品の違法な出所との申立てには十分な証拠がないと申立て、控訴した。控訴は次の理由から棄却された。

Corporación Habanos S.A.が世界各地のキューバ製タバコに由来するブランドの権利を所有するとの事実には争いがないと見なされた。これは、同社が 44 件の登録および 37 件の登録出願を行っており、またそれらのブラジル国内での販売及び流通を管理する権利の所有者でもあるとの理由による。共同原告の CEMI 及び Puro Cigar は、ブラジル国内での独占販売代理店契約を締結しており、これに利害関係を有する。1996 年の法律第 9279 号 (編者注:産業財産法) 第 129 条に従って、(登録商標の) 所有権により、HABANOS にはブラジル全土における独占権が与えられている。

1996 年の法律第 9279 号第 132 条(III)は、次の通り規定している。「商標権者は、第 68 条 (3) 及び (4) に規定されている場合を除いて、商標権者により又はその同意を 得た者により、国内市場に出された製品について、その自由な流通を妨げることはできない。」この規定に基づけば、権利者の排他的権利には例外があり、そして特許所有者 又はその同意を得た者により直接市場に出された製品につき強制ライセンスが供与される場合には、並行輸入は許容されることが分かる。従って、強制ライセンスが供与される場合に、並行輸入は認められると解釈することができる。それ以外には、ブラジルの法制度では、輸入品の商標の権利者が明示に許可する場合にのみ、並行輸入を認めて

いる。

最後に、商標権者から事前に同意を得ないでその商標の貼付された製品を販売する行為は、商標及び原告の権利が侵害されたことの十分な証拠であり、実際の製品の製造者が誰かを追求することは重要ではない。

この判決に対して控訴が提起されたが、サンパウロ州控訴裁判所はこれを棄却した。 この判断に対しても同様に上訴が提起され、現在、判決が待たれている。

* * *

サンパウロ控訴裁判所による決定

抗告第 656.238-4/0-00 号

抗告人: New Way Indústria e comércio de Calçados Ltda. (NEW WAY)

被抗告人: Grendene S/A (GRENDENE)

判事: José Roberto Bedran

この事件は、違法行為を阻止するための差止めと損害賠償請求に関連して、GRENDENE が NEW WAY を相手取って提訴したものである。仮決定では、事前救済が認められ、紛争の対象となったモデルと同一の特徴を有する靴の製造、宣伝、販売の申し出及び市販を直ちに停止することが NEW WAY に命じられ、またこれを履行しない場合は、1日当たり 20.000 レアルの罰金を課すとされた。当該モデルは、INPI における意匠登録簿への出願の対象物である。

救済により回復不能な損害が生じるとの主張により、救済の取消を目指して、この決定 に対する抗告が提起された。

抗告は、完全な救済を認めるための条件のすべては満たされていないとの解釈に基づき、 多数決により認められた。被控訴人の主張は、妥当でなく、そのため更なる証拠の開示 が求められる。不明瞭な証拠及び主張の真実性は立証されず、また事前救済が認められ るために不可欠な、回復不能な損害又は回復の困難性も根拠を欠いていた。

さらに、裁判官の解釈では、本案訴訟の対象が NEW WAY の商業活動の一部である製品に関連するものであるとの事実に基づき、回復不能な損害の危険が存在するとの主張は部分的に失当と考えることができるとされた。

これらの理由から、抗告は多数決により認容され、救済措置は取消された。もっと も、差押えられる蓋然性の高い製品は、実効的な証拠開示の期間の延期を確保するため に返却されない。この事件は、いまも審理中である。



MINISTÉRIO DO DESENVOLVIMENTO, INDÚSTRIA E COMÉRCIO EXTERIOR INSTITUTO NACIONAL DA PROPRIEDADE INDUSTRIAL DIRETORIA DE MARCAS

ALTO RENOME RECONHECIDO

HOLLYWOOD





3 M

CICA

KIBON

NATURA

MOÇA

AYMORÉ

VISA

NINHO

FIAT



ITAPEMIRIM

TOYOTA

LACTA



SKOL

VOLKSWAGEN



INTEL

AZALÉIA

OLYMPIKUS







PETROBRAS BRAHMA



MERCEDES-BENZ





CHICA-BON

BANCO DO BRASIL

CORAL

HELLMANN'S

DIAMANTE NEGRO

PLAYBOY





DERBY

TRAMONTINA

HAVAIANA



[特許庁委託] 模倣対策マニュアル ブラジル編

[著者]

Ana Saito da Costa Karina Hata

Mário Massanori Iwamizu

LAUTENSCHLEGER, ROMEIRO e IWAMIZU Advogados

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課 〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階 TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2011 年 1 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。